


あなたの未来を強くする

 住友生命



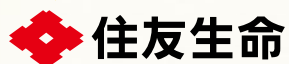
Report Sumisei

平成23年度決算のご報告
[CSRレポート統合版]

2012



あなたの未来を強くする



お客さまの未来を強くする

「4つの先進の価値」を実現していくことを
お約束しております。

“いつも、いつまでも続く”

先進のコンサルティングと
サービスを提供します。

一歩先行く

“感動品質”

のお客さま対応を
目指します。

“強く生きる”

ための先進的な
商品を提供します。

“健康な人生・
豊かで明るいシニアライフ”
を応援する、
進化するサポートプログラム
を実現します。

Contents

経営基本方針

- 1
- ・社長メッセージ
 - ・ブランド戦略の取組み
 - ・東日本大震災への対応

2

平成23年度の業績

- 2
- ・販売実績
 - ・収益の状況
 - ・ストック・健全性の状況
 - ・資産運用の状況（一般勘定）

9

住友生命のCSR

- 3
- ・特集
 - ・お客さま満足の向上
 - ・ビジネスパートナーとの共生
 - ・従業員の働きがい
 - ・豊かな社会づくり
 - ・地球環境の保護

17

CSRを支える経営体制

- 4
- ・コーポレートガバナンス
 - ・経営管理体制
 - ・内部統制システムの整備
 - ・コンプライアンスへの取組み
 - ・個人情報保護への取組み
 - ・リスク管理体制
 - ・積極的なディスクロージャー

57

データ編

- 5
- ・平成23年度決算の概況
 - ・データ編

73

組織の概要

- 6
- ・組織の概要
 - ・各種索引

179

経営の要旨

- 一．我社の事業は共存共栄相互扶助の理念に基いて
その強固隆盛を図り社会公共の福祉に貢献することを期する
- 二．我社の事業は信用を重んじ确实を旨とする
- 三．我社の事業は時勢の変遷事態の緩急を計り弛張興替するも
冷静克く進取不屈の精神を堅持し大局を誤ることなきを期する

CSR経営方針

住友生命は保険事業の健全な運営とその発展を通じて、
豊かで明るい長寿社会の実現に貢献します。

この理念のもと、誠実な業務遂行・健全な財務基盤を通じ、お客さまをはじめとした
各ステークホルダーに最も信頼・支持され、持続的・安定的に成長する会社を目指します。

お客さまへ

お客さまからの信頼をあらゆる活動の起点とし、保険事業の健全な運営を通じて、一人ひとりに最適な生活保障サービスを提供します。

ビジネスパートナーへ

ビジネスパートナーの信頼・支持を得て、ともに社会的責任を果たします。

従業員へ

従業員一人ひとりが誇りと自信をもっていきいきと働き続けられる会社づくりに取り組みます。自由闊達でチャレンジ意欲あふれる組織風土を大切にします。

社会へ

社会の一員としての役割と責任を認識し、健康で心豊かな社会づくりと地域社会・国際社会の発展に貢献します。

地球環境へ

健康な暮らしを支えるため、事業活動において常に地球環境への影響に配慮し、その保護に積極的に取り組みます。

※ CSR=Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任

住友生命ブランドビジョン

「理想の会社を創ろう」。この創業の決意から住友生命は生まれました。

それから百年の時を超えて、住友生命は「住友」の信頼と「お客さまの人生を守る」という使命感をもって、歩みを続けてきました。

その間、世の中は大きく変わりました。しかし、私たちは「伝統と革新」の志をもって、その時代、時代にあった「理想の会社」の姿を追い求めてきました。

今また、時代は大きく動いています。世の中には漠然とした不安感が広がっています。

こういう時こそ住友生命の出番です。生命保険は人々が人生の不安を解消し、自信と希望をもって、「力強く」未来に進むための大きな「力」になるものだからです。

だから、私たちはもう一度、将来に向かって新しい「理想の会社」づくりを始めます。

新しい「理想の会社」の姿とは、住友生命の強みである「伝統と革新」の志を発揮して、保険の「新しい」を次々と実現し、心を込めて真っ先にお客さまにお届けしていく会社です。

「新しい」とは単なる思い付きや目新しさではありません。

お客さまの強い未来につながる「本物の価値」、そして社会にとって真に価値ある「新しいスタンダード」づくりを担うこと。

これは百年を超える歩みの中で、大手生保の枠を越えて挑戦すること、革新することを続けてきた住友生命だからこそできることです。

**お客さまの「未来を強くする」ために、
私たちは4つの「先進の価値」を実現していきます。**

- “いつも、いつまでも続く” 先進のコンサルティング&サービス
- “強く生きる” ための商品開発で業界をリードする
- 一步先行く“感動品質”のお客さま対応
- “健康な人生・豊かで明るいシニアライフ”を応援する進化するサポートプログラム

これは、住友生命がお客さまにとって、そして社会にとってもっと魅力ある会社となるための、そして、職員がこの仕事に携わっていることに一層誇りを持つ会社になるための挑戦でもあります。

合言葉は「あなたの未来を強くする」。

私たちはこの新しい挑戦を始めます。

住友生命の概要

【正式名称】	住友生命保険相互会社 SUMITOMO LIFE INSURANCE COMPANY
【創業】	明治40年(1907年)5月
【本社所在地】	本社:〒540-8512 大阪府大阪市中央区城見1-4-35 TEL.(06)6937-1435 東京本社:〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24 TEL.(03)5550-1100 (ホームページ)http://www.sumitomolife.co.jp
【代表取締役社長】	佐藤義雄
【従業員数】	42,953名(職員11,497名、営業職員31,456名)
【営業拠点数】*	支社71、支部1,567
【資産状況】	総資産 23兆9,630億円
【負債状況】	保険契約準備金 22兆918億円(うち責任準備金21兆6,867億円)
【資本状況】	基金 5,390億円(基金償却積立金を含む)
【収支状況】	保険料等収入 2兆5,943億円(平成23年4月～平成24年3月) 保険金等支払金 1兆8,945億円(平成23年4月～平成24年3月)
【保有契約】	個人保険 1兆4,550億円
【年換算保険料】	個人年金保険 7,324億円
【保有契約高】	個人保険 102兆7,316億円 個人年金保険 13兆4,469億円 団体保険 32兆3,709億円 団体年金保険 2兆4,630億円 (平成24年3月31日現在)



本社



東京本社

*上記の他、販売機能に重点を置いた組織として、本社組織である事業部を11店、支社傘下の組織である営業支社を6店設置しています。

平成23年度決算の概況

<直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標>

(単位:百万円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益	3,289,813	3,604,842	4,026,050	3,647,344	3,338,428
経常利益	109,207	103,738	155,786	155,321	204,057
基礎利益	238,153	148,562	386,817	265,230	331,819
当期純剰余	89,965	106,408	108,616	110,322	109,956
基金の総額(注1)	369,000	369,000	369,000	439,000	539,000
総資産	23,382,567	22,609,749	23,018,316	23,736,871	23,963,043
うち特別勘定資産	2,741,745	2,612,125	3,276,905	3,087,203	3,010,983
責任準備金残高	19,672,951	19,287,447	20,369,636	21,147,790	21,686,794
貸付金残高	4,057,938	3,869,177	3,443,887	3,171,361	2,887,447
有価証券残高	16,024,737	15,792,810	17,116,912	18,068,631	18,843,387
ソルベンシー・マージン比率(注2)	1,030.7%	837.2%	955.1%	1,002.2% (636.5%)	708.6%
剰余金処分対象額に占める 社員配当準備金等の積立割合(注3)	99.8%	77.5%	99.9%	97.0%	100.1%
従業員数	43,434名	44,546名	45,281名	42,366名	42,953名
社員数(契約者数)(注4)	7,409,345名	7,255,703名	7,155,151名	7,046,316名	6,931,576名
保有契約高(注5)	178,834,952	170,884,334	162,918,990	154,988,290	148,549,597
個人保険	132,342,906	124,088,951	116,114,618	109,125,950	102,731,692
個人年金保険	12,608,431	12,892,684	13,320,273	13,298,245	13,446,916
団体保険	33,883,614	33,902,697	33,484,098	32,564,094	32,370,988
団体年金保険保有契約高(注6)	2,674,058	2,451,770	2,528,329	2,430,296	2,463,043

(注1)基金の総額には、基金償却積立金を含んでいます。

(注2)平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされています。そのため、平成19～22年度、平成23年度はそれぞれ異なる基準によって算出されています。なお、平成22年度末の()は、平成23年度における基準を平成22年度末に適用したと仮定し、平成23年度3月期に開示した数値です。

(注3)剰余金処分対象額に占める社員配当準備金等の積立割合とは、保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した額に占める社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合です。

(注4)相互会社における社員とは、保険契約者のことです(剰余金の分配のない保険にのみ加入の契約者を除く)。

(注5)保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払い開始後契約の責任準備金を合計したものです。

(注6)団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

※本冊子は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

※「CSRレポート統合版」として発行しています。

当社は、CSR活動を含む事業活動をより多面的かつ総合的にご理解いただくために、平成23年度より、「REPORT SUMISEI」と「CSRレポート」を統合して発行しています。本冊子を、ステークホルダーの皆さまとの重要なコミュニケーションツールとして位置付け、さらなる情報開示の充実に努めてまいります。



平成24年7月
代表取締役社長

佐藤義雄

ブランド戦略2年目 「実行」の年 「日本一お薦めしたい会社」の 実現を目指して

平素より住友生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
平成23年度決算の状況を掲載したディスクロージャー誌「REPORT SUMISEI 2012」を作成いたしました。業績全般のご報告に加え、経営課題への取組み等についてご紹介しておりますので、是非ご覧いただきたく存じます。

平成23年度の事業概況

昨年度、当社は「お客さまとご家族の人生を将来にわたって守り、支えていきたい」という想いを“あなたの未来を強くする”というメッセージに託して新たなブランド戦略をスタートさせました。そして、新しいブランドビジョン実現を目指して、新たな中期経営計画「スミセイ中期プログラム」を策定し、東日本大震災への対応や営業職員によるサービス・販売体制の強化をはじめとする種々の取組みを進めてまいりました。

このうち、東日本大震災への対応という面では、まず一刻も早くお客さまの安否を確認するために、現地の職員による訪問活動や電話等によるコンタクトに注力するとともに、本社からも人員を派遣するなど全社を挙げてこの対応にあたりました。その結果、被災地のお客さまの安否確認はほぼ完了しております。また、ご家族の心情面にも配慮しながら保険金のお手続きのご案内を進めるとともに、保険金等の簡易迅速な取扱い等を行うことで、これまでに139億円の保険金をお支払いしております（平成24年5月時点）。このほか、保険料払込猶予期間の延長などを行うとともに、被災地の皆さまのお役に

立てるような社会貢献活動や節電への取組みを積極的に推進いたしました。

次に、サービス・販売体制の強化という面では、個人保険の分野において、ニーズに応じた最適な保障をお届けするという観点から、営業職員によるコンサルティングとサービスの充実に努めるとともに、金融機関を通じた保険販売の推進等、販売チャネルの多様化に取り組んでまいりました。

営業職員を通じた保険販売については、一生涯の介護保障をライフサイクルにあわせた合理的な形でご準備いただくことができる新商品「Wステージ・未来デザイン」のご提案に注力いたしました。また、営業活動面では、より質の高いコンサルティングとサービスをお届けしていくため、お客さまへの定期的な訪問を通じてご契約内容や必要なお手続きの確認等を行う「スミセイ未来応援活動」を推進するとともに、お客さまへのサービス活動をより重視した営業職員の評価体系の導入や、新人の教育カリキュラムの大幅な見直しによる育成体制の充実等に取り組んでまいりました。こうした取組みの一方で、営

業職員による訪問活動等においてご契約内容の確認にご協力いただいた場合や、ご契約の加入・紹介等に応じてポイントが貯まり、各種賞品との交換が可能となる新サービス「スミセイ・マイル」を導入いたしました。

金融機関を通じた保険販売については、新たな一時払い終身保険「ふるはーとW(ダブル)」の発売により商品ラインアップを充実させるとともに、平準払い終身保険「ふるはーとL」への取組みを強化してまいりました。加えて、商品研修やコンプライアンス研修等を通じた各代理店へのサポート体制の強化に取り組んでおります。

続いて、子会社の「いずみライフデザイナーズ株式会社」が運営する来店型保険ショップ事業については、店舗の新規出店等を進めることで、引き続き事業の拡大を進めてまいりました。

さらに、保険ショップや銀行等を通じて医療保険を提供している子会社の「メディケア生命保険株式会社」では、がんに対する保障の充実を図るなど、より魅力ある商品の提供に取り組まれました。

こうした取組みに加えて、サービス全般の品質を向上させるという観点から、コールセンターにおけるコンサルティングサービスの充実に向けた受電体制の強化に力を入れるとともに、お客さま向けのご案内書類について、表現やデザイン等の抜本的な見直しを行うことで、より

わかりやすい内容へ改める取組みを進めております。

なお、保険金等の支払漏れ等が判明したことを受け、当社を含む生命保険会社10社に金融庁から出された業務改善命令は、平成23年12月をもって解除されました。この問題を受けて当社は、保険金等のお支払いを確実にするための新システムの導入等を通じて支払管理態勢を強化し、信頼回復に努めてまいりました。本命令の解除後も、保険金等のお支払いが保険会社の基本的かつ最も重要な責務であることを認識し、一層の品質向上に努める所存です。

こうした取組みの結果、個人保険・個人年金保険の保有契約全体の年換算保険料は前年度末比で増加し、解約・失効の年換算保険料や継続率についても引き続き改善しております。

本業の収益性を表す基礎利益は、逆ざやを吸収したうえで3,318億円(前年比25.1%増)となりました。この基礎利益をもとに、当年度決算においても引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。また、保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率は、当年度決算からリスクをより厳格に見積もった基準が適用されておりますが、708.6%(前年度末比72.1ポイント増)と引き続き行政監督上の基準である200%を十分に上回る水準を確保しております。

今後の経営戦略

平成24年度は、ブランドビジョンの実現を目指して策定した中期経営計画の2年目にあたります。本計画に掲げる東日本大震災への対応をはじめとする各取組みを引き続き推進するとともに、ブランド戦略を一層推進し、「住友生命ならでは」の先進の価値をお客さまにお届けできるよう取組みを強化してまいります。

特に、営業職員によるコンサルティングとサービスの一層の充実という面では、スミセイ未来応援活動を通じた継続的なサービスの提供や迅速で誠実な対応の徹底に加えて、その担い手となる優秀人材の採用と育成に注力してまいります。また、平成24年7月に導入いたしました新営業用携帯端末「Sumisei Lief(スミセイリー

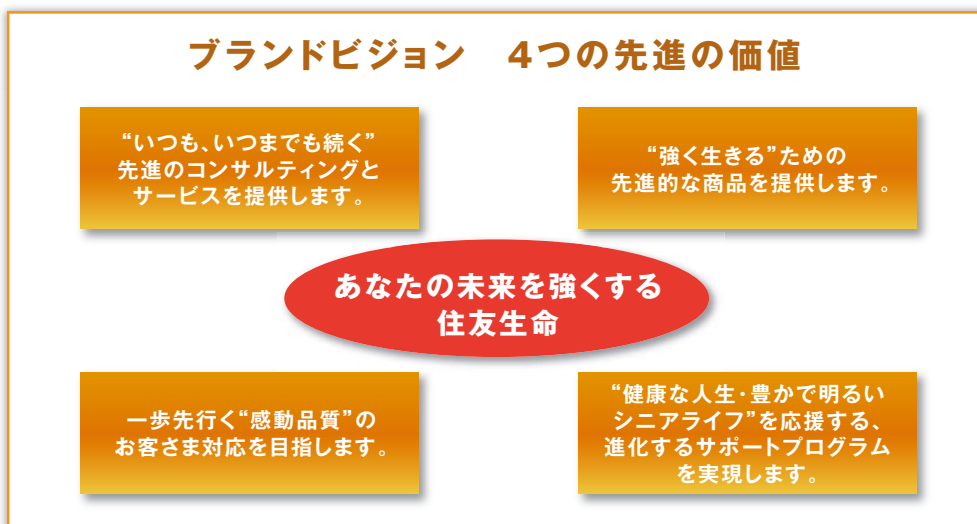
フ)」を活用し、お客さまとそのご家族全体に対してよりわかりやすい丁寧なコンサルティングを推進してまいります。

このほか、成長路線を加速するための取組みとして、金融機関ならびに来店型保険ショップでの窓口販売の推進等による販売チャネルの多様化や、海外での生命保険市場の展開についても引き続き推進していく所存です。

コーポレートブランドの理念のもと、こうした種々の取組みを通じて、「お客さまの未来を強くする」ことができる会社の実現を目指してまいります。今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ブランド戦略の取組み

当社は、「お客さまとご家族の人生を将来にわたって守り、支えていきたい」という想いを“あなたの未来を強くする”というメッセージに託して新たなブランド戦略を展開しております。新しいブランドビジョンの下で、お客さまの未来を強くする「4つの先進の価値」を掲げ、お客さまと当社のあらゆる接点でこれらの価値を一つ一つ実現し、お客さまから一層ご支持いただくことのできる会社を目指しております。本年度はそのブランド「実行の年」として、様々な取組みを行ってまいります。



■先進の価値づくりの主な取組み

- ご家族の生活を守る「ファーストステージ」・老後の介護に備える「セカンドステージ」 2つの未来に合理的に備える総合保障「Wステージ」の発売 (P. 32参照)
- すべてのお客さまに定期コンタクト等を実施し、「安心」と「満足」をお届けする「スミセイ未来応援活動」と営業職員が各種特典をお届けする「未来応援サービス」の開始 (P. 18、P. 39参照)
- お客さまとご家族の将来設計を客観的なデータを使ってわかりやすくコンサルティングできる「未来診断」(P. 39参照)
- 先進的な技術の採用によって、より高度なコンサルティング機能を提供する新たな携帯端末「Sumisei Lief(スミセイリーフ)」の導入 (P. 41参照)
- 保障面のみならずトータルでサポートするための「認知症サポーター」資格取得推進 (P. 18、P. 51参照)



■社内におけるブランド戦略の取組み

ブランド理念の浸透を通じて全役職員の意識と行動を変革する「インナーブランディング」の取組みを最重要課題と位置付け、諸会議等でのブランド研修をはじめ、様々な取組みを行っております。

- 毎月各所属でブランドビジョンを実現するための行動指針(コミットメント)各項目の取組み状況を振り返るミーティングを実施
- 全国の職員と役員との対話ミーティングの開催
- 所属長を責任者とした各所属におけるブランド推進体制の確立と全国のブランド推進担当者向け集合研修

お客さまとのあらゆる接点において住友生命の新しいイメージをお伝えしていく「アウトターブランディング」の取組みでは、テレビCM等での新しいイメージ戦略の展開や公式Facebookページによる情報発信などに取り組んでまいります。



住友生命公式ページ
<http://www.facebook.com/sumitomolife>



東日本大震災への対応

このたびの地震により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

ご契約に対する特別なお取扱いについて

■保険料払込猶予期間の延長

災害救助法が適用となる地域(東京都を除く)で保険料のお払込み中のご契約について、保険料のお払込みが困難な場合でも、ご契約が有効に継続するよう最長で平成24年1月4日まで払込猶予期間延長を実施いたしました。延長後の猶予期間までに猶予した保険料全額のお払込みが困難な場合には、原則として、平成24年1月から継続して保険料をお払い込みいただくことにより、保険料の払込期日を平成24年10月31日までとするお取扱いを実施しております。

■保険金、給付金、契約者貸付金等の簡易迅速なお取扱い

手続きに必要な書類の一部省略など、迅速なお支払いに資するお取扱いを実施しました。

迅速・適切な保険金等のお支払いに向けた取組み

■お客さま安否確認

地震発生直後から、岩手県・宮城県・福島県が契約者住所となっている全契約について、お客さまの安否の確認をしております。お客さまの状況等を的確に把握するために、現地の「営業職員による確認」を中心としつつ、本社からも応援者を現地派遣するほか、一定時点で確認がとれていないお客さまにはダイレクトメールの発信や本社からの電話によるコンタクトを行うなど、漏れのない重層的な確認活動を実施しました。

■警察発表情報等の利用

迅速なお支払いのため、お客さまからのご請求を待つだけでなく、警察発表等による被災者の情報と当社の保有契約を照合し、お客さまがお亡くなりになったことが判明した場合には、ご遺族への十分な配慮を行いながら、お客さまにお手続きのご案内を行いました。

お支払いに向けた取組みの結果、岩手県・宮城県・福島県の約30万名のお客さまのうち99.99%以上の方の安否を確認しております。またお支払いした保険金・給付金の総額は約139億円となっております(平成24年5月時点)。引き続き、お客さまのご事情に十分配慮をした対応に努めてまいります。

東日本大震災発生後の当社の取組みにつきましては「東日本大震災への対応 復興への道とともに」(P.20参照)にも掲載しております。

生命保険協会は、消費者庁が主催する平成24年度の「消費者支援功労者表彰^{*}」において、「内閣府特命担当大臣表彰」を受賞しました。

東日本大震災発生後の保険金請求手続きや保険料払込みに関する特別取扱いの実施、業界内での情報共有、保険金支払いに資する手続きの行政への要望等、迅速な保険金支払いを促進したことが高く評価されたためです。

^{*}「消費者支援功労者表彰」は、消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍している方々を表彰する制度として、昭和60年より実施されています。平成23年度から個人だけではなく『新しい公共』の重要な担い手である消費者団体・グループも幅広く表彰されています。

住友生命グループ行動憲章

私たち住友生命グループ(住友生命およびその子会社)は、保険事業およびその関連事業の健全な運営と発展を通じて豊かで明るい長寿社会の実現に貢献します。

この理念のもと、住友生命グループ各社および役職員が高い倫理観を持って実践していく指針として「住友生命グループ行動憲章」を定めてこれを遵守し、お客さまや社会から最も信頼・支持され、持続的・安定的に成長する会社を目指します。

1. 基本姿勢

- お客さまからの信頼をあらゆる活動の起点とし、保険事業およびその関連事業の健全な運営を通じて、一人ひとりに最適なサービスを提供します。また、保険契約の内容や重要事項について正確で分かりやすい説明を行います。
- 代理店や取引先などのビジネスパートナーの信頼・支持を得て、ともに社会的責任を果たします。
- 従業員一人ひとりが誇りと自信をもっていきいきと働き続けられる会社づくりに取り組み、自由闊達でチャレンジ意欲にあふれる組織風土を大切にします。
- 社会の一員としての役割と責任を認識し、健康で心豊かな社会づくりと地域社会・国際社会の発展に貢献します。
- 健康な暮らしを支えるため、事業活動において常に地球環境への影響に配慮し、その保護に積極的に取り組みます。

2. 経営の健全性・透明性

常に社会環境の変化を踏まえながら、お客さまの声をはじめとする社内外からのご意見・ご要望を事業活動に積極的に反映するとともに、企業情報を適切に開示して、経営の健全性および透明性の向上に努めます。

3. コンプライアンスおよびリスク管理

- 法令や社内規定を遵守し、社会規範も踏まえた公正かつ誠実な事業活動を遂行します。
- 法令や社内規定に違反する行為が行われたこと、または行われようとしていることを知った場合は、所属長もしくは本社の担当部門または本社の通報窓口へ報告します。
- リスクに対する感度を高め、その発見および未然防止ならびに適切な対応に努めます。

4. 情報の厳正管理

業務上知り得たお客さま情報ははじめとする重要情報は、業務遂行に必要なかつ定められた目的の範囲内で適切に取り扱い、退職後も含め、社外に漏洩しないよう厳正に管理します。

5. 利益相反による弊害防止

住友生命グループとお客さまの間、またお客さま同士の間などの利益相反によって、お客さまの利益が不当に害されることがないように努めます。また、住友生命グループの役職員として、自己または第三者の利益のために、お客さまおよび住友生命グループに損害を与える行為や信用を損なうような行為は行いません。

6. 人権の尊重・良好な職場環境の確保

人権を尊重し、不当な差別は行いません。また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、職場環境を悪化させるような行為は行いません。なお、職場でこうした行為が行われていることを知った場合は、迅速かつ適切に対処します。

7. 反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除します。

8. 教育・研鑽

より高度で適切なサービスや情報を積極的に提供できるよう、教育・研鑽により知識およびマナーの向上に努めます。

9. 健全な社会生活

公共性の高い事業に携わっていることを自覚し、健全な社会生活を維持するよう努めます。また、住友生命グループの信用を損なうような行為は厳につつまします。

平成23年度の業績

安定した収益力と
十分な健全性によって、
さらなる信頼の獲得を
目指します。

販売実績	10
収益の状況	11
ストック・健全性の状況	13
資産運用の状況(一般勘定)	16

販売実績

個人マーケット分野の状況(個人保険+個人年金保険)

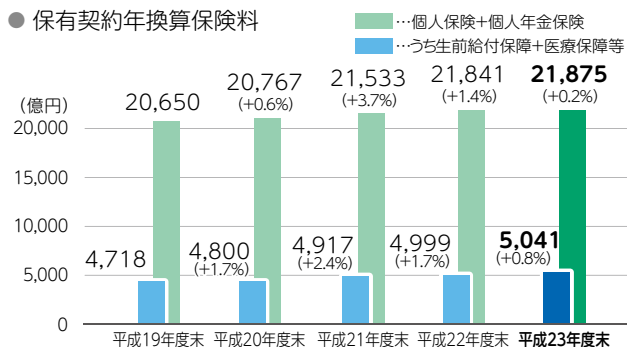
→ P.143

■保有契約年換算保険料

2兆1,875億円

平成23年度末の個人保険+個人年金保険合計の保有契約年換算保険料は、2兆1,875億円(前年度末比0.2%の増加)となりました。

なお、生前給付保障+医療保障等は、5,041億円(前年度末比0.8%の増加)と着実に増加しております。



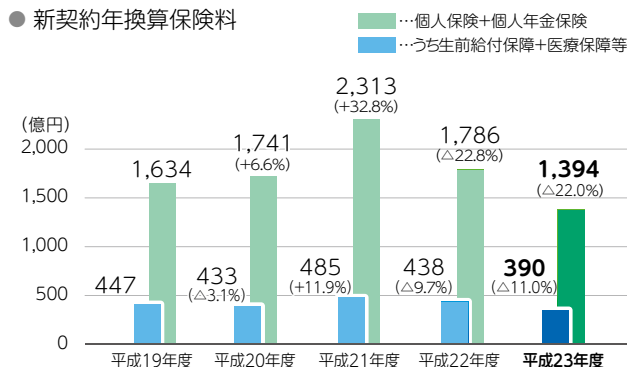
■新契約(新契約+転換純増)年換算保険料

1,394億円

平成23年度の個人保険+個人年金保険合計の新契約年換算保険料は、1,394億円(前年度比22.0%の減少)となりました。

うち、生前給付保障+医療保障等は、390億円(前年度比11.0%の減少)となりました。

→ P.143

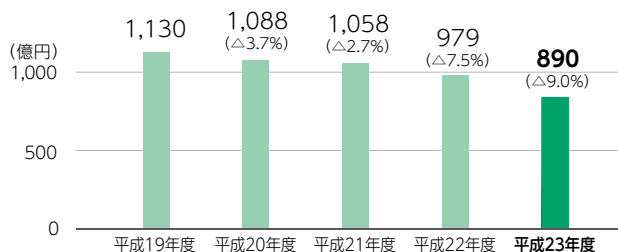


■解約+失効契約年換算保険料

890億円

平成23年度の解約+失効契約年換算保険料は、アフターサービスの一層の充実に取り組んだこと等により、890億円(前年度比9.0%の改善)となりました。

●解約+失効契約年換算保険料



お役に立った保険金・給付金

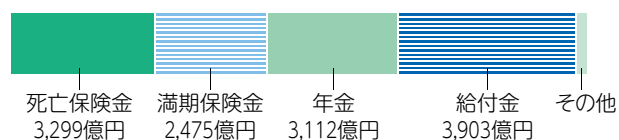
→ P.133

1兆3,071億円

平成23年度にお支払いした保険金・給付金等の額は右図に記載のとおりです。

●お役に立った保険金・給付金

保険金・年金・給付金支払総額 1兆3,071億円
(前年度比△1.4%、191億円減)



収益の状況

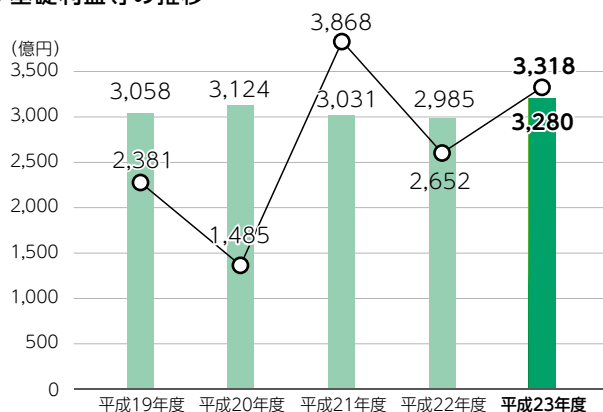
基礎利益

→ P.103

3,318億円

平成23年度の基礎利益は逆ざや(669億円)を吸収した上で3,318億円となりました。前年度比増加となったのは、変額年金保険について、年度末時点の相場が満期まで継続したとしても将来の年金を確実にお支払いできるよう、法令の定めに基づき積み立てていた標準責任準備金が、37億円戻入されたこと(前年度は333億円の繰入であり、基礎利益に前年度比で+370億円の影響)等によるものです。この影響を除いた実質的な収益水準は、グラフのとおり安定的に推移しています。

● 基礎利益等の推移



※折線グラフは基礎利益を表しています。

※棒グラフは、変額年金保険に係る標準責任準備金の繰入額・戻入額を除いた実質的な収益水準を表しています。

● 経常利益等の状況(基礎利益の状況)

(単位:億円)

	平成22年度	平成23年度
基礎利益(A)	2,652	3,318
うち保険料等収入	30,030	25,943
利息及び配当金等収入	4,874	4,950
うち保険金等支払金	19,990	18,945
変額年金保険に係る標準責任準備金繰入(△は戻入)	333	△37
事業費	3,744	3,513
キャピタル損益(B)	△631	△1,215
臨時損益(C)	△467	△61
経常利益(D=A+B+C)	1,553	2,040
特別利益(E)	96	47
特別損失	△316	△138
税引前当期純剰余	1,332	1,949
法人税及び住民税(F)	104	297
法人税等調整額	125	552
当期純剰余(G=D+E-F)	1,103	1,099

(ご参考)基礎利益の内訳(三利源)

(単位:億円)

区分	平成22年度	平成23年度
基礎利益	2,652	3,318
保険関係差益	3,398	3,987
うち死差益	3,304	3,571
うち費差益	811	779
逆ざや額	△746	△669

経常利益

→ P.103

2,040億円

基礎利益(A)にキャピタル損益(B)、臨時損益(C)を加えた経常利益(D)は2,040億円となりました。

当期純剰余

→ P.88

1,099億円

経常利益(D)に、特別利益・特別損失(E)を加え、法人税及び住民税、法人税等調整額(F)を控除した当期純剰余(G)は1,099億円となりました。

逆ざやへの対応

平成23年度の逆ざやは669億円(前年度比77億円改善)ですが、当社はこの逆ざやを埋め合わせた上で、3,318億円の基礎利益を確保しております。

なお、「逆ざや」や「長寿化の進展」に対応し、健全性の一層の向上を図る観点から、平成18年度決算より、毎年新た

に年金支払いを開始する個人年金保険契約については、原則として、年金開始時点での標準基礎率*を適用し、責任準備金を積み増すこととしております。この積み増しには、平均予定利率を低下させ、逆ざやを改善させる効果があります。

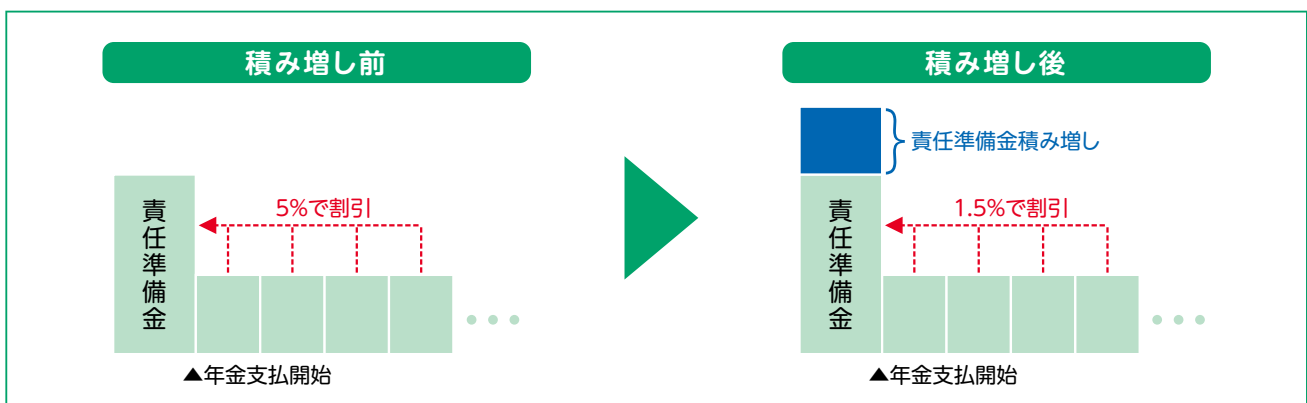
*平成8年大蔵省告示第48号に定める予定死亡率・予定利率

● 逆ざや額の算出方法

$$\begin{array}{c} \text{逆ざや額} \\ 669\text{億円} \end{array} = \left(\begin{array}{c} \text{基礎利益上の} \\ \text{運用収支等利回り} \\ 2.51\% \end{array} \begin{array}{c} *1 \\ - \\ *2 \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{一般勘定} \\ \text{責任準備金} \\ 17兆8,566\text{億円} \end{array} \begin{array}{c} *3 \end{array}$$

- *1. 基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回り
- *2. 予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回り
- *3. 危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、次の方式で算出。
(期始責任準備金+期末責任準備金-予定利息)×1/2

● 個人年金保険契約での責任準備金積み増しのイメージ図(予定利率5%の契約のケース)



平成23年度決算に基づく社員配当金について

→ P.81

ご契約者さまへの社員配当金については、単年度および将来の収益の状況・内部留保の水準等を踏まえ安定的に還元を行うこと、内部留保によるリスク対応力強化とご契約者さまへの還元の充実についてのバランスをとること

等を基本的な考え方としています。

上記の考え方にに基づき、平成23年度決算に基づく社員配当率は以下のとおりとしています。

1. 個人保険、個人年金保険

○配当率は据置きとしました。

2. 団体保険

○配当率は据置きとしました。

3. 団体年金保険

<新企業年金保険、厚生年金基金保険および確定給付企業年金保険(02)等>

○配当率は、予定利率0.75%または1.25%(解約控除あり)に対する責任準備金に対して0.44%としました。

<拋出型企業年金保険(02)>

○配当率は、予定利率1.25%に対する責任準備金に対して0.20%としました。

(注) 新単位口別利率設定特約部分の責任準備金は含みません。

ストック・健全性の状況

ソルベンシー・マージン比率の状況

→ P.121

平成23年度末のソルベンシー・マージン比率は708.6%と引き続き健全とされる200%を十分に上回りました。

708.6%

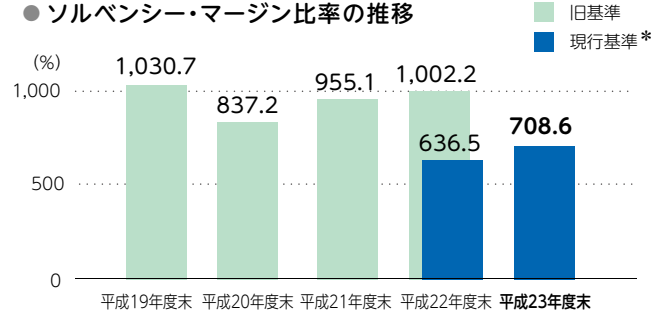
【ご参考】実質資産負債差額の状況

ソルベンシー・マージン比率のほかに、監督当局が生命保険会社の健全性を判断する指標として実質資産負債差額があります。当社の場合、実質資産負債差額は、2兆5,271億円と十分な水準を確保しています。

※ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

(注)ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合、監督当局によって「早期是正措置」が発動されます。「早期是正措置」は、監督当局がソルベンシー・マージン比率等を用いて必要な措置命令を発動することで、早期に経営改善への取組みを促していくことを目的としたものです。

● ソルベンシー・マージン比率の推移



* 法令改正に伴い、平成23年度からリスクをより厳格に見積もった基準が適用されております。(平成22年度末の現行基準は、当該変更を適用した場合の数値)

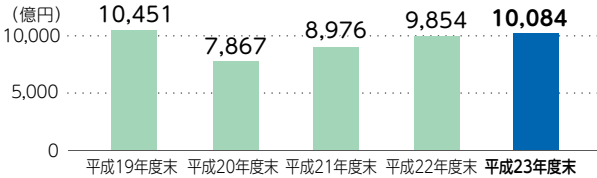
区分	ソルベンシー・マージン比率	命令内容
非対象区分	200%以上	なし
第1区分	100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第2区分	0%以上 100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 ① 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ② 配当の禁止またはその額の抑制 ③ 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法の変更等
第3区分	0%未満	期限を付した業務の全部または一部の停止の命令

内部留保

平成23年度末においては、内部留保を230億円積み増し、残高は1兆84億円となりました。

1兆84億円

● 内部留保の推移



(単位:億円)

区分	平成22年度末	平成23年度末	前年度末比
内部留保	9,854	10,084	230
(負債の部)			
危険準備金	2,860	2,674	△186
価格変動準備金	1,614	1,614	-
(純資産の部)			
価格変動積立金	1,650	1,650	-
基金償却準備金 + 基金償却積立金	3,730	4,146	416

※純資産の部は剰余金処分後の金額を表示しています。

格付の状況

当社では、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまに、財務の健全性等を客観的に判断いただく材料の

一つとして、格付会社から格付を取得しております。今後も格付の維持・更なる向上を目指してまいります。

● 格付取得状況(平成24年6月末現在)

格付投資情報センター (R&I)	日本格付研究所 (JCR)	ムーディーズ (Moody's)	フィッチ・レーティングス (Fitch)	スタンダード&プアーズ (S&P)
保険金 支払能力格付 A 【Aの定義】 保険金支払能力が高く、部分的に優れた要素がある。	保険金 支払能力格付 A 【Aの定義】 債務履行の確実性は高い。	保険 財務格付 A2 【Aの定義】 財務安定性が良好である保険会社に対する格付。しかし、将来のある時点において、支払能力に影響を及ぼしうる要因がある。	保険会社 財務格付 A 【Aの定義】 支払能力が高い。支払の中断・停止の可能性は低く、保険契約者債務やその他の契約債務を遅滞なく履行する能力は高い。しかし、事業環境・経済環境の変化によって受ける影響は、上位格付の場合よりも大きくない。	保険 財務力格付 A- 【Aの定義】 保険会社が保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付に比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。

※格付は独立した第三者である格付会社から、保険会社の保険金支払に関する確実性をアルファベットと記号などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報に基づき決定されます。なお、格付は格付会社の意見であり、保険金の支払などについて格付会社が保証するものではありません。

※格付は経済環境等の変化により、将来変化する可能性があります。

※上記格付の定義は各格付会社が公表しているものです。

※同一等級内での相対的な位置付けを示すため、格付の後に「+」または「-」の記号が付加されることがあります。(ムーディーズは格付に、「1」「2」「3」という数字記号を付加しています。「1」が最上位、「3」が最下位を示します。)

基金の総額

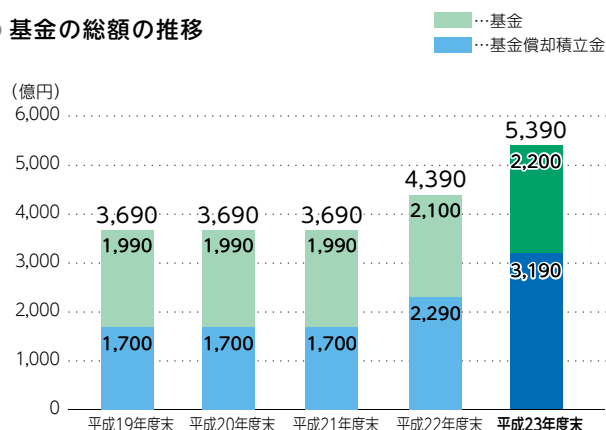
→ P.132

5,390億円

当社は財産的基礎の一層の充実を図るため、これまで継続的に基金を募集してまいりました。平成23年度末現在の基金の総額(基金+基金償却積立金)は5,390億円となっています。なお、平成24年度に1,000億円の基金募集を予定しており、これにより基金の総額は6,390億円となる予定です。

また、将来の基金償却に備えて、当社は毎年の剰余金処分をP.132に掲載のように基金償却準備金を計画的に積み立て、基金償却時に基金償却積立金に振り替えるようにしています。

● 基金の総額の推移



責任準備金

→ P.128

21兆6,867億円

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は平成23年度末で21兆6,867億円(前年度末比2.5%増)となりました。なお、健全性の一層の向上を図る観点から、平成18年度から新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加して積み立てております。

総資産

→ P.86

23兆9,630億円

平成23年度末の総資産は、当年度中に2,261億円増加し、23兆9,630億円となりました。

有価証券残高(一般勘定)

→ P.112

16兆228億円

有価証券投資については、公社債等の円金利資産中心で運用しています。

● 有価証券残高の内訳(一般勘定)

(単位:億円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	比率	金額	比率
公社債	93,902	62.0	104,234	65.1
株式	11,121	7.3	9,068	5.7
外国証券	46,004	30.4	46,561	29.1
公社債	40,384	26.7	41,051	25.6
うち外貨建	21,869	14.4	23,853	14.9
株式等	5,619	3.7	5,509	3.4
その他の証券	391	0.3	364	0.2
合計	151,419	100.0	160,228	100.0

不良債権の状況

→ P.120

平成23年度においても、厳格な自己査定に基づき、適切な償却・引当を進めた結果、リスク管理債権は絶対額・貸付金残高に対する比率ともに引き続き極めて低い水準となっております。

● 貸付金残高

(単位:億円)

区分	平成22年度末	平成23年度末	前年度末比
貸付金残高	31,713	28,874	△2,839

● リスク管理債権の状況

(単位:億円)

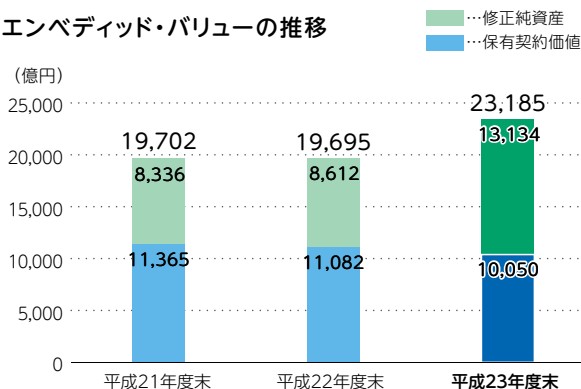
区分	平成22年度末	平成23年度末	前年度末比
破綻先債権額 ①	0	—	△0
延滞債権額 ②	69	17	△51
3カ月以上延滞債権額 ③	0	0	△0
貸付条件緩和債権額 ④	3	3	△0
合計 (①+②+③+④)	73	20	△52
(貸付金残高に対する比率)	(0.23%)	(0.07%)	

エンベディッド・バリュー

平成23年度末のエンベディッド・バリューは、平成22年度末から3,489億円増加し、2兆3,185億円となりました。

2兆3,185億円

● エンベディッド・バリューの推移



エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリューは、計算基準日の修正純資産に、保有契約が将来生み出す収益の現在価値(保有契約価値)を加えることにより計算されます。

現行の法定会計では契約販売時に初期コストを認識し、その後の契約期間を通じて徐々に収益の認識を行います。このような期間損益構造によって、販売業績が良かった場合に、その期間の損益が悪化するといったことが生じます。そのため、会計上の業績から保険会社の実態評価を行うことは必ずしも容易

であるとは言えません。一方、エンベディッド・バリューは過去の収益の実績に加え、保有契約が将来生み出す収益も評価に加えるため、上記のような法定会計で不足する情報を補うことができる一つの指標と考えております。

当社のエンベディッド・バリューは、欧州の大手保険会社のCFO(Chief Financial Officer:最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムが制定したヨーロッパ・エンベディッド・バリュー(以下「EEV」)原則に準拠したEEVです。

修正純資産	計算基準日における純資産価値を表す尺度であり、保有している資産・負債を時価評価し純資産を計算した上で、負債のうち内部留保的性格をもつ項目(危険準備金、価格変動準備金など)を加える調整などを行い計算されます。
保有契約価値	保有契約から将来生じる収益を、計算基準日における現在価値に換算したものです。
新契約価値	当年度の新契約から将来生じる収益の現在価値です。

● 平成23年度末のEEVと新契約価値

		平成23年度末
EEV	修正純資産	13,134
	保有契約価値	10,050
	合計	23,185
		平成23年度
新契約価値		1,777

主要な前提条件

エンベディッド・バリュー計算上の主要な前提条件は以下のとおりです。

経済前提	確実性等価将来収益現価の計算においては、当社の保有資産および市場の流動性を考慮し、リスク・フリー・レートとして評価日時点の国債利回りを使用しております。
非経済前提	保険料、事業費、保険金・給付金、解約返戻金、税金などのキャッシュ・フローは、保険種類別に、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案したベスト・エスティメイト前提で予測しております。

前提条件を変更した場合の影響(感応度)

前提条件を変更した場合のエンベディッド・バリューへの影響額は以下のとおりです。

前提条件	EEV	変化額
平成23年度末EEV	23,185	—
感応度 1: リスク・フリー・レート50bp上昇	25,686	2,500
感応度 2: リスク・フリー・レート50bp低下	20,132	△3,053
感応度 3: 株式・不動産価値10%下落	21,635	△1,549
感応度 4: 事業費率(維持費)10%減少	23,997	811
感応度 5: 解約失効率10%減少	24,734	1,549
感応度 6: 保険事故発生率(死亡保険)5%低下	25,004	1,819
感応度 7: 保険事故発生率(年金保険)5%低下	23,157	△27
感応度 8: 必要資本を法定最低水準に変更	23,555	369
感応度 9: 株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	23,061	△123
感応度10: 金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	22,755	△429

独立した第三者機関によるレビュー

エンベディッド・バリューの適正性・妥当性を確保するため、当社は独立した第三者機関にレビューを委託し、評価方法・前提について意見を受けております。

資産運用の状況(一般勘定)

運用環境

平成23年度の日本経済は、東日本大震災やタイの洪水の影響などに加え、円高の影響や欧州債務問題により、景気は停滞局面が続きました。年明け以降、輸出が米国向けを中心に幾分か改善したほか、復興需要の本格化により生産も持ち直したことで緩やかに回復しました。

国内市場

国内金利

国内金利(新発10年国債利回り)は低下しました。上期は、欧州債務問題や世界的な景気の減速懸念を受けた海外金利の低下、円高の進行などによって低下基調で推移しました。下期も、米国での金融緩和政策の長期化観測、日銀の追加金融緩和等を背景に低水準での推移を続け、0.985%で年度末を迎えました。

新発10年国債利回り

平成23年3月末 1.250% → 平成24年3月末 0.985%

国内株式

国内株式(日経平均株価)は下落後、戻す展開となりました。期初は、東日本大震災の影響により企業業績の悪化が懸念され軟調に推移しました。その後、サプライチェーンの復旧による企業業績の回復期待が高まり、上昇する場面もありましたが、欧州債務問題や米国・新興国景気の減速懸念から世界的に株式市場が下落しました。年明け以降、欧州債務問題に対する懸念後退と米国景気の回復期待、日銀の追加金融緩和等を背景にした円安の進行も追い風となり国内株式(日経平均株価)は10,000円台まで回復しました。

日経平均

平成23年3月末 9,755.10円 → 平成24年3月末 10,083.56円

TOPIX

平成23年3月末 869.38ポイント → 平成24年3月末 854.35ポイント

海外市場

米国金利

米国金利(10年国債利回り)は低下しました。上期は、米国景気の減速懸念の強まりや金融緩和政策の長期化観測から、大きく低下しました。その後は、米国の経済指標に改善傾向が見られましたが、FRB(連邦準備制度理事会)による金融緩和政策長期化の発表などを背景として2%付近で揉み合う展開となりました。

米国10年国債利回り

平成23年3月末 3.470% → 平成24年3月末 2.209%

米国株式

米国株式(NYダウ)は上昇しました。上期は、欧州債務問題や米国債の格下げなどから株価は大きく下落し、11,000ドルを割り込む水準まで下落しました。その後は、欧州の債務問題が懸念され一時急落する局面もありましたが、経済指標の改善や追加金融緩和への期待から上昇基調で推移しました。

NYダウ

平成23年3月末 12,319.73ドル → 平成24年3月末 13,212.04ドル

ナスダック

平成23年3月末 2,781.07ポイント → 平成24年3月末 3,091.57ポイント

外国為替市場

為替相場はドル円が横ばい、ユーロ円は円高となりました。ドル円は米国株価の下落や米国金利の低下による日米金利差の縮小などを背景に円が買われ、10月末に一時75円台の戦後最高値を更新しました。しかし、年明け以降は米国の景気回復期待が高まり、日銀の追加金融緩和策が発表されたことから円安が進み、82円台前半で年度末を迎えました。ユーロ円については、欧州債務問題への懸念が高まり、リスク回避的な動きが強まったことから、一時97円台をつける局面もありました。しかし、その後はギリシャ問題の進展やECB(欧州中央銀行)による大量の資金供給によりリスク回避姿勢が後退したことから、円安が進み109円台後半まで戻しました。

ドル/円

平成23年3月末 83.15円 → 平成24年3月末 82.19円

ユーロ/円

平成23年3月末 117.57円 → 平成24年3月末 109.80円

運用方針

資産負債の総合的な管理(ALM)の枠組みのもと、生命保険という長期にわたる負債の特性に応じて長期の公社債や貸付金等の円金利資産を中核的な資産として運用することで、金利リスクを適切

にコントロールしながら安定的な収益を確保することを基本方針としています。更に、許容されるリスクの範囲内で外国債券等への投資を行うことで収益の向上を図ります。

運用状況

上記の資産運用の基本方針に基づいて、引き続き公社債などの円金利資産を中心とした資産運用に取り組みました。

- ・国内公社債については長期債や超長期債を中心とした投資を継続しました。
- ・国内株式については、相場動向を注視しながら、ポートフォリオの銘柄入れ替え等を機動的に行うとともに、先物やオプションを活用したヘッジを行いました。また、相場上昇局面を捉えて一部売却を行いました。

- ・外国証券については、元本の為替リスクに対してフルヘッジを継続しつつ外国公社債へ投資を行いました。
- ・国内企業向け貸付については、信用リスクを慎重に判断した上で優良企業向けを中心に実行しました。
- ・不動産については、市況が低迷する中、保有物件の収益力向上に努めるとともに、収益性の低い物件の売却にも取り組みました。

住友生命のCSR

保険事業の健全な運営と
その発展を通じて、
豊かで明るい長寿社会の
実現に貢献してまいります。

特集	18
お客さま満足の向上	24
ビジネスパートナーとの共生	46
従業員の働きがい	48
豊かな社会づくり	50
地球環境の保護	54

“いつも、いつまでも続く” 先進のコンサルティング&サービス

住友生命は、10年ぶりに全面的にリニューアルした主力商品「Wステージ(5年ごと利差配当付新終身保険)」の発売にあわせ、継続的なコンサルティング&サービスとサポートプログラムを一体化した「スミセイ未来応援活動」を平成23年3月より、開始しました。

スミセイ未来応援活動

お客さまにとって、生命保険は加入いただいても、日常生活で使われることが少なく、商品の価値や本質に気がつきにくいという特性があります。そういった商品であるがゆえに、時が経つにつれて保障内容を忘れてしまったり、自分に合っているのか不安になったりすることもあります。当社では、こうした不安を解消し、お客さまにご満足いただくために、「スミセイ未来応援活動」を実施しています。担当者(スミセイライフデザイナー)による訪問や電話などで、お客さまと継続的なコンタクトを図っていくことで、すべてのお客さまに「安心」と「満足」をお届けしたい、それが私たちの思いです。

継続的なコンサルティング&サービス

お客さまへのコンサルティングにあたっては、お客さま一人ひとりのご加入状況等が記載された「未来応援カルテ」を活用しています。

スミセイ未来応援活動でのコンタクト時に、「未来応援カルテ」を使用しながら、

お客さまと一緒に①契約内容の確認、②必要なお手続きの確認、③最新情報の提供を行うことで、加入内容を十分にご理解いただいています。

あわせて、結婚・出産などのライフイベントの確認を通して最適な保障になっているかをコンサルティングさせていただいています。

未来応援サービス

スミセイ未来応援活動を通じて、ご契約者さまと担当者との関係をより深めていくために当社では「未来応援サービス」を実施しています。

「未来応援サービス」には、「スミセイ・マイル」と「ライフステージギフト」の2つのサービスがあり、「スミセイ・マイル」では保険の見直しやご紹介契約の成立、ライフイベントのご連絡など、お客さまと当社の関係が深まるたびに、お客さまにマイルを差し上げ、たまったマイルは抽選への応募や、賞品との交換にご利用いただけます。

「ライフステージギフト」では、出生・入学・就職・結婚・還暦などの人生の節目において当社よりお客さまにギフトをお届け

けています。

また、それらに加え、「健康応援プログラム」と題した、健康な人生・豊かで明るいシニアライフを応援するサポートプログラムを提供しています。現在、主力商品であるWステージへのご加入者を対象に24時間無料でご相談を受け付ける健康相談ダイヤルを設置し、資格を持った医師・看護師・保健士が、分かりやすいアドバイスを実施しています。

お客さまの未来を支えるために

お客さまに質の高いコンサルティングをご提供するためには、それを実施する当社職員一人ひとりのレベルアップも重要だと考えています。そのため当社では、商品知識だけでなく、ベースとなるファイナンシャルプランニングに関する知識の習得を推進し、多くの職員がファイナンシャルプランナー(FP)資格を取得しています。

また、大きな社会問題となっている認知症患者の増加に対しても、お客さまや地域社会のサポートの一環として、「認知症サポーター*」の養成を推進し



ファイナンシャルプランナー(FP) 資格保有者数(※)

・FP資格者数 25,855名(+4,082名)
うち1級資格者数 535名(+57名)

※平成24年4月時点(対比は平成23年4月時点)の人数を掲載。
FP資格者数には営業職員のほか、内勤職員も含む。
営業職員においてはAFP、CFP資格者を含む。



ており、当社では、6,256名(平成24年3月末時点)が「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症についての知識や理解を深め、認知症サポーターとなっています。

こうした様々な取組みの結果、保険契約の25月目継続率は88.5%、お客さま満足度調査では、満足層が87.5%となっております。

今後も引き続き、職員一人ひとりが「お客さま中心主義」の精神を持ち、お客さま満足の向上に努めていきます。

■ ■ ■ お客さまに一生涯の「安心」と「満足」をお届けするために

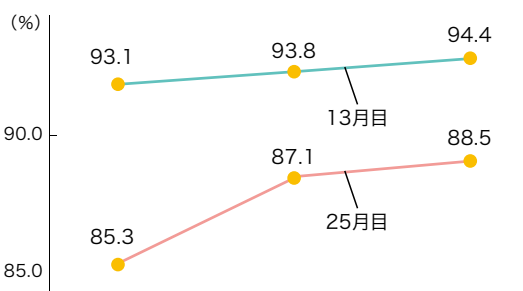
当社はスミセイ未来応援活動や未来応援サービスを通じて「“いつもいつまでも続く”先進のコンサルティング&サービス」の実現に努めてまいります。それによって、今後も多くのお客さまから信頼され、お客さまに一生涯にわたる「安心」と「満足」を提供できるように着実に歩み続けていきたいと考えています。

*認知症サポーター

認知症サポーターとは、「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のこと。

厚生労働省が平成17年にはじめた「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環として、「認知症サポーター100万人キャラバン」が実施されており、既に300万人を超える人が認知症サポーターとなっている。

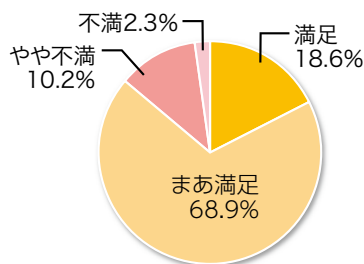
継続率(※)



【判明年度】 平成21年度 平成22年度 平成23年度
※年換算保険料ベース(営業職員募集契約)

お客さま満足度

住友生命に対する総合的満足度(平成23年度 アンケート結果)



満足層 **87.5%**
不満層 **12.5%**

・満足層…「満足」「まあ満足」の合計
・不満層…「不満」「やや不満」の合計

(平成23年度 調査概要)

◇実施時期 平成23年9月 ◇対象者 全国のご契約者より無作為抽出
◇送付数 20,000通 ◇回答数 6,720通
◇内容 「ご加入時から保険金等のお支払いまでの各プロセスにおける満足度」等計59問

● 営業職員の声

保険はご加入いただいて終わりではなく、ご加入いただいてからのアフターサービスがとても大事なことだと考え、季節のご挨拶など、継続して訪問することを心がけています。

そうして訪問を続けていると、ライフサイクルの変化があった際の保険のご相談だけでなく、保険には関係のないお話しもいただけるような関係を築いていくことができます。なかでも20年来のお付き合いになるお客さまとは、お子さまの誕生や成長をとともに喜び、実感するといった

人間関係を築いています。これからも、より多くのお客さまに信頼していただけるようになりたいと思っています。

また、支部の職員全員が、よりきめ細かい対応ができるように、一人ひとりの職員の気付きを支部内で共有する取組みも行っています。

今後もこうした人と人のお付き合いを大切に、隣に寄り添う気持ちで、お客さまに「安心」と「満足」をお届けしていきたいと思えます。



熊谷支社 妻沼支部
荻原 壽子

復興への道とともに

東日本大震災は、お客さまとご家族の人生に寄り添い、「安心」を提供するという当社の社会的使命を、改めて胸に刻む機会となりました。迅速・適切なお支払いを通してお客さまを支えるのはもちろんのこと、様々な社会貢献活動を実施し、復興支援の取組みを進めていきます。

■ ■ ■ お客さまへのお見舞・ 安否確認活動

震災直後から、現地の職員による訪問活動を行い、電話によるコンタクトやダイレクトメールも活用してお客さまの安否確認を進めてきました。さらに、本社等からも職員を派遣して確認を進めた結果、被災地のお客さまの安否確認はほぼ完了しています。

(岩手県・宮城県・福島県の約30.3万名のお客さまのうち99.99%以上の方の確認を完了しています。)

おりますが、この活動を通じて、保障の大切さをお伝えしていくとともに、より一層質の高いコンサルティング&サービスをご提供し、「安心」と「満足」をお届けしてまいります。



本社職員による支援物品の発送

■ ■ ■ 節電への対応

震災に伴い発生した電力不足への対応として、事務室内照明や空調設定温度の調整などの節電対策を全国で年間を通じて行いました。

また、夏期においては、クールビズ期間を拡大するとともに、支社および東京本社で7月～9月にかけて土曜日出勤・平日輪番休業を行いました。

その結果、夏期・冬期ともに最大使用電力の削減を実現しております。

■ ■ ■ 迅速・適切なお支払いに向けて

被災されたお客さまへ少しでも早く保険金・給付金をお支払いするため、手続きに必要な書類の一部省略などを行いました。また、警察発表等による被災者情報と当社のご契約情報を照合し、お客さまがお亡くなりになったことが判明した場合、ご遺族に十分な配慮を行いながら、保険金等のご案内を進めています。こうしたご案内を確実に実施していくため、現地職員に加え、本社等からも職員を派遣して対応に当たりました。

■ ■ ■ お客さまに安心を お届けする

当社はこの震災への様々な対応や支援を行う中で、「いざという時に全力を尽くしてお客さまのお役に立つ」、それが保険会社に課せられた責務であり、そういった存在でありたいとの思いを強くいたしました。

現在、お客さまへ定期的に訪問等を行う「スマセイ未来応援活動」を推進して

東日本大震災に伴う主なお客さま対応

- ① 災害関係特約についての保険金等の全額支払い
災害関係特約については、約款上に地震・津波等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、今回はこれに該当しないことが確認できたことから災害死亡保険金等を全額お支払いしています。
- ② 保険料払込猶予期間の延長
災害救助法が適用となる地域(東京都を除く)で保険料のお払込みが困難な場合でも、ご契約が有効に継続するよう、保険料のお支払いを一定期間猶予するお取扱いをしています。
- ③ 保険金、給付金、契約者貸付金等の簡易迅速なお取扱い
お手続きに必要な書類を一部省略させていただく等により、迅速なお支払いに努めています。
- ④ 契約者貸付利率の減免
災害救助法が適用となる地域(東京都を除く)の被災契約者の方々を対象として、新規に貸し付ける契約者貸付の利率の減免等を行いました。
- ⑤ 専用フリーダイヤルの設置
専用フリーダイヤルを設置し、平日だけでなく土日祝日を含め、被災状況に応じたきめ細かい対応を実施しました。

お客さまの声

いち早く安否確認の訪問をしてくれただけでなく、離れて暮らしている家族の安否まで気遣っていただき、大変心強い思いになり、感謝でいっぱいになりました。
大変なときでもわざわざ足を運んでくれて本当にありがとう。

今回の地震で不安な日々を送っていたときに担当の方がお見舞い訪問で来てくれて、力強い言葉をいただき、たいへん心強く頑張れる気持ちになりました。

訪問の際に、自社のものだけでなく、他社のフリーダイヤルまで教えていただき助かりました。来てくれて本当にありがとう。

安否確認の電話をいただき、また後日には、遠いところまでわざわざお見舞いに来てくれてありがとう。
私たちのことを本当に熱心に思ってくれる。これからも安心です。



第35回こども絵画コンクール 「ボクの、ワタシの、未来賞」

「音楽の力」で元気を届ける

「みんなで強くなる」チャリティアクト

シンガーソングライターのイルカさんとともに「みんなで強くなる」チャリティアクトを平成23年10月から平成24年2月にかけて開催しました。

被災地では、イルカさんとゲストアーティストによる「復興応援ライブ」、イルカさんと被災されたみなさまとの心のふれあいを図る「復興応援ふれあい活動」を実施しました。

東京・大阪では、被災地へのエールを送る「復興支援チャリティコンサート」を開催し、チケットの売上全額を復興支援チャリティとして寄贈しました。



大野和士氏「こころふれあいコンサート」

世界を舞台に活躍する指揮者で、フランス国立リヨン歌劇場首席指揮者を務める大野和士氏が主催するボランティアコンサート「こころふれあいコンサート」に平成20年から協賛しています。

このコンサートは、「普段コンサートに行くことが体力的に難しい方々にも気軽に楽しんでもらいたい」という大野氏の思いにより、全国の病院・高齢者施設等で開催されています。

平成23年、平成24年は、東日本大震災で被災された方々に音楽をお届けすべく被災地近郊を中心に開催されました。(盛岡市、大船渡市、石巻市、仙台市、山元町、郡山市他)



子どもたちの笑顔のために

未来を築く子育てプロジェクト 「緊急支援プログラム」

平成19年より、すこやかな子育てと夢のある未来づくりに向けて「未来を築く子育てプロジェクト」を実施し、子育て支援活動に取り組む団体の表彰や、育児をしながら研究活動へ取り組む女性研究者への支援などに取り組んできました。

震災直後に、被災した「子ども」や「その親たち等」のための支援活動を行う団体への迅速な緊急支援を目的として、1団体につき20万円を合計56団体へ助成しました。

こども絵画コンクール「ボクの、ワタシの、未来賞」

平成23年度で35回目となる「こども絵画コンクール」では、東日本大震災で大きな被害を受けた青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉の子どもたちを対象とした「ボクの、ワタシの、未来賞」を新設しました。

こども絵画コンクールは、子どもたちの心豊かな成長をお手伝いしたいという思いから生まれた、昭和52年から毎年開催している当社主催のコンクールです。毎年、国内外からの応募があり、平成23年度は約20万点、のべ997万点を超える応募をいただいています。応募作品は、国内での優秀賞の発表・展示のみならず、平成12年からは後援いただいているフランス国立ルーヴル美術館で優秀作品を1か月間展示しています。

平成23年度は新設した「ボクの、ワタシの、未来賞」の受賞作品も加え、108点をルーヴル美術館に展示しました。

このコンクールでは毎年、お渡しした画用紙1枚につき1円を、応募作品1点につき10円を公益財団法人日本ユニセフ協会に寄付しており、平成23年度の寄付金の一部は、東日本大震災の被災地のみなさまの支援に役立てられました。



豊かな社会づくりを目指して

「CSR経営方針」のもとで、様々な社会的課題に対する取組みを進めてきた住友生命。様々なテーマに取り組む中で、NPOとの協働も重要となっています。代表取締役 専務執行役員の橋本が、子育てひろば全国連絡協議会を主宰する奥山千鶴子氏をお招きし、意見交換を行いました。

未来を強くする 子育てプロジェクト

橋本: 奥山さんとは5年ほど前、当社が100周年記念事業「未来を築く子育てプロジェクト」をスタートさせた際に、子育て支援活動の表彰等の審査をお願いして以来のお付き合いですね。

奥山: 御社のような大きな会社からお声をお掛けいただいたときはとても驚きました。

橋本: 当社では、本業を通じて「豊かで明るい長寿社会の実現に貢献する」ことを「CSR経営方針」に定めており、子育てプロジェクト以外にも、様々な活動に取り組んできました。その中でも「子育て」という分野は、家族の生活設計を担う生命保険会社として、親和性が高いので、今後も引き続き核として取り組んでいかなくてはならないと考えている分野の一つです。

奥山: 生命保険はライフステージに合わせて選ぶ商品ですし、その意味でも「子育て」は親和性の高い分野といえそうですね。



子育てひろば全国連絡協議会 理事長
奥山 千鶴子 氏

橋本: そう思います。この春からは、先の「未来を築く子育てプロジェクト」を新たに、「お客さまの未来を強くしたい」という当社の想いを込めて、「未来を強くする子育てプロジェクト」として再編成しました。

取組みは二本柱で、まず一つ目は「子育て支援活動の表彰」。これまでよりも表彰数を増やして、より良い子育て環境づくりに貢献していければと思っています。それからもう一つが、子育て中の人文・社会科学系の女性研究者への支援です。これまで5年間で約50人の方を支援させていただきましたが、今後も継続させて、人文・社会科学系の女性研究者の方のオーソリティになるような存在に育てていければと思っています。

ちなみに奥山さんは、どうして子育て支援の活動にかかわられるようになったのですか？

奥山: 自分が出産して専業主婦になったとき、最初は地域の人間関係もないし、とてもつらい思いをしたのがきっかけです。仕事を持っていない母親に対しての社会的支援の必要性を痛感して、空き店舗を活用した「子育てひろば」の取組みを始めたのが最初です。

橋本: 母親に対する支援という面では、父親の育児参画というのもやはり重要なのでしょうか。当社は男性の育休取得も推進していますが、もっと増やしていくのが課題です。育休取得推進の他にも、ランチタイムを利用して、育休中・育児中の職員に情報交換してもらう「パパ・ママランチ交流会」を実施しており、男性の参加も増えてきています。また、親同士の交流だけでなく、職員の子どもたちを会社に呼んで仕事の様子を見てもらう「キッズ参観日」というイベントを実施したり、家庭と会社のコミュニケーションを持ってもらうことでサポートができればと思っています。

企業、行政、NPO —— 長所を生かした役割分担を

奥山: 東日本大震災の際には、多くの企業が被災地で支援活動をされましたが、御社はそのなかでもお金や物資の配布などの動きが早かったという印象があります。

橋本: 当社では、冒頭にも話が出ていた「未来を築く子育てプロジェクト」において、緊急支援プログラムとして、東日本大震災により被災した「子ども」や「その親たち等」のための支援活動を行う団体への緊急支援を行いました。奥山さんにもプログラムの広報等にご尽力いただき、ありがとうございました。

奥山: 早く活動を再開したくても、使っていた建物が地震で使えなく、スタッフに支払うお金もなくて動けないという団体も多かったので、早い段階での「つなぎ資金」として非常に助かった、という声も聞きました。

橋本: 私たちが現地で直接できる支援にも限界がありますので、緊急支援を有効に活用いただけたのであれば、嬉しいです。奥山さんの「子育てひろば全国連絡協議会」でも、様々な支援活動をしてこられたとお聞きしました。

奥山: 私たちは全国に約800の会員団体がありますので、そこから集めた義援金を東北の会員団体に配布しました。今回の震災では行政も被災して、例えばNPOが国に助成金を申請しようとしても、地方自治体はその仲立ちをできないという状況もありましたので、かわってその仲介役として動いたりもしました。そのほか、仮設住宅に子どものためのスペースを作って、外遊びの支援をしていたNPOもありました。このあたりは、これからまだ長いスパンでの支援が必要だと思っています。



橋本: 私たち企業も、連携して動ける部分はあるのではないかと思いますね。

奥山: もちろんです。今回、行政が被災したということで、外とのパイプがそれしかない地域や団体は非常に苦労したと思うんです。一方で、普段から企業やNPOとのつながりがあるところは、情報が入るのも早く、物資などが入ってくるのもやはり早かった。その意味で、多様なステークホルダーとかがわりを持つことは非常に重要だと感じました。

それに、企業の支援というのはやはりスピード感がありますし、イレギュラーな事態への対応が早いと感じます。例えば基本的な支援は行政に任せるけれども、新しい試みや緊急課題への対応は企業と一緒にやっていくなど、企業や行政、NPOがそれぞれの長所を活かしながら協力していけると非常に良いのではないのでしょうか。

橋本: うまく互いを補いながら役割分担をしていければ、1たす1が2ではなくて3とか4になっていく、そうした効果も期待できるのではないかと思います。

じました。

橋本: そうしたソフト面のケアはやはり一人ひとりのきめ細かい意見を聞きやすいNPOの得意分野だと思いますが、企業としても先ほどお褒めいただいたスピード感ある対応や新しい試みなど、何かサポートすることができれば、非常に意義のある取組みになると思います。

奥山: 職員の方にも、NPOがそうした様々な形で活動している場に加わっていただくような機会があると良いかもしれませんね。特に、保険会社というのは、子育てだけではなくいろいろな人生の場面場面にかかわるお仕事ですから、会社の外で、多様な場で多様な人たちと接していただくことには大きな意味があるのではないかと思います。

橋本: おっしゃるとおり、そうした「人と触れ合う」機会は重要ですね。すでに、職員が認知症サポーターの資格を取得するといった取組みも展開しています。また、平成4年からスタートし、今年で20周年を迎える職員参加型のボランティア活動である「スマセイ・ヒューマニー[※]活動」においてもNPOとのタイアップをぜひ推進

していきたい。すでに各支社で始まっている取組みもありますから、より体系的に拡充していくことで、今後さらに地域社会と手を携えて、豊かな社会づくりを目指していきたいと思っています。

※ヒューマニー：「人間味あふれ(ヒューマン)、地域社会と調和を図れる(ハーモニー)企業でありたい。」との気持ちを込めた造語。



代表取締役 専務執行役員
橋本 雅博

多様な場で、 多様な人たちと接する機会を

奥山: それから、今回強く感じたのが、緊急時には普段社会が抱える問題が顕在化してくるということなんです。例えば子どもの一時預かりサービスが必要だからやりましょうといっても、まったく知らない人のところに預けるのでは、親も不安だし子どもも大変ですよ。そういう意味で、緊急時だけいきなりサービスを立ち上げようとしてもうまくいかない。様々な人とのかかわりの中で、日常的に自分以外の人にも託せるという関係を地域の中で持っておくということが必要になると感

当社と「子育てひろば全国連絡協議会」さまとの連携

当社では、「子育てひろば全国連絡協議会」さまへの助成を通して、全国の子育てひろばの運営を応援しています。

あなたの未来を強くする

住友生命

NPO法人
**子育てひろば
全国連絡協議会**



主な支援事業

- **ひろばコンサルテーション事業**
乳幼児や子育て家庭を支える子育てひろば・子育て支援センター等が全国的に増える中、ひろば運営の課題を解決するためのコンサルテーション事業。
- **ファシリテーター養成講座**
子育てひろばスタッフ育成のための研修を行うことのできるファシリテーターの養成。

お客さま 満足の向上

お客さまからの信頼をあらゆる活動の起点とし、保険事業の健全な運営を通じて、一人ひとりに最適な生活保障サービスを提供します。



住友生命の仕事の原点は「お客さまの人生を守ること」にあります。人生の不安を解消し、未来に「安心」をお届けする—住友生命は、その使命感を持って、お客さまニーズに合った最適な保障のご提案、真にお客さまのお役に立つ商品開発、迅速で誠実なお客さま対応などの取組みを進めています。

お客さまの声を経営に

「お客さまの声」を把握し、経営に活かす取組み態勢

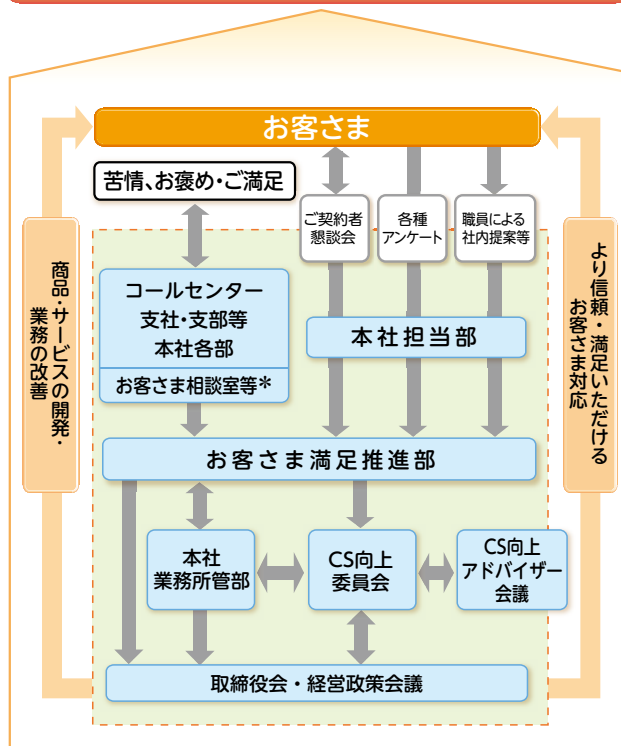
当社では全職員一人ひとりがより一層のお客さま志向に立って「お客さまの声」をうかがい、その声を活かして商品・サービスの開発や業務の改善を行うとともに、お客さまと接する際、より一層信頼・満足いただけるよう努めています。そうした取組みの積み重ねによってお客さま満足の向上に取り組んでいます。

当社に寄せられる苦情を含めた広範な「お客さまの声」については、本社において集約したうえで、関連する業務を所管する部門との間で情報連携および共有化を行い、対応策・改善策を検討しています。苦情を一元管理している「お客さま満足推進部」においても、「お客さまの声」の集約・分析に基づいた部門横断的・全社的課題に関する取組みの推進を図っています。

また、部門横断的な組織である「CS向上委員会」（経営政策会議の諮問機関）において改善策の検討等を行うとともに、経営層へ審議結果・対応結果を報告し、必要な対策を講じています。この「CS向上委員会」の諮問機関として、平成20年3月から消費者問題に詳しい有識者（消費者問題専門家、弁護士等）を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」を設置しており、よりお客さまの視点に立った施策を策定・実行しています。

※CS=Customer Satisfaction:顧客満足

お客さま満足の向上



*保険金等のお支払に関しては別途、相談窓口を設けています。

CS向上アドバイザー会議

お客様満足の一層の向上を図るため、消費者問題に詳しい有識者(消費者問題専門家、弁護士等)を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」にて、当社のお客様満足度の向上に関する諸施策等に関して意見をいただいています。

社外委員(敬称略)
 片山登志子(弁護士・特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長)
 伊藤恭一(埼玉県消費者団体連絡会代表幹事)
 多胡秀人(アビームコンサルティング株式会社顧問)
 長田三紀(全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長)



<CS向上アドバイザー会議での意見を取り入れ、これまで改善した主な取組み事例>

■新契約検討時に、ご契約内容をより一層ご理解いただくための取組み

◆「設計書(契約概要)」の改訂◆

・お客様が一人で読んでも読みやすく、内容が理解できる「流れのある設計書」という観点で改訂。

■ご契約内容を継続してご確認いただくための取組み

◆総合通知「スミセイ安心だより」の改訂◆

・見やすさ、わかりやすさ向上のために情報量やデザイン・構成の見直し、「ご請求チェックシート」の作成・同封を実施。



◆ご契約者向け契約内容説明資料の改訂◆

・当社の営業職員がお客様にご契約内容を説明する際に使用する「ご契約内容のお知らせ～しあわせレポート～」のレイアウトを、わかりやすさの視点から大幅に見直し。

■よりわかりやすい手続き実現のための取組み

◆主契約保険料払込終了時のご案内の改訂◆

・払込終了後の保障プランの選択肢や、今後の手続き方法がよりわかりやすくなるよう、ページ構成・レイアウト等の変更を実施。

◆給付金等の請求書類の改訂◆

・請求書類の説明文の見直し、記入いただく箇所のカラー化、記入見本の改訂等を実施。

「お客様の声」を把握する取組み

「お客様中心主義の実現」には、「お客様の声」をうかがい、お客様が何を求めているのか把握することが

重要だと考えています。当社では、様々な方法・ルートで「お客様の声」を把握することに努めています。

お客様から寄せられる声(苦情、お褒め・ご満足)

■お客様の声(苦情)

日々の業務の中で、お客様から様々な「お客様の声」をいただき、その中では苦情を頂戴することもあります。お客様からの苦情を真摯に受け止め、解決に向けた対応を行うと同時に、これらを社内のデータベース上に集約し、一元管理するとともに、経営改善や業務改善に役立てています。

●平成23年度 内容別 お客様の声(苦情)受付状況

	苦情件数(件)	構成比(%)
新契約関係	9,887	10.4
収納関係(保険料等)	13,783	14.5
保全関係(契約内容変更等)	29,357	30.9
保険金・給付金関係	20,360	21.4
上記以外	21,700	22.8
合計	95,087	100.0

※上記お客様の声(苦情)の定義は「当社のお客様(保険契約者等、募集行為の対象者およびその他の関係者)から契約・サービス、募集行為およびこれらに付随する事項に関する不満足の原因があったもの」です。

■お客様の声(お褒め・ご満足)

お客様はどのようなことに満足を感じていただいているのかを把握し、共有化するために、「お褒め・ご満足の声」についても把握しています。満足いただけた事例を模範とし、より一層お客様の立場に立った対応に努めてまいります。

●お客様の声(お褒め・ご満足)の事例

商品および給付金の支払いについて	夫が脳梗塞で入院することになり、症状も重く、命は取り留めたものの、意思疎通も動くこともできない状態でした。 入院も長くなり、病院への支払いも多く、今後の事を考えると不安でしたが、早期ケア給付金・介護保険金をいただき、保険料の払込みも免除となったことで、とても助かりました。
職員の対応・サービスについて	いつも来ていただく担当者の方は保険のわからないことや疑問に思ったことに、親切にわかりやすく説明してくれます。保険のことで心配になり相談した時、すぐにいろいろと調べてくださりプランを提案していただきとても助かりました。 また、新しい制度や変更点があると教えていただけるので、いろいろ勉強になりありがたく思います。

(参考)・平成23年度HPからのご意見・ご要望等受付件数:324件
 ・平成23年度お客様相談窓口相談・苦情受付件数(注)

電話	文書	合計
15,016件	185件	15,201件

(注)保険金等のお支払に関する相談窓口の受付件数を含みます。

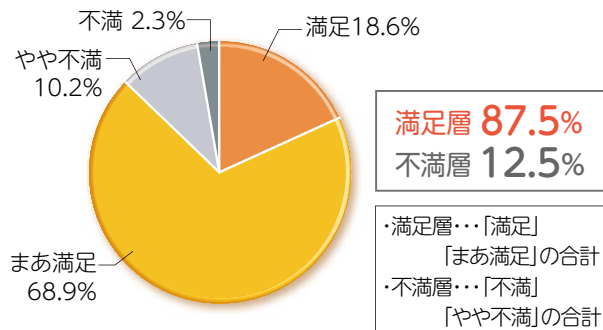
お客様満足度アンケート

お客様の満足度をうかがうとともに、ご意見・ご要望を把握することを目的として、1年に1度、アンケートを郵送にて実施しています。

(平成23年度 調査概要)

- ◇実施時期 平成23年9月
- ◇対象者 全国のご契約者より無作為抽出
- ◇送付数 20,000通
- ◇回答数 6,720通
- ◇内容 「ご加入時から保険金等のお支払いまでの各プロセスにおける満足度」等計59問

● 住友生命に対する総合的満足度(平成23年度アンケート結果)



ご契約者懇談会でのご意見・ご要望

ご契約者に生命保険および当社に関する情報を提供し、当社の経営状況等についてより深くご理解いただくとともに、ご契約者のご意見・ご要望を直接うかがい、それを経営に反映させることを目的に、毎年全国の支社等でご契約者懇談会を開催しています。
(詳細についてはP.60をご覧ください)

社内提案制度

お客さまから直接寄せられる声の他に、一人ひとりの職員がお客さまと接する中で、お客さまの視点で改善できる点がないかを考えており、それらの気づきを本社所管部に提案する制度を設けています。平成23年度には、1,241件の提案が行われ、うち300件が採用されています。

いただいた「お客様の声」を経営に活かす取り組み

様々な方法・ルートで把握した「お客様の声」をもとに、商品・サービスの開発や業務の見直しを多岐にわたって進めています。

そうした改善を継続するとともに、職員一人ひとりのマナー向上や、手続きや依頼事項に対し迅速に対応することなど、お客さま対応の基本を大切にすることにより、お客さ

ま満足の向上を目指しています。


マナーDVD教材を活用した研修の実施や、お客さまから担当営業職員に対する伝達事項や手続き依頼を承った場合には、いち早く外出先の担当営業職員に伝える取組みを行い、少しでも早く担当営業職員から折り返し連絡させていただくよう全社的に取り組んでいます。

商品・サービスの開発、業務の改善

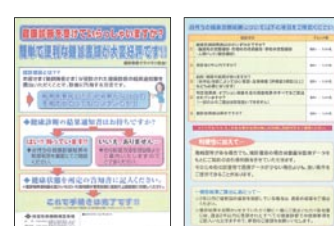
平成23年度に実施した取り組みの一例をご報告します。

1. 商品の開発

	お客様の声	具体的な取組内容
「生存給付金付定期保険特約(12)」の開発	■ 保障とともに貯蓄ができ、自由にお金を引き出せる保険がほしい。	■ 平成24年4月に、Wステージに付加する特約として「生存給付金付定期保険特約(12)」を発売しました。死亡時の保障に加えて、ご契約後3年目から2年ごとに生存給付金、満期時に満期時生存給付金を受け取れる特約です。生存給付金は、自由に引き出してお使いいただけるほか、積み立ておくことで、老後資金・保障の充実にもご活用いただけます。

	お客様の声	具体的な取組内容
法人向け商品「エンブレムGP」の開発	<p>■ 法人向けの商品として、割安な保険料で大型保障を準備できる保険がほしい。</p>	<p>■ 平成24年4月に長満期定期保険「エンブレムGP」を発売しました。 契約当初から一定期間、解約返戻金を70%に抑える「低解約返戻金期間」を設けることで、お求めやすい保険料で98歳までの長期にわたる死亡保障を準備できる定期保険です。</p> 


2. 契約加入の手続き時

	お客様の声	具体的な取組内容
加入時の診査に健康診断書を利用する際のご案内チラシの改訂	<p>■ 職場で受けた健康診断の結果を利用して加入時の診査を受けたいが、健康診断書を提出する際の留意点等がわかりにくい。</p>	<p>■ 加入時の診査において、職場等で受けた健康診断の結果を利用いただく場合のご案内チラシを改訂しました。ご提出いただく健康診断書について、お客様自身に確認いただく項目や、提出の際の留意事項等をわかりやすくまとめています。</p> 
告知書等の改訂	<p>■ 告知書類の記入方法がわかりにくい。</p>	<p>■ わかりやすさ向上の観点から、告知書の記入方法についての説明を具体的な内容に変更する、告知受領権に関する説明を追加するなどの改訂を行いました。</p>

3. 契約継続中

	お客様の声	具体的な取組内容
ゆうちょ銀行口座への送金の早期化	<p>■ 給付金や貸付の口座への支払いを早くしてほしい。(ゆうちょ銀行口座ご利用のお客さまからのご要望)</p>	<p>■ ゆうちょ銀行口座への送金システムをレベルアップし、保険金や給付金のお支払いまでの日数を2営業日短縮しました。 スマセイダイレクトサービスにて、ゆうちょ銀行口座への出金取引をご利用の場合でも、ご指定の口座に当日中(もしくは翌営業日*)に着金するよう変更いたしました。</p> <p>* 平日8時～14時30分までのお取引は、ご指定の口座に当日中に着金します。 平日14時31分以降および土・日曜のお取引は、翌営業日の着金となります。</p>

4. お支払い時

	お客様の声	具体的な取組内容
保険金・給付金を漏れなくご請求いただくためのご案内チラシの作成	<p>■ 請求が漏れやすい事例や確認のポイントを教えてほしい。</p>	<p>■ 保険金・給付金を漏れなくご請求いただくために、お支払対象となる代表的な手術や、病院発行の領収証の見方などについてのご案内チラシを作成しました。</p> 

生命保険業務に関する指定紛争解決(ADR)機関について

「社団法人 生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。当社は、生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しております。

- ①社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- ②なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

※当社の取扱った損害保険につきましては、「社団法人 日本損害保険協会」(そんぽADRセンター)を利用し、苦情及び紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/pr/adr>

※なお、当社の取扱った投資信託につきましては、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(FINMAC)を利用し、苦情及び紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.finmac.or.jp>

適切な支払管理態勢への取組み

保険金等支払管理態勢の強化

ご請求手続き案内の体制について

保険金等のご請求手続きにあたり、病気やお怪我の内容から、お客さまがご加入いただいているご契約の保障内容を確認し、関連する各種給付金等について幅広くご案内できる可能性がないかを検索する「案内システム」を活用して請求案内を行っています。

また、請求可能な給付種類を既契約者様自身に確認いただくチェックリスト形式の帳票を契約内容通知とあわせて送付しています。

支払担当者および営業職員等への教育体制について

保険金等支払管理部門に所属している職員全員が、社団法人生命保険協会主催の「生命保険支払専門士」の試験を受験し、資格取得を目指しています。さらに、体系的な支払担当者の教育体制を構築し、支払査定能力の更なる向上を図っています。

また、営業職員、拠点事務担当者等を対象に、お客さまのご要望に応じた適切な保険金等の請求案内について研修を実施しています。

保険金サポートデスクについて

お客さまのご請求に正確かつ迅速に対応するために、支部長・拠点事務担当者からの照会窓口として、保険金サポートデスクを設置しています。

給付金の支払システムについて

給付金の支払査定実務で活用している「給付金支払審査システム」では、支払査定実務の更なる精度向上・迅速化を図るために、診断書の入力情報を精緻化し、キーワード検索を行う等により、支払査定判断をシステムのサポートに対応を行っています。

また、診断書の入力情報を利用して、一部機械査定化を実施し、支払査定の迅速化を実施しています。

保険金の支払システムについて

死亡保険金の支払査定事務においては、「ワークフローシステム」を活用して支払査定を行っています。

保険金等のお支払いについての点検・請求勧奨について

日常的な支払事務において支払漏れを防止するために、「支払検証システム」による点検を行っています。

また、ご請求時に提出していただいた診断書に書かれている内容を全てデータ化し、他の保険金・給付金の支払事由に該当する可能性がないかを検索する「請求勧奨システム」を活用し、さらにお支払いの可能性のあるものについて、請求勧奨を行っています。

保険金等のお支払いに関する「相談窓口」「社外弁護士による無料相談制度」について

保険金等のお支払いに関するご相談について、お客さまによりわかりやすく丁寧なご説明を行うために、専用の相談窓口を開設し、専任の担当者が直接お客さまからのご相談を受け付けています。

さらに、そのご説明でもご納得いただけない場合は、社外弁護士へご相談いただける制度をご用意しています。

保険金等の支払状況等に係る経営陣への報告および検討体制

保険金等の支払・支払非該当件数（理由別内訳を含む）等について、半期ごとに取締役会等に報告しています。

苦情対応状況等に係る経営陣への報告および検討体制

保険金等の苦情の状況について、四半期ごとにCS向上委員会で審議し、定期的に取り締役会等に報告しております。

外部専門家の委員で構成する「保険金等支払審議会」での審議

お支払いサービスを一層向上させるため、外部専門家（大学教授、弁護士、消費者問題専門家など）からの助言を得て、それを活かす仕組みとして「保険金等支払審議会」を設置しております。

また、保険金などの支払査定の判断、妥当性の検証、見直し・改善、お客さまのご請求手続きの見直しの方向性等を定期的に報告し、審議いただいています。

内部監査部門による保険金等支払管理体制の監査

支払部門が実施した保険金等の支払査定、請求勧奨等の適切性について内部監査を実施し、監査結果を定期的に取締役会等に報告しています。

平成23年度 保険金等のお支払状況について

[a. 保険金等のお支払件数]

区分	保険金	給付金	合計
お支払件数	243,754件	2,275,732件	2,519,486件

(注) 1. 上記件数は、お支払理由ごとに集計しております。
2. 保険金には満期保険金を含み、給付金には生存給付金や団体年金の一時金を含みます。

[b. 保険金等のお支払非該当件数]

事由	区分	保険金	給付金	合計
支払事由に非該当		1,636件	33,953件	35,589件
免責事由に該当		294件	626件	920件
告知義務違反による解除		65件	543件	608件
詐欺による取消 詐欺による無効		0件	0件	0件
不法取得目的による無効		0件	0件	0件
重大事由による解除		0件	12件	12件
その他		0件	0件	0件
合計		1,995件	35,134件	37,129件

(注) 1. 生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しており、当社における従来の計上基準による件数とは異なります。
2. お支払件数、お支払非該当件数は個人保険および団体保険の合計です。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数となります。
3. 上表におけるお支払非該当理由のご説明は次のとおりです。

事由	概要
支払事由に非該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする事由を定めております。ご請求いただいた内容がこの事由に該当しない場合、保険金・給付金のお支払いはできません。 例) 高度障害状態の原因となった事故や疾病が、ご契約の責任開始期前のものであったとき
免責事由に該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いできない事由を定めております。ご請求いただいた内容がこの事由に該当する場合、保険金・給付金のお支払いはできません 例) 責任開始の日から起算して3年以内の被保険者の自殺、または保険契約者・被保険者・受取人の故意により、被保険者が死亡し、死亡保険金を請求されたとき
告知義務違反による解除	ご契約の際に、被保険者の故意または重大な過失によって告知いただいた内容が事実と異なる場合、ご契約を解除することがあります。この場合は、解約返戻金を保険契約者にお返しいたします。
詐欺による取消 詐欺による無効	ご契約の際に、保険契約者または被保険者の詐欺行為があった場合、保険契約は取消(無効)となります。この場合は、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的による無効	保険金・給付金を不法に取得する目的で保険契約にご加入された場合、保険契約は無効となります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
重大事由による解除	保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こされた場合等に、ご契約を解除することがあります。

保険金等の支払・支払非該当契約の具体的事例について(平成23年度 第4四半期)

【支払事例】

種類	事案概要
【介護に関する保障】 新介護収入保障特約	スポーツ中に転倒し、右肩・靭帯を怪我されたお客さまで。早期ケア給付金をご請求をいただき、受傷日から60日以上の間、「歩行」「衣服の着脱」「入浴」「清潔・整容」について「一部介助」、「排泄」について「全介助」を要する状態が継続していることが判明いたしました。約款所定の「要介護状態B」*が60日以上継続したものと認め、早期ケア給付金を2回分お支払い、ご療養にお役立ていただきました。 *要介護状態AおよびB http://www.sumitomolife.co.jp/news/kaigo_kanwa.html
【入院・手術に関する保障】 総合医療特約	子宮頸管ポリープ手術を外来で受けられたお客さまで。ご契約に総合医療特約を付保されていたため、手術給付金をお支払いすることができ、治療費にお役立ていただきました。 (※)約款上、公的医療保険制度において保険給付の対象となる(医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている)手術がお支払い対象となる旨、定められております。
【入院・手術に関する保障】 疾病医療特約	急性白血病で入院されたお客さまで。入院給付金をお支払いしましたが、ご提出いただいた病院の領収証に、手術料の記載があったため、手術給付金の請求勸奨*を行いました。その結果、骨髄移植術を実施されていたことが判明し、手術給付金を追加でお支払いすることができ、治療費にお役立ていただきました。 *ご請求いただいた際書類中で、さらにお支払いできそうな可能性を見つけ、お客さまへ保険金・給付金を追加でご案内するサービス。
【先進医療に関する保障】 新先進医療特約	肺癌で、厚生労働大臣の定める先進医療の一つである「悪性腫瘍に対する陽子線治療(固形がんに係るものに限る。)」を受けられたお客さまで。先進医療に関わる技術料は全額自己負担で非常に高額でしたが、ご契約に新先進医療特約を付保されていたため、先進医療給付金および先進医療充実給付金をお支払いすることができ、治療費にお役立ていただきました。 (※)先進医療のうちお支払対象となる先進医療とは、健康保険法等に定める公的医療保険制度における「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。

【支払非該当事例】

事由	種類	事案概要
契約開始期前の発病	終身保険	網膜色素変性症により視力障害になられ、高度障害保険金をご請求されたお客さまで。事実確認の結果、責任開始期以前に同疾患と診断され、通院・投薬治療を受けておられたことが判明いたしました。よって、約款に定める「責任開始期以後に発生した疾病を直後の原因として高度障害状態になった」には該当しないため、高度障害保険金をお支払いできませんでした。
支払事由に非該当	がん長期サポート特約	肝細胞がんを患い、がん長期サポート保険金をご請求されたお客さまで。診断書によれば、有効な治療法が残されており、かつ実施予定もあることが認められました。よって、約款に定める「一連の治療を受けたが、効果がなかった」「医学的に有効と認められる治療がない」には該当しないため、がん長期サポート保険金をお支払いできませんでした。
支払事由に非該当	総合医療特約	腹部にできた“おでき”の膿瘍(いわゆる「うみ」)を出す治療のため、皮膚切開術を受けられたお客さまで。ご契約に付保されている総合医療特約では、皮膚切開術は対象外手術*となっているため、手術給付金をお支払いできませんでした。 *約款上、「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「抜歯手術」「骨・軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」は、お支払い対象外となる旨、定められております。
支払事由に非該当	傷害損傷特約	スポーツクラブで運動中に、左足首を捻挫されたお客さまで。ご契約に傷害損傷特約を付保されていましたが、今回の捻挫は、腱の断裂や靭帯の断裂を伴うものではないため、運動器損傷給付金*をお支払いできませんでした。 *運動器損傷給付金は、以下のいずれかに該当したときに、お支払いいたします。 1. 骨折に対する治療を受けたとき 2. 不慮の事故による所定の腱の断裂、靭帯の断裂または半月板の断裂に対して、その事故の日から180日以内に治療を受けたとき

保険金等のお支払いに関する「相談窓口」について

【a. 平成23年度「相談窓口」ご利用状況】

	合計	保険金	給付金
利用件数(利用率)	269件(2.7%)	60件	209件
フリーダイヤル案内件数	10,049件	1,566件	8,483件

※対象となるお客さま：保険金・給付金をお支払いできなかったお客さま

【b. 主な支払非該当理由ごとの相談件数】

○：入院・通院・手術給付金支払事由非該当	95件
○：障害給付金支払事由非該当	39件
○：運動器損傷・顔面損傷給付金支払事由非該当	35件
○：告知義務違反による解除	24件
○：高度障害保険金支払事由非該当	13件
○：特定疾病保険金支払事由非該当	12件
○：給付金免責事由該当	11件
○：保険料払込免除非該当	7件
○：介護保険金支払事由非該当	6件
○：重度慢性疾患保険金支払事由非該当	5件
○：保険金免責事由該当	5件
○：早期ケア給付金支払事由非該当	5件
○：災害保険金支払事由非該当	4件
○：リビングニーズ保険金支払事由非該当	3件
○：先進医療給付金支払事由非該当	3件
○：がん長期サポート保険金支払事由非該当	2件

社外弁護士による無料相談制度について

【a. 「社外弁護士による無料相談制度」ご利用状況】

	平成23年4月～平成24年3月
件数	17件

【b. 「社外弁護士による無料相談制度」相談事例】(平成23年度の相談事例から)

事由	種類	事案概要
告知義務違反による契約解除	特定疾病保険金 入院・手術給付金 保険料払込免除	<p>【事案の概要】 被保険者様は、復活の際、健診での異常指摘による医療機関の受診について告知されなかったため、住友生命は告知義務違反により本ご契約を解除し、早期胃癌による特定疾病保険金、入院・手術給付金を支払非該当とし、保険料払込免除を非該当とする旨の決定を行いました。そこで、そのことをお客さまにご説明しましたが、ご了承いただけず、お客さまから社外弁護士への相談希望に接しました。</p> <p>【お客さまの主張】 告知をしなかったのは事実だが、簡単な診査で加入させておいて、告知しなかった場合に解除になる等の説明もなく、支払う段になったら厳格なことを言うのは納得できない。お互い信頼関係ではないか。また、保険が失効していることも知らなかった。</p> <p>【社外弁護士の見解】 故意の告知義務違反であり住友生命の対応は正当である。また、保険料未納の通知が行われており、保険の失効を知らなかったとは言えない。本件では住友生命に和解的な解決を勧告することは困難であり、どうしても納得できないのであれば基本的には訴訟でということになるが、お客さまは、さらに保険金等支払審議会での審議を希望しているので、その方向で善処願いたい。</p> <p>【住友生命の対応】 社外弁護士からの求めを受け、保険金等支払審議会での審議が行われました。その結果、告知義務違反により本ご契約を解除し、特定疾病保険金、入院・手術給付金を支払非該当とし、保険料払込免除を非該当とするという住友生命の判断は妥当であるとの結論となりました。</p>
免責事由該当	死亡保険金	<p>【事案の概要】 被保険者様は自宅浴室において^{いし}縊死されましたが、住友生命は事実確認の結果、支払免責事由(責任開始後3年以内の自殺)に該当するため、死亡保険金支払非該当とする旨の決定を行いました。そこで、そのことをお客さま(保険金受取人様)にご説明しましたが、ご了承いただけず、お客さまから社外弁護士への相談希望に接しました。</p> <p>【お客さまの主張】 被保険者は、かねて罹患していたうつ病の影響から、衝動的・突発的に自殺行為に及んだものである。つまり、被保険者は今まで前向きに生きてきており、遺書もなく、意識があつての自殺行為とは考えられない。また、首に巻かれていた物は、浴室のすぐそばに常備されていたものであり、今回の行為に計画性はない。したがって、支払免責事由には該当しない。</p> <p>【社外弁護士の見解】 お客さまの心情は理解しつつも、医師などの専門家による意見と一定の司法判断がない限り、本件を有責と見るのは困難と考える。ただし、お客さまはこの見解にご納得されていないため、保険金等支払審議会での審議を要請する。</p> <p>【住友生命の対応】 社外弁護士からの求めを受け、保険金等支払審議会での審議が行われました。その結果、支払免責事由(責任開始後3年以内の自殺)に該当するという住友生命の判断は妥当であるとの結論となりました。</p>
支払事由非該当	入院給付金	<p>【事案の概要】 統合失調症による入院について、既に入院給付金支払限度日数120日分を支払済みである心因性反応による入院と、同一の疾病(医学上重要な関係にあると住友生命が認めた疾病を含みます)による入院と判断されたため、住友生命は、入院給付金を支払非該当とする旨の決定を行いました。そこで、そのことをお客さまにご説明しましたが、ご了承いただけず、お客さまから社外弁護士への相談希望に接しました。</p> <p>【お客さまの主張】 統合失調症と心因性反応について、医師は病気の種類が違うと言っている。同一の疾病による入院として入院給付金を支払非該当とする住友生命の決定には納得できない。</p> <p>【社外弁護士の見解】 統合失調症と心因性反応それぞれの入院について医学的な因果関係、関連性等を主治医に再確認するべきである。</p> <p>【住友生命の対応】 社外弁護士の見解に基づき主治医に確認したところ、二つの病気が「独立して発症したものとと思われる」との回答がありました。この回答に対し、社外弁護士から当社に再査定指示があり、その結果、入院給付金支払いに決定変更となりました。</p>

※お客さまの同意が得られた事例につきまして掲載しております。

先進的な商品・サービスのご提供

～ご家族の生活を守る「ファーストステージ」・老後の介護に備える「セカンドステージ」～
2つの未来を強くする新しい総合保障「Wステージ」

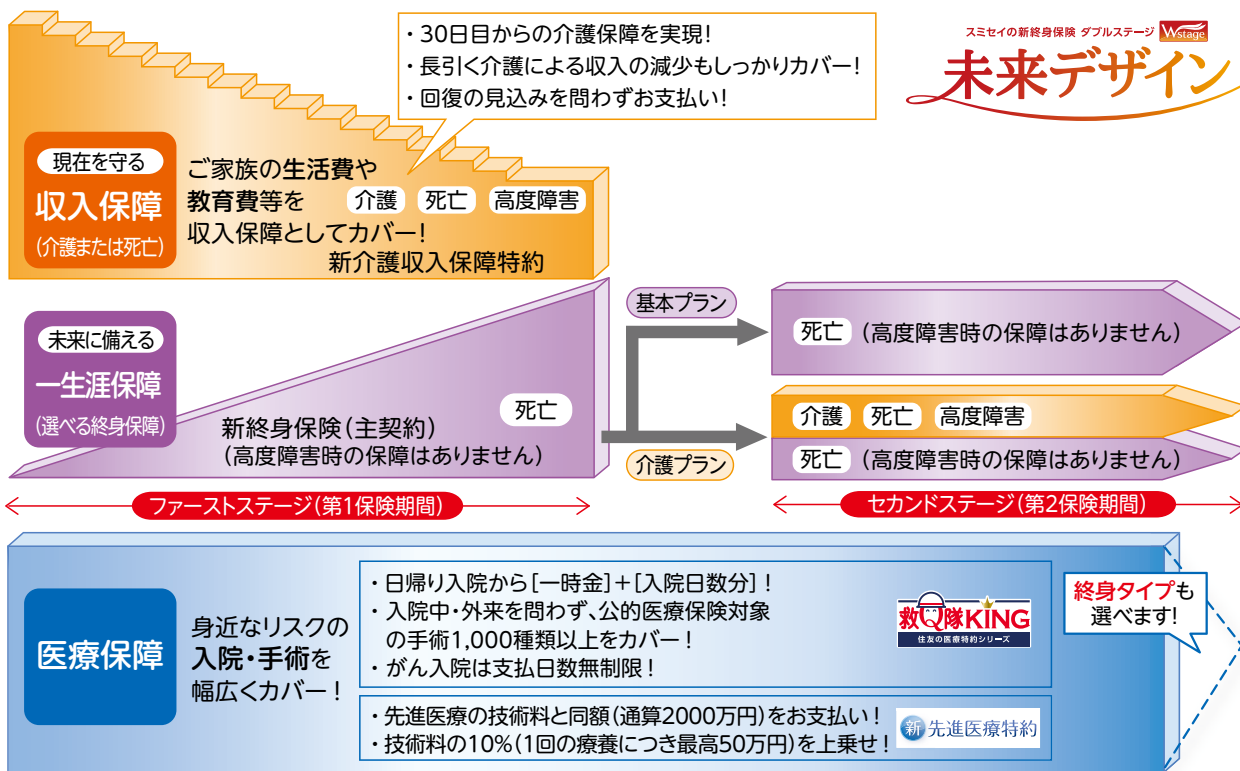


ライフサイクルにあわせて、 「介護保障」「医療保障」「死亡保障」「資産形成」 機能をご準備いただける保険です！

「Wステージ」はご家族の生活を守る「ファーストステージ」、老後の介護に備える「セカンドステージ」、それぞれに必要な保障を準備できる保険商品です。ライフサイクルが大きく変化するファーストステージの保障は特約でカバー、万一の介護または死亡のときは収入保障として、毎年年金をお支払いします*。また主契約部分（新終身保険）はファーストステージ終了時に一生涯の死亡または介護保障を選ぶことができ、万が一の際の資金を終身保障で準備できます。

好評の先進医療特約もパワーアップ！全額自己負担となる先進医療の技術料と同額を通算2000万円までお支払いします。加えて、実施医療機関が限られているためにかかる交通費などの諸費用として技術料の10%をお支払いします。

*Wステージは、「未来デザイン」「年金タイプ」「一時金定額タイプ」「一時金通減タイプ」のラインアップの中から、お客さまのニーズに応じ、最適なプランをお選びいただけます。



【新終身保険(Wステージの主契約)について】●介護プランへの移行は、お申し出により主契約の保険料払込満了時に当社所定の基準を満たす範囲でお取り扱いします。●介護プランに移行した場合、基本プランと比べ、移行した部分の死亡保険金額は少なくなります。【介護保障について】●新介護収入保障特約(通減型)の年金支払回数は毎年1回ずつ通減し、最低5回(または10回)保証されています。【保険金等のお支払いについて】●介護年金・介護保険金をお支払いした主契約・特約から、死亡保険金等は重複してお支払いしません。【災害・疾病関係特約について】●「救Q隊KING」は災害・疾病関係特約の総称です。●日帰り入院とは、入院日=退院日の入院で、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。●手術給付金は公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術を受けられた場合お支払いします。ただし、「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「抜歯手術」「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」はお支払対象となりません。●入院保障充実給付金は継続した1回の入院につき1回分お支払いします。なお、入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、1回分のお支払いとなります。●先進医療給付金は先進医療の技術料と同額(※)とし、先進医療保障充実給付金は先進医療給付金の10%相当額をお支払いします。先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、公的医療保険の給付対象となった場合等はお支払いできません。(※)先進医療の技術料が1万円未満の場合(0を除く)には一律1万円をお支払いします。●災害・疾病関係特約のお支払いは、約款に定められた治療を目的としたものに限り、傷害や疾病、手術の種類によってはお支払いできないこともあります。必ず約款にてご確認ください。【ご検討に際して】●ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご覧ください。(中途付加の場合は、「契約概要のご説明」「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「特約中途付加のしおり・約款」等を必ずご覧ください。)

Wステージの若い方向け(男性15~29歳・女性15~39歳)のプランも充実!

ダブルステージ
きちんと★未来
充実プラン スタンダードプラン

介護や死亡のとき、まとまったお金を一度に受け取れるプラン

ダブルステージ
きちんと★未来
スマート年金プラン

介護や死亡のとき、毎月の生活費にあてられる年金を受け取れるプラン

ダブルステージ
ごほうび宣言

満期時まで2年ごとにボーナスが受け取れるプラン

平成24年4月発売

・一生涯の介護保障と死亡保障! (介護プランを選択した場合)・お求めやすい保険料!・充実の医療保障!

保障をさらに充実させるさまざまな特約

がん長期サポート特約

長期にわたるがんの治療費や生活費をサポート!

・がんになり、治療も病状の好転も見込めない所定の状態に該当すると診断されたとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

2008年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞受賞!
保険料無料!!

2008年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞受賞
がん長期サポート特約

平成19年11月発売

がん長期サポート特約

保険料払込免除プラン

Q極介護
・9つの所定の状態のうちいずれかに該当されたとき、以後の保険料は要りません。
・お求めやすい介護型もお選びいただけます。

保険料払込免除プラン

給付金・保険金などを速やかにご請求いただくための特約

指定代理請求特約

指定代理請求特約

・被保険者が受取人となる給付金や保険金などを、受取人が請求できない当社所定の事情がある場合、指定代理請求人が、給付金や保険金などを請求することができます。

保険料無料!

平成18年4月発売

指定代理請求特約

多様なニーズにこたえる商品ラインアップ

充実した医療保障をお望みの方に!

ドクターKING
スミセイの医療保険

平成21年10月発売

- ・入院したら一時金をお支払い! (入院保障充実特約(09)を付加した場合)
- ・日帰り入院から長期の入院まで安心! がん入院は支払日数無制限!
- ・入院中・外来を問わず、公的医療保険対象の1,000種類以上の手術を保障!
- ・がん入院中の手術は倍額をお支払い!

●日帰り入院とは、入院日=退院日の入院で、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
●この保険には、解約返戻金や死亡保険金はありません。(解約返戻金や死亡保険金をなくし、お求めやすい保険料としております。)
●手術給付金は公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術を受けられた場合お支払いします。ただし、「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「抜歯手術」「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」はお支払対象となりません。
●各給付金のお支払いは、約款に定められた治療を目的としたものに限り、傷害や疾病、手術の種類によってお支払いできないこともあります。必ず約款にてご確認ください。

一生涯の保障をお望みの方に!

2008年日刊工業新聞ネーミング大賞5位入賞!

平成20年4月発売

続けて咲かせる終身保険

バラ色人生

- ・一生涯の死亡保障!
- ・お求めやすい保険料!
- ・保険料払込期間満了後のキャッシュバリューが魅力!

●この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。(解約返戻金を低く設定し、お求めやすい保険料としております。)保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、低く設定しない場合と同額となります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
●保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に!

平成17年4月発売

自分で確認・もらえて納得

千客万頼

- ・健康上の理由で保険をあきらめていた方に朗報!
- ・医療保障も死亡保障も一生涯続きます!

●この保険の保険料は従来の保険に比べ割り増されています。
●健康な方で、保険料の割り増しのない保険をご希望の場合は、医師の診査を受けることなどにより、他の保険にお申し込みいただけます。ただしその場合、診査結果などによりご契約いただけないこともあります。

保険種類一覧

ご契約の目的	保険種類	契約年齢範囲																
		0歳	5歳	10歳	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
ライフサイクルにあわせて、「介護保障」「医療保障」「死亡保障」「資産形成」機能の準備をお望みの方に	新終身保険	愛称・契約年齢範囲																
		Wステージ未来デザイン [20~65歳]																
		Wステージ年金タイプ [15~75歳]																
		Wステージ一時金定額タイプ [15~75歳]																
		Wステージ一時金通減タイプ [40~70歳]																
		[15~29歳(女性は39歳まで)] — Wステージ きちんと未来 (充実プラン・スタンダードプラン)																
		[20~29歳(女性は39歳まで)] — Wステージ きちんと未来 (スマート年金プラン)																
充実の保障と資産形成をお望みの方に	利率変動型積立保険	ライブワン愛&愛タイプ [15~75歳]																
		ライブワン優々タイプ [15~75歳]																
		ライブワン楽々人生タイプ [40~70歳]																
		[3~14歳] — ライブワン優々タイプお子さま向け																
現在当社にご加入いただいているお客さま向けに、最新の医療保障をお求めやすい保険料でご提供するプランです。		Qパック [3~75歳]																
一生涯の保障をお望みの方に	終身保険	終身保険 [15~80歳]																
健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険	パラ色人生 [15~70歳(女性は75歳まで)]																
3大成人病に備える保障をお望みの方に	疾病・医療保険	リガード [15~80歳]																
充実した医療保障をお望みの方に	無配当医療保険	ドクターKING [0~75歳]																
セカンドライフのための資金準備をお望みの方に	個人年金保険	たのしみ1番・新たなしみ年金 [15~82歳]																
保障に重点をおきながら、満期の楽しみもお望みの方に	定期付養老保険	しあわせの保険 [6~65歳]																
積立でも保障もお望みの方に	養老保険	自由保険 [0~70歳]																
教育・結婚・レジャー等の資金準備に加えて死亡保障もお望みの方に	生存給付金付定期保険	記念日宣言* [0~70歳]																
死亡保障をお望みの方に	定期保険	定期保険 [15~65歳]																
		エンブレム [20~74歳]																
		エンブレム新長期プラン [20~75歳]																
		エンブレムGP [20~70歳(女性は75歳まで)]																
		ブランド パスポート [15~70歳(女性は75歳まで)]																
お子さまの教育・結婚資金の準備をお望みの方に	こども保険	[0~9歳] — スミセイのこどもすくすく保険*																
短期の貯蓄をお望みの方に	貯蓄保険	保障付積立保険* [0~47歳(女性は57歳まで)]																
住宅資金、セカンドライフのための資金、お子さまの教育・結婚資金などの準備をお考えの勤労者の方に	財形貯蓄積立保険 財形年金積立保険 財形住宅貯蓄積立保険	財形貯蓄プラン* [15~80歳]																
		財形年金・財形住宅貯蓄* [15~54歳]																

上記のほかに変額年金保険等も取り扱っております。

【金融機関の窓口でお取り扱いしている商品】

一生涯の保障をお望みの方に	終身保険	ふるはーとS [15~80歳]																
		ふるはーとW [15~85歳]																
		ふるはーとL [15~75歳]																
一生涯の介護保障をお望みの方に	介護保障終身保険	ふるはーとL<介護プラン> [15~75歳]																

※愛称・取扱商品は一部の金融機関で異なる場合があります。
上記のほかに変額年金保険等も取り扱っております。

【郵便局でお取り扱いしている商品】

健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型医療終身保険	たよれるYOU [50~80歳]																
死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンブレムYOUプレミアム [20~70歳(女性は75歳まで)]																

【かんぽ生命でお取り扱いしている商品】

死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンブレムYOUプレミアム [20~70歳(女性は75歳まで)]																
-------------	------	----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

* この表示のない商品は法人契約を取り扱っております。なお、エンブレム・エンブレム新長期プラン・エンブレムYOUプレミアム・エンブレムGPは法人契約のみのお取扱いとなります。法人向けには「住友の法人保険“繁栄”」の愛称を冠しています。

生前給付特約

特約名称	保険金・給付金・年金の名称	特約の内容
新介護収入保障特約	収入保障・高度障害年金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	介護年金	所定の要介護状態A(目安として公的介護保険の要介護3以上に相当*)が180日続いたときにお支払いします。
	早期ケア給付金	所定の要介護状態B(目安として公的介護保険の要介護2以上に相当*)が30日・60日・90日・120日または150日続いたときにお支払いします。
新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	介護保険金	所定の要介護状態Aが180日続いたときにお支払いします。
	早期ケア給付金	所定の要介護状態Bが30日・60日・90日・120日または150日続いたときにお支払いします。
介護保障終身保険特約(10)	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	介護保険金	所定の要介護状態Aが180日続いたときにお支払いします。
特定疾病保障定期保険特約 特定疾病保障終身保険特約	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	特定疾病保険金	所定の特定疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)になられたときにお支払いします。
重度慢性疾患保障保険特約	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	重度慢性疾患保険金	所定の重度慢性疾患(重度の高血圧症・重度の糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎)で所定の状態に該当したときにお支払いします。
生存給付金付定期保険特約(12)	死亡保険金・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	生存給付金	ご契約後3年目から2年ごとの契約当日に生存されているときや特約の保険期間満了時に生存されているときにお支払いします。
保険料払込免除特約	——	所定の要介護状態Aが180日続いたとき、または所定の特定疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)もしくは所定の重度慢性疾患(重度の高血圧症・重度の糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎)で所定の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込みを免除します。
介護保障保険料払込免除特約	——	所定の要介護状態Aが180日続いたときに、以後の保険料のお払込みを免除します。
指定代理請求特約	——	被保険者が受取人となる給付金や保険金などを受取人が請求できない当社所定の事情がある場合、指定代理請求人が給付金や保険金などを請求することができます。
がん長期サポート特約	がん長期サポート保険金	がんになり、治癒も病状の好転も見込めない所定の状態に該当すると診断されたとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されたときに、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

* 早期ケア給付金・介護年金・介護保険金お支払時および保険料お払込免除時の要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。詳細は約款に定められていますので、必ずご確認ください。なお、「公的介護保険制度の要介護2または3以上に相当」という表現は、平成24年4月現在の公的介護保険制度に基づき目安として記載したもので、将来公的介護保険制度が改正された場合には、この表現があてはまらなくなることがあります。

災害疾病特約

特約名称	保険金・給付金・年金の名称	特約の内容
総合医療特約	災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
	疾病入院給付金*1	疾病により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
	手術給付金*1*2	公的医療保険制度の対象となっている手術、骨髄移植を受けられたときにお支払いします。
	放射線治療給付金*3	公的医療保険制度の対象となっている放射線治療を受けられたときにお支払いします。
入院保障充実特約(09)	入院保障充実給付金*1*4	不慮の事故による傷害または疾病により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
成人病入院特約(09)	成人病入院給付金	所定の成人病やがんにより1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
女性疾病入院特約(09)	女性疾病入院給付金	所定の女性特定疾病やがんにより1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
がん入院特約(09)	がん入院給付金	所定のがんにより1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
新先進医療特約	先進医療給付金*5	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたときにお支払いします。
	先進医療保障充実給付金	
傷害損傷特約(04)	運動器損傷給付金	傷害または疾病を原因とする骨折に対して治療を受けられたとき、もしくは傷害により所定の腱・靱帯・半月板の断裂に対し、事故の日から180日以内に治療を受けられたときにお支払いします。
	顔面損傷給付金	不慮の事故による傷害により顔面部・頭部・頸部に損傷を受け、事故の日から180日以内に所定の顔面損傷状態になられたときにお支払いします。
災害割増特約	災害死亡保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	災害高度障害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の高度障害状態になられたとき、もしくは所定の感染症により所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
傷害特約	災害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	障害給付金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたときに、障害の等級に応じて災害保険金額の1~10割をお支払いします。

※1 骨髄移植ドナー(提供者)としての入院・手術も保障します。(骨髄移植ドナー(提供者)としての入院・手術は、責任開始日から1年以内はお支払対象となりません。)
 ※2 手術給付金は公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術を受けられた場合にお支払いします。ただし、「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「抜歯手術」「骨・軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」はお支払対象となりません。
 ※3 放射線治療給付金は公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定される放射線治療を受けられた場合にお支払いします。
 ※4 入院保障充実給付金は継続した1回の入院につき1回分お支払いします。なお、入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされる場合は、1回分のお支払いとなります。
 ※5 先進医療給付金は先進医療の技術料と同額(*)とし、先進医療保障充実給付金は先進医療給付金の10%相当額をお支払いします。先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、公的医療保険の給付対象となった場合等はお支払いできません。
 (*) 先進医療の技術料が1万円未満の場合(0を除く)には一律1万円をお支払いします。
 ● 入院日数が1日(日帰り)とは、入院日=退院日の入院で入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

生命保険の知識と制度

当社では、生命保険にご加入される方が、その商品、制度などを知らなかったために、デメリット(不利益)を被ることのないよう、お客さまへの商品説明の際、「デメリット情報」の提供を徹底しています。この「デメリット情報」については、契約お申込みの際に配付している「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」や「ご契約のしお

り(一定款)・約款」に明示しているほか、「ご契約締結後の各種情報提供(38ページ参照)」の項目などにも記載し、その徹底を図っております。

以下に生命保険をご理解いただくための知識・制度等をご説明します。

ご契約の責任開始期

お申込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることに決定した場合、健康状態などの告知および第1回

保険料相当額のお払込みの両方が完了した時から、保険金支払等の保険契約上の保障を開始(責任開始)します。

ご契約申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

申込者またはご契約者は、保険契約の申込日または「ご契約のしおり(一定款)・約款」の交付日*のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。ただし、当社の指定した医師の診査を受けられた場合や申込者等が法人の場合などは、お申込みの撤回等はできません。

* 募集代理店にてお申込みいただいた場合で、第1回保険料相当額を、当社所定の振込用紙により「当社が指定する金融機関」にお払込みいただくときには、お申込時にお渡ししております「契約概要/注意喚起情報」の交付日となります。

* お申込時に受領書兼確認書にて約款冊子を希望された場合は、約款冊子の交付日となります。

保険料のお払込み方法(経路)

保険料のお払込み方法には、口座振替扱い、勤務先などにおける団体扱い、振替用紙による送金扱い等の方法

(経路)があります。

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身

体の障害状態、現在の職業など当社がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせ(告知)ください。故意または重大な過失によって事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除することがあります。

* 生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話されただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

保険金(給付金)などをお支払いできない場合

次のような場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合(ただし、責任開始期前の「疾病」を原因とする入院や手術等を行った場合に、正確かつ十分な告知を行っていたときや、病院への受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときはお支払いします。なお、「傷害」を原因とする場合は告知の有無にかかわらずお支払いできません。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや

ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由によりご契約が解除された場合

- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約について詐欺によりご契約が取り消された場合や、保険金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。)
- 保険金などの免責事由に該当した場合(例: 責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人の故意または重大な過失によるときなど)

ご契約の失効

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。なお、お払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、以下の取扱いをいたします。

(1) 保険料の立替制度を適用できる場合

解約返戻金が保険料相当額以上あるときは、あらかじめ反対のお申し出がない限り、当社が自動的に保険料の

お立替えをします。この場合、お立替金には所定の利率で利息をいただきます。(複利計算)

(2) ライブワン・Qパックの場合

主契約の解約返戻金が保険料相当額以上あるときは、あらかじめ反対のお申し出がない限り、自動的に主契約の積立金(保険ファンド)から保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

* 保険ファンド[01]では「保険料相当額を上回るとき」となります。

ご契約の復活

万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効後3年以内*であれば、ご契約の復活を請求いただけます。

この場合、告知(または診査)と、延滞した保険料(およびその利息)のお払込みが必要となります。ただし、健康状態

などによっては復活をお断りすることがあります。

* 最低保証付変額保険(年金受取型)、医療保障保険(個人型)、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険は3か月以内、保障付積立保険、無配当医療定期保険(09)、無配当医療終身保険(09)は1年以内となります。

解約返戻金

お払込みいただいた保険料は、預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営に充てられますので、ご契約を途中で解約されますと、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。

解約返戻金は、保険の種類・ご契約の年齢・性別・経過年数などによって異なりますが、特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

<ライブワン・Qパックの主契約について>

ご契約後3年未満で解約されますと、積立金の一定割合(当社所定の控除率)を控除するため、主契約の解約返戻金は積立金よりも少なくなり、払込保険料を下回ることがあります。

災害・疾病関係特約には、解約返戻金はありません。(一部例外があります。)

また、解約返戻金の一定の範囲内で資金をご用意して(ご契約者貸付)、一時的に保険料を立て替える(保険料のお立替え)制度をご利用の場合、解約のときにその元利合計額を解約返戻金から差し引かせていただきます。

ご契約者貸付

ご契約の解約返戻金の一定範囲内で、必要資金を貸付いたします。この場合、契約者貸付金には所定の利率

(金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります)で利息をいただきます。(複利計算)

生命保険料控除について

- 生命保険料控除は税法上の所得控除の1つで、払込保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

<控除の種類について>

お払い込みになる保険料は、主契約と特約のそれぞれについて、次のとおり、控除の種類が異なります。

控除の種類	対象となる保険料
一般生命保険料控除	生存または死亡を原因として一定額の保険金等をお支払いする主契約・特約の保険料
介護医療保険料控除	入院・通院等に伴う給付金等をお支払いする主契約・特約の保険料
個人年金保険料控除	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料

※ 傷害のみを原因として保険金等をお支払いする特約(災害割増特約、傷害特約)の保険料は生命保険料控除の対象とはなりません。

<所得税の控除額について>

各種類(一般生命・介護医療・個人年金)の保険料控除について、次のとおり控除されます。

年間払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	支払保険料等の全額
20,000円をこえ、40,000円以下のとき	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円をこえ、80,000円以下のとき	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

※ 各種類の保険料控除の金額を合計して、120,000円が限度です。

<住民税の控除額について>

各種類(一般生命・介護医療・個人年金)の保険料控除について、次のとおり控除されます。

年間払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	支払保険料等の全額
12,000円をこえ、32,000円以下のとき	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円をこえ、56,000円以下のとき	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

※ 各種類の保険料控除の金額を合計して、70,000円が限度です。

平成23年12月31日以前に締結したご契約にご加入の場合

- 平成24年1月1日以降に締結した保険契約から「生命保険料控除制度」が改正されました。
- 平成23年12月31日以前に締結したご契約については、原則として税制改正前の制度となるため、対象となる保険料や生命保険料控除額が、上記の内容とは異なります。
- 平成24年1月1日以降に、更新および保障の見直し(転換・所定の特約の中途付加)を行った場合は、その時点から上記の改正後の制度となります。

※ 詳しくは「ご契約のしおり(一定款)・約款」をご覧ください。

幅広いサービスチャネルの展開

ご契約締結までの各種情報提供～申込手続き

ご契約に際しまして、お客さまのニーズに最もふさわしい商品をお選びいただくため、未来診断等による情報提供をはじめ、各種パンフレットのご提供を行うとともに、「設計書(契約概要)」によるご提案を行っています。ご契約内容の見直しに際しては、「保障内容見直しのご提案書」を用いた説明を行っています。

あわせてご契約の前には「意向確認書」によるニーズ・意向確認を行ったうえで、「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり(一定款)・約款」を必ず

お渡しし、ご契約に必要な保険知識・重要事項をご理解いただけるよう努めています。

- 各種パンフレット
- 各種設計書(契約概要)
- 「保障内容見直しのご提案書」
- 「意向確認書」
- 「生命保険の契約にあたっての手引」
- 「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」
- 「ご契約重要事項のお知らせ(契約内容および解約返戻金額表)」
- 「ご契約のしおり(一定款)・約款」

デメリット情報の提供

当社では、生命保険にご加入される方が、その商品、制度などを知らなかったために、デメリット(不利益)を被ることのないよう、お客さまへの商品説明の際、「デメリット情報」の提供を徹底しています。この「デメリット情報」については、契約お申込みの際に配布している「商品パンフレット」、「設計書(契約概要)」、「ご契約のしおり(一定款)・約款」、「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起

情報)」に明示しているほか、「ご契約締結後の各種情報提供」の項目で記載している各種通知などにも記載し、その徹底を図っています。

ご契約重要事項のお知らせ
(注意喚起情報)



ご契約締結後の各種情報提供

【お客さまへのお知らせの一例】

※いずれも重要な内容ですので、必ずご確認くださいませよう願いたします。

ご契約の現況について	○スミセイ安心だより
保険料のお払込みについて	○保険料お立替のお知らせ ○保険料お立替金残高のお知らせ
	○ご契約失効のお知らせ ○保険料払込期間満了のお知らせ
	<口座振替契約> ○口座振替開始のご案内(月払) ○今期保険料お払込みのご案内(年・半年払) ○口座振替中止のお知らせ
配当金・契約者貸付について	<勤務先の団体扱契約> ○保険料変更のお知らせ
	○スミセイ安心だより ○契約者貸付金利息のお払込案内 ○契約者貸付金残高のお知らせ
保障内容の見直しについて	○更新時期到来のお知らせ ○特別保障期間満了のお知らせと今後の保障内容のご案内 ○保険料払込み終了と今後の保障内容のご案内
保険金・給付金などのお支払いについて	○満期のお知らせ(満期保険金・満期時育英資金・満期時生存給付金・満期時養育資金請求書兼据置申込書) ○生存給付金積立金額のお知らせ ○年金のご案内(年金請求書)
	○死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック ○団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック ※申込手続き時にもお渡しいたします。
その他	○生命保険料控除証明書



スミセイライフデザイナー(営業職員)

約3万名のスミセイライフデザイナーが、全国のお客さまのご要望にお応えしています。

スミセイライフデザイナーは、全国のご契約者を少なくとも年1回訪問し、ご契約内容やライフイベントの確認、最新情報の提供を行っております。お客さまへの訪問につきましては、お客さまからいただいた情報をストックできるシステム(未来応援システム)を活用し、ライフイベント等、節目となる時期にタイムリーな訪問活動を行うように努めております。

“いつも、いつまでも続く”先進のコンサルティング&サービスを提供するために、生命保険だけでなく金融商品・社会保障制度等に関する豊富な知識を有する「FP技能士(厚生労働省所管国家資格)」資格の取得・活用を推進し

ており、平成24年4月時点で25,855人がFP資格を取得しております。

また、平成24年7月より導入した新型携帯端末「Sumisei Lief(スミセイリーフ)」を活用し、お客さまにご家族全体のコンサルティングを提供しております。



スミセイ未来応援活動と未来応援サービス(特集ページ(P.18)でもご紹介しています)

担当者による継続的な定期訪問などを通じて、すべてのお客さまに「安心」と「満足」をお届けする「スミセイ未来応援活動」に取り組んでいます。

また、より多くのお客さまにサービスを実感していただけるよう、新しく未来応援サービスを実施しております。ご契約内容の確認や保険の見直しなどを行うことで、お客さまにマイルを差し上げ、貯まったマイルでギフトとの交換や素敵な賞品が当たる抽選にご応募いただける「スミセイ・マイル」と所定のライフイベントに該当する

お客さまにギフトをお届けする「ライフステージギフト」の2つのサービスがあります。詳しくは最寄りの支社またはスミセイライフデザイナーまでお問合せください。



未来診断

当社ではお客さまへ「未来診断」を提供しております。「未来診断」では、お客さまの現在の収入・支出や将来の収支計画等をもとに、収入や生活費・住居費等の支出の推移、老齢年金や退職金等を含めたセカンドライフ収支、ご自身が亡くなったときにご家族の受け取れる遺族・障害年金等をご確認いただけます。

あわせて、死亡等の万一の際にその年々で必要となる保障額のシミュレーションをご覧いただけます。

新型携帯端末「Sumisei Lief(スミセイリーフ)」を使用することで、お客さまの「未来の夢」や現在の生活費等について直接お伺いしながら、視覚的にわかりやすく「必要な保障額」と「必要保障額に合致する最適な保障内容」をご説明できます。お客さまと一緒に保障内容を検討し、最適な保障をお選びいただくお手伝いをすることが可能です。是非、お近くのスミセイライフデザイナーまでお問合わせください。



インターネットを通じた保険販売

インターネットの普及に伴い、保険加入のご検討に際してインターネットを通じて、商品の情報を入手されるお客さまが年々増加されています。

当社では、ホームページからご希望の商品の資料をご請求いただき、その中で営業職員によるコンサルティングのご希望を承っております。

また、対面による保険提案を受ける機会が少ないお客さまにも当社商品をご検討いただけるよう、郵送による保険提案や申込手

続きで、個人年金や医療保険にご加入いただけるダイレクト販売も行っております。

なお、平成23年10月からは、モバイル(携帯電話・スマートフォン)専用サイトからも資料のご請求ができるようになりました。

このように、ホームページなどをきっかけに住友生命の商品にご関心をお持ちいただき、メインチャネルである営業職員と連携して、お客さまにふさわしい保険をご提案する取組みを今後も進めてまいります。

スミセイダイレクトサービス

平成18年9月から、インターネット(パソコン・携帯電話)・電話による自動取引サービス・カード(提携ATM)で入金取引、各種お手続き、契約内容照会等の保険取引サービスがご利用いただける「スミセイダイレクトサービス」*を提供しております。特にインターネット(パソコン)では、最新のセキュリティ技術を導入しております。また、入金取引や暗証エラーに関する情報などをお知らせする「メール通知サービス」も提供しております。

平成20年7月からは、「スミセイダイレクトサービス」から直接、金融機関のインターネットバンキングなどに接続し、簡単に入金取引がご利用いただけるサービスを開始しました。

さらに平成20年12月からは、携帯電話サービスの拡充により、送金口座・メール通知サービスの登録を含む一連の入金手続きが、携帯電話だけで完結できるようになりました。

また、平成21年9月には、「スミセイダイレクトサービス」の操作性向上・セキュリティ強化の観点から、ログイン方法の変更を行っております。

今後も、カード・インターネット等を活用したお手続きの利便性やサービスの向上に取り組んでまいります。

*ホームページアドレス、電話番号はP.72および裏表紙を参照ください。

WELL'S(ウェルズ)

ウェルズは生命保険業に携わる者に共通する「お客さまに生命保険の大切さを伝えたい」という思いを具現化するために、理想の生命保険営業スタイルの確立を目指している営業組織です。

当社がこれまで培ってきた営業手法に加え、諸外国あるいは外資系生保等の手法を積極的に取り入れ、実践を重ねていく中でノウハウの構築に取り組んでいます。

ウェルズから発信されるノウハウによって、スミセイに生命保険販売の原点である「ニードセールス」を中核としたコンサルティング

を拡め、最適な保障のご提供とご加入後のフォローを進めていくことで、お客さまからより一層信頼される生命保険会社でありたいと考えています。

『Your dream, Your future』

夢・未来、そして信頼を形に

WELL'S

来店型保険ショップ事業への取組み

当社100%子会社である「いづみライフデザイナーズ(株)」にて来店型保険ショップ「ほけん百花」・「保険の森」を運営しております。平成24年5月末現在、43店舗を展開しており、ショッピングセンターや駅至近の商店街に出店し、お客さまに気軽に立ち寄りいただける店舗を志向しております。同店舗は乗合代理店として、当社の商品だけでなく、16社の生損保商品を取り扱っており、多様化するニーズに幅広くおこたえできる店舗となっております。

引き続き、同店舗による保険販売事業を通じ、お客さまニーズを的確に捉え、より一層の顧客サービスの向上に努めてまいります。



メディケア生命

当社は三井生命と共同出資(当社80%・三井生命20%)により、保険ショップ・インターネット保険サイト等を通じて「自分にあった商品を主体的に選択したい」という意向を持ったお客さまに機動的に商品供給を行うメディケア生命保険(株)(以下「メディケア生命」)を設立し、平成22年4月に開業いたしました。

平成24年4月には医療保険を全面的に改定し、保険ショップ・

インターネット通販等を通じて医療保険「メディフィットA(エース)」を発売開始いたしました。

今後も当社と三井生命のグループ会社である強みを活かし、お客さまに選ばれる保険商品やサービスの提供に取り組んでまいります。



IT(情報技術)の活用

当社では昭和30年代から常に先進的なIT技術情報を取り入れ、お客さまサービスの更なる高度化に取り組んでおり、昭和48年3月に個人保険の保全・保険料ご案内等の事務について、大規模なオンラインシステムを構築したのを皮切りに、順次システム刷新を行っております。

平成17年4月に稼働した「あいキューブシステム」では、インターネット等の技術を導入し、全国オンラインシステムに加え、メールシステム、代理店向けWebシステム、インターネット取引システム等の刷新を行い、保険事業を取り巻くさまざまな環境変化

やお客さまニーズの多様化にさらに柔軟に対応可能なインフラを整備いたしました。現在は、「住友生命ブランドビジョン」に基づくシステム計画を遂行し、継続してIT技術活用に取り組んでおります。

なお、平成18年度には当社業務の基幹をなす個人保険のシステム開発・運用を委託している当社子会社のスミセイ情報システム(株)において情報セキュリティに関する国際認証(ISO27001)を取得する等、セキュリティ強化にも取り組んでおります。

先進的な技術を導入し、より高度なサービスの提供を目指して

スミセイライフデザイナー(営業職員)用携帯端末

[Sumisei Lief]導入

平成24年7月よりスミセイライフデザイナー(営業職員)用携帯端末「Sumisei Lief」(スミセイリーフ)を導入しました。

スミセイライフデザイナーが、お客さま宅・お勤め先への持ち運びを容易にするためにタブレット型の採用による薄型化・軽量化・バッテリー強化を行いました。加えて、モバイル通信機能を搭載することにより、外出先での保険設計・ご提案、既契約照会が可能となり、お客さまとの対面コンサルティングサービスの向上を実現しました。

また、通信規格LTE(Long Term Evolution)を採用し、外出先での高速通信を可能としました。

セキュリティ対策強化として、モバイル化により端末内にお客さま情報を保持しないデータレス化や通信データ暗号化による不正アクセス防止等、各種対策を行っております。



資産運用システム(XNETシステム)をクラウド化*

平成23年9月に資産運用システム(XNETシステム)のクラウドサービス利用を開始しました。

このサービスは、システム子会社であるスミセイ情報システム(株)、およびITベンダー様と共同で構築し、コストの大幅な削減・事業環境の変化に対する開発スピードの迅速化を実現しました。

*クラウドとはユーザー企業がハードウェアやソフトウェアなどのシステム資産を持たず、ネットワークを経由してサービスを利用するシステム形態の総称。共用の要素が高いサービス(パブリッククラウド)から、個社の専用色の高いサービス(プライベートクラウド)まで多様な種類があります。なお、当社は「プライベートクラウド型」の形態で利用しています。

システム開発の推移

昭和48年	全国オンラインシステム稼働
平成1年	個人保険システムの再構築
平成3年	ALカード取引、アンサー開始
平成8年	インターネットホームページ開設 新契約アンダーライティングシステム「SUN」稼働
平成12年	スミセイコールセンター稼働 スミセイネットATM稼働 保全請求・手続きのワークフローシステム稼働 銀行窓販向け代理店Webシステム稼働
平成13年	営業職員コンサルティング携帯端末「With」稼働
平成15年	給付金支払いのワークフローシステム稼働
平成17年	全国オンライン・イントラシステムのWeb化

平成18年	営業職員コンサルティング新携帯端末「Vite(ビット)」導入 スミセイダイレクトサービス創設
平成19年	テレビネットワークシステム導入 モバイル決済端末「スパットくん」の導入 保険金給付金「案内システム・請求勧奨システム」稼働
平成20年	「お客さまの声管理システム」稼働 第2コールセンター稼働
平成22年	新SUN(新契約アンダーライティングシステム)稼働
平成23年	クラウドサービスを利用した資産運用システム稼働
平成24年	スミセイライフデザイナー(営業職員)用新携帯端末「Sumisei Lief」稼働

法人のお客さま向け商品・サービス

総合的な企業福祉制度の実現をサポート

少子高齢社会の進展はわが国の社会保障制度に大きな影響を及ぼすことが予想されており、企業の従業員一人ひとりが安心して働ける環境づくりとして企業福祉制度への期待はますます高まっております。そうした中、企業の従業員のみなさまをサポートしていくためには、社会保障・企業福祉・自助努力をバランスよく組み立てることが必要となってまいります。

当社は新時代に相応しい企業福祉制度をご提供するために、制度運営から、資産運用、従業員へのサービスまで多岐にわたる幅広いニーズにお応えし、総合的な企業福祉制度の実現をサポートさせていただきます。

このために、法人向け商品ラインアップの充実、資産運用力の向上、コンサルティングサービスの展開（退職給付債務に係るコンサルティングのご案内など）、確定拠出年金（DC）・確定給付企業年金（DB）等の年金サービスのご提供などにより、企業福祉制度をサポートする体制を構

築してまいります。

確定拠出年金法、確定給付企業年金法の施行から10年以上が経過しましたが、平成24年1月には確定拠出年金におけるマッチング拠出（従業員による掛金の追加拠出）が導入されるなど、わが国の退職金・企業年金制度は更なる飛躍の時を迎えており、企業経営者の関心はきわめて高いものとなっております。当社といたしましても、三井・住友グループ金融各社と合併で設立した「ジャパン・パンション・ナビゲーター（株）」や三井・住友グループ保険各社ならびに三井住友銀行の資産運用子会社5社の合併により発足した「三井住友アセットマネジメント（株）」、当社と生保各社との合併で設立した企業年金契約管理を行う「日本企業年金サービス（株）」等との密接な連携の下で、総力を挙げたサービスのご提供を行い、新たなビジネス展開に地平を拓いてまいりたいと考えております。

法人向け商品ラインアップの充実

企業の福利厚生制度は昨今の雇用環境の変化や従業員ニーズの多様化から、より効率的かつ従業員のインセンティブを高めるものへと見直しが必要となってきております。

当社では役員・従業員のみなさま、そして、そのご家族の生活を守るため、さまざまな法人向け商品をご用意して

おります。

具体的には以下のとおり、①在職中の生活保障 ②退職後の生活保障 ③在職中の財産形成 ④役員の保障の4つを柱とした法人向け商品ラインアップの充実に努めております。

4つの柱		企業福祉制度	法人向け商品の充実
1	在職中の生活保障	弔慰金・死亡退職金制度	弔慰金・死亡退職金等の準備 - 安心OK（総合福祉団体定期保険無配当扱特約付総合福祉団体定期保険）、総合福祉団体定期保険
		法定外労働災害補償制度	
		遺族・遺児育英年金制度	
		医療保障制度	在職中の入院費用に備える - 医療保障保険（団体型）
		従業員の自助努力助成制度	お手ごろな保険料で大型保障 - 希望者グループ保険（団体定期保険） オペラハウス（無配当団体定期保険）
2	退職後の生活保障	退職金・退職年金制度	退職後の豊かな生活保障の準備を - 確定給付企業年金保険、新企業年金保険 等 国の厚生年金の一部を代行するとともに、企業の退職金の上乗せ給付を行う - 厚生年金基金保険
		従業員の自助努力助成制度	ゆとりある老後生活資金を準備 - 拠出型企業年金保険 老後の年金を充実させるために - 住友の財形年金
		医療保障制度	退職後の入院費用に備える - 医療保障保険（団体型）
3	在職中の財産形成 マイホーム助成 生活設計助成	債務保証制度	住宅ローン利用者のための団体保険 - 団体信用生命保険 住宅ローン利用者の3大疾病に備える - 団体信用生命保険 3大疾病保障特約
		従業員の自助努力助成制度	自助努力による住宅取得・増改築を助成 - 住友の財形住宅貯蓄
			自助努力による従業員の財産形成を図る - 住友の財形貯蓄プラン
4	役員の保障	弔慰金・死亡退職金制度	弔慰金・死亡退職金等の準備 - 総合福祉団体定期保険
		退職慰労金・退職金制度	役員的大型保障と勇退時の退職慰労金準備 - エンブレムGP、繁栄エンブレム新長期プラン
		医療保障制度	役員の入院費用に備える - 医療保障保険（団体型）

法人保険「繁栄」のご提供

企業にとって、経営者・幹部の方々はかけがえのない存在です。企業を支える経営者・幹部の方に相応しい大きな保障を準備し、事業の限りない繁栄の基礎を築くのが「法人保険「繁栄」」です。平成24年4月から「エンブレムGP」を発売いたしました。エンブレムGPは98歳までの長期間にわたり大型保障が準備でき、長期にわたる大型保障と勇退時の退職慰労金をご準備いただける保険です。ご契約当初一定期間、解約返戻金を低く設定することで、その分お求めやすい保険料としています。従来の「繁栄Wステージ」、「エンブレム新長期プラン」等と併せ、より幅広い選択肢からお選びいただけます。



「安心OK」のご提供

企業のさまざまなニーズにお応えし、福利厚生制度の充実のために「全員加入の・無配当の・1年更新の定期保険」である「安心OK（総合福祉団体定期保険無配当扱特約付総合福祉団体定期保険）」をご提供しております。お手ごろな保険料で従業員全員の方に対する保障がご準備いただけます。

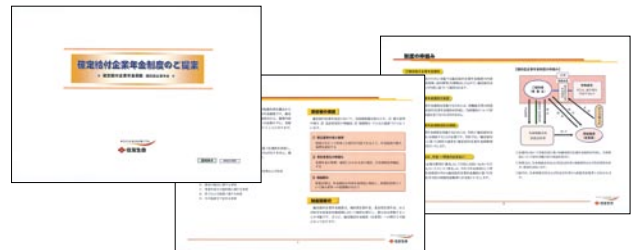


確定給付企業年金保険 (DB) のご提供

平成14年4月に施行された確定給付企業年金法に基づく商品として「確定給付企業年金保険」を発売いたしております。

法律に基づいた円滑な制度運営をサポートするとともに、さまざまな運用商品をご用意してお客さまの多様な年金運用ニーズにお応えしてまいります。

(※DB…Defined Benefit Pension Plan の略)



法人向けコンサルティングサービスの展開

企業年金・退職金コンサルティングサービス

企業の福利厚生制度は、昨今、雇用環境の変化や従業員ニーズの多様化から、より効率的かつ従業員のインセンティブを高めるものへと見直しが必要となっており、また、退職給付会計基準の見直しなどの外部環境

の変化を受け、企業年金への関心や制度見直しに対するニーズはますます高まっております。当社では、全国に担当スタッフを配置し、こういったマーケットの変化に適合した、コンサルティング営業を積極展開してまいります。

損害保険による企業リスク総合対策

経済・社会情勢の著しい変化に伴い、企業の経営活動を取り巻く危険 (リスク) はますます複雑化・多様化しており、万一事故が発生した場合の損害額も、高額化の一途をたどっています。また、大幅な雇用環境の変化は、企業の福利厚生制度の見直しを加速させており、従来にない新しい福利厚生制度の構築は、従業員にとっても高い関心事となっております。

このようなお客さまを取り巻く環境の変化に対応して、当社では、生命保険としてのサービスに加え、三井住友海上の損害保険代理店として、生損総合保障の提供を行っております。お客さまに最も適したコンサルティングサービスの提供を心掛け「企業リスク総合対策のパートナー」として安心と安全をお届けしてまいります。

確定拠出年金(DC)サービスのご提供

確定拠出年金制度は本格的な普及が進んでおり、加入者数は430万人(H24/3末現在。個人型加入者含む。)を超えました。また、規約承認数も昨年度末の3,705規約・14,628社から4,135規約・16,440社(H24/3末現在)へと着実な伸びを見せています[出典：厚生労働省]。

住友生命は、退職金制度・年金制度に関する様々なご要望にお応えするために、確定拠出年金導入のご相談から運用商品の提供まで、積極的に取り組んでいます。

(※DC…Defined Contribution Pension Plan の略)

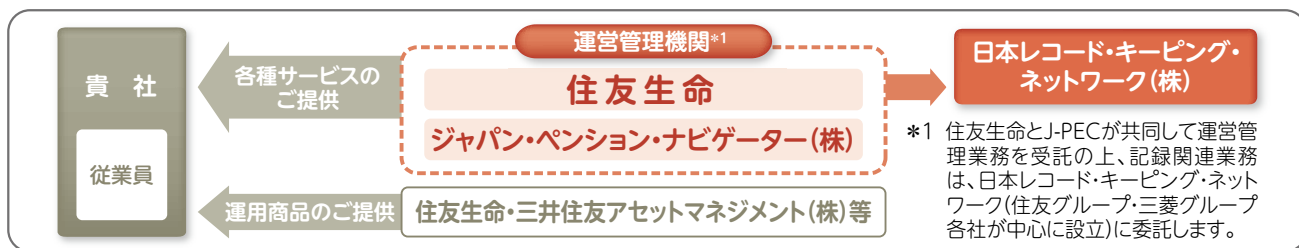
住友生命の確定拠出年金サービス体制

当社は、確定拠出年金の運営管理機関として、ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株)(以下 J-PEC)と共同で運営管理業務サービスを提供しております。

年金制度全般に関する業務を行っている当社と、運営管理業務専門会社として多くのノウハウを有するJ-PECが

共同してサービスをご提供することにより、「制度導入時のコンサルティングから導入前・後の制度運営まで」一貫してサポートを行います。

※平成24年1月から導入可能となった「マッチング拠出」についても、導入支援を行っています。



確定拠出年金 単独型プランおよび総合型プラン

住友生命では、運用商品等の制度内容を企業さまのオーダーメイドで決定する「単独型プラン」をご提供するとともに、資本関係・地域・業種等を問わない多くの企業が参加することでスケールメリットが活かされ、単独で制度を導入するよりも運営コストが軽減された「スミセイDC

総合型プラン』もご案内しています。総合型プランは、制度内容の多くがパッケージ化されていますので、導入手続きにかかる負担が軽減されます。

*従業員数によっては、単独型プランの運営コストが安価となる場合もあります。

確定拠出年金 個人型プラン

自営業者*2・企業年金等のない企業の従業員*3向けには、個人型制度向けの専用プラン『J-PEC個人型プラン・スミセイコース』をご提供しています。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。

*2 日本国内に居住の20歳以上60歳未満の第1号被保険者で、国民年金の保険料を納めている方

*3 60歳未満の厚生年金適用事業所に勤務されている第2号被保険者で、企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金および確定拠出年金(企業型))のいずれにも加入資格のない方

0120-401-780 (スミセイ個人型確定拠出年金ダイヤル)

法人向けサポートメニューの充実

ビジネスサポート

①ビジネスマッチング

当社の全国ネットワークを活用し、当社お取引企業さまへのご紹介、ビジネスマッチングの機会をご提供します。

②異業種交流会

企業さま同士の「ビジネスマッチング」と「情報収集」の

場として、全国で「スミセイ異業種交流会」を開催。お客さまからご好評をいただいております。



各種情報提供

①ライフプランに関するセミナー

- ・ 20代~40代の従業員さま向けのセミナー
将来を見据えたライフプラン形成のため、基本的な社会保障制度や教育、住宅、介護問題など、責任世代の諸課題について具体的に、わかりやすく説明いたします。
- ・ 定年準備のためのセミナー
定年直後に直面する諸問題を認識していただき、その解決策を自分で考え、選択していただくことに主眼を置いた「気づきのセミナー」です。

②メンタルヘルスに関するセミナー

近年、仕事や職場環境に関する強い不安・悩み・ストレスを感じる人が増加していると言われており、企業においてもメンタルヘルス対策が注目されています。当社では、企業の人事総務部門のご担当者向けに、職場における心の健康の維持・増進などをテーマに「メンタルヘルスセミナー」を開催しております。

③年金セミナー

最新の年金事情について、タイムリーにお客さまへお知らせいたします。経済講演会も同時に開催しています。

ご契約者保護に関する制度

生命保険契約者保護機構(保護機構)について

生命保険業に対する信頼性の維持・向上を目的とし、経営破綻に陥った生命保険会社の保険契約者の保護を一層充実させるために、平成10年12月1日に設立された制度です。

生命保険の場合、年齢や健康状態によっては、それまでと同様の条件で新たに加入することが困難になることがあります。そこで、保護機構は、生命保険会社が破綻した場合、破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助や、「救済保険会社」が現れない場合には、保護機構の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、あるいは保護機構自身が保険契約の引受けを行うことにより、保険契約を継続させ、保険契約者の保護を図ることとしています。

補償内容

保護機構の補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定に係る部分(注1)を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(注2)を除き責任準備金(将来の保険金等の支払いに備え積み立てられている準備金)等の90%となります(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。

なお、保険契約の移転等の際には、予定利率の見直し等の契約条件の変更が行われる可能性があります。また、保険契約の継続のための集団性維持の観点から、解約の際に早期解約控除制度が設けられる可能性があります。

財源

財源は原則として保護機構の会員保険会社が拠出する負担金により賄われます。ただし、万一、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

(注1)平成18年3月13日に公表されたパブリックコメントの考え方では、特別勘定を設置しなければならない保険商品のなかで、公表時点において下記の商品が運用実績連動型保険契約に該当するものとしてあげられています。

- ・確定拠出年金保険 ・団体生存保険
- ・変額年金資金運用基金保険 ・企業年金基金連合会保険
- ・国民年金基金連合会保険 ・新企業年金保険
- ・確定給付企業年金保険 ・厚生年金基金保険
- ・国民年金基金保険

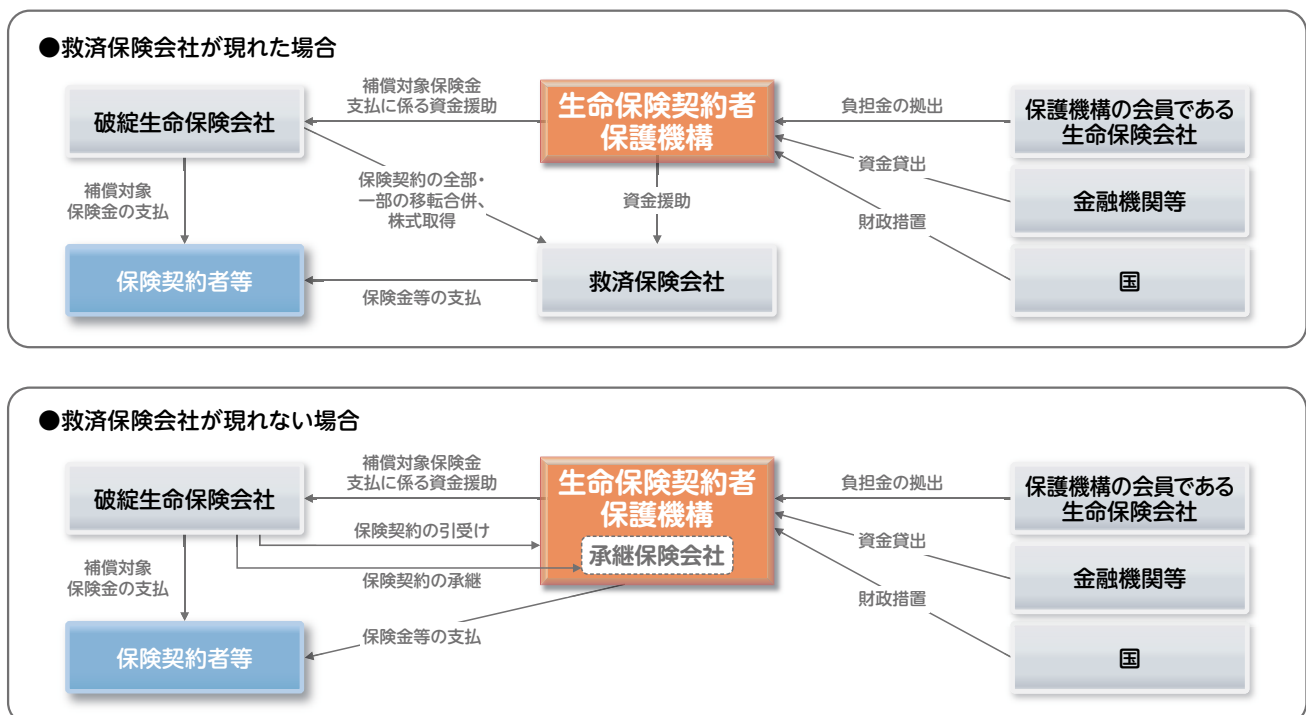
これら運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定に係る部分については、その責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは個別の更生手続の中で確定することになります)。

(注2)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(金融庁長官及び財務大臣が定める率)を超えていた契約を指します。当該契約については、責任準備金等の補償限度が、以下の通りとなります。

高予定利率契約の補償率=90% - {(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}

ただし、破綻会社に対して資金援助がなかったと仮定した場合の弁済率が下限となります。

【生命保険契約者保護機構のしくみ(概略図)】



より詳しい内容につきましては、生命保険契約者保護機構のホームページをご利用ください。 <http://www.seihohogo.jp>

ビジネス パートナー との共生

ビジネスパートナーの信頼・
支持を得て、ともに社会的責
任を果たします。



お客さまに安心と満足を提供していくためには、ビジネスパートナーとの信頼と支持を礎とした強力なパートナーシップを確立していくことが必要不可欠だと考えています。住友生命は、ビジネスパートナーとともに社会的な責任を果たしていくために、継続的なコミュニケーションを通じた協力体制の構築を行っています。

損害保険事業への取組み ～「総合生活保障サービス」のご提供～

当社はお客さまとご家族の人生におけるあらゆるリスクをカバーする「総合生活保障」の観点から、遺族保障・生前給付保障とともに、損害保険販売にも積極的に取り組んでおり、高度なリスクコンサルティング力・最大規模の損害サービスネットワークを有する三井住友海上社の代理店として、同社の高品質な商品・サービスを提供しています。

同社の個人向け商品GKシリーズ(自動車・火災・傷害保険)をはじめ、法人のお客さま向けにも充実した商品を提供し、お客さまのニーズにお応えしています。

立ちどまらない保険。

MS&AD 三井住友海上

三井住友海上の安心

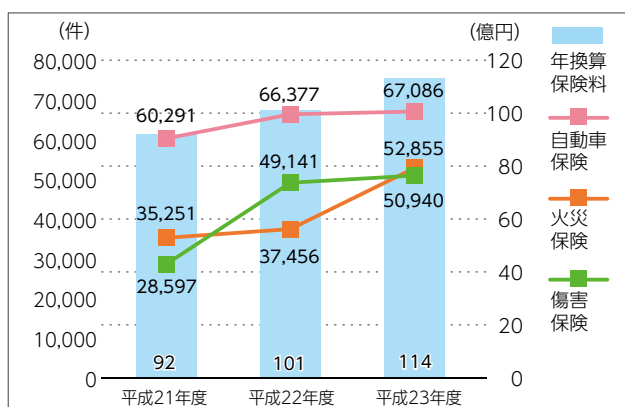


今後も当社は営業職員を通じ、生保・損保一体となった「総合生活保障サービス」をお届けしてまいります。

●損害保険の業績

平成23年度 販売実績	年換算保険料	販売件数
	442億円	824,223件

●新規損害保険販売件数・新規年換算保険料推移



平成23年度は東日本大震災により地震保険の関心が高まり、新規火災保険販売件数が大幅に増加しました。



住友生命本社ビル



三井住友海上本社ビル

当社はビジネスパートナーである金融機関、日本郵政グループと共にお客さま満足度の向上のため、以下の取組みを行っております。今後もお客さまの幅広いニーズにお応え

できるよう、取組みを強化すると同時に、コンプライアンスに一番熱心な会社であることを目指してまいります。

金融機関窓販への取組み

平成14年10月金融機関窓販開始以来、年金保険や生命保険などさまざまな商品を全国の金融機関を通じて多くのお客さまにご提供しております。おかげさまで、約92万件にのぼる累計販売件数となりました。

当社は、全国の金融機関担当ホールセラーを通じて商品研修・コンプライアンス研修等さまざまな研修を各金融機関

で実施しております。また、金融機関専用サポートデスク（電話での照会窓口）を設置し、金融機関からの照会に迅速にお答えするための体制を整えております。

金融機関窓販実績 (平成24年3月末現在)	発売以来販売実績累計
	922,513件

※上記の業績は、住友生命の金融機関窓販実績を合計したものです（証券会社、ゆうちょ銀行の実績を含みます）。

日本郵政グループへの取組み

平成20年5月から、日本郵政グループ各社における当社商品の販売が開始されました。当社は、全国の郵政担当ホールセラーを通じて密着型の肌理細やかな活動・研修等

を実施し、郵政専用サポートデスクにて日本郵政グループ各社からの照会にお答えすることで、保険販売、適正なコンプライアンス対応等の推進に努めております。

アフターサービス

金融機関、日本郵政グループ各社窓口を通じてご加入いただいたお客さま向けに、専用のフリーダイヤルを設けてお

ります。また、スマセイダイレクトサービス等をご利用いただくと、ご契約内容や積立金額等をご照会いただけます。

金融機関を通じてご加入のお客さま

☎️ 0120-506154

住友生命のお問合せ窓口

☎️ 0120-506873

受付時間 月～金曜日：午前9時～午後6時 土曜日(*1)：午前9時～午後5時(日・祝日・年末年始を除く)

(*1)お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。

主なサービス内容 ●契約内容に関するご照会、苦情・相談受付、各種手続き方法に関するご案内（保険金等の支払手続きに関するご照会等を含む）等
※証券番号をあらかじめお確かめのうえ契約者ご本人さまがお電話ください。

住友生命ホームページアドレス(URL)

パソコン・携帯電話(*2)

🌐 <http://www.sumitomolife.co.jp>

受付時間 月～土曜日：午前8時～午後11時45分 日曜日：午前8時～午後8時(祝日・年末年始を除く) (*2)携帯電話は、公式メニューからご利用ください。

主なサービス内容 ●ご契約内容照会、積立金額照会 ご利用いただけるのは、スマセイダイレクトサービスにご加入のお客さまです。申込方法等、詳しくは住友生命のホームページをご覧ください。
※住友生命のカードをお持ちのお客さまはすぐにご利用いただけます。

海外事業への取組み

平成17年11月、中国最大手損害保険会社を傘下に持つ、中国人民保険集团股份有限公司(英文名:The People's Insurance Company (Group) of China Limited)とともに、中国人民人壽保險股份有限公司(英文名:PICC Life Insurance Company Limited)を設立(平成19年9月の増資を機に「中国人保壽險有限公司」から社名変更)いたしました。

中国における支店数は、平成18年12月末の4支店から、平成23年12月末時点で34支店に増加し、全国規模に支店展開をしております。

日本の営業職員に相当する保険代理人は、平成23年12月末時点で19万1千人を超え、更に銀行チャネルとい

った営業基盤を固めて順調に業容を拡大しております。

設立4年目の平成21年から3年連続黒字化を達成しており、平成23年1月～12月の業績は、収入保険料で703億人民元(約9,175億円)に達し、中国の生命保険会社60社中、保険料収入で5位、新契約保険料収入では2位に成長しております。

(参考:換算為替はH23/12月末レート1元=13.04円を適用)

今後も、中国での経験・実績を活かし、経済発展が見込まれるアジアを中心に、収益性およびリスクを十分に検討しつつ、海外展開に取り組んでまいります。

従業員の働きがい

従業員一人ひとりが誇りと自信をもっていきいきと働き続けられる会社づくりに取り組みます。自由闊達でチャレンジ意欲あふれる組織風土を大切にします。



理想の会社を実現していくためには、原動力となる従業員一人ひとりが住友生命で働くことに誇りと自信をもち、働く喜びを実感できることが重要だと考えています。住友生命は、多様性ある従業員と会社がWin-Winの関係を構築できるよう、ハード・ソフト両面からの取組みを通じて働きやすく・働きがいのある職場づくりを進めています。

従業員の働きがい

働きやすい職場づくり ～ワーク・ライフ・バランス～

全ての職員が子育て期、中高年期といったライフステージに応じた多様な働き方を実現し、一人ひとりの「ワーク・ライフ・バランス」を通じて、全ての役職員が互いを尊重しながら協力して働く、明るくいいきとした職場を目指し、制度整備をはじめとした環境づくりに取り組んでいます。



「子育て支援企業」として2回目の認定

仕事と子育ての両立支援に取り組む企業として平成19年5月、平成21年7月に厚生労働大臣の認定を受けました。(計2回)



◆日本経済新聞社主催「2010年につけい子育て支援大賞」を受賞。

当社のワーク・ライフ・バランス制度やその取組みが評価され、受賞となりました。保険会社では初の受賞となっております。

働きがいのある職場づくり～キャリア形成サポート～

各種研修制度・自己啓発支援制度によるキャリア形成に加え、個人の多様性に応じ、当社独自のサポート制度を設けています。また業務の改善を行うことで効率を高め、お客さまによりご満足いただけるサービスをご提供できるよう改革を進めています。職員一人ひとりの改革参画に対する意識、実行力を高め、全職員がやりがいを持っていきいきと働ける職場環境を築くとともに、お客さまにとってより一層お役に立つ体制へと進化させてまいります。

職種変更制度	一般職員・業務職員*・総合職員における相互間の職種変更が可能な制度です。(一般職員から業務職員への職種変更は250名を超え、管理職等として活躍しています。) ※一般職員・業務職員・総合職員対象
キャリアアップ支援制度	期間限定で他所属の業務を経験することができる制度です。業務知識を拡大し、幅広い視野を身に付ける等キャリアづくりを支援します。 ※一般職員・業務職員対象
職務チャレンジ制度	職員が公募という形で新たな部署・職務にチャレンジできる制度です。 ※総合職員対象

*業務職員・・・転居を伴う転居のない総合職員

レボリューションX(経営層への提言制度)・改善アイデアマーケット(業務改善提案制度)

全職員の知恵・アイデアを集め、それを実施していくための提言・提案制度があります。優秀な提言は社長をはじめとした役員に、直接プレゼンテーションし表彰され、また、優れた提案は各担当部門で採用・実施されます。

◆2010年度 厚生労働省「均等・両立推進企業表彰」均等推進企業部門「厚生労働大臣優良賞」を受賞。

女性の活躍を推進する組織を設置し、女性の活躍推進関連の情報提供等を積極的に行うことにより女性のキャリアアップを支援する取組みが評価され、受賞となりました。

◆日経WOMAN「女性が活躍する会社BEST100」にランクイン。

日経WOMAN 2012年6月号「女性が活躍する会社BEST100」において、総合第12位、ワークライフバランス度第8位にランクインしました。両立支援制度の充実やワークライフバランス推進への取組みが評価されたものです。

障がい者雇用～スミセイハーモニー～

地域・社会貢献の観点から、全国に展開する支社において障がい者雇用に積極的に取り組んでいます。平成13年に設立した特例子会社（株）スミセイハーモニーでは、重度の障がい者を中心に110名*の職員が、当社のご契約の保全業務の一端を担い、明るくいそいそと働いています。また、障がい者雇用に関する積極的な取組みを評価され、平成22年3月1日付で、厚生労働省の障がい者雇用優良企業に認証されました。

* 平成24年5月時点



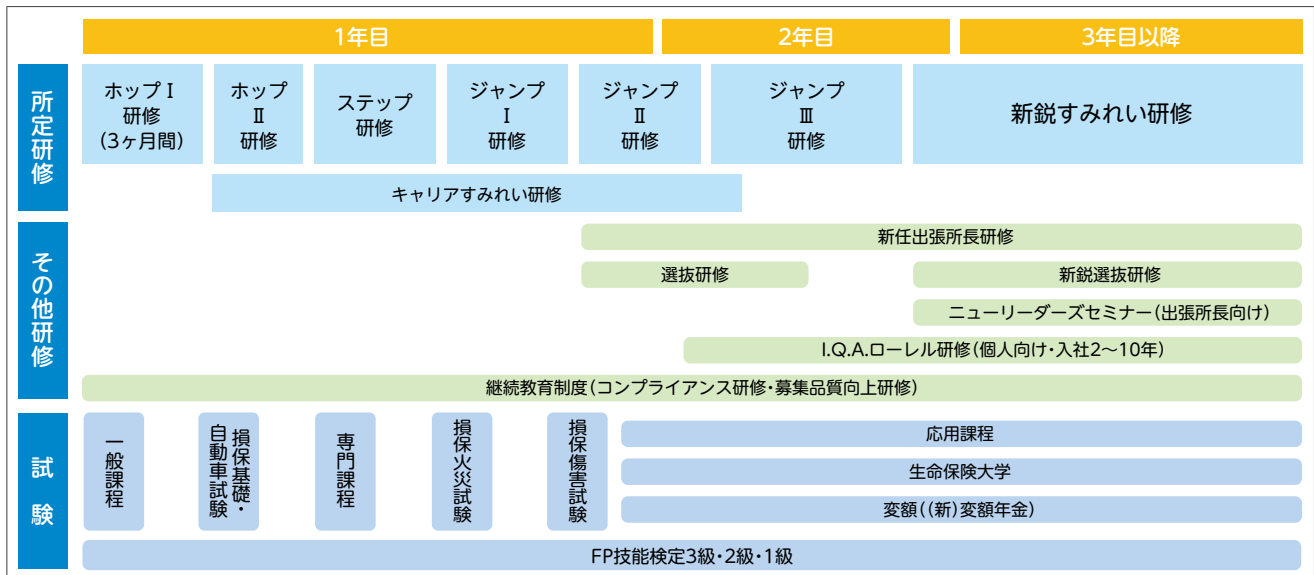
スミセイハーモニーオフィスの様子

教育制度

個人の成長ステップに応じたきめ細かな研修、各種試験に対応した研修等の充実した教育システムにより、保険の社会的意義を理解し、生活設計・企業福祉・税務・相続・金融商品といった幅広い知識をマスターすることで、ひとりでも多くのお客さまのご相談・ご要望にお応えしてまいります。

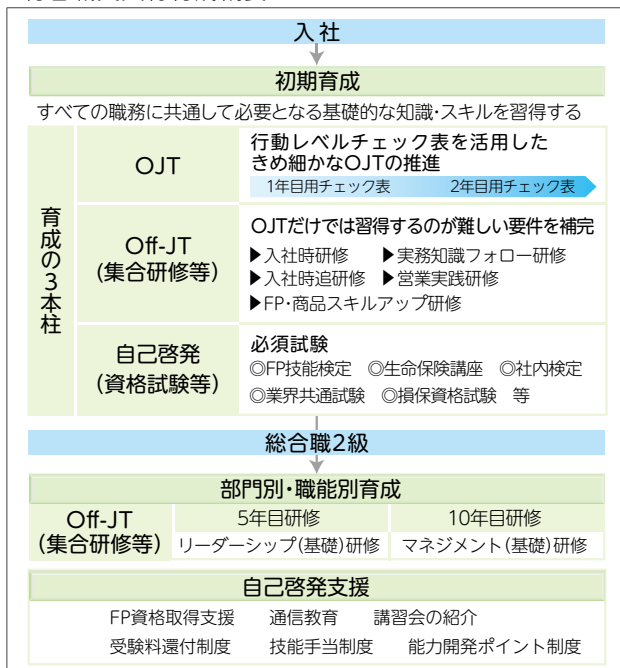
これらを通じて、“いつも、いつまでも続く”先進のコンサルティング&サービスを提供できる豊富な知識と高いスキルを兼ね備えた人材の育成を目指してまいります。とりわけ、国家資格であるFP技能資格については全社をあげて取得推進を実施しております。

■営業職員の教育体系

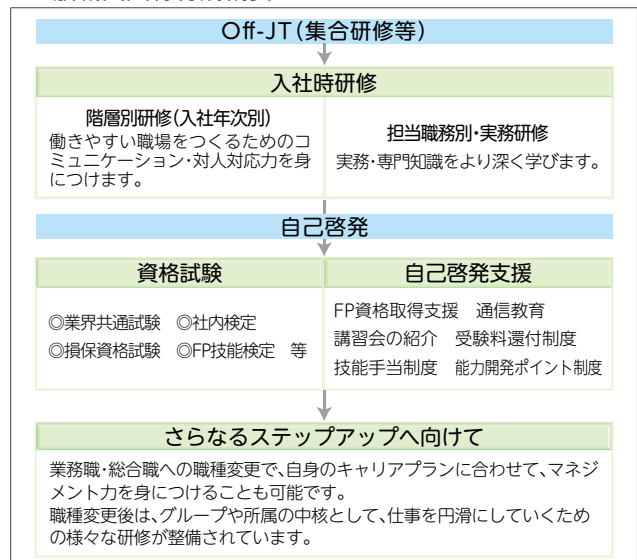


■総合職員・一般職員等の教育体系

●総合職員人材育成概要



●一般職員人材育成概要



豊かな 社会づくり

社会の一員としての役割と責任を認識し、健康で心豊かな社会づくりと地域社会・国際社会の発展に貢献します。



お客さまをはじめとするすべての皆さまが、未来の様々なライフイベントを楽しみ、力強く乗り越えて、豊かで明るい人生を送れるよう応援したいと考えています。住友生命は、そうした思いから、「少子化・子育て」「介護・医療」「芸術・文化」「地域社会・国際社会」、さらに「地球環境」を加えた5つのテーマを重点分野として、積極的な取り組みを進めています。

豊かな社会づくり

少子化・子育て

少子化対策・子育て支援事業

未来を強くする子育てプロジェクト

すこやかな子育てと夢のある未来づくりに向けて、「未来を強くする子育てプロジェクト」では、以下の活動を中心とした様々な取り組みを通して、「子育てのすばらしさ」を啓発し、子育てしやすい環境づくりを支援しています。

■子育て支援活動の表彰

より良い子育て環境づくりに取り組む個人・団体を表彰。特徴的な子育て支援活動を社会に広く紹介し、他地域への普及を促します。



■女性研究者への支援

育児のため研究の継続が困難となっている、若しくは育児を行いながら研究を続けている女性研究者に対し、研究助成を実施します。人文・社会科学分野における萌芽的な研究の発展に期待する助成です。



未来を強くする子育てプロジェクトウェブサイト

http://www.sumitomolife.co.jp/mirai_child/

■子育て環境の整備

子育て環境を整備し、地域の子育て環境を向上させるため、全国的な子育て支援団体の活動支援を実施し、親子が安心して生活できる環境づくりを支援しています。

【支援先団体】

- ・NPO法人 子育てひろば全国連絡協議会
- ・特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション

■育児をテーマにした講演会の開催・共催

少子化の一般啓発活動として、育児などをテーマとした講演会やシンポジウム等を実施し、「子育ての喜び」を啓発し、「育児不安の解消」を図ります。

介護・医療

「がん」への取組み

ピンクリボン運動を応援

万が一がんにかかった場合の備えをサポートするだけでなく、より多くのお客さまに乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えていくことも、生命保険会社としての重要な社会的責任であると考え、平成19年度よりピンクリボン運動を応援しています。

全国約3万人の営業職員が胸にピンクリボンバッジをつけて、ピンクリボンのメッセージを多くのお客さまに伝えていくとともに、お客さま一人ひとりにオリジナルのチラシや冊子をお配りし、乳がんの啓発に努めています。当社イメージキャラクターのピングーもピンク色になりグッズやチラシに登場、一緒にPR活動をしてきています。

また、使用済み切手を回収し、リサイクル業者を通じて換金の上、日本対がん協会「乳がんをなくすほほえみ基金」に全額寄付しています。寄付金はマンモグラフィなどの乳がん検診機器の整備、患者や治療者のケア、広報活動やがん相談、検診技術

者の研修などに役立てられています。

その他、全国で乳がんセミナーを開催し、乳がんの基礎知識をQ&A方式で解説するほか、検診の申し込み方法、検診費用などの情報提供を行っています(平成24年3月末時点で121講演実施)。



切手回収
ボランティアボックス
© 2012 The Pygos Group

ピンクリボン啓発チラシ

がん患者団体等への支援

がんに関する様々な活動を行う団体に対して、支援を実施しております。

公益財団法人 日本対がん協会

- ・がんの早期発見や早期治療、生活習慣の改善によってがんの撲滅を目指そうという趣旨で昭和33年に設立された団体です。
- ・がん征圧を目指した24時間ウォーキングイベント『リレー・フォー・ライフ』を支援します。



NPO法人 がんサポートコミュニティ

- ・患者さんとそのご家族に対し、専門家による心理社会的サポートを提供するために平成13年に設立された団体です。
- ・がんに関する悩みの相談を複数の医師によって行う『セカンド・オピニオン相談』を支援します。



公益財団法人 骨髄移植推進財団

- ・白血病などの血液の病気で苦しむ人々を、善意のドナー候補者との骨髄移植・末梢血幹細胞移植で救済するため平成3年に設立された団体です。
- ・一人でも多くの患者さんを救うため、ドナーの募集、普及啓発を支援します。



「闘わないがん治療:粒子線セミナー」の開催

すべての方々に向けて「超最先端のがん治療・粒子線治療技術(先進医療)」の啓発活動を行っています。

平成20年3月から、兵庫県立粒子線医療センター名誉院長・がん粒子線治療研究センター長医学博士菱川良夫先生を講師にむかえセミナーを実施しており、これまでに71回開催し16,000名を超えるお客さまにご聴講いただいています。また

講演のダイジェストと菱川先生のインタビューを収録したDVDも10万枚超を配布しています。

(平成24年6月末現在)

「闘わないがん治療」DVD



認知症ケア支援事業

当社は、平成13年度から介護の中でも特に深刻な問題となっている認知症介護の問題に取り組んでいます。

認知症ケアに取り組む団体を支援

認知症ケアに関する啓発・普及活動、家族へのフォロー、指導者育成等の観点から、積極的な活動を行っている団体を支援しています。電話相談、研修、機関紙発行など、各団体のニーズに合わせた当社の支援内容が評価され、厚生労働大臣より感謝状をいただきました(平成14年3月)。

- 【支援先団体】** ・公益社団法人 認知症の人と家族の会
・公益社団法人 日本認知症グループホーム協会

認知症サポーターの養成

平成21年から認知症サポーターの養成に取り組んでいます。所定の研修を通じて、これまでに6,256名(平成24年3月末現在)のサポーターを養成し、金融機関ではトップの実績です。

※認知症サポーターとは、「認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者」で、厚生労働省が始めた取り組みです。

セミナーの様子



芸術・文化

こども絵画コンクール

未来を担うこどもたちの夢を育み、心豊かな成長をお手伝いしたいという願いのもと昭和52年にスタートした「こども絵画コンクール」は今年で36回目を迎えました。全国各地および海外からご参加いただき、開始からの応募総数が997万点を超えるコンクールへと成長しました。

平成12年度からはフランス国立ルーヴル美術館の後援を受け、毎年同美術館にて優秀作品の展覧会を開催してまいりました。今年度も優秀作品を3~4月の1ヶ月間ルーヴル美術館に展示します。

その他、昭和61年度より絵画コンクールを通じて日本ユニセフ協会の活動を応援しており、「配付した画用紙1枚につき1円、応募作品1点につき10円」を寄付し、絵画コンクールに応募いただくことでこどもたちが社会貢献に参加できるようになっています。



第35回ルーヴル美術館賞
「海の仲間たちと、ドキドキ!わくわく!」
田村 謙成くん(小2)

クラシック音楽文化への貢献

いずみホール(財団法人 住友生命社会福祉事業団)

いずみホールは平成2年にクラシック音楽専用ホールとして、大阪城を間近に望むロケーションにオープンしました。室内楽に最適な821席の規模で、その音響の良さは各方面から高く評価されています。平成23年度は、主催公演・共催公演43を含む総公演数が234、入場者総数は128,864人となりました。

平成23年はフランツ・リスト生誕200年にあたり、年間企画として、ピアノというジャンルで多くの名曲を残した大作曲家リストに焦点を当て、内外の名演奏家を招き7公演を行いました。7公演すべてがピアニストによるリサイタルという挑戦的な内容となり、企画と演奏の質の両面において各方面から高い評価をいただきました。

このほか、いずみシンフォニエッタ大阪による「新・音楽の未来への旅シリーズ」、「ランチタイム・コンサート」、「バッハ・オルガン作品

連続演奏会」、「日本のうた」などのラインアップで、多様なクラシック音楽ファンにニーズに応えました。

若年層のクラシック音楽ファンの育成・獲得に向けた取組として、主催公演の一定席数を若者に無料提供するユースシートを継続し、また大阪市音楽団と提携した音楽鑑賞会では大阪市の小学生約5,000人がいずみホールを訪れました。



いずみシンフォニエッタ大阪 第27回定期演奏会

全国縦断チャリティコンサート

全国各地にクラシック音楽をお届けしようと昭和61年にスタートした「全国縦断チャリティコンサート」は、今年度で27回目を迎えました。毎年国内外の一流アーティストによる演奏を全国のお客さまにお届けし、通算公演回数は949回を数え、これまでに118万名以上の方々にご来場いただきました。今年度は「未来へつなぐクラシック」をテーマに全国で公演を順次開催しています。会場でご協力いただいているチャリティ募金も累計2億8千万円を超え、各地の福祉事業などに寄贈し、様々なかたちでお役立ていただいております。また、国際NGOプラン・ジャパンを通じて募金の一部で、校舎の老朽

化や教室不足等で十分な教育を受けられないタイやベトナムのこどもたちへ学校校舎を寄贈しており、7校舎を建設しました。

今年度は、東日本大震災の被災地へピアノを寄贈するプロジェクトにも募金をお役立てさせていただきます。



地域社会・国際社会

スミセイ・ヒューマニー活動

「人間味あふれ(ヒューマン)、地域社会と調和を図れる(ハーモニー)企業でありたい。」

そんな想いから「ヒューマニー(ヒューマン&ハーモニー)」を合言葉に平成4年にスタートした職員参加型のボランティア活動です。

地域社会に貢献するために、海岸清掃や施設訪問・チャリティバザーなど多岐にわたる活動を展開しています。

毎年多くの支社・本社各部・室が参加しており、平成23年度は、223活動、のべ26,246名の職員が参加しました。



海岸清掃



高齢者施設ボランティア

24時間テレビ“愛は地球を救う”協賛

平成18年度より社会貢献の一環として日本テレビ系列24時間テレビ「愛は地球を救う」に協賛し、全国で募金活動を実施しております。

当社独自の取組みとして使用済み切手の回収用ボックスを作成し、当社内のみならず各企業さまのご協力もいただき、回収活動を実施し、リサイクル業者を通じて換金の上、24時間テレビチャリティー委員会に寄付しております。また24時間テレビ放送日当日にはテレビ局のメイン会場や街頭にブースを設置し、全国各支社・本社および関連会社職員が募金活動を行い、昨年は皆さまのご

協力のもと13,646,341円(うち使用済み切手回収による換金額505,600円)の募金を集めることができました。

皆さまからお預かりした募金は、福祉・環境・災害援助に役立てられます。



平成23年 大宮会場

ユニバーサルデザインカレンダー寄贈

様々な立場の方にお使いいただけるよう、平成14年用には「点字カレンダー」を、平成15年用以降は黒地に白文字の「ユニバーサルデザインカレンダー」を製作し、一部を全国の弱者支援団体、盲導犬協会等へ寄贈しております。平成24年用も、1,985部を73団体へ寄贈しました。

ユニバーサルデザインとは「年齢や性別、体格、障がいなどの有無に関係なく、誰にとっても使いやすいよう配慮された機能やデザ

イン」を意味します。カレンダーの文字には、日本のユニバーサルデザインの第一人者であるトライポッド・デザイン株式会社(中川聡代表)作成の「ユニバーサルデザイン・フォント」を使用し、視力の弱い方にも読みやすく作られています。



財団での取組み

財団法人 住友生命社会福祉事業団

住友生命社会福祉事業団は、昭和35年設立の財団法人で、社会の福祉および文化の振興に貢献すべく多岐にわたる事業を展開しています。平成23年度の主な取組みは次のとおりです。

予防医学振興事業	生活習慣病予防健診(住友生命総合健診システム)	生活習慣病の早期発見を目指す総合健診の年間受診者数は23,262名、特定健診・特定保健指導の対象者は7,139名を数えました。また、聴力障がい者の無料健康診断、介護する人への受診優遇を実施しました。
	海外医学研究助成	生活習慣病等の先端医療分野の研究のため、海外留学する医師13名に助成しました。
	地域医療貢献奨励賞	僻地等での医療に永年尽くす医師8名を顕彰しました。
福祉事業	介護セミナーの開催	「スマセイさわやか介護セミナー」を全国35都市で開催し、延べ1万名の方に受講いただきました。また、「ケアする人のケアセミナー」、「遠距離介護セミナー」も開催しました。
	子どもの健全育成	児童館を拠点にした「子どものためのNPOとの協働事業」、近畿圏の小学生を対象に「子どもエコ俳句大賞」(第6回)を実施しました。
	いずみホール夢コンサート	障がいを持つ人とサポーターを招待するコンサートを開催しました(第9回)。
音楽文化振興事業	「いずみホール」では、クラシック音楽文化の振興を目指し、多彩な主催公演を実施しました。	



地域医療貢献奨励賞表彰式

公益財団法人 住友生命健康財団

人々の生涯にわたる心身の健康に関する啓発活動を行い、国民の健康増進を図ることを目的として、昭和60年に設立した財団法人です。(平成23年4月1日より公益財団法人に移行しました。)

●主な事業内容(平成23年度末現在)

1. 心身の健康および健やかな生活に関する啓発事業

スマセイライフフォーラム「生きる」(平成8年～)	「生きる」をテーマにしたフォーラムをのべ84都市で開催
スマセイシニアライフセミナー(平成16年～)	地域に密着した高齢者向けのセミナー累計39回開催(内、認知症の理解と予防をテーマにした認知症セミナーを31回開催)
スマセイ子育てフォーラム(平成20年～)	子育ての喜び、家族の絆をテーマとしたフォーラムをのべ8回開催
スマセイおはなし広場・キャラバン(平成13年～)	保育園・幼稚園に絵本の読み聞かせなど、のべ47都道府県1,342ヶ所で開催 絵本23巻を発行・頒布

2. 健全な地域社会推進支援事業

地域の支えあいネットワーク育成支援事業(平成22年～)	・地域コーディネーター育成推進プロジェクト ・フレンズ連絡会プロジェクト 全国12ヶ所で開催 ・地域が寺子屋プロジェクト 4地域で8回開催
もりフォーラム(平成18年～)	認知症啓発の野外セミナーを毎年1回のべ6回開催

3. 心身の健康および健やかな生活に関する助成事業

スマセイコミュニティスポーツ推進助成プログラム(平成22年～)	コミュニティスポーツによる健やかなひと・社会づくりに向けた調査・研究および実践活動への助成	
	平成23年度助成数	合計 22件
	調査研究助成・新規	5件
	調査研究助成・継続	4件
	実践助成	10件
	東日本大震災復興支援特別助成	3件



スマセイ ライフフォーラム「生きる」

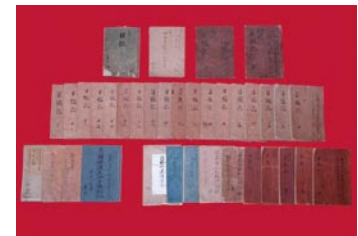
公益財団法人 住友財団

「住友財団」は、住友グループの礎である別子銅山開抗300年を記念して、平成3年9月に住友グループ20社で設立した多目的の財団で、当社も設立メンバーの1社です。

財団の資産(現在の正味財産約218億円)の運用益を財源として、「基礎科学研究助成」「環境研究助成」「文化財維持・修復助成」「海外の文化財維持・修復助成」「アジア諸国における日本関連研究助成」などの助成を行っています。

平成23年度は、財団設立20周年記念助成や、東日本大震災被災者緊急支援活動に対する助成、被災した文化財の修理事業助成等も含め、295件、4億6千万円に及ぶ助成を行いました。

写真は、平成23年度の文化財維持・修復助成対象の北海道厚岸町(宗)国泰寺 所蔵 蝦夷三官寺「国泰寺関係資料」



地球環境の 保護

健康な暮らしを支えるため、
事業活動において常に地球環
境への影響を配慮し、その保
護に積極的に取り組みます。



地球上のあらゆるものは、豊かな地球を存立基盤として成り立っています。住友生命は、未来に向けた持続可能な社会づくりのために、事業活動における省エネ・省資源の取組みを行うとともに、環境保護プロジェクトの実施などを含めた幅広い環境保護活動を展開しています。

サンゴ礁保全プロジェクト

人間に豊かな恵みをもたらす、生物多様性の観点からも重要な役割を担っているサンゴ礁が、地球温暖化、海洋汚染、開発、自然災害などを原因として消失が進んでいます。

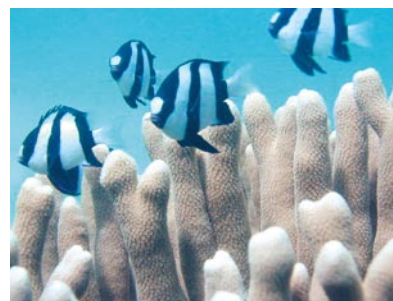
当社は、サンゴ礁の保全と持続可能な地域づくりのため、平成20年から「サンゴ礁保全プロジェクト」を実施し、2地域でのNGO活動を支援しています。

石垣島 しらほサンゴ村

石垣島の白保の海には、世界最大級といわれる貴重なアオサンゴ群落が残されています。

当社は、地元白保の人たちとともにサンゴ礁環境の保全と持続的な地域づくりに取り組む公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)の活動を支援しています。

WWFジャパンは、白保住民を主体とするサンゴ礁の調査や保全活動、環境学習、自然体験型観光の振興や地域特産物の開発の支援に取り組んでいます。



©WWFジャパン

フィジー共和国 ビチレブ島

ビチレブ島南西部の沿岸の「コーラルコースト(サンゴ礁の海岸)」は、名前のとおり豊かなサンゴ礁が広がる地域ですが、近年、リゾート開発や地域住民の破壊等によりサンゴ礁が被害を受けています。

当社は、地元住民とともにサンゴ礁保全に取り組む公益財団法人オイスカの活動を支援しています。オイスカは、サンゴの育苗・植付け、地元住民への環境啓発、サンゴ礁のモニタリング調査などに取り組んでいます。



©オイスカ

スミセイ環境方針

住友生命は地球環境の維持・保全が我々が目指す「豊かで明るい長寿社会の実現」に必要不可欠であると考えています。

当社事業の公共性や社会への責任を踏まえ「健康な暮らしを支えるため、事業活動において常に地球環境への影響に配慮し、その保護に積極的に取り組む」ことをCSR経営方針に定め、日々の活動において以下の方針に従い、着実かつ持続可能な地球環境保護活動へ取り組みます。

1. 地球環境保護の大切さ、および事業活動の環境への負荷を十分に認識し、事業活動を通じた地球環境保護を推進します。
2. オフィスの省エネルギー・省資源、廃棄物のリサイクル、ならびに消耗品・什器・備品等のグリーン購入を推進します。
3. 役職員一人ひとりの環境啓発に努め、その地球環境保護活動を支援するとともに、環境面での社会貢献に積極的に取り組みます。

職員による環境ボランティア

職員によるボランティア活動「ヒューマニー活動」においても、環境保全に取り組んでいます。

全国の当社職員が、地域の清掃活動や森林の間伐、植林活動などに積極的に参加しています。

今後も、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を実践していきます。



省エネ・省資源への取組み

事業活動を通じた取組み

全社的に省エネ・省資源の取組みを行っています。具体的には、当社事業活動において環境負荷の大きい紙使用量の削減および電気使用量の削減について、各所属が主体となって積極的に取り組んでいます。

また、従来は紙冊子であった保険約款をCD-ROM化することにより、大幅な紙使用量削減につながっています。

印刷物への環境配慮

お客さま向けカレンダーや商品パンフレット、社内向け教材等あらゆる印刷物に対し、再生紙・植物油インキを使用するなど、環境にやさしい取組みを行っています。

当社独自の環境シンボルマークを制定し、環境に配慮し

た印刷物に記載する等、職員の環境意識を高めながら、全社的な取組みを行っています。



環境に配慮した不動産運用

当社が全国に保有する約180棟のテナントビルについては、省エネ型設備の導入や冷暖房設備のきめ細やかな温度設定などを通じて省エネ推進に取り組んでいます。

改修工事にあたっては、環境と品質の両面から検討を行い、温室効果ガス削減に重点を置くとともに、運用管理面においても一層の効率化や入居テナントとの協力関係を構築

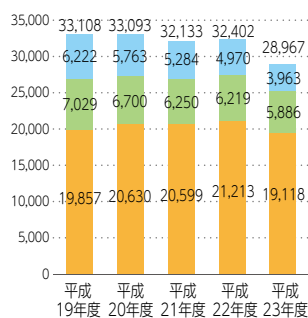
しています。

また、本社ビル等についても、省エネルギーかつ高効率な機器への設備更新を計画的に進めており、東京本社ビルでは平成23年度には41%*の温室効果ガス削減を達成しました。

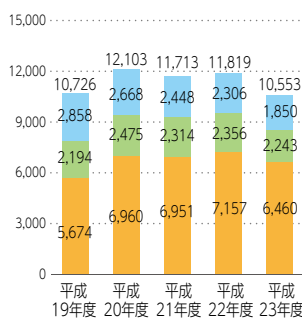
*平成14~16年度の平均排出量対比

環境パフォーマンスデータ

● 電気(千Kwh)

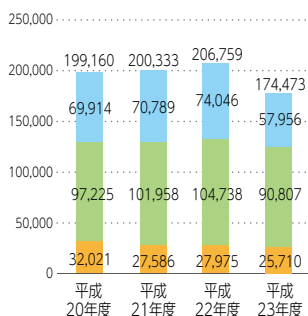


● CO₂(t-co₂)

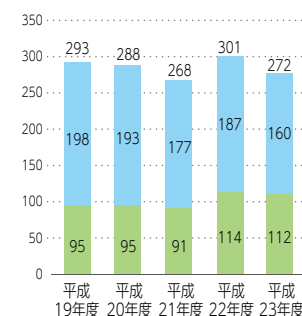


※電気・ガス・重油使用量から算出
 ※東京都環境確保条例、大阪府環境条例に基づく
 ※大阪本社ビルと情報通信センターの平成20~23年度のCO₂数値と平成19年度の数値の差には、CO₂換算係数の改定によるものも含まれる

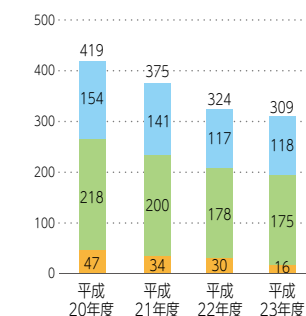
● 水道(m³)



● ガス(Km³)



● 紙(t)



※PPC用紙購入量から算出

スミセイ・ヒューマニー活動

「人間味あふれ(ヒューマン)、地域社会と調和を図れる(ハーモニー)企業でありたい。」
そんな思いから「ヒューマニー(ヒューマン&ハーモニー)」を合言葉に平成4年にスタートした職員参加型のボランティア活動です。開始から20年にわたり、全国各地で様々な取り組みを行ってきました。これからもより一層積極的な活動を展開していきます。

環境保全活動

森林の間伐、植林活動などの環境保全活動を行っています。



参加者の声

日頃触れることの少ない大自然の中での社外の方々との活動は大変良い経験になりました。

清掃活動

身近な地域での清掃活動をはじめ、海岸などの清掃も行っています。



参加者の声

いつもはあまり気にならない歩道にゴミが多いことに驚きました。公共の場所をきれいにし、地域の方々にも声をかけていただき、清々しい気持ちになりました。

地域ボランティア活動

バザーの開催や地域イベントへのボランティア参加を行っています。



参加者の声

来てくださった方々の楽しそうな顔を見ていると、微力ながら、今後も積極的に協力していきたいと思いました。

施設ボランティア活動

施設でのイベントや清掃のお手伝いなどを行っています。



参加者の声

入所者の方々の「ありがとう」に支えられた活動です。楽しみに待ってられる方々の期待を裏切らないよう、毎年続けていきたいです。



収集活動

集めた使用済み切手、エコキャップなどを様々な団体に寄贈しています。



参加者の声

使用済み切手を捨てずに収集することで、いつの間にかボランティア活動に参加しているということが大変素晴らしいと思います。

平成23年度は、
のべ26,246名の職員が参加しました。

CSRを支える経営体制

生命保険事業の
健全な運営に向けて、
経営管理面の取組みを
強化しております。

コーポレートガバナンス	58
経営管理体制	64
内部統制システムの整備	65
コンプライアンスへの取組み	65
個人情報保護への取組み	67
リスク管理体制	68
積極的なディスクロージャー	72

相互会社のしくみ

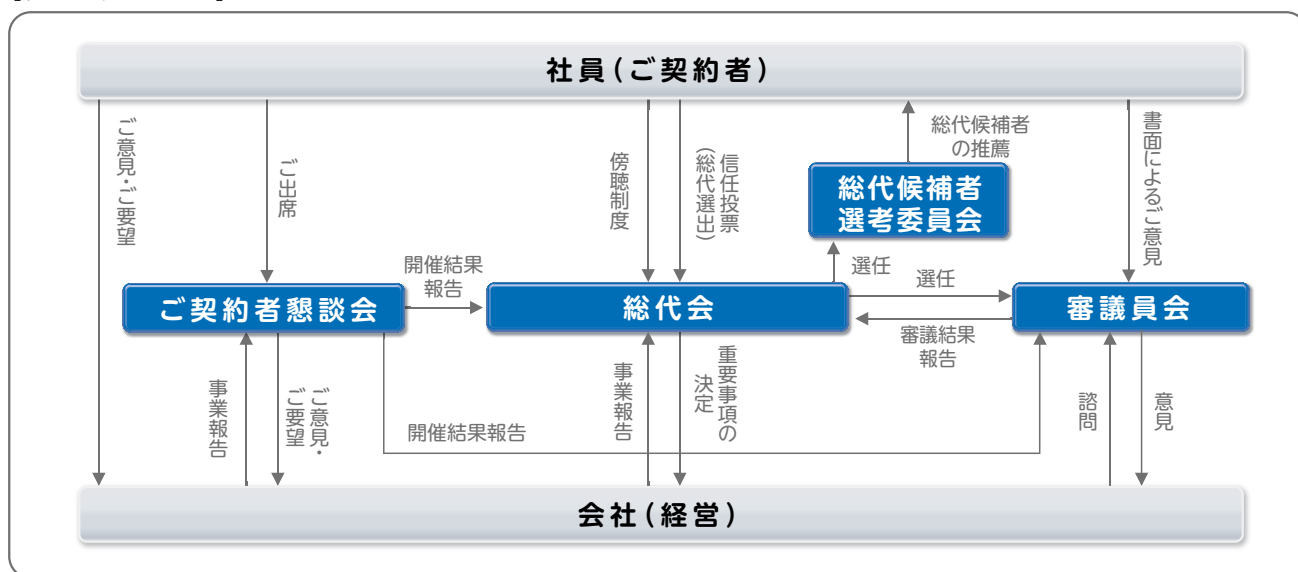
生命保険は、大勢の人が保険料を負担しあい、それを財源として死亡したときや病気になったときに保険金や給付金を受け取るという「助け合い」「相互扶助」の仕組みによって成り立っている公共性の高い事業です。

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「相互会社」です（相互会社は保険業法によって保険会社に認められた組織形態です）。

相互会社では、株式会社と異なり株主が存在せず、保険契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります（ただし、剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者については、当社定款の規定により社員とはなりません）。

当社は、オープンな相互会社組織を実現し、お客さまの声を大切にしていける会社を目指してまいります。

【相互会社のしくみ】



総代会制度について

当社は、定款の規定により、社員総会に代わるべき機関として総代会を設置し、総代会において、剰余金の処分、定款の変更、取締役の選任等を決議しています。

総代会には社員の中から選出された総代にご出席いただけます。

総代会の傍聴制度について

当社では、社員の皆さまに会社経営に対する理解を深めていただくために「総代会傍聴制度」を設けており、社員の皆さまは事前に申し込むことにより総代会を傍聴することができます。

申込方法等については、総代会開催前の一定期間、本社や全国の支社・支部等の店頭に掲示するとともに当社インターネット・ホームページにてお知らせします。

総代の数および選出方法（選考手続、選考基準）について

総代の数

当社定款の規定により、総代の定数は180名、任期は4年（重任限度2期8年）としています。

総代の定数については、総代会において社員の意思が

適切に反映され、かつ総代会が十分な審議を行ったうえで決議を行う意思決定機関として機能するといった観点から、適正な数と考えています。

総代の選出方法

総代の選出方法には、社員の直接選挙による方法と総代候補者選考委員会*が推薦した候補者に対して全社員による信任投票を行うことによって選出する方法があります。

当社では、全国の多数の社員の中から偏りのない適切な総代選出を行うという点や実効性のある選出手段という点などから、いずれの方法が適当かということをお案したうえで、信任投票制度を採っています（立候補の制度は採用していません）。

総代の選出は、2年毎に定数の半数について行います。

総代候補者選考委員会では、総代会に社員各層の意思が適正にかつ幅広く反映されるよう、「総代候補者選考基準」を制定しており、改選の都度、この選考基準に従い、定数の割当てと職業別・年齢別・性別の構成比率等の選考方針を定め、これに沿った具体的な候補者の選考を行います。

総代候補者選考委員会は、総代候補者を選考した後、当社のホームページにおいて推薦に関する公告を行います。同時に、社員の皆さまに就任の可否を伺う信任投票の用紙を郵送でお届けします。

不信任の投票数が全社員の10分の1に満たない場合、候補者は総代として信任されます。

* 総代候補者選考委員会…総代会において社員の中から選任された10名以内の委員で構成されます。なお、総代選出過程における公正の確保、および総代候補者選考委員会の独立性確保の観点から、総代候補者選考委員会の事務局長については、社外人材を任用することとしています。

ご契約者懇談会について

ご契約者の皆さまに当社の経営状況をご説明し、ご理解いただくとともに、ご意見を幅広く吸収し、経営に反映させていくために、毎年、全国の支社等でご契約者懇談会を開催しています。なお、ご契約者懇談会は、総代会に先立つ1月～3月に開催し、総代会との連携を図っています。

また、総代の選考方法の多様化を図る観点から、ご契約者懇談会の出席者の中から一定数の総代を選出することとしています。

審議委員会について

会社からの諮問事項や経営の重要事項について審議する機関として、社員または学識経験者の中から総代会の決議により選任された方で構成される審議委員会を設けています。審議員の員数は25名以内、会議は年に3回開催しています。平成23年度の開催状況は表のとおりです。

審議委員会では、社員から書面にて提出された経営に関するご意見も必要に応じ審議します。また、ご契約者懇談会で頂戴した重要なお意見についても審議します。

当社経営に関するご意見・ご要望については、審議委員会事務局（本社内）あてに書面によりお申し出ください。

＜総代候補者選考基準＞

1. 総代候補者の資格基準

- 当会社の社員である人
- 総代としての重任期間が2期を超えない人
- 他の生命保険会社の総代に就任していない人
- 当会社の現職役員または従業員でない人

2. 総代候補者に求められる要件

- 生命保険事業に認識と関心を有し、総代たるにふさわしい見識を有する人
- 総代会への出席等、総代としての十分な活動が可能である人
- 当会社社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能である人
- 以下の観点から当会社の事業や経営をチェックし、有意義な提言等を行うことが可能である人
 - 保険契約者の観点から提言等を行うことが可能である人
 - 専門的な観点から提言等を行うことが可能である人
 - 会社経営（マネジメント）の観点から提言等を行うことが可能である人

3. 総代の地域別定数割当基準

総代の地域別定数は、社員の地域別割合に比例するように定め、かつ地域別割合が1に満たない場合はこれを1とする。ただし、定数の一部については地域および社員数に関係なく定めることができる。

4. 総代の構成基準

年齢、職業、性別等のバランスに配慮し、幅広い層から選出を行う。

※総代、総代候補者選考委員、審議員の名簿および総代の構成については、180ページ～182ページに掲載しています。

参加申込方法等については、ご契約者懇談会開催前の一定期間、全国の支社・支部等の店頭に掲示してお知らせします。



なお、その際は、ご面倒ながら保険証券に記載の証券番号をお書き添えください。

【平成23年度審議委員会開催状況】

	議 題
第1回 平成23年5月開催	・ 東日本大震災の影響と対応について ・ 平成22年度事業概況および決算案について ・ 定款等の変更について
第2回 平成23年11月開催	・ 平成23年度上半期事業概況および業績概況について
第3回 平成24年2月開催	・ 平成23年度第3四半期までの事業概況および業績概況について ・ 新年度の経営課題への取組みについて

平成23年度ご契約者懇談会の開催状況

平成23年度は全国で88回開催し、1,601名のご契約者の方々にご出席いただきました。

ご契約者懇談会席上でのご意見・ご要望につきまして

具体的なご意見・ご要望の例

1. 東日本大震災のような大災害があった場合や、円高の進行・株式相場の下落などにより運用環境が大幅に悪化した場合にも、保険金等は確実に支払われるのか。

東日本大震災のような大災害があった場合に優先的に継続させる業務として、保険金等の支払業務を生命保険会社の重要な業務と位置づけており、そのために必要な諸対応を定めた業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を策定しております。

保険金等の支払業務の大部分は大阪の当社(以下、「当社」)で行っており、当社の情報システムセンターも大阪の南港に設置しておりますが、仮に大阪が被災し、本社や南港の情報システムセンターが使用できなくなった場合でも、千葉に設置しているバックアップセンターを稼働させ、東京本社等で支払事務を代替することで、保険金等を確実にお支払いできる態勢を構築しております。なお、東日本大震災の教訓を踏まえ、こうした大規模災害発生時の代替事務の対応方法を再検証し、必要な強化策を講じることを検討しております。

一方、保険金等をお支払いするための資金の確保という面では、保険金等の支払業務に支障を来さないよう、平常時より300億円以上の流動性の高い資産を確保するよう努めております。これにより、大規模災害発生時や市場環境の急激な変動による混乱が生じた場合でも、速やかに資産を売却することで手持ち資金を確保することができる体制としております。また、資金繰り・資金調達業務のバックアップ体制についても整備しております。

このように大規模災害発生時や金融不安時等においても、手続きおよび資金確保の両面から、保険金等を確実にお支払いできる態勢を整備しております。

2. 大手の生命保険会社には、営業職員による定期的な対面でのサービスを希望している。契約後のアフターサービスは今後ますます重要性を増してくると思うので、一層の充実へ向けた取組みをお願いしたい。

担当の営業職員による定期的な訪問を通じて、ご契約内容や商品・サービスに関する情報をご提供したり、保障内容の見直しに関するご提案を行ったりすることは、お客さまにご安心、ご満足いただくために重要な取組みであると認識しております。

こうした認識のもと、平成23年度から新たに展開しておりますブランド戦略においても、ご加入後のきめ細やかなアフ

ターサービスに移せるものは直ちに経営に取り入れるとともに、その傾向を分析して、ご契約者の意向に沿った経営をすすめていく一助とさせていただきます。

ターサービスを実行していくことを主要な取組みとして掲げました。具体的には、年に1回以上の定期訪問等により、ご契約内容の確認、ご結婚・ご出産等のライフイベントやご入院等の有無の確認、新商品等の情報提供を行う「スマセイ未来応援活動」を展開しております。また、このようなアフターサービスを営業職員の職務として、一層明確にしたうえで、給与等にも反映しております。

平成24年度からは、営業職員による訪問や保険手続きに応じてポイントがたまり、そのポイントを賞品等に交換することができる新サービス「スマセイ・マイル」を導入しております。この新サービスを通じてお客さまとの関係をさらに深めることなどにより、「スマセイ未来応援活動」の展開を推進していく所存です。

なお、アフターサービスの充実という点では、こうした対面によるサービスのほかに、安心だより(ご契約内容や新商品・各種サービス等を掲載して年1回お客さまに郵送する総合通知)や、インターネットでご契約の内容を照会することができる「スマセイダイレクトサービス」等のサービスをご用意しております。

今後とも、こうした活動を継続することで、お客さまにより付加価値の高いサービスをお届けできるよう努めてまいります。

3. 海外事業については商慣習の違いや政情の安定性などに起因するリスクもあると思うが、そうした点を織り込んで今後どのように展開していくのか教えてほしい。

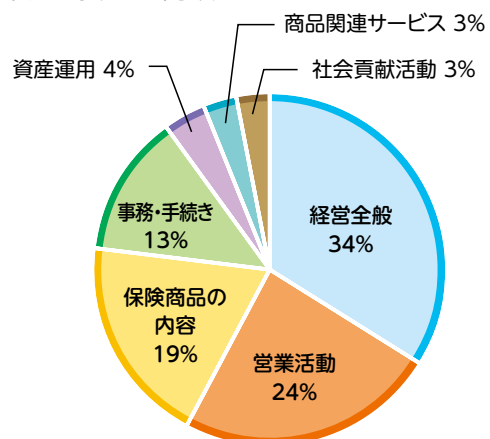
海外に進出する場合は、収益性およびリスクを踏まえて、進出判断を行う必要があると考えております。こうした考えのもと、日本国内における情報の収集・分析等に加えて、当社職員が現地を訪問し、現地日本大使館やJICA(独立行政法人 国際協力機構)等の公的機関および既進出民間企業等から、日本と大きく異なる商慣習や規制体系、該当国のカントリーリスク、また、中国で得たような有力なパートナーの有無といった情報を積極的に収集しております。

事業展開という点では、現在、人口が多く成長性が大きく見込まれるアジアを中心に、有力なパートナーとの提携等の事業展開を検討しております。また、欧米市場についても、これまでと同様に継続的に調査を進め、様々な可能性を探ってまいります。

開催回数と出席者数

	平成22年度	平成23年度
開催回数	88回	88回
出席者数 (1回平均)	1,617名 (18.4名)	1,601名 (18.2名)

ご意見・ご要望の内訳



平成24年定時総代会開催結果のお知らせ

平成24年7月3日(火)、大阪市において、定時総代会が開催されました。
報告事項、決議事項については以下のとおりです。

報告事項	1. 平成23年度事業報告、貸借対照表、損益計算書 および基金等変動計算書報告の件 2. 審議委員会審議事項報告の件
決議事項	第1号議案 平成23年度剰余金処分案承認の件 第2号議案 社員配当金割当ての件 第3号議案 定款一部変更の件(*) 第4号議案 取締役15名選任の件 第5号議案 監査役2名選任の件

(*) 経営基盤の一層の強化を図る観点から1000億円の基金の再募集を行うことに伴い、基金の総額を6390億円に変更しました。また、基金の拠出者の権利に関して、今回の募集基金については7年以内に償却を行うこと等を定めました。



平成24年定時総代会

総代会の議事録および質疑応答の要旨は、本社や全国の支社に備え置くとともに、インターネット・ホームページ(<http://www.sumitomolife.co.jp>)にも掲載しています。

平成24年定時総代会の質疑応答について

報告事項の説明の後、22問のご質問について、議長(社長)または議長の指名する担当役員より回答いたしました。

以下に質疑応答の一部をご紹介します。

質 問

東日本大震災に関する取組みの その後の経過について

東日本大震災の復旧復興が遅れています。福島原発の被害(風評被害も含めて)も心配続きです。御社のこの件に関するその後の経過等教えていただきたいと思えます。相手不明などどうなっているのでしょうか。

回 答

東日本大震災の発生以降、被災された地域におけるお客様の安否確認と保険金等の迅速なお支払いに努めるとともに、震災を通じて生じたお客様の様々なご要望にお応えできるよう取り組んでまいりました。

お客様の安否確認という点では、現地の職員による訪問活動に加えて、電話、ダイレクトメール、本社からの人員の派遣など、様々な手段を尽くして確認を進めました。

その結果、被災地の約30万名のお客様の安否確認はほぼ完了しており、未了となっている13名のお客様につきましても継続して確認活動を進めております。

また、安否確認の結果、お亡くなりになったことが判明したお客様のご契約につきましては、ご遺族の心情面にも十分に配慮しながら保険金のご請求手続きを案内してまいりました。

行方不明の方につきましても、法務省が発表した特例措置により、死亡保険金をお支払いすることが可能となっており、この制度のご案内を通じて、これまでに合計で約23億円をお支払いしております。

なお、受取人の方もお亡くなりになっているケースもございますが、こうした場合は、当社にて戸籍書類を取り寄せて相続人の方をお探しするなどの対応によって、お支払い先が不明というケースが発生しないように取り組んでおります。

こうした結果、現時点で95.7%のお支払いが完了しております。相続人の間で協議中というケースや、気持ちが落ち着いてから請求されたいということで、お支払いが未了となっているケースもございますので、引き続き、ご遺族に十分な配慮を行いながら、お支払いを進めていきたいと考えております。

なお、保険金等のお支払いについて生命保険業界が協力して行っている取組みもございます。一つ目の「災害地域生保契約照会制度」につきましては、どの会社の保険に加入されているのかが分からなくなったお客様が多かったため、そうしたお客様のご照会に対して、各社における保険契約の有無をお調べして回答するために整備したものでございます。

二つ目の「未成年者生保支援ネットワーク」につきましては、震災によりご両親を亡くされた未成年の方に保険金が適切に支払われるよう、生命保険協会と地方の弁護士会などが連携してサポートする仕組みとして設けられたものでございます。こうした取組みの効果もあって、業界全体として、迅速かつ適切に保険金等のお支払いを進めることができたものと考えております。

次に、ご契約に関わる様々なご要望への対応という点では、震災の影響により、すぐには保険料を支払うことができないお客さまのために、保険料の払込猶予期間を延長する対応を実施したほか、まとまった資金を用意したいというニーズに対して、ご契約者貸付利率の特別取扱いを実施いたしました。

一方、震災を経て、生命保険、損害保険への新規加入や見直しを希望されるお客さまのニーズにお応えできるよう、営業拠点の移設を含め、活動体制を早期に立て直したうえで、定期的な訪問活動を通じたコンサルティングを行い、最適な商品のご提案に取り組んでまいりました。

間接的ではありますが、保険金等の迅速なお支払いに向けた取組みを含め、こうした取組みも復旧・復興の一助になっているのではないかと考えております。

震災発生当初は、義援金や物資の提供、社会貢献活動を行ってまいりましたが、今年度につきましても、安心のご提供という本業を通じた取組みはもちろんのこと、様々な形で引き続き、被災地の支援に努めてまいりたいと存じます。

質 問

お客さまへの保険の提案・販売の手法について

対面販売の形式の中で、保険の提案・販売の手法について今後どのようなレベルアップをお考えか。

現在、保険の提案の際には、書面により提案されているが、お客さまの質問や要望があった場合は、一旦持ち帰って書面の再作成が必要であり、その場で対応することが困難である。また、提案の根拠も含め、わかりやすい説明が望まれる。

回 答

当社はブランドビジョンにおきまして、「いつもいつまでも続く先進のコンサルティング&サービス」の実現を掲げており、お客さまに質の高いコンサルティングをお届けしていくため、営業用の携帯端末を活用し、ご提案のプランやその根拠をお客さまに分かりやすくご説明できるよう取り組んでおります。

具体的には、お客さまの年齢やご家族の構成に応じた必要保障額をお示しするツールである「未来診断」を活用して、お客さまとの対話を重ね、ご要望に応じて、保険金額を調整したり、医療保障を充実させたりするなど、その場で最適な商品をご提案できるよう努めております。こうした対話型の提案を通じて、より安心感と納得感をもって保険にご加入いただけているものと考えております。

そして、このような対面販売による保険の提案・販売手法のレベルアップに向けて、機能のさらなる向上を図った新たな営業用携帯端末「スミセイリーフ」を平成24年6月から順次導入しております。

「スミセイリーフ」では、保険のプランの検討にあたって参考となる情報について、ご提案内容を確認しながら動画などでわかりやすくお伝えできるようにしております。

また、モバイル通信機能により、お客さまのご契約情報などもすばやく取得できるようにしており、例えば訪問先でご加入の保障内容に関してご相談を受けた場合に、その場で説明を行うことが可能となっております。さらに、セキュリティの面でも、端末内に情報を保存しない仕組みとするなど、万全のセキュリティ対策を講じております。

このように、ツールの機能向上によってコンサルティングとサービスの充実を図る一方で、保険の提案・販売の手法をより高度化させていくためには、一人ひとりの職員の知識やスキルの向上を図っていくことが重要であると考えております。営業職員の資質向上に向けた採用・育成面の取組みに一層注力してまいりたいと存じます。

質 問

資産運用リスク管理手法について

欧州危機の深刻化が懸念されていますが、運用のリスク管理手法についてご説明を頂けますと幸いです。

回 答

当社では、資産運用に伴うリスクをはじめとする様々なリスクを統計的な手法を用いて計量化したうえで統合的にリスク量を把握し、内部留保等のリスクバッファと対比することでリスク管理を行っております。

このリスクの状況を踏まえつつ、安定的な収益を確保するために、年度ごとに資産運用計画を策定しており、その中で、削減するリスクを定め、国内株式や不動産の残高削減などを行っております。

さらに、日々のリスク管理という面では、市場変動にかかわるリスクについて日次でモニタリングを実施し、リスクごとに設定した限度枠に対する実際のリスク量の割合が、一定水準まで達した場合には、リスクの削減や年度計画の見直しなど、適切かつ迅速な対応を行うこととしております。

なお、適宜、リスク量と損益を比較することなどにより、リスク量の信頼性を確保する態勢としております。

加えて、外部環境の急激な変動など、統計的な計測手法では把握が難しい事象もございますので、様々なケースを想定し、ストレステストを実施しております。

今後とも、資産運用リスクについて適切な管理を徹底しつつ、新たなリスク管理手法の研究を進めて管理を高度化し、安全・確実な資産運用を行うことで、ご契約者の負託にこたえてまいります。

質問

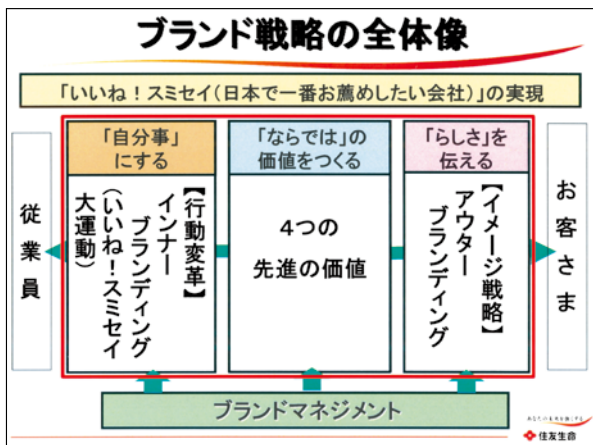
インナーブランディングについて

ブランドビジョンの推進について、お客さまに対しては「お客さま満足度」を高めるべくさまざまな施策がなされています。一方、社内の従業員に対してはどのような取組みがされているのか教えてください。

回答

当社のブランド戦略では、コンサルティングやサービスを一層向上させるとともに、その担い手である従業員一人ひとりの意識・行動を変えていくことを目指しており、それによって、これまで以上にお客さまから選ばれる会社を実現していきたいと考えております。

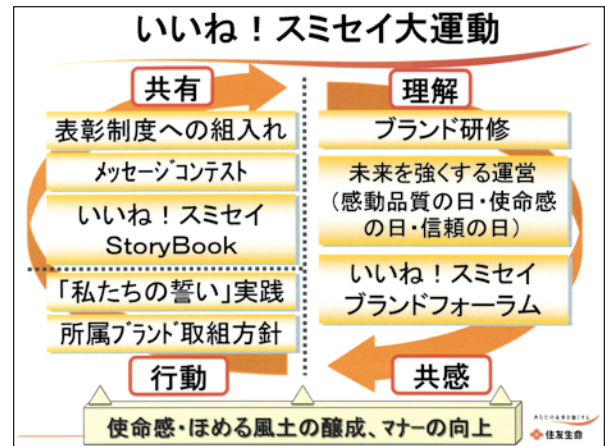
そのため、「お客さま満足度」を高めるための住友生命ならではの「4つの先進の価値づくり」を核に、社外へのブランドイメージの打ち出しと、職員の意識・行動改革であるインナーブランディングの取組みの3本柱を同時並行で推進しております。



このうち、ご質問の社内への取組みであるインナーブランディングでは、役職員にブランド理念の理解・浸透をさらに促すことで、お客さまの視点から一つひとつのサービスの品質向上を図り、お客さまから「スミセイっていいね」と実感いただけるようにすることを目指しております。そのため、これを「いいね！スミセイ大運動」と銘打って、「理解⇒共感⇒行動⇒共有」のサイクルを繰り返し回していくことに徹底的に取り組んでいるところでございます。

一部をご紹介しますと、昨年度、役職員各層に対してブランドに関する研修を行っており、受講者の延べ人数は約1万名となっております。

また、各職場では、「未来を強くする運営」として、定期的に理念浸透の日を設け、当社のブランド戦略について解説したブランドブックや教材の勉強、感動事例などを語り合う対話形式のミーティングを実施しております。



さらに、ブランド戦略で実現を目指す「感動品質」の仕事の事例として、お客さまとの関わりの中で感謝いただいたり喜んでいただいた事例、印象に残るお客さまとの出会いなど、一人ひとりの職員の経験を良い手本として共有するため、社内メッセージコンテストを実施し、その入賞作品を「ストーリーブック」という本にして全職員に配付いたします。

また、社内での良い取組みを認め、ほめる風土を定着させるため、職員がお互いをほめ合う「いいね！カード」なども導入しております。

なお、こうしたお客さまとの出会いにまつわるエピソード、お褒め・ご満足の声を共有することで、従業員の自らの仕事に対するモチベーションも向上し、より質の高い仕事につながるという好循環も生まれていくものと考えております。

このほか、ブランド推進に向けて様々な表彰・発表の場を設けたり、お客さまへのコミットメントである「私たちの誓い」を毎日各職場で唱和し、再確認するといった取組みを行っております。

こうした取組みの集大成として、この5月に全国のブランド推進担当者を集めた「ブランドフォーラム」を開催いたしました。ブランド推進への意識はかなり浸透してきたのではないかと考えております。

今後は、こうした取組みを一人ひとりの職員の具体的な行動に結びつけていくとともに、好取組事例を全社で共有し、さらにレベルアップを図ってまいります。

総代会制度等、相互会社のしくみに関するご意見等については、以下あてにご送付ください。

〒104-8430
東京都中央区築地7-18-24
住友生命保険相互会社 経営総務室

経営管理体制

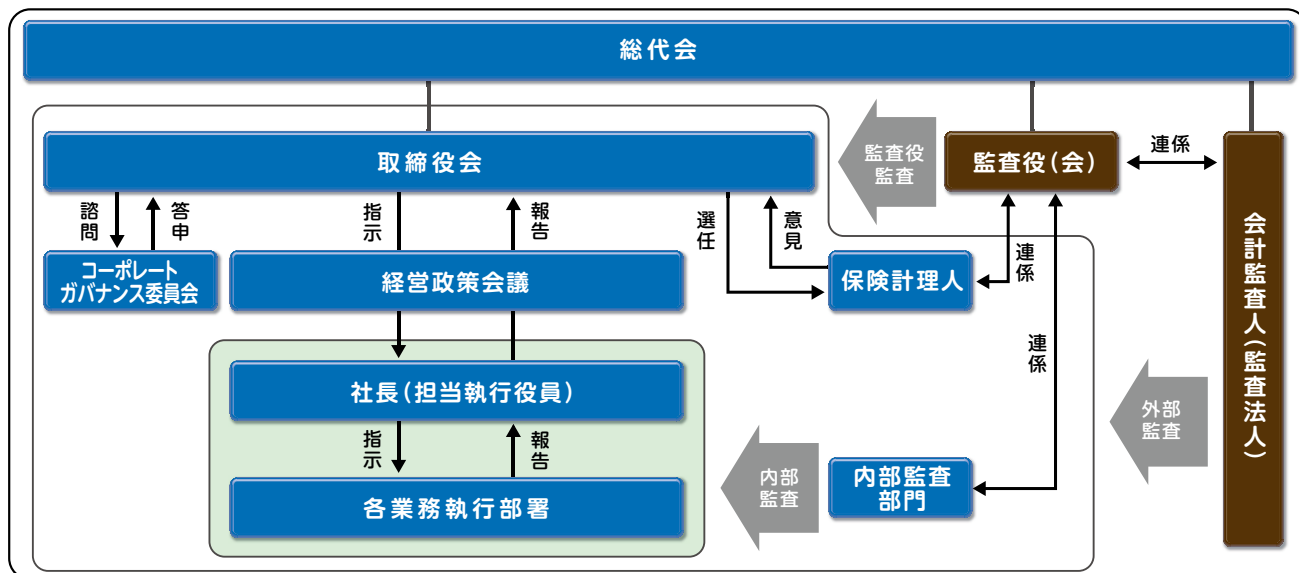
当社は、監査役会設置会社の形態を採用しており、専門性の高い保険事業における会社業務に精通した取締役が経営を行い、監査役が独立した機関として取締役の職務の執行を監査する体制としています。また、執行役員制度を導入し、経営と執行の分離を図っています。

さらに、社外取締役、社外監査役を選任するとともに、コーポレートガバナンス委員会を設置し、「社外の視点」

から経営のチェックを受ける体制としています。

なお、経営環境の変化に迅速に対応するために、取締役の任期を1年としています。

ガバナンスの強化が社会的にも要請されており、今後ともガバナンスの実効性確保に向けた取組みを行ってまいります。



主な機関の役割

取締役会

会社の重要な業務執行について決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。

なお、経営の透明性を確保するとともに、専門的な見地から経営の監督が行われるよう、会社経営者、弁護士、公認会計士からなる3名の社外取締役を選任しています。

コーポレートガバナンス委員会

役員・保険計理人の選解任に関する事項、役員・職員・保険計理人の報酬等に関する事項、および内部統制システムの整備に関する事項等について、取締役会からの諮問を受け、審議・答申を行っています。

構成員はすべての社外取締役および会長・社長となっており、構成員の過半数を社外取締役とし、また委員長を社外取締役とすることで、「社外の視点」を踏まえた審議が行われる体制としています。

経営政策会議

社長およびその他執行役員を委嘱されている取締役等で構成され、原則、週に1回開催されます。取締役会で決定した経営の基本方針に従い、会社の経営戦略ならびに業務執行に関する重要事項について決議あるいは審議を行います。

監査役(会)

監査役は、取締役会への出席などにより、取締役の職務の執行を監査します。

なお、独立性をより一層確保し、また社外の視点を踏まえた監査体制とするため、監査役の過半数を社外監査役(3名)としています。

監査役会は、監査の方針など監査役の職務の執行に関する事項を決定します。

内部監査体制

当社では、取締役会で決議された「内部監査方針」において、実効性のある内部監査態勢を整備・確立することを定めています。同方針では内部監査の目的を「当社の経営目標を実現するにあたり、業務の健全性・適切性を確保し、効果的な目標達成に寄与すること」とし、内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部門が、内部管理態勢等の適切性・有効性を検証・評価し、課題・問題点の改善提言・フォローアップを行っています。

内部監査は子会社等を含むすべての業務を対象とし、組織や業務に付随するリスクを評価したうえで、内部監査計画を策定しています。

本社部門に対しては、保険引受リスクや資産運用リスク等の各リスク管理態勢や保険金等の支払管理態勢、コンプライアンスへの取組み等についてその適切性や有効性を検証するとともに、事務管理・システム管理・お客さま情報管理等の状況を確認しています。

また、保険営業・保険事務の拠点である支社並びに保険募集代理店に対しては、保険営業面でのコンプライアンスの状況、お客さま対応の状況および保険事務の適切性等の検証を目的とした内部監査を実施しています。

内部監査部門は内部監査結果を社長、経営政策会議および取締役会に定期的に報告し、指示を受ける体制としています。また、内部監査で明らかになった課題や問題点について、関係部門に対し改善勧告や提言を行うことでその解決を図り、内部管理態勢の水準向上に努めています。

また、監査役、監査法人、コンプライアンス統括部やリスク管理部署等との定期的な情報交換や意見交換を実施しているほか、会社各組織からの資料取寄せやヒアリング等の実施によるオフサイトモニタリング体制を構築するなど、内部監査態勢の充実・強化に向けた取組みを行っています。

内部統制システムの整備

当社は、経営の健全性・適切性を確保する観点から、「内部管理態勢の強化」に取り組んでいます。取締役会において、保険業法第53条の14第4項第6号の規定に基づき「内部統制基本方針」を定め、この方針に基づいて、リ

スク管理やコンプライアンス態勢、内部監査機能の充実を図るとともに、監査役の監査が実効的に行われるための体制整備など、内部統制システムが有効に機能するような取組みを行っています。

内部統制基本方針の概要

(前文)

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の14第4項第6号の規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとする。

上記の前文とともに、以下の各項目について方針を定めています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
6. 顧客保護が図られることを確保するための体制
7. 内部監査の実効性を確保するための体制
8. 監査役の職務を補助すべき使用人およびその独立性に関する事項
9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンスへの取組み

コンプライアンス(法令等遵守)の基本認識

当社では、お客さまの信頼にお応えし続けていくという経営の基本をより強固なものとしていくため、コンプライ

アンス(法令等遵守)を重要な経営課題と捉え、以下のコンプライアンス推進体制を構築しています。

コンプライアンスに関する基本方針・規程

当社では、生命保険事業を通じて社会公共の福祉に貢献するという使命を果たすべく、経営の基本理念である「経営の要旨」ならびに住友生命グループ各社および役職員一人ひとりが実践していく指針を定めた「住友生命グループ行動憲章」に則り誠実に業務を遂行しています。

さらに、コンプライアンスに関する基本方針を明確化するため、その推進に関する基本的事項を定めた「法令等遵守方針」および「保険募集管理方針」を制定し、これに基づきコンプライアンス推進体制を整備しています。

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成とその徹底を図るべく、コンプライアンスに関する基本的な考え方や個々の業務に関し特に留意すべき事項等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」および「保険募集コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員への配付等

により、徹底を図っています。

コンプライアンスに関する研修を幅広く実施しているほか、社内報やDVD、社内LANを活用したコンプライアンス教育も定期的・継続的に行っています。

コンプライアンス推進体制

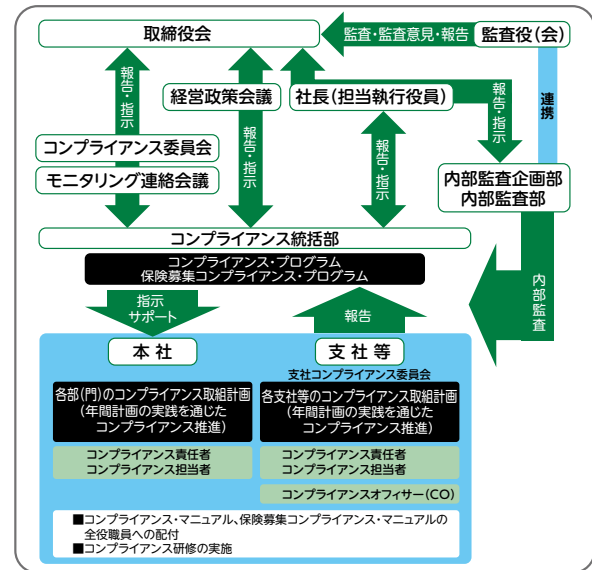
当社では、全社コンプライアンスを推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、下部組織であるモニタリング連絡会議を通じて、個別課題等のモニタリング・分析状況等について報告を受け課題解決に向け審議しています。

また本社および全国の支社のコンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス統括部を設置しております。コンプライアンス統括部では、上記個別課題への取組みに加え、会社全体のコンプライアンス状況を取締役会等へ報告し、業務運営に必要な指示を受けています。

このような取組みを機能させるため、本社各部門および各支社はコンプライアンス取組計画を策定し、年間計画を通じたコンプライアンス推進に努めております。また、各支社においては、支社コンプライアンス委員会を中心とした自律・自浄機能の発揮にも力を入れています。

当社では、このように経営主導の下、全社一丸となったコンプライアンスに対する取組みを行っております。

【当社のコンプライアンス推進体制】



<勧誘方針>

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客さまへ商品をお勧めするに際して配慮すべき事項をまとめた「勧誘方針」を策定し、全国の支社・支部等に掲示しているほか、当社ホームページにも掲載しております。
<http://www.sumitomolife.co.jp/promise/index.html>

スミセイの勧誘方針

当社は、各種法令や社会のルールなどを遵守し、反社会的勢力への対応や未成年者を対象とする保険加入の適切性確保など、モラルリスクの排除に留意しつつ、次の方針に基づき、適正な勧誘を行います。

- 重要事項の説明とコンサルティング**
 お客さまに商品内容を正しくご理解いただくために「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおりー定款・約款」などにより、重要事項について正確で分かりやすい説明を行い、「意向確認書面」などを用いて、お客さまのご意向に沿った商品をお客さまと一緒に考え、ご提案いたします。
 特に、市場リスクのある商品のご提案に際しては、お客さまの年齢・知識・投資経験・財産の状況および契約締結目的などに十分配慮して、各種リスク、手数料などを説明いたします。
- 訪問などでの心がけ**
 お客さまへの訪問・連絡などに際しては、時間帯・場所・方法などに関し、お客さまのご都合に十分に配慮いたします。
- 教育・研鑽**
 お客さまからの様々なご要望・ご相談に適切にお応えできるよう、専門知識はもとより、法令に関する知識やマナーなどを向上させていきます。
- お客さま情報の保護**
 お客さまに関する情報につきましては、法令や社内規定などに則り、安全・適切に管理するための措置を講じます。
- お客さまの声への対応**
 お客さまからのお問合せなどには、迅速・適切・丁寧に対応いたします。また、お客さまからお寄せいただいたご意見・ご要望は真摯に受け止め、お客さまの声を大切にする会社を目指してまいります。

反社会的勢力との関係を遮断し排除するための基本方針

当社では、「住友生命グループ行動憲章」、「内部統制基本方針」および「反社会的勢力対応方針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固たる態度で組織的に対応し、同勢力との関係

を遮断し排除すること」を反社会的勢力対応の基本方針として定めています。また、その細目として「反社会的勢力対策規程」および「反社会的勢力対策委員会規程」を制定しています。

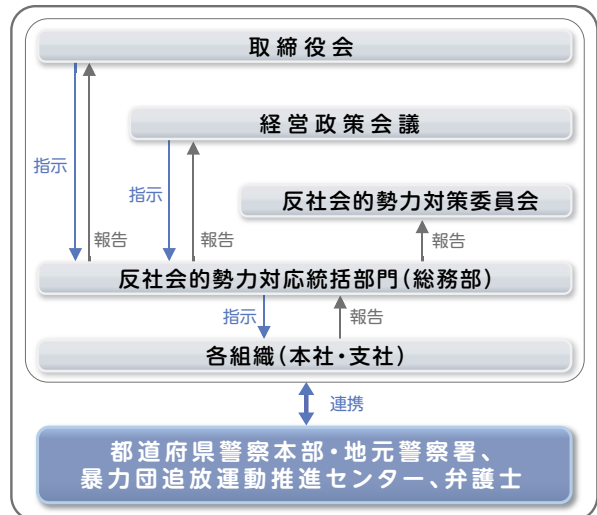
反社会的勢力への対応について

当社では、「反社会的勢力対応方針」において、総務部を反社会的勢力対応の全社的な統括部門と定め、具体策の策定・実行、役職員への教育・啓発等を行っております。また、統括部門が反社会的勢力に関する情報を一元的に管理し、その情報を活用して、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携のうえ、同勢力との関係遮断および排除に取り組んでいます。

反社会的勢力対策委員会について

当社では、「反社会的勢力対応方針」に基づいて、反社会的勢力対策委員会を年2回開催しています。同委員会では、反社会的勢力の介入・関与の状況、同勢力との関係遮断および排除の状況等について統括部門が報告を行うとともに、具体的対応策の検討、改善案等の事項について部門横断的な審議を行っています。

【当社の反社会的勢力対応態勢】



個人情報保護への取組み

個人情報保護に関する考え方

当社は、お客さまの個人情報は、当社が業務上必要な範囲でお預かりしたお客さまの大切な財産であると認識

しており、「個人情報の保護に関する法律」を遵守して、適正に取り扱っております。

個人情報保護に関する基本方針

当社では、まず、「住友生命グループ行動憲章」においてお客さま情報を厳正に管理することをすべての役職員の行動指針とし、その上で、個人情報の管理体制や適切な取扱いについて「顧客情報管理方針」「セキュリティポリシー」等に明確に定めています。

また、個人情報を適正に収集させていただくことや、当社における個人情報の利用目的を特定し、この利用目的

を達成するために必要な範囲に限って個人情報を取り扱うことを徹底するなど、「個人情報の保護に関する法律」にも確実に対応しております。

これらの個人情報保護に関する方針や取組みは、「個人情報保護に関する基本方針」としてまとめ、当社ホームページ等で公表しております。

個人情報のセキュリティの徹底

当社では、雇用契約時等において個人情報に関する非開示契約を締結する等、役職員の守秘義務を明確にした上で、個人情報にアクセスできる者を業務上必要最小限の範囲の者に限定しています。

例えば、営業職員が使用する携帯端末 (Sumisei Lief) や個人情報を管理するオンラインシステム等について、ID・パスワード等による本人識別・認証を確実に実施する

とともに、アクセスできる個人情報の範囲についても、業務に応じて適切なコントロールを実施する等、アクセスの厳正管理を実施しています。

また、外部からの不正アクセス等を防止するための各種の安全管理措置も講じています。

このように、個人情報を安全に管理するため、必要かつ適正なセキュリティ対策を講じています。

適切かつ迅速なお客さま対応

当社は、個人情報の取扱いに関するお客さまからのご照会、ご意見・ご要望には適切かつ迅速に対応いたします。

お客さまから、ご自身に関する情報の開示・訂正のご請

求をいただいた場合には、ご本人であることを慎重に確認させていただいた上で、特別な理由がない限り回答・訂正させていただきます。

<個人情報保護に関する基本方針>

当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律 (以下、『個人情報保護法』)」その他の法令・ガイドラインや社団法人生命保険協会の指針を遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

1. 個人情報の利用目的

- a. 当社は、個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしません。
- 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - その他保険に関連・付随する業務

- b. 個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則第53条の9に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。また、保健医療等の「機微 (センシティブ) 情報」については、保険業法施行規則第53条の10及び同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

※尚、「機微 (センシティブ) 情報」とは、保険業法施行規則第53条の10に定める特別の非公開情報を行います。

2. 個人情報の収集方法

当社は、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・職業・健康状態等の個人情報を、申込書・請求書・アンケート等の適正な手段で収集させていただきます。

3. 個人データの提供

当社は、個人データを機密情報として厳正に管理し、次の場合を除き、直接・間接を問わず、第三者に提供いたしません。

- あらかじめ本人の同意を得た場合
- 個人情報保護法その他の法令に基づく場合
- 社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社等との間で個人データを共同利用する場合
- メディア生命保険株式会社、その他事業報告書等に記載されている当社の子会社との間で個人データを共同利用する場合
- 適切な安全管理に基づいて、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、生命保険に関わる確認業務、情報システムの保守・運送、印刷等の各種業務において、個人情報の取扱いの一部または全部を外部委託する場合があります。外部委託を行う場合、外部委託先における個人情報の安全管理について適切に監督します。

4. 個人データの安全管理措置

- 当社は、漏洩・滅失・き損・不正アクセスの防止その他の個人データの安全管理のために、適正な情報セキュリティを確立し、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- 当社は、個人データの安全管理に関し、取得・利用・保管・送付・廃棄等、管理段階ごとに社内規定を整備のうえ、定期的に教育する等により、従業者に周知徹底いたします。

- c. 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。

- d. 個人データの安全管理措置は、定期的に見直し、改善してまいります。

5. 個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望の窓口

当社は、個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望に適切かつ迅速に対応いたします。

下記の<お問い合わせ先>までお申し出ください。

6. 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等に関するご請求

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正または利用停止等に関するご請求については、下記の<お問い合わせ先>までお申し出ください。なお、利用目的の通知、開示請求については別途ご案内する所定の手数料をいただきます。

<お問い合わせ先>

スマセイコールセンター 電話番号 0120-307506

<受付時間>

月～金曜日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時
(日・祝日・年末年始を除く)

金融機関を通じてご加入のお客さまは、
右記の番号をご利用ください。 電話番号 0120-506154
担当者が直接対応させていただきます。

郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を
通じてご加入のお客さまは、
右記の番号をご利用ください。 電話番号 0120-506873

7. 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について
当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<認定個人情報保護団体のお問い合わせ先>

(社)生命保険協会 生命保険相談室
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
電話番号 03-3286-2648 受付時間:午前9時～午後5時
(土・日・祝日などの生命保険協会休業日を除く)
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

リスク管理体制

基本認識

当社では、誠実な業務遂行、健全な財務基盤を確保し、ご契約いただいたお客さまに保険金等を確実かつ適切にお支払いすることを目的として、経営を取り巻くさまざまなリスクを把握・分析し、適切なリスクコントロールを行うことを基本としています。具体的には、「保険引受リスク」「流動性リスク」「資産運用リスク」「オペレーショナル・リスク」について、それぞれのリスクの特性に

応じた管理方法を定め、経営の健全性確保に努めるとともに、リスク管理体制の整備・高度化に取り組んでいます。

また、通常のリスク管理では対応困難な大規模災害等の危機については、危機管理規程を定め、危機予防および危機発生時の対応体制の整備に取り組んでいます。

リスク管理に関する方針、規程等

取締役会にて決議した「統合的リスク管理方針」において、統合的なリスク管理体制やリスクの定義、リスク管理の考え方等を定め、同方針で定義したそれぞれのリスクについて、リスク管理を行っていく

上での経営陣の役割等を、各リスク管理方針の中で定めています。また、これらの方針に基づく具体的なリスク管理の手法について、統合的リスク管理規程をはじめ各リスク管理規程等で定めています。

リスク管理体制

生命保険事業を通じて発生するさまざまなリスクについて、取締役会で定める統合的リスク管理方針および各リスク管理方針に基づき、リスク管理統括部および各リスク管理部門が本社、支社、子会社等および外部委託先を管理する体制としています。

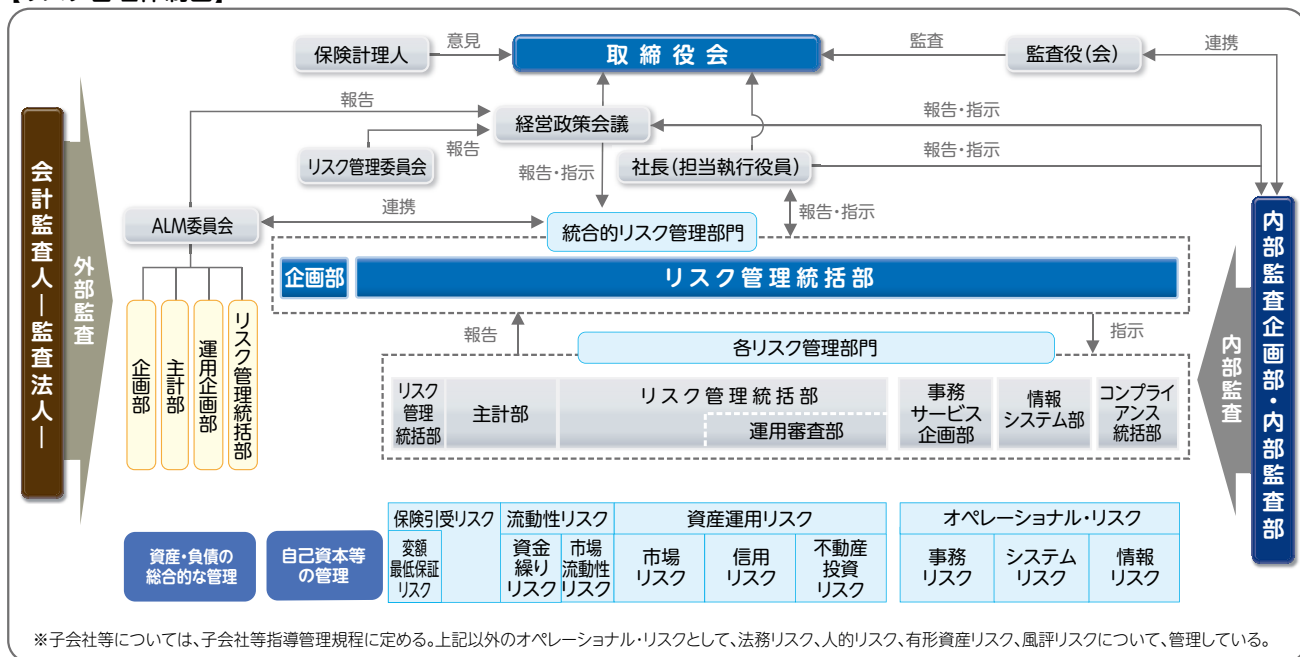
また、リスク状況の適切なモニタリング体制の確保、リスク管理に関する横断的な課題対応を目的として「リスク管理委員会」

を設置しています。

リスク管理の適切性・実効性については、内部監査部による内部監査や監査役監査、外部監査によって確認がなされています。

また、取締役会・経営政策会議は、リスク管理の状況について報告を受け、経営の意思決定を行っています。

【リスク管理体制図】



統合的リスク管理

リスク管理の目的は、将来に巨額な保険金の支払いを行うといった経営目標を達成するため、リスク耐性を高めるとともに、経営資源の効率化を促進することで企業価値の向上を図ることにあることから、当社においては、経済価値ベースのリスク管理*1を行っています。

また、商品・チャネルの多様化等、経営環境が変化する中で、当社はさまざまなリスクが及ぼす影響を統合的に管理するため、「保険引受リスク(保険引受リスクおよび変額最低保証リスク)」「資産運用リスク(市場リスク、信用リスクおよび不動産投資リスク)」「オペレーショナル・リスク」の各リスク量を統一した尺度で計測し、分散

効果を考慮して統合リスク量を算出しています。

統合リスク管理においては、当社のリスク選好や各リスクの特性および当社の自己資本等(リスクバッファー)の状況を勘案し、リスク・カテゴリー毎にリスク・リミット*2を設定し、リスク状況をモニタリングしています。また、リスクバッファーやリスク・リミットに基づき定める会社全体のリスク許容度と、統合リスク量とを対比することで、自己資本等の充実度の評価を行っています。これらリスク状況は、リスク管理委員会、経営政策会議、取締役会へ定期的に報告され、適時・適切な対応の検討に役立てています。

*1 経済価値ベースのリスク管理: 資産および負債をキャッシュフローの現在価値と捉え、市場価格もしくは金融市場で観測される金利等を用いて市場と統合的な評価(経済価値評価)をした上で、その資産負債差額の変動をリスクとして捉え、管理すること。

*2 リスク・リミット: リスク・カテゴリー毎に設定する予想損失額の限度枠。

ストレス・テストの実施

当社では、統合リスク管理のリスク計測手法では把握が困難な事象として、大規模な自然災害や金融市場の大きな混乱といった最悪シナリオを想定したストレス・テストを実施し、当社の健全性に与える影響を分析しています。

ストレス・テストの結果は、リスク管理委員会、経営政策会議、取締役会に報告され、経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に役立てています。

ALM体制

ALMとは、資産 (Asset) と負債 (Liability) の総合管理 (Management) のことです。生命保険会社における負債の大半は、将来の保険金等をお支払いするために積み立てている責任準備金であり、市場環境等の悪化時にも保険金等のお支払いを確実に行うため、資産と負債を適切に管理することが重要となります。

当社では、資産負債の総合的な管理に関する課題対応を目的と

して「ALM委員会」を設置し、負債特性を踏まえた資産運用戦略や金利リスクの状況等の資産負債の総合的な管理に関する重要事項を審議する体制としております。

このように、リスクを適切にコントロールしつつ、収益の向上を図る観点から、資産と負債全体を総合的に管理する体制を構築しています。

保険引受リスク

リスクの定義

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。保険引受リスクには、変額最低保証リスクが含まれ

ており、変額最低保証リスクとは、保険事故の発生率および金利、為替、株価等の変動に伴い、保険金等の額を最低保証している商品について、最低保証支出により損失を被るリスクをいいます。

保険引受リスク管理の取組み

保険料等の価格設定においては、保険引受リスク管理部門が、基礎データの信頼度を十分に考慮して計算基礎率が設定されていることを確認するとともに、将来収支予測等による収益性検証を行うことにより、将来の保険金等のお支払いが確実に履行できるよう十分配慮した価格設定となっていることを確認しています。

また、保険商品の開発に際して、保険事故発生率の不確実性や経済環境の変化による負債特性の変化等、内在するリスクの分析・評価をしています。

引受基準の設定においては、保険事故の予定発生率に対する

実際発生率の比較・検証等により、保険商品の基礎率等に応じて適切に設定されていることを確認しています。

さらに、収支状況、保険事故の発生率の状況および負債特性の状況等についての把握・分析、将来収支予測および変額最低保証リスク量の測定を定期的に行うなど、リスク状況のモニタリングを行っています。

保険料設定時の予測に反して、保険事故発生率の悪化等、リスクに変化がある場合には、必要に応じて「引受基準」「保険商品の販売方針」「保険料率」の変更等の措置を講じています。

◆再保険に係る方針

■再保険を付す際の方針

当社では、保有する保険引受リスクの内容、規模、集中度等を踏まえ、リスクの分散または収益の安定化等が必要な場合に、再保険の活用により、保険事業経営の安定化を図ることとしています。なお、出再内容および出再先等については、案件ごとに個別に内容を確認の上、判断しています。出再先の選定に際しては、格付等により出再先の信用力を踏まえるとともに、特定の出再先に過度な取引の集中が起こらないように留意しています。

■再保険を引き受ける際の方針

再保険の引受けに関しては、保険引受リスクが経営に影響を与えない範囲内で、リスクの特性および収益性等を踏まえ行うこととしています。なお、引受可否および内容等については、案件ごとに個別に内容を確認の上、判断しています。

流動性リスク

リスクの定義

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクに大別できます。

資金繰りリスクとは、財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資

金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引等を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク管理の取組み

資金繰りリスクについては、日々の資金繰りの管理運営を行う資金繰り管理部門において、保険料収入・保険金支払等保険契約に関わる資金移動や資産運用関係の資金移動等、会社全体のキャッシュフローを一元的に把握するとともに、将来のキャッシュフロー予測に基づき確実に資金準備を行うこととしています。

流動性リスク管理部門は資金繰りの状況報告を受けるとも

に、資金繰りの逼迫度に応じてとるべき対応策を定め、流動性危機時等における対応体制を構築しています。

市場流動性リスクについては、資産ごとの市場規模等に基づき、一定期間内におけるキャッシュ化可能額を推計し、不測の事態に対処できるよう努めています。また、流動性の低い資産については、残高上限を設定し、定期的に確認しています。

資産運用リスク

リスクの定義

資産運用リスクとは、次の3つをいいます。

- ①市場リスク・・・金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク
- ②信用リスク・・・信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オ

フ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク

- ③不動産投資リスク・・・賃貸料等の変動等を要因として、不動産に係る収益が減少する、または、市況の変化等を要因として不動産価格が下落し、損失を被るリスク

資産運用リスク管理の取組み

当社では、資産運用リスクについて、財務基盤の強化を図るためにリスクを削減することを基本とし、削減するリスクと、コントロールを行って収益の確保を図るリスクを明確にした上で、適切な管理を行うこととしています。

そして、幅広い投融资対象やデリバティブ（金融派生商品）取引等の高度な資産運用手法が内包するリスクを、「市場リスク」「信用リスク」および「不動産投資リスク」に大別し、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めています。

リスク量の計測、統合的な管理ならびに個別投融资案件の審査・管理を担う資産運用リスクの管理部門は、投融资の執行部とは独立しており、組織面においても内部牽制機能を確認し、資産運用リスク管理体制をより一層厳格なものとしています。また、資産運用リスク管理の基本方針を制定するとともに、リスク管理の枠組みから具体的なリスク管理手法までを規程・基準として細かく定義し、各執行部に遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っています。

(1)市場リスク

市場リスクを有する主な資産は、公社債、株式、外国証券等の有価証券や貸付金です。これらの資産および負債の価値が、マーケットの変化によりどの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、リスク量としてVaR*を計測し、これを市

場リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しています。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々行っています。

* VaR（バリュー・アット・リスク）：過去の株価や金利の変動率をリスクの大きさと捉え、現在保有する資産・負債ポートフォリオに過去の変動率を当てはめて理論的に算出した、一定の確率の下で生じる最大損失金額。

(2)信用リスク

信用リスクを有する主な資産は、貸付金、公社債等です。個別投融资先に対し信用力に応じた社内格付*1を付与するとともに、定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しています。さらに、社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率や、デフォルト

発生時の投融资元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーション*2により、信用リスクを有する資産全体のリスク量としてVaRを計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っています。

*1 社内格付（制度）：投融资先のキャッシュフロー生成能力、財務体力等を総合的に評価した信用力に応じて10ランクに区分し、投融资判断の基準およびポートフォリオ全体の信用リスク状況を把握・分析するための基準として利用している。

*2 モンテカルロ・シミュレーション：乱数を用いて統合的な損益額の分布を生成し、リスク量を計測する手法。

(3)不動産投資リスク

不動産への投資においては、物件ごとの取得価額の妥当性あるいは収益見込みの検証を実施することで、投資対象を選別するとともに、投資対象物件の立地、用途等の観点から不動産ポートフォリオの分散を図っています。また、既存投資物件についても、定期

的に投資利回りの検証、収益予測の見直しを行い、採算性が低い物件を重点管理しています。ポートフォリオ全体のリスク状況については、リスク量としてVaRを計測し、不動産投資リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しています。

オペレーショナル・リスク

事務リスク

リスクの定義

事務リスクとは、正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスク管理の取組み

当社では、事務リスクを適切に管理することにより、業務の健全かつ適切な運営を図るため、事務リスク管理方針に基づいて事務リスクの極小化に務めており、本社、支社、海外駐在員事務所等の各組織が、社内規定等に則って事務を執行し、それに伴うリスクを自律的に管理しています。

事務リスク管理部門は、PDCAサイクル*の継続的実践による全社的な事務リスク管理に努めています。各組織は、事務リスクの顕

* PDCAサイクル：Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを繰り返すことで継続的な業務改善を行う仕組み。

在化の未然防止に取り組むとともに、事務リスクが顕在化した場合には、お客さま対応をはじめとして、原因分析、再発防止策の策定等の必要な対応を、的確かつ速やかに行うよう努めています。また、事務リスク管理部門が把握した事務リスクの状況については、原因分析等を行った上で、取締役会等へ定期的に報告しています。

なお、事務遂行状況の適正性については、内部監査部による確認もあわせて行っています。

システムリスク

リスクの定義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動等のシステム不備等、またはコンピュータの不正使用等により損失を被るリスクをいいます。

システムリスク管理の取組み

システムリスク管理においては、当社の業務・サービスを根幹で支え、大切なお客さまの情報を管理しているコンピュータシステムの安定的かつ安全な稼働を確保するために、セキュリティポリシーおよびシステムリスク管理方針に基づいた各種対策の実施とシステムの運行管理に努めています。具体的には、故障・障害等の発生に備えたバックアップの仕組みの整備、お客さま情報の漏えいやシステムへの不正なアクセス等防止対策の実施、さらには、インター

ネットによるサービスをお客さまに安心してご利用いただけるよう、ファイアウォールの設置や暗号化技術の利用等、セキュリティ対策の実施にも努めています。

また、当社では、メインのコンピュータセンターを関西に、バックアップセンターを関東に設置しており、大規模災害等不測の事態の発生時にも、お客さまへのサービスの継続的なご提供と迅速な対応が行える体制の維持・確保にも取り組んでいます。

情報リスク

リスクの定義

情報リスクとは、顧客情報等の漏えい、滅失、き損等により損失を被るリスクをいいます。

情報リスク管理の取組み

情報リスク管理においては、顧客情報等が漏えいし、お客さまの大切な権利・利益や当社の健全な業務運営が損なわれることがないように、セキュリティポリシーおよび情報リスク管理方針に基づいて、顧客情報等を適切に管理しています。具体的には、保管・送付・廃棄等の各段階における顧客情報等の適切な取扱いを社内規定として明確化し、これらのルールを社内報や社内研修等の機会を通じて従業員に周知徹底するとともに各組織の情報管理状況を把握し、必要な対策を講じています。さらに、情報リスクの状況や課題についての全社横断的な審議機関として、「お客さま情報等保護小

委員会」をリスク管理委員会傘下に設置し、安全管理を推進しています。

また、顧客情報等の取扱いの一部を外部に委託する場合も、顧客情報等の安全管理が図られるよう、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を明確に規定した契約書を締結する等、適切に監督しています。このような顧客情報等の安全管理状況については、内部監査部が実施する内部監査でも適宜確認しており、確認結果に基づき安全管理措置の充実・強化に取り組んでいます。

◆大規模災害等への対策について

当社では、大規模な災害や深刻な風評被害の発生など、通常のリスク管理だけでは対処できない危機が発生した場合の対応体制を「危機管理規程」に定めています。また、この規程に基づいて、大地震をはじめとする大規模な災害等に対する対応内容を「大規模災害等対策マニュアル」に定め、被災下で会社の意思決定・事務遂行能力を維持するための体制や、被災時の保険手続きに関する事務体制・復旧手順等を規定しています。加えて、万一の際にこれらの対応内容が有効に機能するよう随時マニュアルの見直し・改定を行うなど、平時より体制の維持・向上に努めています。

先の東日本大震災においても、このマニュアルに基づいて地震

発生直後に危機対策本部を立ち上げ、対策本部の意思決定のもと、保険金等のお支払をはじめとするお客さまへの対応を迅速に行ってまいりました。

一方で、当社では本社ビルやシステムセンター等の本社機能が停止する場合を想定し、保険金等支払などの重要業務を継続するための対応を「業務継続計画(BCP)」に定めています。また、この計画に基づき、災害やテロ、新型インフルエンザ発生時等の対応の詳細を「業務継続マニュアル」として策定するなど、お客さまの信頼に十分にお応えするために迅速かつ適切な対応が行えるよう体制を整備しています。

積極的なディスクロージャー

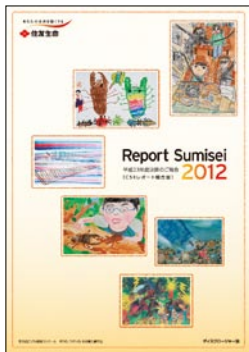
お客さまに、当社の経営内容へのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャーを充実させることが重要であると認識しており、積極的なディスクロージャーに努めております。

平成23年度決算においても、本誌「REPORT SUMISEI

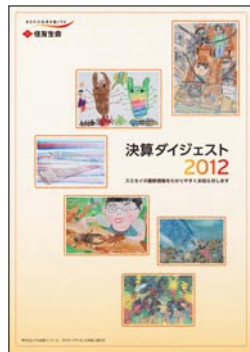
2012」をはじめ、さまざまな機会を通じて、当社の経営状況について開示を進めています。

今後とも、多様な方法で積極的なディスクロージャーを展開してまいります。

ディスクロージャー媒体



REPORT SUMISEI 2012
平成23年度決算のご報告
【CSRレポート統合版】



決算ダイジェスト2012



VOICE from SUMISEI
平成23年度決算特集号



平成23(2011)年度
団体年金一般勘定
資産運用に関するご報告



スミセイ安心だより

名称	内容
REPORT SUMISEI 2012 平成23年度決算のご報告 【CSRレポート統合版】	保険業法第111条に基づいて、平成23年度の決算報告、事業内容、活動状況等を記載しています。全国のお客さま窓口に公衆縦覧資料として備付けています。
決算ダイジェスト2012	業績・決算・サービス内容など住友生命の最新情報を簡単にわかりやすく解説した資料です。
Information from SUMITOMO LIFE 平成23年度上半期業績のお知らせ	上半期版のディスクロージャー誌です。
アニュアルレポート(英文)	業績・決算内容等を海外向けに解説した資料です。(ホームページ上にPDFファイルで掲載しています)
VOICE from SUMISEI 決算特集号	決算発表後タイムリーにお届けするチラシです。
CSRレポート2012	CSRの取組みを紹介した資料です。(REPORT SUMISEI 2012 平成23年度決算のご報告と統合しています)

インターネットホームページによる情報提供

インターネットホームページで、商品・サービスなどの紹介、各種お手続きのご案内、決算などの財務情報など、さまざまな情報をみなさまにご提供しております。



スミセイダイレクトサービス(保険取引サービス)



インターネット

パソコンや携帯電話で入出金取引・各種お手続き・契約内容照会などがご利用いただけます。

住友生命 検索 <http://www.sumitomolife.co.jp> *携帯電話は公式メニューからご利用ください。

電話による自動取引サービス(スミセイカンタッチアンサー)

音声案内にしたがってプッシュホン操作をすることで、出金取引などがご利用いただけます。

0120-834914 [携帯電話からは (06)6612-8349]

カード(提携ATM)

全国約74,000台の提携ATMで入出金取引をご利用いただけます。

データ編

平成23年度決算の概況	75
計算書類関係	86
有価証券等の時価情報(会社計)	105
資産関係	111
負債関係	128
資本関係	132
保険関係収支	133
資産運用関係収支	137
その他	140
保険契約高関係諸統計	142
特別勘定に関する指標等	149
経営諸指標	154
保険会社及びその子会社等の財産の状況	157

平成23年度決算の状況

データ編 目次



◆平成23年度決算の概況

単体決算の状況
(直近事業年度における事業の概況) … 75～76
主要な業務の内容 … 77
連結決算の状況
(直近事業年度における事業の概況) … 78
主要な事業の内容及び組織の構成 … 78～79
子会社等に関する事項 … 80
社員配当について … 81～85

◆計算書類関係

① 貸借対照表 … 86～87
② 損益計算書 … 88
③ 基金等変動計算書 … 89～90
④ 剰余金処分に関する決議 … 90
⑤ 剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合と
資本基盤充実のための方策について … 90
⑥ 経常利益等の明細(基礎利益) … 103
保険業法に基づく会計監査人の監査報告 … 104

◆有価証券等の時価情報(会社計)

① 有価証券の時価情報(会社計) … 105～106
② 金銭の信託の時価情報(会社計) … 107
③ デリバティブ取引の時価情報
(会社計) … 107～110

◆資産関係

① ポートフォリオの推移(一般勘定) … 111
② 主要資産の平均残高(一般勘定) … 111
③ 資産別運用利回り(一般勘定) … 112
④ 商品有価証券明細表(一般勘定) … 112
⑤ 商品有価証券売買高(一般勘定) … 112
⑥ 有価証券明細表(一般勘定) … 112
⑦ 有価証券残存期間別残高(一般勘定) … 112～113
⑧ 地域別地方債保有内訳(一般勘定) … 113
⑨ 保有公社債の期末残高利回り(一般勘定) … 113
⑩ 業種別株式保有明細表(一般勘定) … 114
⑪ 有価証券等の時価情報(一般勘定) … 115～118
⑫ 貸付金明細表(一般勘定) … 118
⑬ 貸付金残存期間別残高(一般勘定) … 118
⑭ 国内企業向け貸付金
企業規模別内訳(一般勘定) … 119
⑮ 貸付金業種別内訳(一般勘定) … 119
⑯ 貸付金使途別内訳(一般勘定) … 120
⑰ 貸付金地域別内訳(一般勘定) … 120
⑱ 貸付金担保別内訳(一般勘定) … 120
⑲ リスク管理債権の状況 … 120
⑳ 債務者区分による債権の状況 … 121
㉑ 元本補てん契約のある信託に係る
貸出金の状況 … 121
㉒ 保険金等の支払能力の充実の状況
(ソルベンシー・マージン比率) … 121～123
㉓ 有形固定資産明細表 … 124
㉔ その他の資産明細表 … 125
㉕ 公共関係投融資の状況(一般勘定) … 125

㉖ 海外投融資の状況(一般勘定) … 125～127
㉗ 証券化商品等への投資及びサブプライム
関連投資の状況 … 127

◆負債関係

① 支払備金明細表 … 128
② 責任準備金明細表 … 128
③ 責任準備金残高の内訳 … 128
④ 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立
方式・積立率・残高(契約年度別) … 129
⑤ 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険
に係るものに限る。)の合理性及び妥当性 … 129
⑥ 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低
保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、
算出方法、その計算の基礎となる係数 … 130
⑦ 社員配当準備金明細表 … 130
⑧ 引当金明細表 … 131
⑨ 個別貸倒引当金の状況 … 131
⑩ 特定海外債権引当勘定の状況 … 131
⑪ 借入金残存期間別残高 … 131

◆資本関係

① 基金の状況 … 132

◆保険関係収支

① 保険料明細表 … 133
② 保険金明細表 … 133～134
③ 年金明細表 … 134～135
④ 給付金明細表 … 135～136
⑤ 解約返戻金明細表 … 136

◆資産運用関係収支

① 資産運用収益明細表(一般勘定) … 137
② 資産運用費用明細表(一般勘定) … 137
③ 利息及び配当金等収入明細表(一般勘定) … 137
④ 利息及び配当金等収入の分析(一般勘定) … 137
⑤ 有価証券売却益明細表(一般勘定) … 138
⑥ 固定資産等処分益明細表(一般勘定) … 138
⑦ 有価証券売却損明細表(一般勘定) … 138
⑧ 有価証券評価損明細表(一般勘定) … 138
⑨ 貸付金償却額(一般勘定) … 138
⑩ 賃貸用不動産等減価償却費明細表(一般勘定) … 139
⑪ 固定資産等処分損明細表(一般勘定) … 139

◆その他

① 減価償却費明細表 … 140
② 事業費明細表 … 140
③ 税金明細表 … 141
④ リース取引 … 141

◆保険契約高関係諸統計

① 保障機能別保有契約高 … 142
② 年換算保険料 … 143
③ 保有契約高及び新契約高 … 143
④ 保有契約高の推移 … 144

⑤ 新契約高の推移(新契約+転換による増加) … 145
⑥ 個人保険・個人年金保険種類別新契約の推移
(新契約+転換による増加) … 146
⑦ 個人保険の異動状況の推移 … 147
⑧ 個人年金保険の異動状況の推移 … 147
⑨ 団体保険の異動状況の推移 … 148
⑩ 団体年金保険の異動状況の推移 … 148

◆特別勘定に関する指標等

① 特別勘定資産残高の状況 … 149
② 個人変額保険及び
変額個人年金保険特別勘定の状況 … 149～152
③ 団体年金保険特別勘定の状況 … 153

◆経営諸指標

① 新契約平均保険金及び
保有契約平均保険金(個人保険) … 154
② 新契約率(対年度始) … 154
③ 解約失効率(対年度始) … 154
④ 個人保険新契約年間平均保険料(月払契約) … 154
⑤ 死亡率(個人保険主契約) … 154
⑥ 特約発生率(個人保険+個人年金保険) … 155
⑦ 事業費率(対収入保険料) … 155
⑧ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を
引き受けた主要な保険会社等の数 … 155
⑨ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を
引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が
大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 … 155
⑩ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を
引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付
に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 … 155
⑪ 未だ収受していない再保険金の額 … 156
⑫ 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、
発生保険金額の経過保険料に対する割合 … 156
⑬ 各種ローン金利 … 156

◆保険会社及びその子会社等の財産の状況

① 連結貸借対照表 … 157
② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 … 158
③ 連結基金等変動計算書 … 159～160
④ 連結キャッシュ・フロー計算書 … 173
連結財務諸表の適正性を確保するための体制
の評価 … 174
連結財務諸表及び内部統制報告書についての
監査人の監査報告 … 175
連結財務諸表の適正性に関する確認書 … 176
⑤ 連結リスク管理債権の状況 … 177
⑥ 保険会社及びその子会社等である保険会社の
保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率) … 177
⑦ 子会社等である保険会社の
保険金等の支払能力の充実の状況
(ソルベンシー・マージン比率) … 178
⑧ セグメント情報 … 178

●数値はすべて単位未満切り捨てています。
●「0」は単位未満であることを示しています。

単体決算の状況(直近事業年度における事業の概況)

事業の経過及び成果等

◆経営環境

平成23年度の世界経済は、東日本大震災直後の生産活動の大幅な低下等の厳しい状況から回復してまいりました。しかしながら、欧州債務問題を背景とする海外経済の減速、タイの大洪水、円高の影響等により輸出・生産が伸び悩むなど、景気は持ち直しは緩やかなものにとどまりました。

生命保険業界では、未曾有の大震災を受けて生命保険会社各社が被災地のお客さまの安否確認と迅速な保険金のお支払いに取り組むなど、お客さまへのきめ細かい対応に努めてまいりました。また、お客さまに万全の安心をお届けしていくため、サービス体制の拡充や新商品の開発に加えて、多様な販売チャネルの展開等の取組みが進められております。

◆事業の経過

こうした状況のもと、当社は、お客さまとご家族の人生を守り支えていくという想いを「あなたの未来を強くする」というメッセージに託した新たなコーポレートブランドをスタートさせるとともに、平成23年度からの3年間で達成すべき事項を定めた新たな中期経営計画「スミセイ中期プログラム」に基づき、東日本大震災への対応や営業職員によるサービス・販売体制の強化をはじめとする種々の取組みを進めてまいりました。

(東日本大震災に関する取組み)

東日本大震災への対応という面では、現地の職員による訪問活動に加えて、電話によるコンタクトやダイレクトメールも活用してお客さまの安否確認を進めてまいりました。さらに、本社等からも人員を派遣して確認を進めた結果、被災地のお客さまの安否確認はほぼ完了しております^{*1}。また、ご家族の心情面にも配慮しながら保険金のお手続きのご案内を進めており、平成23年度末時点において131億円の保険金をお支払いしております。

このほか、保険料払込猶予期間の延長や契約者貸付利率についての特別取扱いを行うとともに、被災地の皆さまのお役に立てるような社会貢献活動や節電への取組みを積極的に推進いたしました。加えて、東日本大震災での経験を踏まえて、危機発生時に備えた対応体制のさらなる整備と保険金支払業務等の重要業務の継続体制の強化を進めております。

^{*1}：平成23年度末時点において、岩手県・宮城県・福島県の約30万名のお客さまのうち99.99%以上の方の確認を完了しております。

(サービス面・販売面の取組み)

個人保険の分野では、お客さまとご家族のニーズに応じた最適な保障をお届けする観点から、営業職員によるコンサルティングとサービスの充実に努めるとともに、販売チャネルの多様化に向けた金融機関および日本郵政グループ各社を通じた保険販売の推進等に取り組んでまいりました。

営業職員を通じた保険販売については、一生涯の介護保障をライフサイクルにあわせた合理的な形でご準備いただくことのできる新商品である5年ごと利差配当付新終身保険「W(ダブル)ステージ」の販売推進に注力してまいりました。本商品については、平成24年3月23日から、貯蓄ニーズの高い若年男性および女性向けに開発した専用プランを販売することで、商品ラインアップの充実を図っております。このほか、企業経営者や個人事業主の方に向けた商品として、契約当初一定期間の解約返戻金を低く設定することにより保険料を抑えて大型の保障をご準備いただくことのできる低解約返戻金型無配当定期保険「エンブレムGP/グランドパスポート」を同日付で発売いたしました。

また、医療保障分野においても、従来の先進医療特約よりも通算支払限度額を拡大するとともに医療機関への交通費などの諸費用もカバーする新商品「新先進医療特約」の販売推進に取り組んでまいりました。なお、先進医療特約は、従来、病院へ治療費を支払ってから発行される領収証でご請求手続きを受け付けておりましたが、これを変更し、請求書でもお手続きができるよう、サービス面でもレベルアップを図っております。

一方、営業活動面では、より質の高いコンサルティングとサービスをお届けしていくため、お客さまへの定期的な訪問を通じてご契約内容や必要なお手続きの確認等を行う「スミセイ未来応援活動」を推進するとともに、お客さまへのサービス活動をより重視した営業職員の評価体系の導入、優秀人材の採用、新人の教育カリキュラムの大幅な見直しによる育成体制の充実等に取り組んでまいりました。さらに、コンサルティングやお客さま対応を外出先で行うための機能を高め、セキュリティ対策を強化した新たな営業用携帯端末「Sumisei Lief(スミセイリーフ)」を開発し、平成24年7月より使用を開始する予定です。また、平成24年3月23日か

らは、営業職員による訪問活動等におけるご契約内容の確認にご協力いただいた場合や、ご契約の加入・紹介等に応じてポイントが貯まり、各種賞品との交換が可能な新サービス「スミセイ・マイル」を開始いたしました。

こうした取組みに加えて、お客さまの様々なリスクを総合的にカバーしていく観点から、三井住友海上火災保険株式会社との業務提携のもとで協力関係を強化し、同社の自動車保険や火災保険等の販売を積極的に推進しております。

次に、金融機関を通じた保険販売については、平成23年4月1日に、死亡保障と資産形成という2つのニーズにお応えする5年ごと利差配当付増終身保険(一時払い)「ふるはーとW(ダブル)」を発売したほか、平準払い終身保険「ふるはーとL」の販売の一層の強化により、保障性商品の販売推進に取り組んでまいりました。また、日本郵政グループ各社においては、限定告知型医療保険等の販売に努めてまいりました。加えて、商品研修やコンプライアンス研修等を通じて各代理店へのサポートの一層の充実に取り組んでおります。

続いて、子会社の「いずみライフデザイナーズ株式会社」において展開している来店型保険ショップ事業については、店舗の新規出店等を進めることで、引き続き事業の拡大を図ってまいりました。

さらに、保険ショップや銀行等を通じて医療保険を提供している子会社の「メディケア生命保険株式会社」では、がんに対する保障の充実を図るなど、より魅力ある商品の提供に取り組んでまいりました。

企業保険の分野では、各企業の福利厚生制度の充実に資する商品やサービスの提供に努めてまいりました。平成24年3月末に制度廃止を迎えた適格退職年金については、確定給付企業年金や確定拠出年金への移行推進に加えて中小企業退職金共済制度への移行支援も含めた制度提案コンサルティングを積極的に展開し、全件について必要な対応を完了させております。

また、サービス全般の品質向上に向けた取組みを進める中で、保険金等の支払手続きをはじめとする事務サービス面においても、お客さまからのご請求等に迅速に対応するよう徹底を図るとともに、お客さまに一層的確かつ迅速なサービスをお届けできるよう、本社・支社・営業拠点にまたがる現行の事務体制の大幅な見直しを進めました。加えて、コールセンターにおけるコンサルティングサービスの充実に向けた受電体制の強化や、お客さま向けのご案内書類等の見直しを順次進めております。

なお、保険金等の支払漏れ等が判明したことを受けて当社を含む生命保険会社10社に金融庁から出された業務改善命令は、平成23年12月をもって解除されました。この問題を受けて当社は、保険金等のお支払いを確実にするための新システムの導入等を通じて支払管理態勢を強化し、信頼回復に努めてまいりましたが、本命令の解除後も、保険金等のお支払いが保険会社の基本的かつ最も重要な責務であることを認識し、一層の品質向上に努めてまいります。

海外での生命保険事業の展開という点では、中国最大手の損害保険会社を傘下に持つ中国人民保険集团股份有限公司(PICC Holding Company)と共同で設立した中国人民人寿保险股份有限公司(PICC生命)が中国市場で業績を順調に拡大しております。設立6年目にあたる2011年度には、業界順位は保険料収入ベースで60社中第5位となり、3年連続となる黒字決算を達成し、累積損失を解消いたしました。一方、ベトナム農業農村開発銀行(アグリバンク)との合併事業については、高インフレの継続等の厳しい経済状況の中で当面見合わせることをいたしました。ベトナムは今後の成長が見込まれる有望なマーケットであることから、ハノイ駐在員事務所を設立し、情報収集機能を強化するとともに事業展開に向けて様々な可能性について検討しております。また、このほか、アジアの国々を中心に事業展開に向けた情報収集と検討を進めております。

(資産運用面の取組み)

資産運用面では、生命保険契約の負債特性に応じたALM^{*2}の推進を基本方針として、国内債券等の円金利資産を中心とした安定的な資産運用を行ってまいりました。

国内債券については、超長期債への平準投資を中心に残高を増加させました。また、外国債券については、元本の為替フルヘッジを継続することでリスクを抑制しながら投資を行いました。一方、リスク耐性強化の観点から、国内株式については市場動向を眺みつつ

残高削減と機動的なヘッジを実施しております。

なお、当社は、平成24年3月末時点において、財政問題が特に深刻化している欧州各国^{※3}の国債を保有しておらず、欧州債務問題の影響は限定的なものとなっております。

- ※2：A L M (Asset Liability Management) とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。
 ※3：ポルトガル、イタリア、アイルランド、ギリシャ、スペインを指します。なお、唯一保有していたイタリア国債については平成23年度初に全額売却しております。これに伴う損失は発生しておらず、その後、これらの欧州各国の国債は保有しておりません。

【資本政策面の取組み】

資本政策面では、平成18年度に募集した期限付劣後ローン500億円の期限前弁済を実施いたしました。また、平成16年度に募集した基金500億円および平成17年度に募集した基金400億円の償却を行うとともに、平成23年8月に合計で1000億円の基金募集を実施し、経営基盤の一層の強化を図りました。これにより、基金の総額(基金償却積立金を含む)は5390億円となりました。

【経営管理面の取組み】

経営管理面では、各種規定の制定・見直しを通じた内部統制システムの高度化等によりコーポレートガバナンスの強化に取り組むとともに、個人情報管理態勢をはじめとするコンプライアンス態勢の強化やリスク管理態勢の高度化に取り組んでまいりました。

また、E V (エンベディッド・バリュー)^{※4}を中期経営計画の最重要指標として掲げ、その持続的向上に努めております。

- ※4：E V (エンベディッド・バリュー)とは、過去の収益の蓄積である内部留保や有価証券の含み損益等の合計である「修正純資産」に、保有契約が将来生み出すと見込まれる収益の現在価値である「保有契約価値」を加えた指標です。当社では、欧州でE Vを開示する保険会社の間で広く用いられている市場整合的手法によって計算したE E V (ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー)を開示しております。

◆事業の成果

こうした取組みの結果、平成23年度の業績は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の保有契約全体の年換算保険料は、2兆1875億円(前年度末比0.2%増)となりました。新契約の年換算保険料は、前年の金融機関窓販における一時払終身保険の販売業績が高水準であった影響等により、前年比22.0%減の1394億円となりました。また、解約・失効の年換算保険料は前年比9.0%減の890億円と引き続き改善しております。保険契約の継続率^{※5}については、13月目継続率で96.1%(前年比0.6ポイント増)、25月目継続率で90.8%(同2.5ポイント増)となっております。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は32兆3709億円(前年度末比0.6%減)、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆4630億円(同1.3%増)となりました。

- ※5：保険契約の継続率は、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目(13月目継続率 募集対象年月：平成21年11月から平成22年10月まで)、25月目(25月目継続率 募集対象年月：平成20年11月から平成21年10月まで)に継続している年換算保険料の割合です。

【個人保険および個人年金保険】

・年換算保険料

	平成23年度末	前年度末比
年度末保有契約	2兆1875億円	0.2%増
うち生前給付保障+医療保障等	5041億円	0.8%増
	平成23年度	前年比
新契約	1394億円	22.0%減
うち生前給付保障+医療保障等	390億円	11.0%減

- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等)を計上しております。
 2. 生前給付保障の年換算保険料は、介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
 3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

・保険金額

	平成23年度末	前年度末比
年度末保有契約高	116兆1786億円	5.1%減
	平成23年度	前年比
新契約高	4兆0208億円	8.9%減
減少契約高	10兆2664億円	10.1%減

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
 2. 減少契約高の主なもの、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
 3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
 4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

【団体保険および団体年金保険】

	平成23年度末	前年度末比
団体保険	年度末保有契約高 32兆3709億円	0.6%減
団体年金保険	年度末保有契約高 2兆4630億円	1.3%増

- (注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
 2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

収支の概況については、収入面では、保険料等収入が2兆5943億円(前年比13.6%減)、資産運用収益が6130億円(同15.0%増)となりました。一方、支出面では、保険金等支払金が1兆8945億円(同5.2%減)、資産運用費用が2138億円(同17.9%増)、事業費が3513億円(同6.2%減)となり、これらの結果、経常利益は2040億円(同31.4%増)となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余金は1099億円(同0.3%減)となりました。

また、当期末処分剰余金は1091億円(前年比7.3%増)となりました。

次に、基礎利益は、逆ざやを吸収したうえで3318億円(前年比25.1%増)となりました。当社では、変額年金保険について、期末時点の株価や為替の水準が満期まで継続したとしても将来の年金を確実に支払うことができるよう、法令の定めに基づき標準責任準備金を積み立てておりますが、当年度末ではこの積立でのうち37億円が戻入(前年度末では333億円の積立)となりました。これが基礎利益増加の主な要因であり、この要因を除いた実質的な収益は安定した水準を確保しております。また、当年度決算においても引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。

続いて、年度末の総資産については23兆9630億円(前年度末比1.0%増)となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で2兆1兆6867億円(前年度末比2.5%増)となりました。なお、逆ざやの改善等を図る観点から、平成18年度より、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

次に、保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率は、当年度決算からリスクをより厳格に見積もった新基準が適用されますが、708.6%(前年度末比72.1ポイント増)と引き続き十分な水準を確保しております。

◆対処すべき課題

中期経営計画の2年目にあたる平成24年度は、本計画に掲げる東日本大震災への対応をはじめとする各取組みを引き続き推進するとともに、ブランド戦略を一層推進し、住友生命ならではの価値をお客さまにお届けできるよう取組みを強化してまいります。

特に、営業職員によるコンサルティングとサービスの一層の充実という面では、SMI未来応援活動を通じた継続的なサービスの提供や迅速で誠実な対応の徹底に加えて、その担い手となる優秀人材の採用と育成に注力してまいります。また、新営業用携帯端末「Sumisei Lief (スマセイリーフ)」を活用し、お客さまとご家族全体に対してよりわかりやすい丁寧なコンサルティングを推進していくことで、「W(ダブル)ステージ」等の販売や若年層等のマーケットの拡大に取り組んでまいります。

このほか、成長路線を加速するための取組みとして、金融機関等の窓口販売の推進等による販売チャネルの多様化や、海外での生命保険市場の展開についても引き続き推進していく所存です。

こうした種々の取組みを通じて、「お客さまの未来を強くする」ことができる会社の実現を目指してまいります。

主要な業務の内容

会社の目的

当社は次の業務を行うことを目的としています。

- ①生命保険業
- ②他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務

- ③国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- ④その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

業務の概要

生命保険業

当社が実施している業務の概要は次のとおりです。

- ①生命保険業免許に基づく保険の引受け
 - <主に取り扱う保険>
 - (ア)個人保険
 - (イ)個人年金保険
 - (ウ)団体保険
 - (エ)団体年金保険
- ②資産の運用

保険料として収受した金銭その他の運用は、次のような方法で行っております。

 - (ア)有価証券の取得
 - (イ)不動産の取得
 - (ウ)金銭債権の取得
 - (エ)金銭の貸付(コールローンを含む)
 - (オ)有価証券の貸付
 - (カ)預貯金
 - (キ)金銭、金銭債権、有価証券または不動産等の信託
 - (ク)デリバティブ取引

付随業務・その他の業務

- ①他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行
- ②投資信託の販売
- ③確定拠出年金制度における運営管理業務

連結決算の状況(直近事業年度における事業の概況)

(単位：百万円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益	3,339,925	3,647,518	4,064,942	3,668,568	3,401,935
経常利益	111,887	104,198	159,787	153,704	201,561
当期純剰余	93,280	104,244	111,874	108,944	107,998
包括利益	—	—	—	54,061	230,057

(単位：百万円)

項目	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
総資産	23,440,081	22,666,512	23,072,153	23,754,851	24,033,569
ソルベンシー・マージン比率	—	—	—	—	719.1%

住友生命グループは、お客さまとご家族の人生を守り支えていくために、生命保険業を中心に、保険関連事業、資産運用関連事業等を推進するなかで、グループ経営全般にわたる品質の向上と収益力の強化に取り組んでまいりました。

グループの中核事業である生命保険業では、当社において、営業職員によるコンサルティングとサービスの充実ならびに金融機関および日本郵政グループ各社を通じた保険販売の推進等に取り組んでまいりました。その結果、保有契約の年換算保険料は前年度末比0.2%増加いたしました。

また、メディケア生命保険株式会社では、来店型保険ショップや銀行等を通じてシンプルで魅力のある商品の販売を推進しており、平成23年8月にはがんに対する保障を充実させる特約を発売いたしました。こうした結果、同社の保有契約の年換算保険料は前年度末比大幅に増加いたしました。なお、平成24年4月には、従来の医療保障商品を改定し、より充実した医療保障をご準備いただける新商品を発売しており、業績は非常に好調に推移しております。

一方、保険関連事業では、いずみライフデザイナーズ株式会社が来店型保険ショップ事業の拡大に取り組みました。店舗数を31店から42店に増やしたことや1店舗あたりの売上げの増加により、同社の営業収益は前年比増加いたしました。

次に、資産運用関連事業では、三井住友アセットマネジメント株式会社が充実した運用体制と高度なリサーチ能力に基づい

て質の高い資産運用サービスを提供いたしました。しかしながら、今年度については円高や株価の低迷という環境下、受託資産残高の減少により、営業利益は前年比減少いたしました。

続いて、総務関連事業等では、スミセイ情報システム株式会社が当社のシステム開発を中心にグループ全体のIT戦略に貢献いたしました。こうしたなかで、ソフトウェアの受注が堅調に推移したことなどにより、売上高は前年比増加いたしました。

なお、平成24年3月1日に、スミセイ印刷株式会社は、同社の株式の95%が当社から大日本印刷株式会社に譲渡されたことにより、当社の子会社等ではなくなりました。また、同年5月31日に総合証券事務サービス株式会社は解散決議を行いました。

こうした結果、当連結会計年度の経常収益は3兆4019億円(前年比7.3%減)、経常利益は2015億円(同31.1%増)、当期純剰余は1079億円(同0.9%減)となりました。また、総資産額は24兆335億円(前年度末比1.2%増)となりました。連結ソルベンシー・マージン比率については、719.1%と十分な水準を確保しております。なお、平成23年度末より、新たに株式会社スミセイ サポート&コンサルティング、株式会社スミセイビルマネージメント、スミセイビジネスサービス株式会社、株式会社スミセイハーモニー、住生物産株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、総合証券事務サービス株式会社および新宿グリーンビル管理株式会社を連結子会社としております。

主要な事業の内容及び組織の構成

当社および子会社等において行っている主要な事業の内容および組織の構成は次のとおりです。

a. 主要な事業の内容

(1) 保険業および保険関連事業

保険業としては、当社およびメディケア生命保険株式会社が生命保険業を行っております。保険関連事業としては、いずみライフデザイナーズ株式会社ほか1社が保険募集業を、ほか3社が確定拠出年金運営管理業・海外における生命保険の仲介等を行っております。

(2) 資産運用関連事業

三井住友アセットマネジメント株式会社ほか5社

が国内外において投資運用業を、日本ビルファンドマネジメント株式会社が不動産投資運用業を行っております。

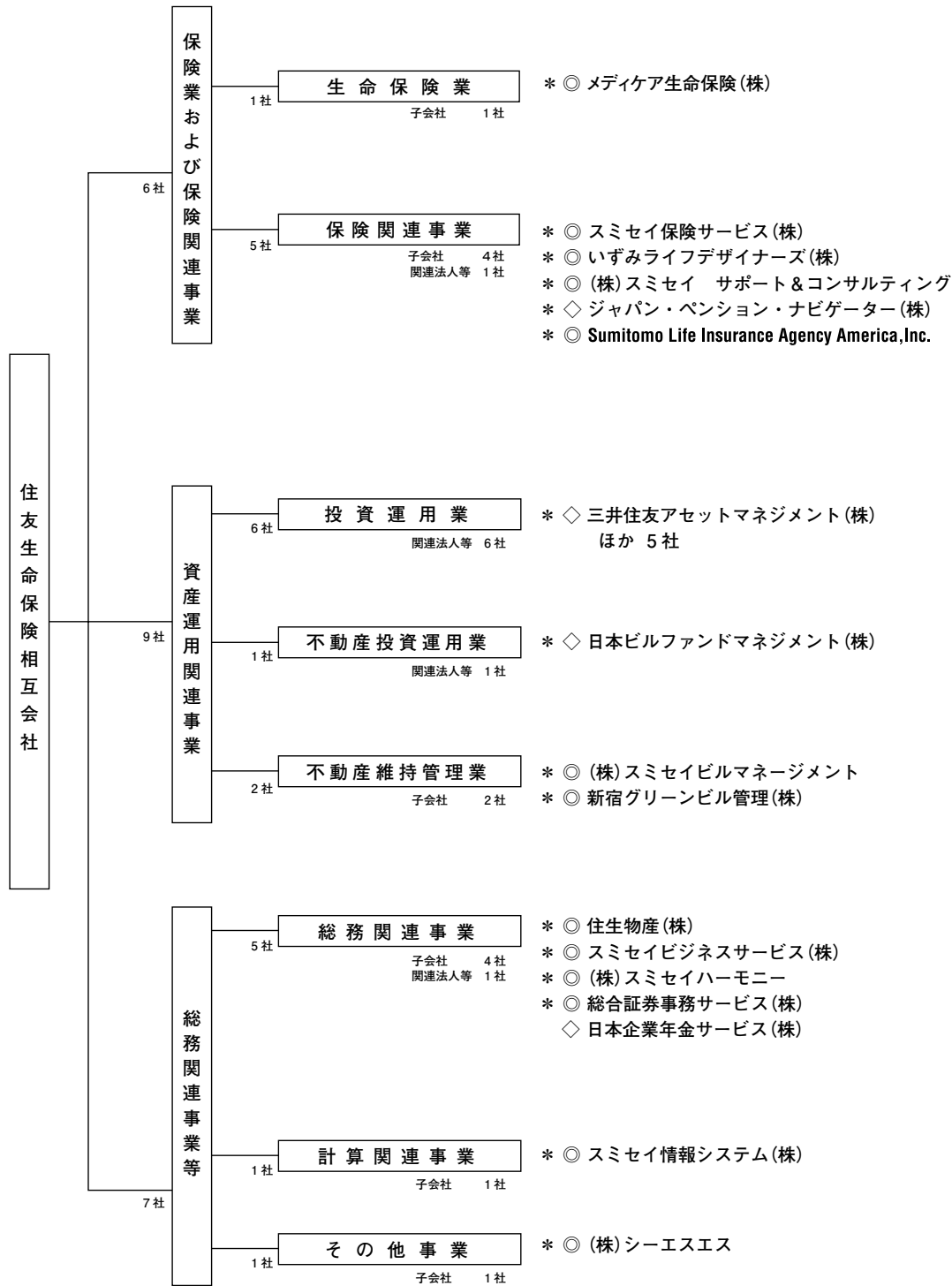
また、所有する不動産の維持管理業務を株式会社スミセイビルマネージメントほか1社が行っております。

(3) 総務関連事業等

住生物産株式会社ほか4社が総務関連事業を、スミセイ情報システム株式会社が計算関連事業を行っております。

また、株式会社シーエスエスがその他事業を行っております。

b. 事業系統図



(注) 1. 本図は平成24年3月31日現在の状況です。
 2. 「◎」を表示した会社は子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)、
 「◇」を表示した会社は関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)です。
 なお、子法人等(保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等)はありません。
 3. 「*」を表示した会社は、平成24年3月期の連結子会社、持分法適用会社です。

子会社等に関する事項

【国内】

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額 (単位：百万円)	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は 総出資者の議決権に 占める当社の保有議 決権の割合(%)	総株主、総社員又は 総出資者の議決 権に占める当子 会社等の保有議決 権の割合(%)
メディケア生命保険(株)*	東京都江東区深川1-11-12	12,500	生命保険業	H21.10.1	80.00	—
(株)スミセイビルマネージメント*	東京都江東区東陽2-3-25	100	不動産維持管理業	S42.6.1	100.00	—
住生物産(株)*	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	10	物品販売業	S44.1.13	100.00	—
スミセイビジネスサービス(株)*	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	70	事務処理代行業	S60.1.4	100.00	—
新宿グリーンビル管理(株)*	東京都新宿区西新宿6-14-1	20	不動産維持管理業	S60.10.30	3.53	61.18
(株)スミセイハーモニー*	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	50	事務受託業	H13.2.1	100.00	—
スミセイ情報システム(株)*	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-14	300	コンピュータ関連業務	S46.5.12	100.00	—
(株)シーエスエス*	大阪府大阪市中央区瓦町4-8-4	10	収納代行業	S51.2.16	100.00	—
スミセイ保険サービス(株)*	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	15	生保確認業	S53.5.1	80.00	20.00
いずみライフデザイナーズ(株)*	東京都港区赤坂3-3-5	100	保険募集業	S58.1.4	100.00	—
(株)スミセイ サポート&コンサルティング*	東京都新宿区西新宿6-14-1	200	保険募集業	H7.4.3	100.00	—
総合証券事務サービス(株)*	東京都江東区東陽2-3-25	100	有価証券管理業	H11.9.1	65.69	—
三井住友アセットマネジメント(株)*	東京都港区愛宕2-5-1	2,000	投資運用業	S60.7.15	40.00	—
日本企業年金サービス(株)	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	2,000	企業年金事務代行業	S63.4.1	36.50	—
日本ビルファンドマネジメント(株)*	東京都千代田区丸の内1-9-1	495	投資信託委託業および 投資法人資産運用業	H12.9.19	35.00	—
ジャパン・ベンション・ナビゲーター(株)*	東京都中央区八重洲2-2-1	1,600	確定拠出年金 運営管理業	H12.9.21	15.95	—
(財)住友生命社会福祉事業団	大阪府大阪市淀川区西中島5-5-15	(700)	社会福祉事業	S35.10.27	—	—
(公財)住友生命健康財団	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	(5,000)	健康福祉事業	S60.6.24	—	—

- (注) 1. 「*」を表示した会社は、平成24年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。
 2. 当社が平成24年3月1日付でスミセイ印刷株式を譲渡したことに伴って、スミセイ印刷(株)は当社の子会社等ではなくなりました。
 3. スミセイビジネスサービス(株)は平成24年3月31日付で人材派遣業を収束し、主な事業内容が事務処理代行業になりました。
 4. 財団法人住友生命健康財団は、平成23年4月1日付で公益財団法人になりました。
 5. 連結ベースの財務健全性基準の導入に伴い、平成23年度末より、(株)スミセイビルマネージメント、住生物産(株)、スミセイビジネスサービス(株)、新宿グリーンビル管理(株)、(株)スミセイハーモニー、(株)シーエスエス、スミセイ保険サービス(株)、(株)スミセイ サポート&コンサルティング、総合証券事務サービス(株)を連結の対象としております。
 6. 上記以外に、三井住友アセットマネジメント(株)の子会社としてSLI Cayman Limitedなど、5社の関連法人等があります。

【海外】

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は 総出資者の議決権に 占める当社の保有議 決権の割合(%)	総株主、総社員又は 総出資者の議決 権に占める当子 会社等の保有議決 権の割合(%)
Sumitomo Life Insurance Agency America, Inc.*	565 Fifth Avenue 5th Floor New York, NY 10017, U.S.A	5百万米ドル	保険仲介業	S61.6.4	100.00	—

- (注) 「*」を表示した会社は、平成24年3月期の連結子会社です。

社員配当について

社員配当金支払の状況

(単位：百万円、%)

社員配当金	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率
	76,994	△8.6	76,896	△0.1	76,129	△1.0

配当金のしくみ

ご契約者さまからお申込みいただく保険料は、予定した基礎率(予定利率・予定死亡率・予定事業費率)に基づき計算しております。

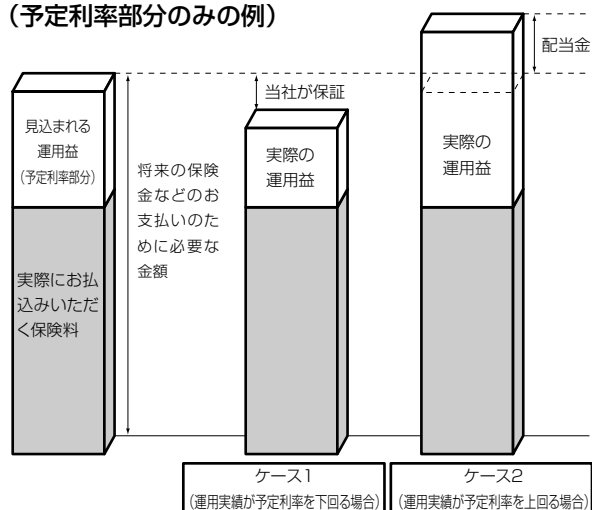
生命保険の配当金は、毎年度の決算において予定した基礎率と実績との間に剰余が生じた場合、ご契約の種類・金額・経過期間などに応じて、ご契約者さまにお返しするものです。

したがって、決算状況によって変動(増減)いたします。

配当金のしくみについて、予定利率を例にご説明いたします。

保険料は、あらかじめ見込まれる運用益(予定利率部分)を差し引いて計算しており、その分が将来の保険金などのお支払いのために必要な金額に対し割安となっております。そして、運用の実績がこの見込まれる運用益を上回った場合に配当金をお支払いいたします。

配当金のしくみのイメージ (予定利率部分のみの例)



(注)なお、ケース1のように、実際の運用益が見込まれる運用益を下回った場合でも、予定した金額については当社が保証しております。そのため、将来の保険金などのお支払いには影響ございません。

平成23年度決算に基づく社員配当率〈個人保険および個人年金保険の配当〉 5年ごと利差配当タイプ

配当金 (=①+②、この額が負値となる場合はゼロとします)																						
①利差益配当	平成23年度決算に基づく単年度分について、据置き	各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額 (例示)平成9年度契約(予定利率2.90%)の利差益配当率の推移																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算年度</th> <th>(A)配当基準利回り</th> <th>(B)予定利率</th> <th>(C)利差益配当率 (A)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>1.65%</td> <td rowspan="5">2.90%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> </tbody> </table>	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)	平成19年度	1.65%	2.90%	△1.25%	平成20年度	1.65%	△1.25%	平成21年度	1.65%	△1.25%	平成22年度	1.65%	△1.25%	平成23年度	1.65%	△1.25%
決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)																			
平成19年度	1.65%	2.90%	△1.25%																			
平成20年度	1.65%		△1.25%																			
平成21年度	1.65%		△1.25%																			
平成22年度	1.65%		△1.25%																			
平成23年度	1.65%		△1.25%																			
②長期継続配当	定期保険特約等	各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額 (例示)平成14年度契約および平成19年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th>決算年度</th> <th>(A)配当基準利回り</th> <th>(B)予定利率</th> <th>(C)利差益配当率 (A)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>2.10%</td> <td rowspan="5">1.65%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table>	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)	平成19年度	2.10%	1.65%	0.45%	平成20年度	2.10%	0.45%	平成21年度	2.10%	0.45%	平成22年度	2.10%	0.45%	平成23年度	2.10%	0.45%
	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)																		
平成19年度	2.10%	1.65%	0.45%																			
平成20年度	2.10%		0.45%																			
平成21年度	2.10%		0.45%																			
平成22年度	2.10%		0.45%																			
平成23年度	2.10%		0.45%																			
②長期継続配当	災害・疾病関係特約	各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額 (例示)平成15年度契約、平成18年度契約および平成21年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th>決算年度</th> <th>(A)配当基準利回り</th> <th>(B)予定利率</th> <th>(C)利差益配当率 (A)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2.10%</td> <td rowspan="3">1.65%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table>	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)	平成21年度	2.10%	1.65%	0.45%	平成22年度	2.10%	0.45%	平成23年度	2.10%	0.45%						
	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)																		
平成21年度	2.10%	1.65%	0.45%																			
平成22年度	2.10%		0.45%																			
平成23年度	2.10%		0.45%																			

3年ごと配当タイプ

配当金 (=①+②、この額が負値となる場合はゼロとします)																												
①利差益配当	平成23年度決算に基づく単年度分について、据置き	各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額(*) (例示)平成15年度契約、平成18年度契約および平成21年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算年度</th> <th>(A)配当基準利回り</th> <th>(B)予定利率</th> <th>(C)利差益配当率 (A)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2.10%</td> <td rowspan="3">1.65%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table>	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)	平成21年度	2.10%	1.65%	0.45%	平成22年度	2.10%	0.45%	平成23年度	2.10%	0.45%												
決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)																									
平成21年度	2.10%	1.65%	0.45%																									
平成22年度	2.10%		0.45%																									
平成23年度	2.10%		0.45%																									
②長期継続配当	定期保険特約等	各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額 (例示)平成14年度契約および平成19年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険種類</th> <th colspan="2">契約時の年齢</th> </tr> <tr> <th>30~39歳</th> <th>40歳~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定期保険特約</td> <td>6年経過時</td> <td>5.0%</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>20.0%</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定疾病保障定期保険特約</td> <td>6年経過時</td> <td>2.5%</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>10.0%</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重度慢性疾患保障保険特約</td> <td>6年経過時</td> <td>2.5%</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>10.0%</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	契約時の年齢		30~39歳	40歳~	定期保険特約	6年経過時	5.0%	10.0%	9年経過時	20.0%	40.0%	特定疾病保障定期保険特約	6年経過時	2.5%	5.0%	9年経過時	10.0%	20.0%	重度慢性疾患保障保険特約	6年経過時	2.5%	5.0%	9年経過時	10.0%	20.0%
	保険種類	契約時の年齢																										
30~39歳		40歳~																										
定期保険特約	6年経過時	5.0%	10.0%																									
	9年経過時	20.0%	40.0%																									
特定疾病保障定期保険特約	6年経過時	2.5%	5.0%																									
	9年経過時	10.0%	20.0%																									
重度慢性疾患保障保険特約	6年経過時	2.5%	5.0%																									
	9年経過時	10.0%	20.0%																									
②長期継続配当	災害・疾病関係特約	各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額 (例示)平成15年度契約、平成18年度契約および平成21年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険種類</th> <th colspan="2">契約時の年齢</th> </tr> <tr> <th>30~39歳</th> <th>40歳~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害入院特約(O1)</td> <td>6年経過時</td> <td>330円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>440円</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">疾病医療特約(O1)</td> <td>6年経過時</td> <td>420円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>560円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	契約時の年齢		30~39歳	40歳~	災害入院特約(O1)	6年経過時	330円	210円	9年経過時	440円	280円	疾病医療特約(O1)	6年経過時	420円	0円	9年経過時	560円	0円							
	保険種類	契約時の年齢																										
30~39歳		40歳~																										
災害入院特約(O1)	6年経過時	330円	210円																									
	9年経過時	440円	280円																									
疾病医療特約(O1)	6年経過時	420円	0円																									
	9年経過時	560円	0円																									

毎年配当タイプ

配当金 (=①+②+③+④、この額が負値となる場合はゼロとします)																						
①利差益配当	<p>据置き</p> <p>責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>利差益配当率</th> <th>例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定利率2%以下の契約</td> <td>2.10% - 予定利率</td> <td>予定利率1.50%の契約… 0.60%</td> </tr> <tr> <td>予定利率2%超の契約</td> <td>1.65% - 予定利率</td> <td>予定利率5.00%の契約…△3.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>利差益配当率</th> <th>例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H7.9.1以降の一時払養老保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率1.75%の契約…0%</td> </tr> <tr> <td>H10.7.2以降の一時払個人年金保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率1.50%の契約…0%</td> </tr> <tr> <td>H10.7.2以降の一時払終身保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率2.00%の契約…0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は0円)</p>	対象	利差益配当率	例示	予定利率2%以下の契約	2.10% - 予定利率	予定利率1.50%の契約… 0.60%	予定利率2%超の契約	1.65% - 予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.35%	対象	利差益配当率	例示	H7.9.1以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約…0%	H10.7.2以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約…0%	H10.7.2以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約…0%
対象	利差益配当率	例示																				
予定利率2%以下の契約	2.10% - 予定利率	予定利率1.50%の契約… 0.60%																				
予定利率2%超の契約	1.65% - 予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.35%																				
対象	利差益配当率	例示																				
H7.9.1以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約…0%																				
H10.7.2以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約…0%																				
H10.7.2以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約…0%																				
②死差益配当	<p>据置き</p> <p>(例示) 昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前の終身保険 男性、50歳、危険保険金 100万円につき 860円</p>																					
③費差益配当	<p>据置き</p> <p>(例示) 保険料払込中の契約について <配当回数2回目以降> (1)基本部分 平成8年4月2日以降 平成11年4月1日以前の終身保険…保険金 100万円につき 50円 <配当回数4回目以降></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金額に応じた上乗せ</th> <th>保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>総保険金額が5000万円以上の場合</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>(3) 配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	保険金額に応じた上乗せ	保険金額	(2) 総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合	50円	総保険金額が5000万円以上の場合	100円	(3) 配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分	300円													
保険金額に応じた上乗せ	保険金額																					
(2) 総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合	50円																					
総保険金額が5000万円以上の場合	100円																					
(3) 配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分	300円																					
④災害・疾病特約配当	<p>据置き</p> <p>(例示) 新疾病医療特約(87)、本人型、40歳 入院給付日額1,000円につき 530円</p>																					

【社員配当金額の例示】

<例1> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険 (新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、年金年額240万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約 日額 1万円
通院特約(04) 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成18年度(6年)	190,764円	(22,430) 22,430円	32,481,600円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険 (新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、年金年額240万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約 日額 1万円
通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成15年度(9年)	186,684円	(43,127) 43,127円	32,481,600円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例3> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険 (新介護通減定期保険特約(10年更新型)付加契約)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、初年度保険金額(*) 2,500万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約 日額 1万円
通院特約(04) 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成18年度(6年)	205,572円	(29,945) 29,945円	18,333,334円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例4> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険 (新介護通減定期保険特約(10年更新型)付加契約)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、初年度保険金額(*) 2,500万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約 日額 1万円
通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成15年度(9年)	201,144円	(71,665) 71,665円	15,000,000円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例5> 定期付終身保険15倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、死亡保険金3,000万円(うち
終身部分200万円)
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額 1万円、通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
平成8年度(16年)	269,112円	(8,834) 8,834円	30,005,484円

(*)保険料は45歳時に更新した後の金額です。

<例6> 定期付終身保険15倍型(10年更新型)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、死亡保険金3,000万円(うち
終身部分200万円)

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
平成8年度(16年)	426,624円	(52,132) 52,132円	30,051,622円

(*)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例7> 定期保険(10年更新型)

45歳加入、男性、口座振替利率、月払、死亡保険金1,000万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約 日額 1万円
通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
5年ごと配当タイプ			
平成14年度(10年)	118,224円	(55,232) 55,232円	10,000,000円

<例8> 養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替利率、月払、保険金100万円

加入年度(経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	満期・死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
平成4年度(20年)	20,664円	(0) 0円	死亡 1,000,000円
昭和62年度(25年)	21,240	(0) 0	死亡 1,000,000
*昭和57年度(30年)	23,640	- -	満期 (1,000,000) 1,000,000
5年ごと配当タイプ			
平成14年度(10年)	31,656	(4,702) 4,702	死亡 1,000,000
平成9年度(15年)	27,720	(0) 0	死亡 1,000,000

※のついた契約については、普通保険料率とします。

(注) 1. 「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

<例1>および<例2>については、年金の現価相当額を示します。

<例3>および<例4>については、通減後の保険金額を示します。

2. 「受取金額」欄の()内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

平成22年度決算に基づく社員配当率〈個人保険および個人年金保険の配当〉 5年ごと利差配当タイプ

配当金 (=①+②、この額が負値となる場合はゼロとします)																				
①利差益配当	平成22年度決算に基づく単年度分について、据置き	各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額 (例示)平成8年度契約(予定利率2.90%)の利差益配当率の推移																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算年度</th> <th>(A)配当基準利回り</th> <th>(B)予定利率</th> <th>(C)利差益配当率((A)-(B))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>1.55%</td> <td rowspan="5">2.90%</td> <td>△1.35%</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> </tbody> </table>	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))	平成18年度	1.55%	2.90%	△1.35%	平成19年度	1.65%	△1.25%	平成20年度	1.65%	△1.25%	平成21年度	1.65%	△1.25%	平成22年度
決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))																	
平成18年度	1.55%	2.90%	△1.35%																	
平成19年度	1.65%		△1.25%																	
平成20年度	1.65%		△1.25%																	
平成21年度	1.65%		△1.25%																	
平成22年度	1.65%		△1.25%																	
②長期継続配当	定期保険特約等	据置き																		
	災害・疾病関係特約	据置き																		

3年ごと配当タイプ

配当金 (=①+②、この額が負値となる場合はゼロとします)														
①利差益配当	平成22年度決算に基づく単年度分について、据置き	各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額(*) (例示)平成14年度契約、平成17年度契約および平成20年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算年度</th> <th>(A)配当基準利回り</th> <th>(B)予定利率</th> <th>(C)利差益配当率((A)-(B))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>2.10%</td> <td rowspan="3">1.65%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table>	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))	平成20年度	2.10%	1.65%	0.45%	平成21年度	2.10%	0.45%	平成22年度
決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))											
平成20年度	2.10%	1.65%	0.45%											
平成21年度	2.10%		0.45%											
平成22年度	2.10%		0.45%											
②長期継続配当	定期保険特約等	据置き												
	災害・疾病関係特約	据置き												

毎年配当タイプ

配当金 (＝①＋②＋③＋④、この額が負値となる場合はゼロとします)																						
①利益配当	<p>責任準備金に次の利益配当率を乗じた額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>利益配当率</th> <th>例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定利率2%以下の契約</td> <td>2.10% - 予定利率</td> <td>予定利率1.50%の契約… 0.60%</td> </tr> <tr> <td>予定利率2%超の契約</td> <td>1.65% - 予定利率</td> <td>予定利率5.00%の契約…△3.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>利益配当率</th> <th>例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H7.9.1以降の一時払養老保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率1.75%の契約…0%</td> </tr> <tr> <td>H10.7.2以降の一時払個人年金保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率1.50%の契約…0%</td> </tr> <tr> <td>H10.7.2以降の一時払終身保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率2.00%の契約…0%</td> </tr> </tbody> </table>	対象	利益配当率	例示	予定利率2%以下の契約	2.10% - 予定利率	予定利率1.50%の契約… 0.60%	予定利率2%超の契約	1.65% - 予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.35%	対象	利益配当率	例示	H7.9.1以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約…0%	H10.7.2以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約…0%	H10.7.2以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約…0%
対象	利益配当率	例示																				
予定利率2%以下の契約	2.10% - 予定利率	予定利率1.50%の契約… 0.60%																				
予定利率2%超の契約	1.65% - 予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.35%																				
対象	利益配当率	例示																				
H7.9.1以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約…0%																				
H10.7.2以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約…0%																				
H10.7.2以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約…0%																				
②死差配当	<p>(例示) 昭和56年4月2日以降昭和60年4月1日以前の終身保険 男性、50歳、危険保険金 100万円につき 860円</p>																					
③費差配当	<p>(例示) 保険料払込中の契約について <配当回数2回目以降> (1)基本部分 平成8年4月2日以降平成11年4月1日以前の終身保険…保険金 100万円につき 50円 <配当回数4回目以降></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金額に応じた上乗せ</th> <th>保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>総保険金額が5000万円以上の場合</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>(3) 配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	保険金額に応じた上乗せ	保険金額	(2) 総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合	50円	総保険金額が5000万円以上の場合	100円	(3) 配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分	300円													
保険金額に応じた上乗せ	保険金額																					
(2) 総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合	50円																					
総保険金額が5000万円以上の場合	100円																					
(3) 配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分	300円																					
④災害・疾病特約配当	<p>(例示) 新疾病医療特約(87)、本人型、40歳 入院給付日額1,000円につき 530円</p>																					

【社員配当金額の例示】

<例1> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険 (新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、年金年額240万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約 日額 1万円
通院特約(04) 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成17年度(6年)	190,764円	(22,431) 22,431円	32,481,600円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険 (介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、年金年額240万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約 日額 1万円
通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成14年度(9年)	178,512円	(41,329) 41,329円	32,481,600円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例3> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険 (新介護通減定期保険特約(10年更新型)付加契約)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、初年度保険金額(*) 2,500万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約 日額 1万円
通院特約(04) 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成17年度(6年)	205,572円	(29,945) 29,945円	18,333,334円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例4> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険 (介護通減定期保険特約(10年更新型)付加契約)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、初年度保険金額(*) 2,500万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約 日額 1万円
通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成14年度(9年)	191,244円	(67,655) 67,655円	15,000,000円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例5> 定期付終身保険15倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、死亡保険金3,000万円(うち終身部分200万円)
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額 1万円、通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
平成8年度(15年)	269,112円	(6,832) 6,832円	30,008,834円

(*)保険料は45歳時に更新した後の金額です。

<例6> 定期付終身保険15倍型(10年更新型)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、死亡保険金3,000万円(うち終身部分200万円)

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
平成8年度(15年)	426,624円	(40,422) 40,422円	30,052,132円

(*)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例7> 定期保険(10年更新型)

45歳加入、男性、口座振替利率、月払、死亡保険金1,000万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約 日額 1万円
通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
5年ごと配当タイプ			
平成13年度(10年)	118,224円	(55,193) 55,193円	10,000,000円

<例8> 養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替利率、月払、保険金100万円

加入年度(経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	満期・死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
平成8年度(15年)	28,584円	(0) 0円	死亡 1,000,000円
平成3年度(20年)	20,664円	(0) 0円	死亡 1,000,000円
*昭和61年度(25年)	21,600円	(0) 0円	死亡 1,000,000円
*昭和56年度(30年)	23,640円	- -	満期 (1,000,000) 1,000,000円
5年ごと配当タイプ			
平成13年度(10年)	31,656円	(4,555) 4,555円	死亡 1,000,000円

*のついた契約については、普通保険料率とします。

(注) 1. 「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

<例1>および<例2>については、年金の現価相当額を示します。

<例3>および<例4>については、通減後の保険金額を示します。

2. 「受取金額」欄の()内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した金額を示します。

◆計算書類関係

① 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成21年度末 (平成22年3月31日現在)	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)
	金額	金額	金額
(資産の部)			
現金及び預貯金	93,641	110,138	108,569
現金	809	825	301
預貯金	92,832	109,312	108,267
コールローン	252,500	433,800	375,700
買入金銭債権	462,598	390,037	353,742
有価証券	17,116,912	18,068,631	18,843,387
国債	5,835,507	7,313,434	8,391,908
地方債	319,797	293,927	249,653
社債	3,057,497	2,911,883	2,947,650
株式	1,964,122	1,656,284	1,438,948
外国証券	5,139,021	5,139,553	5,092,508
その他の証券	800,965	753,548	722,717
貸付金	3,443,887	3,171,361	2,887,447
保険約款貸付	390,623	373,873	359,161
一般貸付	3,053,263	2,797,488	2,528,286
有形固定資産	986,806	949,381	911,513
土地	553,052	534,540	523,574
建物	424,219	405,160	378,693
リース資産	427	613	1,257
建設仮勘定	470	1,102	1,341
その他の有形固定資産	8,635	7,965	6,646
無形固定資産	25,480	23,841	25,950
ソフトウェア	13,749	13,043	14,987
その他の無形固定資産	11,730	10,797	10,963
代理店貸	2	3	5
再保険貸	267	187	214
その他資産	340,499	277,346	246,887
未収金	53,818	38,454	37,162
前払費用	81,732	62,611	46,157
未収収益	94,955	99,097	97,605
預託金	5,119	4,807	4,368
先物取引差入証拠金	174	42	2,622
金融派生商品	67,869	38,538	26,119
仮払金	10,460	7,874	10,814
その他の資産	26,368	25,920	22,034
繰延税金資産	303,203	319,829	210,683
支払承諾見返	440	440	3,000
貸倒引当金	△7,923	△8,127	△4,057
資産の部合計	23,018,316	23,736,871	23,963,043

(単位：百万円)

科 目	平成21年度末 (平成22年3月31日現在)	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)
	金額	金額	金額
(負債の部)			
保険契約準備金	20,815,295	21,598,303	22,091,844
支払備金	109,386	128,789	101,514
責任準備金	20,369,636	21,147,790	21,686,794
社員配当準備金	336,273	321,724	303,534
再保険借	121	144	136
その他負債	1,298,525	1,217,400	772,596
債券貸借取引受入担保金	628,242	488,275	83,609
借入金	407,500	407,500	357,500
未払法人税等	563	2,256	19,775
未払金	25,638	67,312	22,692
未払費用	41,857	38,445	40,844
前受収益	2,796	2,595	2,362
預り金	50,966	51,634	52,697
預り保証金	53,234	48,307	46,116
借入有価証券	1,738	—	484
金融派生商品	28,786	69,865	132,540
リース債務	447	629	1,282
資産除去債務	—	1,960	1,972
仮受金	5,724	5,452	8,423
その他の負債	51,030	33,165	2,295
退職給付引当金	21,237	20,478	21,072
価格変動準備金	142,647	161,447	161,447
再評価に係る繰延税金負債	38,327	36,610	30,083
支払承諾	440	440	3,000
負債の部合計	22,316,595	23,034,824	23,080,181
(純資産の部)			
基金	199,000	210,000	220,000
基金償却積立金	170,000	229,000	319,000
再評価積立金	2	2	2
剰余金	401,435	376,971	334,004
損失てん補準備金	3,804	4,004	4,204
その他剰余金	397,631	372,966	329,800
基金償却準備金	131,500	104,500	54,000
価格変動積立金	165,000	165,000	165,000
社会及び契約者福祉増進基金	1,494	1,548	1,469
別途積立金	223	223	223
当期末処分剰余金	99,412	101,694	109,107
基金等合計	770,438	815,973	873,007
その他有価証券評価差額金	44,576	△9,825	106,864
繰延ヘッジ損益	243	162	59
土地再評価差額金	△113,537	△104,263	△97,069
評価・換算差額等合計	△68,716	△113,926	9,855
純資産の部合計	701,721	702,047	882,862
負債及び純資産の部合計	23,018,316	23,736,871	23,963,043

② 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成21年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	金額	金額	金額
経常収益	4,026,050	3,647,344	3,338,428
保険料等収入	3,063,711	3,003,084	2,594,334
保険料	3,059,184	2,998,823	2,589,857
再保険収入	555	559	555
準備金受入金	3,971	3,701	3,920
資産運用収益	840,162	532,985	613,090
利息及び配当金等収入	479,641	487,430	495,045
預貯金利息	43	27	35
有価証券利息・配当金	329,580	349,113	367,059
貸付金利息	75,391	68,623	63,727
不動産賃貸料	64,885	60,247	55,876
その他利息配当金	9,740	9,417	8,345
有価証券売却益	26,530	28,723	41,988
有価証券償還益	—	824	912
金融派生商品収益	—	15,374	—
為替差益	—	182	1,162
貸倒引当金戻入額	—	—	3,687
その他運用収益	474	450	617
特別勘定資産運用益	333,517	—	69,676
その他経常収益	122,176	111,274	131,003
年金特約取扱受入金	13,013	14,260	15,444
保険金据置受入金	97,433	86,027	77,367
支払備金戻入額	3,457	—	27,274
退職給付引当金戻入額	—	1,650	—
その他の経常収益	8,271	9,336	10,917
経常費用	3,870,264	3,492,022	3,134,370
保険金等支払金	2,005,434	1,999,001	1,894,524
保険金	664,926	614,706	605,552
年金	287,000	300,377	311,299
給付金	436,735	411,261	390,343
解約返戻金	510,052	573,826	509,110
その他返戻金	105,841	97,998	77,385
再保険料	878	831	834
責任準備金等繰入額	1,083,238	798,301	539,478
支払備金繰入額	—	19,403	—
責任準備金繰入額	1,082,189	778,153	539,004
社員配当金積立利息繰入額	1,049	744	473
資産運用費用	233,137	181,366	213,845
支払利息	14,168	12,978	12,230
売買目的有価証券運用損	415	150	386
有価証券売却損	59,623	57,638	48,443
有価証券評価損	44,461	49,626	67,120
金融派生商品費用	64,796	—	48,787
為替差損	906	—	—
貸倒引当金繰入額	6,784	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	18,452	18,463	18,166
その他運用費用	23,528	18,724	18,710
特別勘定資産運用損	—	23,783	—
事業費	381,546	374,484	351,315
その他経常費用	166,907	138,868	135,205
保険金据置支払金	116,026	96,122	90,814
税金	23,015	22,475	20,037
減価償却費	14,961	14,111	14,541
退職給付引当金繰入額	7,067	—	3,035
その他の経常費用	5,837	6,159	6,776
経常利益	155,786	155,321	204,057
特別利益	1,128	9,649	4,735
固定資産等处分益	1,128	8,517	4,735
貸倒引当金戻入額	—	1,131	—
特別損失	27,519	31,682	13,825
固定資産等处分損	2,965	3,517	6,610
減損損失	4,396	8,029	6,423
価格変動準備金繰入額	19,400	18,800	—
不動産圧縮損	100	—	13
社会及び契約者福祉増進助成金	657	646	778
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	689	—
税引前当期純剰余	129,395	133,288	194,967
法人税及び住民税	564	10,462	29,734
法人税等調整額	20,214	12,503	55,276
法人税等合計	20,779	22,966	85,010
当期純剰余	108,616	110,322	109,956

③ 基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	平成21年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	金額	金額	金額
基金等			
基金			
当期首残高	199,000	199,000	210,000
当期変動額			
基金の募集	—	70,000	100,000
基金の償却	—	△59,000	△90,000
当期変動額合計	—	11,000	10,000
当期末残高	199,000	210,000	220,000
基金償却積立金			
当期首残高	170,000	170,000	229,000
当期変動額			
基金償却積立金の積立	—	59,000	90,000
当期変動額合計	—	59,000	90,000
当期末残高	170,000	229,000	319,000
再評価積立金			
当期首残高	2	2	2
当期変動額			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2	2	2
剰余金			
損失てん補準備金			
当期首残高	3,604	3,804	4,004
当期変動額			
損失てん補準備金の積立	200	200	200
当期変動額合計	200	200	200
当期末残高	3,804	4,004	4,204
その他剰余金			
基金償却準備金			
当期首残高	99,500	131,500	104,500
当期変動額			
基金償却準備金の積立	32,000	32,000	39,500
基金償却準備金の取崩	—	△59,000	△90,000
当期変動額合計	32,000	△27,000	△50,500
当期末残高	131,500	104,500	54,000
価格変動積立金			
当期首残高	140,000	165,000	165,000
当期変動額			
価格変動積立金の積立	25,000	—	—
当期変動額合計	25,000	—	—
当期末残高	165,000	165,000	165,000
社会及び契約者福祉増進基金			
当期首残高	1,452	1,494	1,548
当期変動額			
社会及び契約者福祉増進基金の積立	700	700	700
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	△657	△646	△778
当期変動額合計	42	53	△78
当期末残高	1,494	1,548	1,469
別途積立金			
当期首残高	223	223	223
当期変動額			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	223	223	223
当期末処分剰余金			
当期首残高	107,922	99,412	101,694
当期変動額			
社員配当準備金の積立	△44,758	△61,602	△57,466
損失てん補準備金の積立	△200	△200	△200
基金利息の支払	△5,263	△4,910	△3,828
当期純剰余	108,616	110,322	109,956
基金償却準備金の積立	△32,000	△32,000	△39,500
価格変動積立金の積立	△25,000	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の積立	△700	△700	△700
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	657	646	778
土地再評価差額金の取崩	△9,860	△9,273	△1,628
当期変動額合計	△8,509	2,281	7,412
当期末残高	99,412	101,694	109,107
剰余金合計			
当期首残高	352,702	401,435	376,971
当期変動額			
社員配当準備金の積立	△44,758	△61,602	△57,466
損失てん補準備金の積立	—	—	—
基金利息の支払	△5,263	△4,910	△3,828
当期純剰余	108,616	110,322	109,956
基金償却準備金の積立	—	—	—
基金償却準備金の取崩	—	△59,000	△90,000
価格変動積立金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	△9,860	△9,273	△1,628
当期変動額合計	48,733	△24,464	△42,966
当期末残高	401,435	376,971	334,004
基金等合計			
当期首残高	721,704	770,438	815,973
当期変動額			
基金の募集	—	70,000	100,000

(単位：百万円)

科 目	平成21年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	金額	金額	金額
社員配当準備金の積立	△44,758	△61,602	△57,466
損失てん補準備金の積立	—	—	—
基金償却積立金の積立	—	59,000	90,000
基金利息の支払	△5,263	△4,910	△3,828
当期純剰余	108,616	110,322	109,956
基金の償却	—	△59,000	△90,000
基金償却準備金の積立	—	—	—
基金償却準備金の取崩	—	△59,000	△90,000
価格変動積立金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	△9,860	△9,273	△1,628
当期変動額合計	48,733	45,535	57,033
当期末残高	770,438	815,973	873,007
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高	△162,617	44,576	△9,825
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	207,194	△54,402	116,689
当期変動額合計	207,194	△54,402	116,689
当期末残高	44,576	△9,825	106,864
繰延ヘッジ損益			
当期首残高	151	243	162
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	92	△81	△102
当期変動額合計	92	△81	△102
当期末残高	243	162	59
土地再評価差額金			
当期首残高	△123,398	△113,537	△104,263
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	9,860	9,273	7,194
当期変動額合計	9,860	9,273	7,194
当期末残高	△113,537	△104,263	△97,069
評価・換算差額等合計			
当期首残高	△285,864	△68,716	△113,926
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	217,147	△45,209	123,781
当期変動額合計	217,147	△45,209	123,781
当期末残高	△68,716	△113,926	9,855
純資産合計			
当期首残高	435,840	701,721	702,047
当期変動額			
基金の募集	—	70,000	100,000
社員配当準備金の積立	△44,758	△61,602	△57,466
損失てん補準備金の積立	—	—	—
基金償却積立金の積立	—	59,000	90,000
基金利息の支払	△5,263	△4,910	△3,828
当期純剰余	108,616	110,322	109,956
基金の償却	—	△59,000	△90,000
基金償却準備金の積立	—	—	—
基金償却準備金の取崩	—	△59,000	△90,000
価格変動積立金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	△9,860	△9,273	△1,628
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	217,147	△45,209	123,781
当期変動額合計	265,880	326	180,814
当期末残高	701,721	702,047	882,862

4 剰余金処分に関する決議

(単位：百万円)

科 目	平成21年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	当期末処分剰余金	99,412	101,694
剰余金処分額	99,412	101,694	109,107
社員配当準備金	61,602	57,466	63,345
差引純剰余金	37,810	44,228	45,761
損失てん補準備金	200	200	200
基金利息	4,910	3,828	3,261
任意積立金	32,700	40,200	42,300
基金償却準備金	32,000	39,500	41,600
社会及び契約者福祉増進基金	700	700	700

5 剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合と資本基盤充実のための方策について

当社は、定款により、剰余金処分において社員配当準備金等に積み立てる金額を、保険業法施行規則第30条の4で定める金額*の100分の20以上としています。平成23年度の剰余金処分においては、社員配当準備金に63,345百万円を繰り入れる一方で、基金償却準備金41,600百万円を積み立てており、剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合は100.1%となりました。

当社はこれまで資本基盤充実への取組みとして、ご契約者への配当とのバランスに留意しながら基金償却準備金や価格変動積立金の積立てなどを行ってきており、今後とも資本基盤の充実に取り組んでまいります。

*当期末処分剰余金から、任意積立金目的取崩額、基金利息の支払額、損失てん補準備金に積み立てる額および基金償却準備金に積み立てる額(一定の上限の範囲内)の合計額を控除した金額です。ただし、保険業法第55条第2項に規定する額を限度とします。

重要な会計方針

平成21年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>1. 有価証券等の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外のものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>なお、資産負債の総合的な管理の高度化に伴い、個人保険・個人年金保険(ただし、一部保険種類を除く)全体でのデュレーション・コントロールを行うこととしたことから、当年度より、一定期間までの残存年数に応じて複数設定していた個人保険・個人年金保険(ただし、一部保険種類を除く)に係る小区分を統合のうえ、全期間のキャッシュ・フローを対象とする小区分に変更しております。</p> <p>この変更による損益への影響はありません。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。</p> <p>建物</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものは旧定額法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものは定額法によっております。</p> <p>リース資産</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>その他の有形固定資産</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものは定率法によっております。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。</p>	<p>1. 有価証券等の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。</p> <p>建物</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものは旧定額法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものは定額法によっております。</p> <p>リース資産</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>その他の有形固定資産</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものは定率法によっております。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。</p>	<p>1. 有価証券等の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。</p> <p>建物</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものは旧定額法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものは定額法によっております。</p> <p>リース資産</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>その他の有形固定資産</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものは定率法によっております。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。</p>

平成21年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、22,037百万円であります。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日 企業会計審議会)に基づき当年度末において必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、当年度より「[退職給付に係る会計基準]の一部改正(その3)」(平成20年7月31日 企業会計基準委員会 企業会計基準第19号)を適用しておりますが、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当年度末の退職給付債務への影響はありません。</p> <p>退職給付債務に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>①退職給付債務及びその内訳 イ.退職給付債務 △316,779百万円 ロ.年金資産 212,931百万円 うち、退職給付信託 93,174百万円 ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ) △103,848百万円 ニ.未認識数理計算上の差異 96,638百万円 ホ.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ) △7,210百万円 ヘ.前払年金費用 14,026百万円 ト.退職給付引当金(ホ-ヘ) △21,237百万円</p> <p>②退職給付債務等の計算基礎 イ.退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ.割引率 2.0% ハ.期待運用収益率 適格退職年金 0.6% 退職給付信託 0.0%</p> <p>ニ.数理計算上の差異の処理年数 翌年度から8年</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、226百万円です。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日 企業会計審議会)に基づき当年度末において必要と認める額を計上しております。</p> <p>退職給付債務に関する事項は、次のとおりです。</p> <p>①退職給付債務及びその内訳 イ.退職給付債務 △316,356百万円 ロ.年金資産 207,825百万円 うち、退職給付信託 84,547百万円 ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ) △108,531百万円 ニ.未認識数理計算上の差異 103,178百万円 ホ.未認識過去勤務債務 △206百万円 ヘ.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ) △5,559百万円 ト.前払年金費用 14,918百万円 チ.退職給付引当金(ヘ-ト) △20,478百万円</p> <p>②退職給付債務等の計算基礎 イ.退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ.割引率 2.0% ハ.期待運用収益率 確定給付企業年金 2.0% 退職給付信託 0.0%</p> <p>ニ.数理計算上の差異の処理年数 翌年度から8年 ホ.過去勤務債務の額の処理年数 3年</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、570百万円です。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日 企業会計審議会)に基づき当年度末において必要と認める額を計上しております。</p> <p>退職給付債務に関する事項は、次のとおりです。</p> <p>①退職給付債務及びその内訳 イ.退職給付債務 △314,213百万円 ロ.年金資産 213,405百万円 うち、退職給付信託 81,790百万円 ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ) △100,808百万円 ニ.未認識数理計算上の差異 92,316百万円 ホ.未認識過去勤務債務 △103百万円 ヘ.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ) △8,595百万円 ト.前払年金費用 12,477百万円 チ.退職給付引当金(ヘ-ト) △21,072百万円</p> <p>②退職給付債務等の計算基礎 イ.退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ.割引率 2.0% ハ.期待運用収益率 確定給付企業年金 1.0% 退職給付信託 0.0%</p> <p>ニ.数理計算上の差異の処理年数 翌期から8年 ホ.過去勤務債務の額の処理年数 3年</p>
<p>5. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p>	<p>5. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p>	<p>5. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p>
<p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

平成21年度(皇 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度(皇 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(皇 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>7. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。</p> <p>10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p>	<p>7. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。</p> <p>10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>11. 当年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。 これに伴い、有形固定資産が1,133百万円増加し、資産除去債務が1,960百万円計上されております。また、経常利益が139百万円減少し、税引前当期純剰余が827百万円減少しております。</p>	<p>7. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替予約の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。</p> <p>10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>11. 当期の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会 企業会計基準第24号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第24号)を適用しております。</p>

表示方法の変更

平成21年度(皇 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度(皇 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(皇 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
		<p>1. 保険業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 損益計算書において、従来、特別利益に表示していた貸倒引当金戻入額を、当期より資産運用収益に含めて表示しております。 (2) 基金等変動計算書において、従来、前期末から当期末までの残高の変動を記載しておりましたが、当期より当期首から当期末までの残高の変動を記載しております。</p>

注記事項(貸借対照表関係)

平成21年度(平成22年3月31日現在)	平成22年度(平成23年3月31日現在)	平成23年度(平成24年3月31日現在)																														
<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、11,074百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりであります。</p> <p>貸付金のうち、破綻先債権額は、1,747百万円、延滞債権額は、9,326百万円です。</p> <p>上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額、21,801百万円、延滞債権額、64百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、ありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、ありません。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p>	<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、7,318百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。</p> <p>貸付金のうち、破綻先債権額は、7百万円、延滞債権額は、6,943百万円です。</p> <p>上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、54百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、6百万円です。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、361百万円です。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。</p>	<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,095百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。</p> <p>貸付金のうち、破綻先債権額は、ありません。延滞債権額は、1,763百万円です。</p> <p>上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、49百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、3百万円です。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、328百万円です。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。</p>																														
<p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、462,342百万円です。</p>	<p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、480,857百万円です。</p>	<p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、487,713百万円です。</p>																														
<p>3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,276,905百万円です。なお、負債の額も同額です。</p>	<p>3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,087,203百万円です。なお、負債の額も同額です。</p>	<p>3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,010,983百万円です。なお、負債の額も同額です。</p>																														
<p>4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、934百万円、金銭債務の総額は、2,259百万円です。</p>	<p>4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、489百万円、金銭債務の総額は、2,620百万円です。</p>	<p>4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、226百万円、金銭債務の総額は、1,363百万円です。</p>																														
<p>5. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産としてコンピューター及び周辺機器があります。</p>	<p>5. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産としてコンピューター及び周辺機器があります。</p>	<p>5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>336,273百万円</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入額</td> <td>61,602百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度社員配当金支払額</td> <td>76,896百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>744百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>321,724百万円</td> </tr> </table>	前年度末現在高	336,273百万円	前年度剰余金よりの繰入額	61,602百万円	当年度社員配当金支払額	76,896百万円	利息による増加等	744百万円	当年度末現在高	321,724百万円																				
前年度末現在高	336,273百万円																															
前年度剰余金よりの繰入額	61,602百万円																															
当年度社員配当金支払額	76,896百万円																															
利息による増加等	744百万円																															
当年度末現在高	321,724百万円																															
<p>6. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>367,459百万円</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入額</td> <td>44,758百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度社員配当金支払額</td> <td>76,994百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>1,049百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>336,273百万円</td> </tr> </table>	前年度末現在高	367,459百万円	前年度剰余金よりの繰入額	44,758百万円	当年度社員配当金支払額	76,994百万円	利息による増加等	1,049百万円	当年度末現在高	336,273百万円	<p>6. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>336,273百万円</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入額</td> <td>61,602百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度社員配当金支払額</td> <td>76,896百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>744百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>321,724百万円</td> </tr> </table>	前年度末現在高	336,273百万円	前年度剰余金よりの繰入額	61,602百万円	当年度社員配当金支払額	76,896百万円	利息による増加等	744百万円	当年度末現在高	321,724百万円	<p>5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>321,724百万円</td> </tr> <tr> <td>前期剰余金よりの繰入額</td> <td>57,466百万円</td> </tr> <tr> <td>当期社員配当金支払額</td> <td>76,129百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>473百万円</td> </tr> <tr> <td>当期末現在高</td> <td>303,534百万円</td> </tr> </table>	当期首現在高	321,724百万円	前期剰余金よりの繰入額	57,466百万円	当期社員配当金支払額	76,129百万円	利息による増加等	473百万円	当期末現在高	303,534百万円
前年度末現在高	367,459百万円																															
前年度剰余金よりの繰入額	44,758百万円																															
当年度社員配当金支払額	76,994百万円																															
利息による増加等	1,049百万円																															
当年度末現在高	336,273百万円																															
前年度末現在高	336,273百万円																															
前年度剰余金よりの繰入額	61,602百万円																															
当年度社員配当金支払額	76,896百万円																															
利息による増加等	744百万円																															
当年度末現在高	321,724百万円																															
当期首現在高	321,724百万円																															
前期剰余金よりの繰入額	57,466百万円																															
当期社員配当金支払額	76,129百万円																															
利息による増加等	473百万円																															
当期末現在高	303,534百万円																															
<p>7. 子会社等の株式の総額は、62,415百万円です。</p>	<p>7. 子会社等の株式の総額は、39,898百万円です。</p>	<p>6. 子会社等の株式の総額は、44,854百万円です。</p>																														
<p>8. 担保に提供している資産の額は、有価証券508,354百万円です。</p>	<p>8. 担保に提供している資産の額は、有価証券498,774百万円です。</p>	<p>7. 担保に提供している資産の額は、有価証券492,054百万円です。</p>																														
	<p>9. 保険業法第60条の規定により基金を70,000百万円新たに募集いたしました。</p>	<p>8. 保険業法第60条の規定により基金を100,000百万円新たに募集いたしました。</p>																														
	<p>10. 基金59,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。</p>	<p>9. 基金90,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。</p>																														

平成21年度(平成22年3月31日現在)	平成22年度(平成23年3月31日現在)	平成23年度(平成24年3月31日現在)
<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法</p>	<p>11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の合計額を下回った額 3,005百万円</p>
<p>10. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、612,818百万円であります。</p>	<p>12. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、476,429百万円です。</p>	<p>11. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、153,445百万円です。</p>
<p>11. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、44,823百万円であります。</p>	<p>13. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、165百万円です。</p>	<p>12. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、106,927百万円です。</p>
<p>12. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、2,936百万円です。</p>	<p>14. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、3,602百万円です。</p>	<p>13. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、2,832百万円です。</p>
<p>13. 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>15. 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。</p>	<p>14. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。</p>
<p>14. 外貨建資産の額は、2,416,496百万円です。(主な外貨額 9,370百万ユーロ、8,251百万米ドル、3,787百万豪ドル) 外貨建負債の額は、96百万円です。(主な外貨額 1百万米ドル)</p>	<p>16. 外貨建資産の額は、2,814,061百万円です。(主な外貨額 14,188百万米ドル、9,529百万ユーロ、3,610百万豪ドル) 外貨建負債の額は、438百万円です。(主な外貨額 3百万米ドル、0百万英ポンド、0百万ユーロ)</p>	<p>15. 外貨建資産の額は、2,938,648百万円です。(主な外貨額 12,479百万米ドル、9,028百万ユーロ、8,379百万豪ドル) 外貨建負債の額は、782百万円です。(主な外貨額 8百万豪ドル、1百万米ドル)</p>
<p>15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、46,540百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>	<p>17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、46,210百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>	<p>16. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、45,403百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>
<p>16. 繰延税金資産の総額は、353,097百万円、繰延税金負債の総額は、39,849百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、10,043百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 152,911百万円、価格変動準備金 51,567百万円、退職給付引当金 44,656百万円及び有価証券評価損 37,002百万円です。なお、当年度における税効果会計適用後の法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は16.0%であります。その差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額△16.9%であります。</p>	<p>18. 繰延税金資産の総額は、349,963百万円、繰延税金負債の総額は、20,208百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、9,926百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 176,461百万円、価格変動準備金 58,363百万円、退職給付引当金 44,059百万円及び有価証券評価損 28,541百万円です。なお、当年度における税効果会計適用後の法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は17.2%です。その差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額△15.8%です。</p>	<p>17. 繰延税金資産の総額は、286,377百万円、繰延税金負債の総額は、68,507百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、7,186百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 147,662百万円、価格変動準備金 49,612百万円及び退職給付引当金 40,767百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 47,408百万円です。なお、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の公布に伴い、従来の税効果会計適用後の法定実効税率36.15%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものであるについては33.28%、平成27年4月1日以後のものについては30.73%に変更されております。当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は43.6%であり、法定実効税率36.15%との差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額△11.7%、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正20.6%です。税率変更により、当期末における繰延税金資産は31,976百万円、再評価に係る繰延税金負債は5,325百万円それぞれ減少し、法人税等調整額は40,340百万円増加しております。</p>
<p>17. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、30百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、91百万円です。</p>	<p>19. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、35百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、87百万円です。</p>	<p>18. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、6百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、90百万円です。</p>
<p>18. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル等(土地を含む)を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は746,311百万円、時価は753,809百万円です。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。</p>	<p>20. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は709,540百万円、時価は686,813百万円です。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,556百万円を計上しております。</p>	<p>19. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は680,254百万円、時価は654,357百万円です。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,565百万円を計上しております。</p>

注記事項(金融商品関係)

平成21年度(自平成21年4月1日
至平成22年3月31日)

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1)金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないもの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理規程」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、関連する諸規程において、金融商品に関する資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」に分類し、リスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュエーション・アット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々ベースで行っております。信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュエーション・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	93,641	93,641	—
うち、その他有価証券	11,999	11,999	—
コールローン	252,500	252,500	—
買入金銭債権	462,598	463,625	1,026
うち、その他有価証券	317,613	317,613	—
有価証券 ^{※1}	16,404,696	16,525,606	120,909
売買目的有価証券	3,115,510	3,115,510	—
満期保有目的の債券	2,227,110	2,215,247	△11,863
責任準備金対応債券	7,039,142	7,171,915	132,772
その他有価証券	4,022,932	4,022,932	—
貸付金	3,443,887		
貸倒引当金 ^{※2}	△7,481		
	3,436,405	3,528,191	91,786
債券貸借取引受入担保金	628,242	628,242	—
借入金	407,500	429,219	21,719
デリバティブ取引 ^{※3}	39,083	39,083	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,789	12,789	—
ヘッジ会計が適用されているもの	26,293	26,293	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表計上額は712,215百万円であります。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預貯金・コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権

3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。

それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建てとみて時価算定を行っております。

④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

平成21年度(自平成21年4月1日
至平成22年3月31日)

負債

- ① 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。
- ② 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2)有価証券(「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

①満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	399,992	412,817	12,824
	外国証券(公社債)	649,795	657,986	8,191
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	17,666	17,562	△104
	外国証券(公社債)	1,159,655	1,126,881	△32,774
合計		2,227,110	2,215,247	△11,863

②責任準備金対応債券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	5,125,416	5,276,300	150,884
	外国証券(公社債)	112,378	114,612	2,233
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,715,397	1,697,851	△17,546
	外国証券(公社債)	85,951	83,151	△2,799
合計		7,039,142	7,171,915	132,772

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

③その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	238,175	243,098	4,922
	公社債	455,300	465,215	9,915
	株式	488,897	656,100	167,203
	外国証券	1,238,184	1,277,774	39,589
	公社債	1,238,101	1,277,632	39,530
	株式等	83	142	58
	その他の証券	11,940	15,449	3,509
	譲渡性預金	12,000	11,999	△0
	買入金銭債権	74,854	74,514	△340
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	公社債	345,267	336,620	△8,646
	株式	616,939	507,981	△108,957
	外国証券	781,724	748,015	△33,708
	公社債	734,082	705,064	△29,018
	株式等	47,641	42,951	△4,690
	その他の証券	19,502	15,773	△3,728
	合計	4,282,786	4,352,545	69,758

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	92,832	—	—	—
コールローン	252,500	—	—	—
買入金銭債権	53,501	57,555	16,051	332,082
有価証券	622,890	2,515,332	2,804,214	6,017,305
満期保有目的の債券	64,287	526,974	229,469	1,389,662
責任準備金対応債券	315,390	1,135,186	1,306,770	4,277,602
その他有価証券	243,213	853,171	1,267,975	350,039
貸付金*	380,858	1,241,854	1,178,453	122,455
債券貸借取引受入担保金	628,242	—	—	—
借入金*	—	20,000	50,000	—

* 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

平成22年度(自平成22年4月1日
至平成23年3月31日)

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理規程」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、関連する諸規程において、金融商品に関する資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」に分類し、リスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行なっております。市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュアット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々行っております。信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュアット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	110,138	110,138	—
うち、その他有価証券	19,999	19,999	—
コールローン	433,800	433,800	—
買入金銭債権	390,037	391,312	1,274
うち、その他有価証券	287,134	287,134	—
有価証券 ^{*1}	17,394,597	17,599,757	205,160
売買目的有価証券	2,926,647	2,926,647	—
満期保有目的の債券	2,095,625	2,089,927	△5,698
責任準備金対応債券	8,333,155	8,544,014	210,859
その他有価証券	4,039,167	4,039,167	—
貸付金	3,171,361		
貸倒引当金 ^{*2}	△7,358		
	3,164,002	3,264,959	100,956
債券貸借取引受入担保金	488,275	488,275	—
借入金	407,500	427,676	20,176
デリバティブ取引 ^{*3}	(31,327)	(31,327)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,347	4,347	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(35,675)	(35,675)	—

*1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表計上額は674,034百万円です。

*2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

*3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預貯金・コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権

3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均(ただし当年度においては、一部、東日本大震災の影響等に鑑み3月末日の市場価格)によっております。

それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建てとみて時価算定を行っております。

④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

平成22年度(自平成22年4月1日
至平成23年3月31日)

負債

- ① 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。
- ② 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	380,719	392,871	12,151
	外国証券(公社債)	746,127	758,384	12,256
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	135,564	134,188	△1,375
	外国証券(公社債)	833,214	804,482	△28,731
合計		2,095,625	2,089,927	△5,698

② 責任準備金対応債券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	6,848,288	7,077,215	228,926
	外国証券(公社債)	116,499	119,827	3,327
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,324,063	1,304,669	△19,394
	外国証券(公社債)	44,303	42,303	△2,000
合計		8,333,155	8,544,014	210,859

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券 (単位: 百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	275,518	284,842	9,323
	公社債	492,753	502,964	10,211
	株式	387,498	519,255	131,757
	外国証券	1,002,172	1,024,139	21,966
	公社債	991,774	1,013,361	21,587
	株式等	10,398	10,777	378
	その他の証券	15,899	19,798	3,899
	譲渡性預金	20,000	19,999	△0
	買入金銭債権	2,300	2,291	△8
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	公社債	202,405	198,653	△3,752
	株式	591,920	456,941	△134,978
	外国証券	1,347,933	1,299,468	△48,465
	公社債	1,331,653	1,284,913	△46,740
	株式等	16,280	14,555	△1,725
	その他の証券	22,502	17,945	△4,556
	合計	4,360,904	4,346,301	△14,603

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	109,313	—	—	—
コールローン	433,800	—	—	—
買入金銭債権	31,002	30,951	6,211	313,495
有価証券	408,467	2,673,285	3,088,525	7,160,325
満期保有目的の債券	108,740	505,338	297,745	1,167,000
責任準備金対応債券	171,186	1,329,478	1,002,456	5,809,547
その他有価証券	128,540	838,468	1,788,323	183,777
貸付金*	398,881	1,155,777	993,149	124,780
債券貸借取引受入担保金	488,275	—	—	—
借入金*	—	20,000	50,000	—

* 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

平成23年度(自平成23年4月1日
至平成24年3月31日)

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産を為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、関連する諸規程において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々行っております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	108,569	108,569	—
うち、その他有価証券	33,997	33,997	—
コールローン	375,700	375,700	—
買入金銭債権	353,742	355,635	1,892
うち、その他有価証券	277,249	277,249	—
有価証券*1	18,238,854	18,821,877	583,022
売買目的有価証券	2,820,578	2,820,578	—
満期保有目的の債券	1,961,880	2,030,383	68,503
責任準備金対応債券	9,368,136	9,882,655	514,519
その他有価証券	4,088,259	4,088,259	—
貸付金	2,887,447	—	—
貸倒引当金*2	△3,537	—	—
	2,883,909	2,977,256	93,346
債券貸借取引受入担保金	83,609	83,609	—
借入金	357,500	371,328	13,828
デリバティブ取引*3	(106,420)	(106,420)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(13,284)	(13,284)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(93,136)	(93,136)	—

*1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は604,532百万円です。

*2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

*3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- 現金及び預貯金、コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。
- 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。
- 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建とみて時価算定を行っております。
- 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

平成23年度(自平成23年4月1日
至平成24年3月31日)

負債

- ① 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。
- ② 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2)有価証券(「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	434,645	450,796	16,150
	外国証券(公社債)	1,369,403	1,423,225	53,821
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	38,504	37,550	△953
	外国証券(公社債)	119,326	118,811	△515
合計		1,961,880	2,030,383	68,503

②責任準備金対応債券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	9,163,239	9,682,171	518,931
	外国証券(公社債)	93,756	97,531	3,774
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	69,138	62,825	△6,313
	外国証券(公社債)	42,000	40,126	△1,874
合計		9,368,136	9,882,655	514,519

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	254,345	266,764	12,418
	公社債	612,075	634,468	22,392
	株式	316,576	437,830	121,254
	外国証券	2,055,996	2,156,848	100,852
	公社債	2,049,153	2,149,661	100,507
	株式等	6,842	7,187	345
	その他の証券	14,629	18,011	3,382
	譲渡性預金	34,000	33,997	△2
	買入金銭債権	10,498	10,484	△13
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	公社債	84,642	83,404	△1,238
	株式	484,106	398,618	△85,488
	外国証券	356,215	341,184	△15,031
	公社債	343,808	331,030	△12,778
	株式等	12,407	10,153	△2,253
	その他の証券	22,522	17,893	△4,629
	合計	4,245,609	4,399,505	153,896

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	108,270	—	—	—
コールローン	375,700	—	—	—
買入金銭債権	28,852	13,069	1,858	297,981
有価証券	514,995	3,116,044	2,403,177	8,237,582
満期保有目的の債券	147,053	412,979	245,950	1,138,414
責任準備金対応債券	214,426	1,554,377	678,677	6,888,536
その他有価証券	153,515	1,148,687	1,478,549	210,632
貸付金*	308,141	1,163,036	827,502	110,189
債券貸借取引受入担保金	83,609	—	—	—
借入金*	—	20,000	—	—

* 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

注記事項(損益計算書関係)

平成21年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)																																				
<p>1. 子会社等との取引による収益の総額は、6,214百万円、費用の総額は、26,446百万円です。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 9,961百万円、株式等 10,415百万円、外国証券 6,153百万円です。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 2,625百万円、株式等 11,732百万円、外国証券 45,264百万円です。 有価証券評価損の内訳は、国債等債券 3,016百万円、株式等 37,426百万円、外国証券 4,018百万円です。</p> <p>3. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は、18百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、2百万円です。</p> <p>4. 売買目的有価証券運用損の内訳は、売却損 24百万円、評価損 390百万円です。</p> <p>5. 金融派生商品費用には、評価益が 10,044百万円含まれております。</p> <p>6. 退職給付費用の総額は、35,111百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。 イ. 勤務費用 11,526百万円 ロ. 利息費用 6,463百万円 ハ. 期待運用収益 △670百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 17,791百万円</p> <p>7. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。 (2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>3,780百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>616百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>4,396百万円</td> </tr> </tbody> </table> (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。</p>	主な用途	種類	減損損失	賃貸不動産等	土地及び建物等	3,780百万円	遊休不動産等	土地及び建物等	616百万円		計	4,396百万円	<p>1. 子会社等との取引による収益の総額は、3,135百万円、費用の総額は、24,912百万円です。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 11,974百万円、株式等 14,027百万円、外国証券 2,721百万円です。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 1,115百万円、株式等 15,604百万円、外国証券 40,918百万円です。 有価証券評価損の内訳は、株式等 22,586百万円、外国証券 27,040百万円です。</p> <p>3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は、4百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は、3百万円です。</p> <p>4. 売買目的有価証券運用損の内訳は、売却損 528百万円、評価益 378百万円です。</p> <p>5. 金融派生商品収益には、評価益が 7,758百万円含まれております。</p> <p>6. 退職給付費用の総額は、29,814百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。 イ. 勤務費用 11,342百万円 ロ. 利息費用 6,329百万円 ハ. 期待運用収益 △2,395百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 14,641百万円 ホ. 過去勤務債務の費用処理額 △103百万円</p> <p>7. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。 (2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>7,517百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>511百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>8,029百万円</td> </tr> </tbody> </table> (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。</p>	主な用途	種類	減損損失	賃貸不動産等	土地及び建物等	7,517百万円	遊休不動産等	土地及び建物等	511百万円		計	8,029百万円	<p>1. 子会社等との取引による収益の総額は、2,586百万円、費用の総額は、22,250百万円です。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 928百万円、株式等 10,273百万円、外国証券 30,786百万円です。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 1,704百万円、株式等 24,004百万円、外国証券 22,735百万円です。 有価証券評価損の内訳は、株式等 64,912百万円、外国証券 2,208百万円です。</p> <p>3. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は、28百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、2百万円です。</p> <p>4. 売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入 34百万円、売却損 434百万円、評価益 13百万円です。</p> <p>5. 金融派生商品費用には、評価損が 44,545百万円含まれております。</p> <p>6. 退職給付費用の総額は、32,445百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。 イ. 勤務費用 11,858百万円 ロ. 利息費用 6,327百万円 ハ. 期待運用収益 △1,232百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 15,596百万円 ホ. 過去勤務債務の費用処理額 △103百万円</p> <p>7. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。 (2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>5,437百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>986百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>6,423百万円</td> </tr> </tbody> </table> (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。</p>	主な用途	種類	減損損失	賃貸不動産等	土地及び建物等	5,437百万円	遊休不動産等	土地及び建物等	986百万円		計	6,423百万円
主な用途	種類	減損損失																																				
賃貸不動産等	土地及び建物等	3,780百万円																																				
遊休不動産等	土地及び建物等	616百万円																																				
	計	4,396百万円																																				
主な用途	種類	減損損失																																				
賃貸不動産等	土地及び建物等	7,517百万円																																				
遊休不動産等	土地及び建物等	511百万円																																				
	計	8,029百万円																																				
主な用途	種類	減損損失																																				
賃貸不動産等	土地及び建物等	5,437百万円																																				
遊休不動産等	土地及び建物等	986百万円																																				
	計	6,423百万円																																				

⑥ 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基礎利益 A	386,817	265,230	331,819
キャピタル収益	26,530	44,280	43,150
有価証券売却益	26,530	28,723	41,988
金融派生商品収益	—	15,374	—
為替差益	—	182	1,162
キャピタル費用	170,203	107,415	164,738
売買目的有価証券運用損	415	150	386
有価証券売却損	59,623	57,638	48,443
有価証券評価損	44,461	49,626	67,120
金融派生商品費用	64,796	—	48,787
為替差損	906	—	—
キャピタル損益 B	△143,672	△63,134	△121,588
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	243,144	202,095	210,231
臨時収益	—	—	20,590
危険準備金戻入額	—	—	18,600
個別貸倒引当金戻入額	—	—	1,990
臨時費用	87,358	46,773	26,764
危険準備金繰入額	59,500	29,500	—
個別貸倒引当金繰入額	4,566	—	—
その他臨時費用	23,291	17,273	26,764
臨時損益 C	△87,358	△46,773	△6,173
経常利益 A+B+C	155,786	155,321	204,057

(注) その他臨時費用には、個人年金保険の年金開始後契約の一部及び第三分野保険の一部についての保険料積立金の積増額を記載しています。

保険業法に基づく会計監査人の監査報告

当社は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について、あずさ監査法人の監査を受けており、その監査報告書は以下のとおりです。


■会計監査人の監査報告書


独立監査人の監査報告書


平成24年5月18日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 河原和仁 

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木敏夫 

指定有限責任社員 公認会計士 辰巳孝久 

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、住友生命保険相互会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) なお、当誌では、監査報告書の監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

◆有価証券等の時価情報(会社計)

① 有価証券の時価情報(会社計)

a. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	3,115,510	379,063	2,926,647	△24,144	2,820,578	55,959

(注) 本表では、「運用目的の金銭の信託」を通じて保有している有価証券も対象となっておりますが、平成21年度末、平成22年度末、平成23年度末ともに残高はありません。

b. 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末					平成22年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			差益	差損	差益			差損		
満期保有目的の債券	2,227,110	2,215,247	△11,863	21,015	△32,878	2,095,625	2,089,927	△5,698	24,408	△30,107
責任準備金対応債券	7,039,142	7,171,915	132,772	153,118	△20,345	8,333,155	8,544,014	210,859	232,254	△21,395
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他有価証券	4,282,786	4,352,545	69,758	225,140	△155,382	4,360,904	4,346,301	△14,603	177,158	△191,761
公社債	800,567	801,836	1,268	9,915	△8,646	695,158	701,617	6,458	10,211	△3,752
株式	1,105,836	1,164,082	58,245	167,203	△108,957	979,418	976,197	△3,220	131,757	△134,978
外国証券	2,019,909	2,025,790	5,881	39,589	△33,708	2,350,106	2,323,607	△26,499	21,966	△48,465
公社債	1,972,184	1,982,697	10,512	39,530	△29,018	2,323,427	2,298,275	△25,152	21,587	△46,740
株式等	47,724	43,093	△4,631	58	△4,690	26,679	25,332	△1,346	378	△1,725
その他の証券	31,442	31,223	△219	3,509	△3,728	38,401	37,744	△657	3,899	△4,556
買入金銭債権	313,030	317,613	4,582	4,922	△340	277,818	287,134	9,315	9,323	△8
譲渡性預金	12,000	11,999	△0	—	△0	20,000	19,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	13,549,040	13,739,708	190,667	399,274	△208,606	14,789,686	14,980,243	190,556	433,821	△243,264
公社債	8,059,041	8,206,367	147,326	173,624	△26,297	9,383,794	9,610,562	226,767	251,289	△24,522
株式	1,105,836	1,164,082	58,245	167,203	△108,957	979,418	976,197	△3,220	131,757	△134,978
外国証券	4,027,689	4,008,422	△19,267	50,014	△69,282	4,090,252	4,048,605	△41,646	37,550	△79,197
公社債	3,979,965	3,965,328	△14,636	49,955	△64,592	4,063,573	4,023,272	△40,300	37,171	△77,471
株式等	47,724	43,093	△4,631	58	△4,690	26,679	25,332	△1,346	378	△1,725
その他の証券	31,442	31,223	△219	3,509	△3,728	38,401	37,744	△657	3,899	△4,556
買入金銭債権	313,030	317,613	4,582	4,922	△340	277,818	287,134	9,315	9,323	△8
譲渡性預金	12,000	11,999	△0	—	△0	20,000	19,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区 分	平成23年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
			差益	差損	差益
満期保有目的の債券	1,961,880	2,030,383	68,503	69,972	△1,469
責任準備金対応債券	9,368,136	9,882,655	514,519	522,706	△8,187
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
其他有価証券	4,245,609	4,399,505	153,896	260,300	△106,403
公社債	696,718	717,872	21,154	22,392	△1,238
株式	800,682	836,448	35,765	121,254	△85,488
外国証券	2,412,211	2,498,033	85,821	100,852	△15,031
公社債	2,392,962	2,480,691	87,729	100,507	△12,778
株式等	19,249	17,341	△1,908	345	△2,253
その他の証券	37,152	35,904	△1,247	3,382	△4,629
買入金銭債権	264,844	277,249	12,404	12,418	△13
譲渡性預金	34,000	33,997	△2	—	△2
その他	—	—	—	—	—
合 計	15,575,626	16,312,544	736,918	852,978	△116,060
公社債	10,402,246	10,951,216	548,970	557,475	△8,505
株式	800,682	836,448	35,765	121,254	△85,488
外国証券	4,036,700	4,177,728	141,027	158,449	△17,421
公社債	4,017,450	4,160,386	142,936	158,103	△15,167
株式等	19,249	17,341	△1,908	345	△2,253
その他の証券	37,152	35,904	△1,247	3,382	△4,629
買入金銭債権	264,844	277,249	12,404	12,418	△13
譲渡性預金	34,000	33,997	△2	—	△2
その他	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。(単位：百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
満期保有目的の債券	—	—	—
非上場外国債券	—	—	—
その他	—	—	—
責任準備金対応債券	—	—	—
子会社・関連会社株式	62,415	39,898	44,854
其他有価証券	649,743	634,919	559,300
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	95,149	96,757	26,189
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	552,626	536,626	532,480
非上場外国債券	—	—	—
その他	1,968	1,536	630
合 計	712,158	674,818	604,155

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	399,992	412,817	12,824	380,719	392,871	12,151	434,645	450,796	16,150
	外国証券(公社債)	649,795	657,986	8,191	746,127	758,384	12,256	1,369,403	1,423,225	53,821
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	17,666	17,562	△104	135,564	134,188	△1,375	38,504	37,550	△953
	外国証券(公社債)	1,159,655	1,126,881	△32,774	833,214	804,482	△28,731	119,326	118,811	△515
合計		2,227,110	2,215,247	△11,863	2,095,625	2,089,927	△5,698	1,961,880	2,030,383	68,503

●責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	5,125,416	5,276,300	150,884	6,848,288	7,077,215	228,926	9,163,239	9,682,171	518,931
	外国証券(公社債)	112,378	114,612	2,233	116,499	119,827	3,327	93,756	97,531	3,774
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,715,397	1,697,851	△17,546	1,324,063	1,304,669	△19,394	69,138	62,825	△6,313
	外国証券(公社債)	85,951	83,151	△2,799	44,303	42,303	△2,000	42,000	40,126	△1,874
合計		7,039,142	7,171,915	132,772	8,333,155	8,544,014	210,859	9,368,136	9,882,655	514,519

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末		
		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	238,175	243,098	4,922	275,518	284,842	9,323	254,345	266,764	12,418
	公社債	455,300	465,215	9,915	492,753	502,964	10,211	612,075	634,468	22,392
	株式	488,897	656,100	167,203	387,498	519,255	131,757	316,576	437,830	121,254
	外国証券	1,238,184	1,277,774	39,589	1,002,172	1,024,139	21,966	2,055,996	2,156,848	100,852
	公社債	1,238,101	1,277,632	39,530	991,774	1,013,361	21,587	2,049,153	2,149,661	100,507
	株式等	83	142	58	10,398	10,777	378	6,842	7,187	345
	その他の証券	11,940	15,449	3,509	15,899	19,798	3,899	14,629	18,011	3,382
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	12,000	11,999	△0	20,000	19,999	△0	34,000	33,997	△2
	買入金銭債権	74,854	74,514	△340	2,300	2,291	△8	10,498	10,484	△13
	公社債	345,267	336,620	△8,646	202,405	198,653	△3,752	84,642	83,404	△1,238
	株式	616,939	507,981	△108,957	591,920	456,941	△134,978	484,106	398,618	△85,488
	外国証券	781,724	748,015	△33,708	1,347,933	1,299,468	△48,465	356,215	341,184	△15,031
	公社債	734,082	705,064	△29,018	1,331,653	1,284,913	△46,740	343,808	331,030	△12,778
	株式等	47,641	42,951	△4,690	16,280	14,555	△1,725	12,407	10,153	△2,253
	その他の証券	19,502	15,773	△3,728	22,502	17,945	△4,556	22,522	17,893	△4,629
合計		4,282,786	4,352,545	69,758	4,360,904	4,346,301	△14,603	4,245,609	4,399,505	153,896

② 金銭の信託の時価情報(会社計)

a. 運用目的の金銭の信託

平成21年度末、平成22年度末、平成23年度末ともに残高がないため、記載していません。

b. 運用目的以外の金銭の信託

平成21年度末、平成22年度末、平成23年度末ともに残高がないため、記載していません。

③ デリバティブ取引の時価情報(会社計)

a. 定性的情報

●取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	—	金利スワップ
為替派生商品	—	為替予約、通貨オプション
債券派生商品	債券先物、債券先物オプション	債券現物オプション
株式派生商品	株価指数先物、株価指数オプション	個別株オプション、株価指数オプション

●取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引(例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等)は行わないこととしています。

●利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

●リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

① 市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動及びキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

② 信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。(デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト(債務不履行)により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。)

●リスク管理体制

① リスク管理の基本方針

保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているかを定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

② リスク管理部署

収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産とあわせて管理しています。

③ リスク管理方針

デリバティブ取引についての基本的な取組姿勢を「資産運用リスク管理方針」に定め、利用目的、取組方針、及びリスク管理体制等を「デリバティブ取引に対する取組方針」として、「資産運用リスク管理規程」に規定しています。また、資産運用各部署は、それぞれの役割に応じた具体的な取組みをリスク管理基準として整備しています。

④ リスク管理

ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引をあわせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。

ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにロス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況及び損益状況を管理しています。

●定量的情報に関する補足説明

① デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

② 差損益に関する補足説明

ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての資産・負債の損益と合算して認識する必要があります。

したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

(単位：億円)

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末
金利スワップ	1,172	1,073	39	36
為替予約	30,551	26,879	1,325	903
通貨オプション(買建)	477	3,727	103	200
債券オプション(買建)	403	780	0	13
株式オプション(買建)	2,336	1,834	202	153
合計			805	486

(注1) 契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。

(注2) 取引種類別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないグロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計(ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出)とは一致しません。

b. 定量的情報

●差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末					平成22年度末						
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	2,895	56,107	—	—	—	59,002	3,105	△4,011	—	—	—	△905
ヘッジ会計非適用分	—	1,591	△20,707	—	—	△19,116	△169	△7,410	△6,798	△186	—	△14,563
合 計	2,895	57,699	△20,707	—	—	39,886	2,936	△11,421	△6,798	△186	—	△15,469

区 分	平成23年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	2,966	△79,272	—	—	—	△76,306
ヘッジ会計非適用分	△250	△29,641	△5,832	465	—	△35,258
合 計	2,715	△108,913	△5,832	465	—	△111,564

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、平成21年度末通貨関連25,912百万円、平成22年度末通貨関連△35,929百万円、平成23年度末通貨関連△93,225百万円となっています。

●金利関連

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末				
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益		
											うち1年超	うち1年超
店頭	金利スワップ 固定金利支払/変動金利受取	—	—	—	34,500	34,500	△169	△169	34,500	34,500	△250	△250
	合 計			—				△169				△250

(注)差損益欄には時価を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末				
			契約額等	時価	契約額等	時価	契約額等	時価			
									うち1年超	うち1年超	うち1年超
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取	貸付金	15,472	15,472	381	15,176	10,000	254	10,000	—	89
			110	—	△0	—	—	—	—	—	—
特例処理	固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取	貸付金	70,278	65,364	2,528	65,714	61,969	2,856	62,369	58,142	2,877
			4,137	1,848	△14	1,848	464	△6	464	62	△1
	合 計			2,895			3,105			2,966	

●通貨関連

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位：百万円)

区分	種類	平成21年度末				平成22年度末				平成23年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約												
	売建	948,019	30,265	△476	△476	938,374	54,060	△16,924	△16,924	767,930	32,179	△33,644	△33,644
	(米ドル)	402,171	8,052	△6,978	△6,978	557,963	54,060	1,939	1,939	289,502	—	△7,612	△7,612
	(ユーロ)	477,400	—	12,758	12,758	365,884	—	△17,903	△17,903	251,282	—	△8,073	△8,073
	(豪ドル)	68,201	22,212	△6,245	△6,245	14,394	—	△959	△959	225,522	32,179	△17,963	△17,963
	買建	89,675	—	2,301	2,301	182,942	—	7,554	7,554	28,274	—	△178	△178
	(米ドル)	42,067	—	1,278	1,278	76,135	—	1,838	1,838	22,592	—	△149	△149
	(ユーロ)	47,607	—	1,023	1,023	106,706	—	5,714	5,714	5,012	—	△27	△27
	通貨オプション												
	売建												
	コール	—	—	—	—	8,400	—	—	—	—	—	—	—
	(米ドル)	(—)	—	—	—	(56)	—	57	△0	(—)	—	—	—
	プット	—	—	—	—	8,000	—	—	—	—	—	—	—
	(米ドル)	(—)	—	—	—	(62)	—	15	46	(—)	—	—	—
	買建	—	—	—	—	8,000	—	—	—	—	—	—	—
	(米ドル)	(—)	—	—	—	(62)	—	15	46	(—)	—	—	—
	コール	18,320	—	—	—	—	—	—	—	333,000	—	—	—
	(米ドル)	(692)	—	350	△342	(—)	—	—	—	(4,219)	—	7,738	3,519
	(豪ドル)	18,320	—	—	—	—	—	—	—	243,000	—	—	—
	(豪ドル)	(692)	—	350	△342	(—)	—	—	—	(3,113)	—	7,249	4,136
プット	—	—	—	—	—	—	—	—	90,000	—	—	—	
(米ドル)	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—	(1,105)	—	488	△616	
プット	39,707	39,707	—	—	47,707	39,707	—	—	39,707	39,707	—	—	
(米ドル)	(6,304)	—	6,413	108	(6,375)	—	8,289	1,914	(6,304)	—	6,967	662	
合計	39,707	39,707	6,413	108	47,707	39,707	8,289	1,914	39,707	39,707	6,967	662	
	(6,304)	—	6,413	108	(6,375)	—	8,289	1,914	(6,304)	—	6,967	662	
合計				1,591				△7,410				△29,641	

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末		
			契約額等		時価	契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年超			うち1年超			うち1年超		
時価ヘッジ	為替予約	外貨建資産	1,163,717	391,764	25,912	1,558,182	491,281	△35,929	1,569,215	457,857	△93,225
	(ユーロ)		611,201	104,808	26,095	709,294	165,218	△27,604	580,503	74,982	△29,556
	(米ドル)		225,747	—	△5,357	504,134	49,454	2,032	506,742	—	△18,968
	(豪ドル)		286,956	286,956	2,973	276,608	276,608	△10,037	416,395	382,875	△38,969
	(英ポンド)		39,811	—	2,200	68,145	—	△320	65,573	—	△5,731
振当処理	売建	外貨建資産	448,070	387,335	30,195	375,692	337,692	31,918	322,528	256,055	13,953
	(豪ドル)		184,807	184,807	10,836	177,973	177,973	2,370	165,699	165,699	△8,618
	(米ドル)		263,263	202,528	19,359	197,719	159,719	29,548	156,829	90,355	22,571
合計				56,107			△4,011			△79,272	

●株式関連(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種類	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末					
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超				うち1年超		
取引所	株価指数先物 売建	8,760	—	△174	△174	—	—	—	—	16,019	—	△6	△6
	買建	1,900	—	93	93	4,668	—	105	105	30,379	—	1,726	1,726
店頭	株価指数オプション 買建												
	ブット	270,375 (24,908)	34,000	4,282	△20,626	233,625 (12,434)	34,000	5,530	△6,904	183,400 (11,203)	34,000	3,650	△7,553
合計					△20,707				△6,798				△5,832

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

平成21年度末、平成22年度末、平成23年度末ともに残高がないため、記載していません。

●債券関連(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種類	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末					
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超				うち1年超		
取引所	債券先物 売建	—	—	—	—	—	—	—	—	85,203	—	49	49
店頭	債券店頭オプション取引 売建												
	コール	— (—)	—	—	—	43,751 (126)	—	63	63	78,077 (1,175)	—	699	476
店頭	買建												
	ブット	— (—)	—	—	—	40,327 (346)	—	97	△249	78,077 (1,421)	—	1,362	△59
合計					—				△186				465

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

平成21年度末、平成22年度末、平成23年度末ともに残高がないため、記載していません。

◆資産関係

① ポートフォリオの推移(一般勘定)

a. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	230,242	1.2	543,065	2.6	358,751	1.7
買入金銭債権	462,598	2.3	390,037	1.9	353,742	1.7
有価証券	14,001,401	70.8	15,141,983	72.9	16,022,808	76.4
公社債	8,060,309	40.8	9,390,253	45.2	10,423,401	49.7
株式	1,320,983	6.7	1,112,189	5.4	906,828	4.3
外国証券	4,587,080	23.2	4,600,411	22.1	4,656,121	22.2
公社債	3,990,477	20.2	4,038,420	19.4	4,105,179	19.6
株式等	596,602	3.0	561,991	2.7	550,941	2.6
その他の証券	33,029	0.2	39,128	0.2	36,456	0.2
貸付金	3,443,887	17.4	3,171,361	15.3	2,887,447	13.8
保険約款貸付	390,623	2.0	373,873	1.8	359,161	1.7
一般貸付	3,053,263	15.4	2,797,488	13.5	2,528,286	12.1
不動産	977,742	4.9	940,803	4.5	903,609	4.3
うち投資用	735,640	3.7	701,341	3.4	671,810	3.2
繰延税金資産	303,203	1.5	319,829	1.5	210,683	1.0
その他	354,911	1.8	280,014	1.3	245,659	1.2
貸倒引当金	△7,923	△0.0	△8,127	△0.0	△4,057	△0.0
一般勘定計	19,766,064	100.0	20,778,967	100.0	20,978,644	100.0
うち外貨建資産	1,879,131	9.5	2,279,420	11.0	2,498,552	11.9

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

b. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	金額	金額	金額
現預金・コールローン	△114,745	312,823	△184,314
買入金銭債権	25,576	△72,561	△36,294
有価証券	590,808	1,140,581	880,824
公社債	746,100	1,329,944	1,033,147
株式	172,177	△208,794	△205,360
外国証券	△326,295	13,331	55,709
公社債	△61,358	47,943	66,759
株式等	△264,937	△34,611	△11,049
その他の証券	△1,173	6,099	△2,671
貸付金	△425,290	△272,525	△283,913
保険約款貸付	△23,657	△16,750	△14,711
一般貸付	△401,632	△255,775	△269,201
不動産	△19,681	△36,939	△37,193
うち投資用	△13,428	△34,299	△29,530
繰延税金資産	△138,429	16,625	△109,145
その他	△182,256	△74,897	△34,354
貸倒引当金	△5,690	△204	4,070
一般勘定計	△269,707	1,012,902	199,677
うち外貨建資産	54,893	400,288	219,131

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

② 主要資産の平均残高(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
現預金・コールローン	194,239	174,752	215,079
買入金銭債権	443,719	414,564	358,599
有価証券	13,837,131	15,026,753	15,682,797
うち公社債	7,513,158	8,923,151	9,956,564
うち株式	1,331,794	1,254,771	991,406
うち外国証券	4,954,785	4,811,370	4,696,170
公社債	4,254,538	4,224,990	4,141,199
株式等	700,247	586,380	554,971
貸付金	3,680,808	3,318,416	3,033,337
保険約款貸付	413,318	392,195	374,980
一般貸付	3,267,490	2,926,221	2,658,357
不動産	1,002,868	978,314	937,563
うち投資用	754,603	734,686	698,452
一般勘定計	19,775,592	20,464,120	20,774,396
うち海外投融資	5,085,331	4,929,626	4,810,562

③ 資産別運用利回り(一般勘定)

(単位：%)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
現預金・コールローン	0.11	0.10	0.08
買入金銭債権	2.11	2.18	2.22
有価証券	1.31	1.89	1.57
うち公社債	1.87	2.00	1.88
うち株式	△5.13	△1.07	△6.27
うち外国証券	2.23	2.49	2.59
公社債	2.55	2.30	2.38
株式等	0.30	3.82	4.14
貸付金	1.87	2.08	2.23
うち一般貸付	1.52	1.73	1.90
不動産	2.89	2.50	2.22
うち投資用	3.84	3.34	2.98
一般勘定計	1.38	1.83	1.59
うち海外投融資	2.22	2.50	2.55

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
 2. 当利回りの算出においては、デリバティブによる損益を分子に含めています。
 3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

④ 商品有価証券明細表(一般勘定) 商品有価証券は、取り扱っていません。

⑤ 商品有価証券売買高(一般勘定) 商品有価証券は、取り扱っていません。

⑥ 有価証券明細表(一般勘定)

(単位：百万円、%)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
国債	4,926,553	35.2	6,402,550	42.3	7,438,011	46.4
地方債	283,654	2.0	260,411	1.7	216,051	1.3
社債	2,850,101	20.4	2,727,292	18.0	2,769,338	17.3
うち公社・公団債	1,699,850	12.1	1,708,846	11.3	1,843,143	11.5
株式	1,320,983	9.4	1,112,189	7.3	906,828	5.7
外国証券	4,587,080	32.8	4,600,411	30.4	4,656,121	29.1
公社債	3,990,477	28.5	4,038,420	26.7	4,105,179	25.6
うち外貨建	1,783,838	12.7	2,186,936	14.4	2,385,387	14.9
株式等	596,602	4.3	561,991	3.7	550,941	3.4
うち外貨建	46,508	0.3	37,281	0.2	44,408	0.3
その他の証券	33,029	0.2	39,128	0.3	36,456	0.2
合 計	14,001,401	100.0	15,141,983	100.0	16,022,808	100.0
うち外貨建	1,830,346	13.1	2,244,540	14.8	2,457,174	15.3

⑦ 有価証券残存期間別残高(一般勘定)

(平成21年度末)

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
有価証券	623,667	883,732	1,661,990	1,449,532	1,396,594	6,015,092	1,970,791	14,001,401
国債	83,814	122,203	147,994	376,812	364,598	3,831,130	—	4,926,553
地方債	21,108	109,763	125,412	18,788	5,980	2,601	—	283,654
社債	247,854	376,904	639,030	488,490	277,503	798,297	22,020	2,850,101
株式	—	—	—	—	—	—	1,320,983	1,320,983
外国証券	270,261	273,684	749,553	565,441	748,511	1,383,063	596,564	4,587,080
公社債	270,260	273,647	749,553	565,441	748,511	1,383,063	—	3,990,477
株式等	1	36	—	—	—	—	596,564	596,602
その他の証券	628	1,177	—	—	—	—	31,224	33,029
買入金銭債権	19,994	—	—	4,067	—	293,551	—	317,613
譲渡性預金	11,999	—	—	—	—	—	—	11,999
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	655,661	883,732	1,661,990	1,453,599	1,396,594	6,308,644	1,970,791	14,331,014

(平成22年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
有価証券	409,614	1,217,956	1,469,363	1,564,862	1,565,099	7,180,552	1,734,535	15,141,983
国債	122,046	120,915	207,825	328,848	380,937	5,241,975	—	6,402,550
地方債	44,424	137,815	65,137	5,366	5,044	2,623	—	260,411
社債	118,500	540,858	631,470	388,344	166,388	859,316	22,413	2,727,292
株式							1,112,189	1,112,189
外国証券	124,642	417,212	564,930	842,302	1,012,729	1,076,636	561,958	4,600,411
公社債	124,609	417,212	564,930	842,302	1,012,729	1,076,636	—	4,038,420
株式等	33	—	—	—	—	—	561,958	561,991
その他の証券	—	1,153	—	—	—	—	37,975	39,128
買入金銭債権	2,999	—	—	4,954	—	279,180	—	287,134
譲渡性預金	19,999	—	—	—	—	—	—	19,999
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	432,612	1,217,956	1,469,363	1,569,816	1,565,099	7,459,733	1,734,535	15,449,116

(平成23年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
有価証券	515,398	1,410,102	1,780,601	1,206,817	1,313,301	8,280,195	1,516,393	16,022,808
国債	104,169	158,662	456,896	186,623	304,558	6,227,101	—	7,438,011
地方債	64,030	124,593	18,746	1,968	4,066	2,646	—	216,051
社債	233,552	615,451	524,842	236,366	117,230	1,019,483	22,409	2,769,338
株式							906,828	906,828
外国証券	113,573	511,255	780,115	781,858	887,445	1,030,963	550,908	4,656,121
公社債	113,573	511,222	780,115	781,858	887,445	1,030,963	—	4,105,179
株式等	—	32	—	—	—	—	550,908	550,941
その他の証券	71	139	—	—	—	—	36,245	36,456
買入金銭債権	8,062	—	4,119	—	—	265,066	—	277,249
譲渡性預金	33,997	—	—	—	—	—	—	33,997
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	557,458	1,410,102	1,784,720	1,206,817	1,313,301	8,545,261	1,516,393	16,334,054

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

⑧ 地域別地方債保有内訳(一般勘定)

(単位：百万円)

区分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
北海道	5,416	4,752	2,387
東北	1,143	751	650
関東	115,789	109,974	100,991
中部	55,249	52,362	47,011
近畿	58,228	51,788	28,310
中国	22,388	19,045	17,544
四国	351	355	359
九州	25,086	21,380	18,796
合計	283,654	260,411	216,051

⑨ 保有公社債の期末残高利回り(一般勘定)

(単位：%)

区分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
公社債	1.90	1.91	1.91
外国公社債	3.65	3.59	3.79

(注)本表記載の数値は、国庫短期証券を除いて算出しています。

10 業種別株式保有明細表(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末		
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	697	0.1	156	0.0	157	0.0	
鉱業	237	0.0	209	0.0	101	0.0	
建設業	26,808	2.0	25,531	2.3	26,625	2.9	
製 造 業	食料品	36,516	2.8	30,795	2.8	26,883	3.0
	繊維製品	7,370	0.6	7,289	0.7	6,346	0.7
	パルプ・紙	5,575	0.4	4,873	0.4	5,322	0.6
	化学	97,749	7.4	88,318	7.9	77,485	8.5
	医薬品	79,623	6.0	55,269	5.0	39,677	4.4
	石油・石炭製品	4,507	0.3	5,503	0.5	4,815	0.5
	ゴム製品	4,552	0.3	3,523	0.3	3,850	0.4
	ガラス・土石製品	11,856	0.9	13,090	1.2	10,514	1.2
	鉄鋼	42,604	3.2	29,997	2.7	23,412	2.6
	非鉄金属	33,876	2.6	32,514	2.9	28,566	3.2
	金属製品	4,865	0.4	4,448	0.4	4,660	0.5
	機械	81,916	6.2	71,577	6.4	54,442	6.0
	電気機器	172,006	13.0	142,748	12.8	112,049	12.4
	輸送用機器	67,091	5.1	51,424	4.6	35,820	4.0
	精密機器	12,343	0.9	9,786	0.9	5,283	0.6
その他製品	21,659	1.6	18,548	1.7	16,420	1.8	
電気・ガス業	41,605	3.1	29,615	2.7	25,660	2.8	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸運業	82,496	6.2	73,397	6.6	71,260	7.9
	海運業	10,370	0.8	7,168	0.6	4,875	0.5
	空運業	3,425	0.3	3,495	0.3	2,775	0.3
	倉庫・運輸関連業	5,881	0.4	5,750	0.5	5,610	0.6
	情報・通信業	6,990	0.5	6,692	0.6	5,507	0.6
商 業	卸売業	71,429	5.4	72,181	6.5	67,506	7.4
	小売業	23,388	1.8	18,286	1.6	15,247	1.7
金 融 ・ 保 険 業	銀行業	237,560	18.0	207,677	18.7	134,318	14.8
	証券・商品先物取引業	7,314	0.6	5,838	0.5	5,730	0.6
	保険業	70,323	5.3	44,511	4.0	42,364	4.7
	その他金融業	5,405	0.4	2,087	0.2	1,680	0.2
不動産業	11,151	0.8	9,394	0.8	8,281	0.9	
サービス業	31,781	2.4	30,485	2.7	33,574	3.7	
合 計	1,320,983	100.0	1,112,189	100.0	906,828	100.0	

(注)業種区分は、「証券コード協会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

11 有価証券等の時価情報(一般勘定)

a. 売買目的有価証券の評価損益

平成21年度末、平成22年度末、平成23年度末ともに残高がないため、記載していません。

b. 有価証券の時価情報

●有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位: 百万円)

区分	平成21年度末					平成22年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益		帳簿価額	時価	差損益	差益	
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	2,227,110	2,215,247	△11,863	21,015	△32,878	2,095,625	2,089,927	△5,698	24,408	△30,107
責任準備金対応債券	7,039,142	7,171,915	132,772	153,118	△20,345	8,333,155	8,544,014	210,859	232,254	△21,395
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	4,282,786	4,352,545	69,758	225,140	△155,382	4,360,904	4,346,301	△14,603	177,158	△191,761
公社債	800,567	801,836	1,268	9,915	△8,646	695,158	701,617	6,458	10,211	△3,752
株式	1,105,836	1,164,082	58,245	167,203	△108,957	979,418	976,197	△3,220	131,757	△134,978
外国証券	2,019,909	2,025,790	5,881	39,589	△33,708	2,350,106	2,323,607	△26,499	21,966	△48,465
公社債	1,972,184	1,982,697	10,512	39,530	△29,018	2,323,427	2,298,275	△25,152	21,587	△46,740
株式等	47,724	43,093	△4,631	58	△4,690	26,679	25,332	△1,346	378	△1,725
その他の証券	31,442	31,223	△219	3,509	△3,728	38,401	37,744	△657	3,899	△4,556
買入金銭債権	313,030	317,613	4,582	4,922	△340	277,818	287,134	9,315	9,323	△8
譲渡性預金	12,000	11,999	△0	—	△0	20,000	19,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	13,549,040	13,739,708	190,667	399,274	△208,606	14,789,686	14,980,243	190,556	433,821	△243,264
公社債	8,059,041	8,206,367	147,326	173,624	△26,297	9,383,794	9,610,562	226,767	251,289	△24,522
株式	1,105,836	1,164,082	58,245	167,203	△108,957	979,418	976,197	△3,220	131,757	△134,978
外国証券	4,027,689	4,008,422	△19,267	50,014	△69,282	4,090,252	4,048,605	△41,646	37,550	△79,197
公社債	3,979,965	3,965,328	△14,636	49,955	△64,592	4,063,573	4,023,272	△40,300	37,171	△77,471
株式等	47,724	43,093	△4,631	58	△4,690	26,679	25,332	△1,346	378	△1,725
その他の証券	31,442	31,223	△219	3,509	△3,728	38,401	37,744	△657	3,899	△4,556
買入金銭債権	313,030	317,613	4,582	4,922	△340	277,818	287,134	9,315	9,323	△8
譲渡性預金	12,000	11,999	△0	—	△0	20,000	19,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区分	平成23年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,961,880	2,030,383	68,503	69,972	△1,469
責任準備金対応債券	9,368,136	9,882,655	514,519	522,706	△8,187
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
その他有価証券	4,245,609	4,399,505	153,896	260,300	△106,403
公社債	696,718	717,872	21,154	22,392	△1,238
株式	800,682	836,448	35,765	121,254	△85,488
外国証券	2,412,211	2,498,033	85,821	100,852	△15,031
公社債	2,392,962	2,480,691	87,729	100,507	△12,778
株式等	19,249	17,341	△1,908	345	△2,253
その他の証券	37,152	35,904	△1,247	3,382	△4,629
買入金銭債権	264,844	277,249	12,404	12,418	△13
譲渡性預金	34,000	33,997	△2	—	△2
その他	—	—	—	—	—
合計	15,575,626	16,312,544	736,918	852,978	△116,060
公社債	10,402,246	10,951,216	548,970	557,475	△8,505
株式	800,682	836,448	35,765	121,254	△85,488
外国証券	4,036,700	4,177,728	141,027	158,449	△17,421
公社債	4,017,450	4,160,386	142,936	158,103	△15,167
株式等	19,249	17,341	△1,908	345	△2,253
その他の証券	37,152	35,904	△1,247	3,382	△4,629
買入金銭債権	264,844	277,249	12,404	12,418	△13
譲渡性預金	34,000	33,997	△2	—	△2
その他	—	—	—	—	—

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。(単位: 百万円)

区分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
満期保有目的の債券	—	—	—
非上場外国債券	—	—	—
その他	—	—	—
責任準備金対応債券	—	—	—
子会社・関連会社株式	62,415	39,898	44,854
その他有価証券	649,743	634,919	559,300
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	95,149	96,757	26,189
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	552,626	536,626	532,480
非上場外国債券	—	—	—
その他	1,968	1,536	630
合計	712,158	674,818	604,155

責任準備金対応債券について

・当社では、金利変動に対する資産・負債の時価変動を適切に管理する観点から、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、以下の保険契約群(小区分)を特定したうえで、これらに対応する円建債券の保有目的区分を「責任準備金対応債券」としています。

○ライフワン(最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約)

○エクト(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い))

○一時払養老保険(ただし、一部を除く)

○個人保険及び個人年金保険契約(ただし、一部保険種類を除く)

○確定拠出年金保険及び新単位別利率設定特約

○確定給付企業年金保険(02)・新企業年金保険(単位別利率設定特約及び新単位別利率設定特約を除く)等契約の今後20年以内に発生する見込みのキャッシュ・フローに対応する責任準備金

○拠出型企業年金保険契約の今後20年以内に発生する見込みのキャッシュ・フローに対応する責任準備金

・これらの小区分において、保険契約群の責任準備金と、対応する保有債券のデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度)が、一定幅の中で一致していることを定期的に検証しています。

c. 金銭の信託の時価情報

●運用目的の金銭の信託

平成21年度末、平成22年度末、平成23年度末ともに残高がないため、記載していません。

●運用目的以外の金銭の信託

平成21年度末、平成22年度末、平成23年度末ともに残高がないため、記載していません。

(ご参考)

金融商品に係る会計基準における「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」についても一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末					平成22年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益		帳簿価額	時価	差損益	差益	
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	2,227,110	2,215,247	△11,863	21,015	△32,878	2,095,625	2,089,927	△5,698	24,408	△30,107
責任準備金対応債券	7,039,142	7,171,915	132,772	153,118	△20,345	8,333,155	8,544,014	210,859	232,254	△21,395
子会社・関連会社株式	62,415	62,644	228	228	—	39,898	40,011	113	113	—
その他有価証券	4,932,530	5,002,345	69,815	225,320	△155,505	4,995,824	4,980,437	△15,387	177,158	△192,546
公社債	800,567	801,836	1,268	9,915	△8,646	695,158	701,617	6,458	10,211	△3,752
株式	1,200,985	1,259,231	58,245	167,203	△108,957	1,076,175	1,072,954	△3,220	131,757	△134,978
外国証券	2,572,582	2,578,635	6,053	39,770	△33,717	2,886,778	2,859,602	△27,176	21,966	△49,142
公社債	1,972,184	1,982,697	10,512	39,530	△29,018	2,323,427	2,298,275	△25,152	21,587	△46,740
株式等	600,398	595,938	△4,459	239	△4,698	563,350	561,327	△2,023	378	△2,402
その他の証券	33,363	33,029	△334	3,509	△3,843	39,893	39,128	△764	3,899	△4,663
買入金銭債権	313,030	317,613	4,582	4,922	△340	277,818	287,134	9,315	9,323	△8
譲渡性預金	12,000	11,999	△0	—	△0	20,000	19,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	14,261,199	14,452,152	190,953	399,683	△208,730	15,464,504	15,654,391	189,886	433,934	△244,048
公社債	8,059,041	8,206,367	147,326	173,624	△26,297	9,383,794	9,610,562	226,767	251,289	△24,522
株式	1,262,737	1,320,983	58,245	167,203	△108,957	1,115,410	1,112,189	△3,220	131,757	△134,978
外国証券	4,581,027	4,562,159	△18,867	50,423	△69,291	4,627,588	4,585,377	△42,210	37,663	△79,874
公社債	3,979,965	3,965,328	△14,636	49,955	△64,592	4,063,573	4,023,272	△40,300	37,171	△77,471
株式等	601,062	596,831	△4,230	468	△4,698	564,014	562,104	△1,910	492	△2,402
その他の証券	33,363	33,029	△334	3,509	△3,843	39,893	39,128	△764	3,899	△4,663
買入金銭債権	313,030	317,613	4,582	4,922	△340	277,818	287,134	9,315	9,323	△8
譲渡性預金	12,000	11,999	△0	—	△0	20,000	19,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区 分	平成23年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,961,880	2,030,383	68,503	69,972	△1,469
責任準備金対応債券	9,368,136	9,882,655	514,519	522,706	△8,187
子会社・関連会社株式	44,854	44,957	102	102	—
その他有価証券	4,804,910	4,959,183	154,272	260,722	△106,450
公社債	696,718	717,872	21,154	22,392	△1,238
株式	826,872	862,638	35,765	121,254	△85,488
外国証券	2,944,737	3,030,968	86,231	101,275	△15,044
公社債	2,392,962	2,480,691	87,729	100,507	△12,778
株式等	551,775	550,277	△1,497	768	△2,265
その他の証券	37,737	36,456	△1,280	3,382	△4,662
買入金銭債権	264,844	277,249	12,404	12,418	△13
譲渡性預金	34,000	33,997	△2	—	△2
その他	—	—	—	—	—
合 計	16,179,781	16,917,179	737,397	853,504	△116,106
公社債	10,402,246	10,951,216	548,970	557,475	△8,505
株式	871,063	906,828	35,765	121,254	△85,488
外国証券	4,569,889	4,711,430	141,540	158,974	△17,433
公社債	4,017,450	4,160,386	142,936	158,103	△15,167
株式等	552,439	551,044	△1,395	870	△2,265
その他の証券	37,737	36,456	△1,280	3,382	△4,662
買入金銭債権	264,844	277,249	12,404	12,418	△13
譲渡性預金	34,000	33,997	△2	—	△2
その他	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 有価証券のうち時価のあるものに係る時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、平成21年度末が285百万円、平成22年度末が△670百万円、平成23年度末が479百万円となっています。

不動産(土地・借地権)の差損益

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
不動産の差損益	16,753	△17,076	△29,009

(注) 土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

d. デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用の合算値)

●差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位: 百万円)

区分	平成21年度末						平成22年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	2,895	56,107	—	—	—	59,002	3,105	△4,011	—	—	—	△905
ヘッジ会計非適用分	—	2,491	△20,626	—	—	△18,134	△169	△6,298	△6,904	△186	—	△13,558
合計	2,895	58,598	△20,626	—	—	40,867	2,936	△10,309	△6,904	△186	—	△14,463

区分	平成23年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	2,966	△79,272	—	—	—	△76,306
ヘッジ会計非適用分	△250	△29,662	△7,559	465	—	△37,006
合計	2,715	△108,935	△7,559	465	—	△113,312

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

なお時価ヘッジ適用分の差損益は、平成21年度末通貨関連 25,912百万円、平成22年度末通貨関連 △35,929百万円、平成23年度末通貨関連 △93,225百万円となっています。

●金利関連

(単位: 百万円)

区分	種類	平成21年度末				平成22年度末				平成23年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超				うち1年超			
店頭	金利スワップ												
	固定金利受取/変動金利支払	85,750	80,836	2,910	2,910	80,890	71,969	3,111	3,111	72,369	58,142	2,967	2,967
	固定金利支払/変動金利受取	4,247	1,848	△14	△14	36,348	34,964	△175	△175	34,964	34,562	△251	△251
合計				2,895				2,936				2,715	

(注) 差損益欄には、時価を記載しています。

(ご参考)金利スワップ契約の内容

(単位: 百万円、%)

区分	平成23年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
受取固定・支払変動スワップの想定元本額	14,226	12,716	26,203	16,501	2,721	—	72,369
平均受取固定金利	2.18	1.68	1.96	1.74	1.54	—	1.89
平均支払変動金利	1.13	0.41	0.57	0.53	0.53	—	0.64
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	401	34,562	—	—	—	—	34,964
平均支払固定金利	1.28	0.62	—	—	—	—	0.63
平均受取変動金利	0.61	0.44	—	—	—	—	0.44
想定元本額合計	14,628	47,279	26,203	16,501	2,721	—	107,333

●通貨関連

(単位: 百万円)

区分	種類	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末					
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	契約額等			
		うち1年超				うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約												
	売建	2,043,124	422,029	26,334	26,334	2,454,709	545,342	△51,741	△51,741	2,329,735	490,036	△126,911	△126,911
	(ユーロ)	1,087,990	104,808	38,878	38,878	1,074,760	165,218	△45,495	△45,495	829,736	74,982	△37,640	△37,640
	(米ドル)	560,217	8,052	△11,473	△11,473	1,020,800	103,515	5,072	5,072	792,507	—	△26,605	△26,605
	(豪ドル)	355,105	309,168	△3,271	△3,271	291,003	276,608	△10,997	△10,997	641,918	415,054	△56,933	△56,933
	(英ポンド)	39,811	—	2,200	2,200	68,145	—	△320	△320	65,573	—	△5,731	△5,731
	買建	89,675	—	2,301	2,301	182,661	—	7,552	7,552	23,529	—	△159	△159
	(米ドル)	42,067	—	1,278	1,278	76,016	—	1,838	1,838	19,776	—	△132	△132
	(ユーロ)	47,607	—	1,023	1,023	106,644	—	5,714	5,714	3,752	—	△27	△27
	通貨オプション												
	売建												
	コール	—	—	—	—	8,400	—	—	—	—	—	—	—
	(米ドル)	(—)	—	—	—	(56)	—	57	△0	(—)	—	—	—
	プット	—	—	—	—	8,400	—	—	—	(—)	—	—	—
	(米ドル)	(—)	—	—	—	(56)	—	57	△0	(—)	—	—	—
	買建												
	コール	18,320	—	—	—	—	—	—	—	333,000	—	—	—
	(米ドル)	(692)	—	350	△342	(—)	—	—	—	(4,219)	—	7,738	3,519
	(豪ドル)	18,320	—	—	—	(—)	—	—	—	243,000	—	—	—
	(ユーロ)	(692)	—	—	—	(—)	—	—	—	(3,113)	—	7,249	4,136
	プット	—	—	—	—	(—)	—	—	—	90,000	—	—	—
	(米ドル)	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—	(1,105)	—	488	△616
	買建												
	コール	39,707	39,707	—	—	47,707	39,707	—	—	39,707	39,707	—	—
	(米ドル)	(6,304)	—	6,413	108	(6,375)	—	8,289	1,914	(6,304)	—	6,967	662
	プット	39,707	39,707	—	—	47,707	39,707	—	—	39,707	39,707	—	—
(米ドル)	(6,304)	—	6,413	108	(6,375)	—	8,289	1,914	(6,304)	—	6,967	662	
合計				28,403				△42,228				△122,888	

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 外貨建金銭債権債務等が為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。なお、開示の対象より除いている為替予約は、平成21年度末が豪ドル売建の契約額 184,807百万円、時価 10,836百万円、差損益 10,836百万円、米ドル売建の契約額 263,263百万円、時価 19,359百万円、差損益 19,359百万円、平成22年度末が豪ドル売建の契約額 177,973百万円、時価 2,370百万円、差損益 2,370百万円、米ドル売建の契約額 197,719百万円、時価 29,548百万円、差損益 29,548百万円、平成23年度末が豪ドル売建の契約額 165,699百万円、時価 △8,618百万円、差損益 △8,618百万円、米ドル売建の契約額 156,829百万円、時価 22,571百万円、差損益 22,571百万円です。

3. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

●株式関連

(単位：百万円)

区分	種類	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末			
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	
											うち1年超
取引所	株価指数先物 売建	-	-	-	-	-	-	16,019	-	△6	△6
店頭	株価指数オプション 買建 ブット	270,375 (24,908)	34,000	4,282 △20,626 △20,626	233,625 (12,434)	34,000	5,530 △6,904 △6,904	183,400 (11,203)	34,000	3,650	△7,553 △7,553
合計											

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

●債券関連

(単位：百万円)

区分	種類	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末			
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	
											うち1年超
取引所	債券先物 売建	-	-	-	-	-	-	85,203	-	49	49
店頭	債券店頭オプション取引 売建 コール	-	-	-	43,751 (126)	-	63 63	78,077 (1,175)	-	699	476
	買建 ブット	-	-	-	40,327 (346)	-	97 △249	78,077 (1,421)	-	1,362	△59
合計											465

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

12 貸付金明細表(一般勘定)

(単位：百万円)

区分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
保険約款貸付	390,623	373,873	359,161
契約者貸付	351,500	337,347	325,323
保険料振替貸付	39,122	36,525	33,838
一般貸付	3,053,263	2,797,488	2,528,286
(うち非居住者貸付)	(103,005)	(91,459)	(74,957)
企業貸付	2,933,245	2,697,968	2,450,583
(うち国内企業向け)	(2,900,733)	(2,668,925)	(2,425,467)
国・国際機関・政府関係機関貸付	33,054	28,626	22,461
公共団体・公企業貸付	65,665	54,427	42,024
住宅ローン	12,212	10,737	9,569
消費者ローン	8,668	5,352	3,310
その他	417	376	337
合計	3,443,887	3,171,361	2,887,447

13 貸付金残存期間別残高(一般勘定)

(平成21年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
変動金利	12,549	47,927	35,872	68,272	75,171	70,544	118,000	428,337
固定金利	316,489	607,388	541,945	535,716	561,010	62,375	-	2,624,926
一般貸付計	329,039	655,315	577,818	603,988	636,181	132,920	118,000	3,053,263

(平成22年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
変動金利	37,293	23,993	28,557	94,981	54,549	48,441	118,000	405,816
固定金利	324,413	548,359	555,290	506,170	371,647	85,789	-	2,391,671
一般貸付計	361,706	572,353	583,847	601,151	426,197	134,231	118,000	2,797,488

(平成23年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
変動金利	4,609	31,080	31,268	42,500	85,507	29,303	118,000	342,268
固定金利	266,499	533,937	574,846	444,314	276,296	90,123	-	2,186,017
一般貸付計	271,108	565,018	606,114	486,814	361,803	119,426	118,000	2,528,286

14 国内企業向け貸付金企業規模別内訳(一般勘定)

(単位: 件、百万円、%)

区分		平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
		金額	占率	金額	占率	金額	占率
大企業	貸付先数	326	62.0	294	66.5	263	69.0
	金額	2,663,539	91.8	2,427,810	91.0	2,197,074	90.6
中堅企業	貸付先数	12	2.3	7	1.6	5	1.3
	金額	14,715	0.5	13,557	0.5	11,865	0.5
中小企業	貸付先数	188	35.7	141	31.9	113	29.7
	金額	222,478	7.7	227,557	8.5	216,528	8.9
国内企業向け貸付計	貸付先数	526	100.0	442	100.0	381	100.0
	金額	2,900,733	100.0	2,668,925	100.0	2,425,467	100.0

(注) 1. 規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業種	①右の②、③、④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	従業員 300人超かつ	資本金10億円 以上	従業員 50人超かつ	資本金10億円 以上	従業員 100人超かつ	資本金10億円 以上	従業員 100人超かつ	資本金10億円 以上
中堅企業		資本金3億円超 10億円未満		資本金5千万円超 10億円未満		資本金5千万円超 10億円未満		資本金1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下	

- 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。
- 従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。
- サービス業は、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。
- 規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の規模区分に準拠しています。

15 貸付金業種別内訳(一般勘定)

(単位: 百万円、%)

区分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末		
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
国内向け	食料	29,180	1.0	19,007	0.7	19,207	0.8
	繊維	16,544	0.5	14,125	0.5	13,913	0.6
	木材・木製品	1,252	0.0	1,088	0.0	1,045	0.0
	パルプ・紙	46,433	1.5	44,383	1.6	38,305	1.5
	印刷	56	0.0	50	0.0	41	0.0
	化学	75,142	2.5	75,265	2.7	70,450	2.8
	石油・石炭	59,907	2.0	58,656	2.1	54,665	2.2
	窯業・土石	19,108	0.6	17,459	0.6	15,992	0.6
	鉄鋼	103,455	3.4	101,032	3.6	97,535	3.9
	非鉄金属	13,454	0.4	13,150	0.5	11,798	0.5
	金属製品	718	0.0	152	0.0	92	0.0
	はん用・生産用・業務用機械	39,849	1.3	37,765	1.3	29,751	1.2
	電気機械	122,797	4.0	117,278	4.2	77,088	3.0
	輸送用機械	154,273	5.1	141,788	5.1	122,012	4.8
	その他の製造業	24,995	0.8	24,828	0.9	14,156	0.6
	農業、林業	—	—	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
	建設業	12,297	0.4	10,888	0.4	9,022	0.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	541,171	17.7	451,185	16.1	399,553	15.8
情報通信業	77,355	2.5	80,590	2.9	81,508	3.2	
運輸業、郵便業	169,167	5.5	157,398	5.6	149,904	5.9	
卸売業	533,660	17.5	505,034	18.1	500,788	19.8	
小売業	24,364	0.8	20,587	0.7	15,695	0.6	
金融業、保険業	548,463	18.0	492,232	17.6	421,155	16.7	
不動産業	171,181	5.6	168,372	6.0	161,462	6.4	
物品賃貸業	116,087	3.8	116,774	4.2	119,598	4.7	
学術研究、専門・技術サービス業	1,025	0.0	1,010	0.0	1,370	0.1	
宿泊業	231	0.0	199	0.0	169	0.0	
飲食業	128	0.0	101	0.0	44	0.0	
生活関連サービス業、娯楽業	259	0.0	147	0.0	50	0.0	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	
医療・福祉	623	0.0	559	0.0	337	0.0	
その他のサービス	8,289	0.3	8,246	0.3	6,710	0.3	
地方公共団体	15,419	0.5	10,576	0.4	7,019	0.3	
個人(住宅・消費・納税資金等)	23,360	0.8	16,089	0.6	12,880	0.5	
合計	2,950,258	96.6	2,706,028	96.7	2,453,328	97.0	
海外向け	政府等	70,492	2.3	62,417	2.2	49,842	2.0
	金融機関	22,000	0.7	22,000	0.8	22,000	0.9
	商工業等	10,512	0.3	7,042	0.3	3,115	0.1
	合計	103,005	3.4	91,459	3.3	74,957	3.0
一般貸付計	3,053,263	100.0	2,797,488	100.0	2,528,286	100.0	

(注) 国内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。

16 貸付金使途別内訳(一般勘定)

(単位:百万円,%)

区分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
設備資金	722,674	23.7	628,625	22.5	568,522	22.5
運転資金	1,629,035	53.4	1,547,437	55.3	1,435,120	56.8

(注) 占率には、一般貸付金残高に対する割合を記載しています。

17 貸付金地域別内訳(一般勘定)

(単位:百万円,%)

区分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北海道	36,859	1.3	27,963	1.0	22,527	0.9
東北	62,673	2.1	54,320	2.0	51,584	2.1
関東	1,882,013	64.2	1,748,467	65.0	1,592,676	65.3
中部	232,664	7.9	194,089	7.2	171,362	7.0
近畿	499,530	17.1	471,196	17.5	424,228	17.4
中国	90,922	3.1	88,513	3.3	88,191	3.6
四国	28,324	1.0	24,276	0.9	23,041	0.9
九州	96,388	3.3	81,110	3.0	66,836	2.7
合計	2,929,377	100.0	2,689,938	100.0	2,440,448	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等を含みません。
2. 地域区分は、資料作成時点で当社が把握している貸付先の本社所在地によります。

18 貸付金担保別内訳(一般勘定)

(単位:百万円,%)

区分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
担保貸付	17,770	0.6	13,069	0.5	1,721	0.1
有価証券担保貸付	2,687	0.1	1,626	0.1	1,224	0.0
不動産・動産・財団担保貸付	15,082	0.5	11,443	0.4	451	0.0
指名債権担保貸付	—	—	—	—	45	0.0
保証貸付	130,228	4.3	122,801	4.4	96,919	3.8
信用貸付	2,884,384	94.5	2,645,527	94.6	2,416,765	95.6
その他	20,880	0.7	16,089	0.6	12,880	0.5
一般貸付計	3,053,263	100.0	2,797,488	100.0	2,528,286	100.0
うち劣後特約付貸付	288,000	9.4	283,500	10.1	263,000	10.4

19 リスク管理債権の状況

(単位:百万円,%)

区分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
破綻先債権額①	1,747	7	—
延滞債権額②	9,326	6,943	1,763
小計(①+②)	11,074	6,951	1,763
(貸付金残高に対する比率)	(0.32)	(0.22)	(0.06)
3カ月以上延滞債権額③	—	6	3
貸付条件緩和債権額④	—	361	328
合計(①+②+③+④)	11,074	7,318	2,095
(貸付金残高に対する比率)	(0.32)	(0.23)	(0.07)
(総資産に対する比率)	(0.05)	(0.03)	(0.01)

(注) 1. 破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成21年度末が破綻先債権額21,801百万円、延滞債権額64百万円、平成22年度末が延滞債権額54百万円、平成23年度末が延滞債権額49百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸付金(未取利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未取利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対する有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

(ご参考)

(単位:百万円)

区分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
貸付金残高	3,443,887	3,171,361	2,887,447
総資産	23,018,316	23,736,871	23,963,043

20 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,838	149	124
危険債権	9,282	6,853	1,689
要管理債権	—	367	331
小計 (対合計比)	11,120 (0.27)	7,370 (0.20)	2,146 (0.07)
正常債権	4,065,109	3,659,143	3,058,106
合計	4,076,230	3,666,514	3,060,252

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く)です。
 4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

(ご参考)貸付金に関わる自己査定状況

(単位：億円、%)

区分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
非分類	33,498	97.3	31,123	98.1	28,472	98.6
Ⅱ分類	866	2.5	539	1.7	401	1.4
Ⅲ分類	73	0.2	50	0.2	0	0.0
Ⅳ分類	—	—	—	—	—	—
貸付金残高	34,438	100.0	31,713	100.0	28,874	100.0

- (注) 1. Ⅲ分類債権に対して、個別貸倒引当金を平成21年度末は37億円、平成22年度末は21億円、平成23年度末は0億円計上しています。
 2. 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、平成21年度末が218億円、平成22年度末が0億円、平成23年度末が0億円です。

(ご参考)貸倒引当金の状況

(単位：億円)

区分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
個別貸倒引当金残高	41	29	5
一般貸倒引当金残高	37	52	35
貸倒引当金合計	79	81	40

21 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

22 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	平成22年度末	平成23年度末
ソルベンシー・マージン総額(A)	2,174,851	2,283,974
基金等	754,678	806,400
価格変動準備金	161,447	161,447
危険準備金	286,000	267,400
一般貸倒引当金	5,220	3,523
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	△15,387	138,845
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	△84,729	△95,995
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	595,972	604,127
負債性資本調達手段等	399,500	345,500
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△31,364	△31,364
その他	103,513	84,090
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_6)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	683,287	644,562
保険リスク相当額 R_1	90,569	87,608
第三分野保険の保険リスク相当額 R_6	48,223	48,382
予定利率リスク相当額 R_2	239,118	233,101
最低保証リスク相当額 R_7^*	91,252	89,052
資産運用リスク相当額 R_3	322,493	292,531
経営管理リスク相当額 R_4	15,833	15,013
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	636.5%	708.6%

*最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。

(注) 平成23年度末の数値は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。なお、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされており、平成22年度末の数値は、平成23年度における基準を平成22年度末に適用したと仮定し、平成23年3月期に開示した数値です。

◆ソルベンシー・マージン比率について

「ソルベンシー・マージン」とは、大地震や株の大暴落といった通常予測できる範囲を超える諸リスクに対応するための「支払余力」を意味しています。

ソルベンシー・マージン比率とは、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化した「リスクの合計額」に対する「ソルベンシー・マージン総額」の比率であり、通常の予測を超えて発生するリスクをどれだけカバーできるかを表す指標のひとつです。

この数値が200%を下回った場合、監督当局によって「早期是正措置」が発動されます。

ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとりえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

なお、信頼性の一層の向上の観点から、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされており、当該変更は平成23年度末より適用されています。また、このソルベンシー・マージン比率に加え、平成23年度末より連結ソルベンシー・マージン比率が導入されています（177ページ参照）。

◆ソルベンシー・マージン総額について

「ソルベンシー・マージン総額」を構成する各項目の内容および法令上の根拠は以下のとおりです。

項目	内容	法令上の根拠																				
基金等	<p>貸借対照表上の純資産の部合計から、評価・換算差額等合計を控除したうえ、剰余金の処分として支出する金額（社員配当準備金に積み立てる金額を含みます。）を控除した額を記載しています。なお、規則第86条第1項第1号に定める事項のうち、「保険業法（以下、本項目において「法」と言います。）第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額」については、当社には該当事項はありません。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">基金等</div> <div>=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">貸借対照表上の純資産の部合計</div> <div>-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">評価・換算差額等合計</div> <div>-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">剰余金の処分として支出する金額</div> <div>-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">その他（繰延資産等）</div> </div>	<p>保険業法施行規則（以下、「規則」）第86条第1項第1号</p>																				
基金	<p>「基金等」に含まれる項目のうち、基金については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金は、株式会社の資本金に該当する相互会社の担保財産として保険業法で定められているもので、貸借対照表上の純資産の部に計上されています。 基金は契約で定められた期日に償却を行います。元金の返済に加えて、別途、同額の基金償却積立金を内部留保として積み立てることが必要とされています。基金の償却期日については、132ページの「基金償却スケジュール」をご覧ください。 																					
価格変動準備金	<p>貸借対照表上の価格変動準備金の額を記載しています。</p> <p>価格変動準備金は、法第115条第1項により、保険会社に対し、所有する株式等の価格変動により生じ得る損失に備えて積み立てることが求められているものです。</p> <p>株式等の売買等による損失の額が株式等の売買等による利益の額を超える場合においてその差額をてん補に充てる場合、その他金融庁長官の認可を受けたとき、取崩すことができます。</p>	<p>規則第86条第1項第2号</p>																				
危険準備金	<p>貸借対照表上の責任準備金の一部である危険準備金の額を記載しています。</p> <p>危険準備金は、規則第69条第1項第3号により、保険会社に対し、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険（保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスク）に備えて積み立てることが求められているものです。死差損・利差損がある場合、最低保証に係る収支残が負の場合において、当該損失のてん補に充てる時に取崩すことができます。</p> <p>なお、業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、これらによらない取崩しを行うことができます。</p> <p>※保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクの意味については、次ページをご覧ください。</p>	<p>規則第86条第1項第3号</p>																				
一般貸倒引当金	<p>貸借対照表上の貸倒引当金の一部である一般貸倒引当金の額を記載しています。</p>	<p>規則第86条第1項第4号</p>																				
その他有価証券の評価差額	<p>その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に、当該金額がプラスの場合は90%を、マイナスの場合は100%を乗じて得た額を記載しています。</p>	<p>規則第86条第1項第5号</p>																				
土地の含み損益	<p>土地の時価と帳簿価額の差額に、当該金額がプラスの場合は85%を、マイナスの場合は100%を乗じて得た額を記載しています。土地の時価と帳簿価額の差額には、貸借対照表上の土地再評価差額金および貸借対照表上の再評価に係る繰延税金負債の合計額が含まれます。</p>	<p>規則第86条第1項第6号</p>																				
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	<p>貸借対照表上の責任準備金の一部である以下のアの額からイ及びウの合計額を控除した残額を記載しています。</p> <p>ア. 保険料積立金及び未経過保険料の合計額</p> <p>イ. 以下の①と②のいずれか大きい額</p> <p>① 保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した保険料積立金の額に未経過保険料を加えた額</p> <p>② 保有する保険契約が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額</p> <p>ウ. 規則第69条第5項の規定に基づき追加して積み立てた保険料積立金の額を積み立てていないものとして、法第121条第1項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、追加して積み立てておくことが必要である保険料積立金の額</p>	<p>規則第86条第1項第7号及び平成8年大蔵省告示（以下、「告示」）第50号第1条第4項第1号</p>																				
負債性資本調達手段等	<p>貸借対照表上の借入金の一部である以下の負債性資本調達手段等の額を記載しています。</p> <div style="text-align: right;">(単位：百万円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成21年度末</th> <th>平成22年度末</th> <th>平成23年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負債性資本調達手段等の額(①+②+③)</td> <td>403,500</td> <td>399,500</td> <td>345,500</td> </tr> <tr> <td>告示第50号第1条第4項第5号イに掲げるもの（永久劣後債務）の額(①)</td> <td>337,500</td> <td>337,500</td> <td>337,500</td> </tr> <tr> <td>告示第50号第1条第4項第5号ロに掲げるもの（期限劣後債務）の額(②)</td> <td>66,000</td> <td>62,000</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>不算入額(③)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	負債性資本調達手段等の額(①+②+③)	403,500	399,500	345,500	告示第50号第1条第4項第5号イに掲げるもの（永久劣後債務）の額(①)	337,500	337,500	337,500	告示第50号第1条第4項第5号ロに掲げるもの（期限劣後債務）の額(②)	66,000	62,000	8,000	不算入額(③)	—	—	—	<p>規則第86条第1項第7号及び告示第50号第1条第4項第5号</p>
項目	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末																			
負債性資本調達手段等の額(①+②+③)	403,500	399,500	345,500																			
告示第50号第1条第4項第5号イに掲げるもの（永久劣後債務）の額(①)	337,500	337,500	337,500																			
告示第50号第1条第4項第5号ロに掲げるもの（期限劣後債務）の額(②)	66,000	62,000	8,000																			
不算入額(③)	—	—	—																			

全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	全期チルメル式責任準備金相当額超過額と負債性資本調達手段等(告示第50号第1条第6項に規定される特定負債性資本調達手段を除く)の合計額のうち、中核的支払余力(基金等、価格変動準備金、危険準備金、配当準備金未割当部分、マイナスのその他有価証券評価差額金の合計額から繰延税金資産の不算入額を控除した額)を超過する額を記載しています。	規則第86条第1項第7号及び告示第50号第1条第5項
控除項目	当社が保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等のうち、保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する金額を記載しています。	規則第86条第1項第7号及び告示第50号第1条の2
その他	以下の各金額の合計額を記載しています。 ア. 繰延税金資産の不算入額。繰延税金資産(価格変動準備金、保険契約準備金、評価・換算差額等に係る額を除く)のうち、告示第50号第1条第1項に規定される繰延税金資産算入基準額の20%を超過する額です。 イ. 配当準備金未割当部分。配当準備金未割当部分は、貸借対照表上の社員配当準備金(社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含みます。)のうち、社員に対する剰余金の分配として割り当てた額を超える額です。 ウ. 税効果相当額。税効果相当額は、任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものとして計算した額です。	規則第86条第1項及び告示第50号第1条第1項、第4項第2号、第3号、第7項

◆リスクの合計額について

「リスクの合計額」を構成する各項目の内容および法令上の根拠は以下のとおりです。

項目	内容	法令上の根拠
保険リスク相当額	保険リスクに対応する額を記載しています。 保険リスクは、「実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険」のうち、第三分野保険に係るもの以外のものです。 保険リスクは、普通死亡リスク、生存保障リスク、その他のリスクで構成されます。	規則第87条第1号
第三分野保険の保険リスク相当額	第三分野保険の保険リスクに対応する額を記載しています。 第三分野保険の保険リスクは、「実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険」のうち、第三分野保険に係るものです。 第三分野保険の保険リスクは、ストレステストの対象とするリスク、災害死亡リスク、災害入院リスク、疾病入院リスク、その他のリスクで構成されます。	規則第87条第1号の2
予定利率リスク相当額	予定利率リスクに対応する額を記載しています。 予定利率リスクは、「責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険」です。	規則第87条第2号
最低保証リスク相当額	最低保証リスクに対応する額を記載しています。 最低保証リスクは、「特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険」です。	規則第87条第2号の2
資産運用リスク相当額	資産運用リスクに対応する額を記載しています。 資産運用リスクは、「資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険」です。 資産運用リスクは、価格変動等リスク、信用リスク、信用スプレッドリスク、子会社等リスク、デリバティブ取引リスク、再保険リスク、再保険回収リスクで構成されます。	規則第87条第3号
経営管理リスク相当額	経営管理リスクに対応する額を記載しています。 経営管理リスクは、「業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクおよび資産運用リスクに該当しないもの」です。	規則第87条第4号

保険金等の支払能力の充実の状況(旧基準によるソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	平成22年度末
ソルベンシー・マージン総額(A)	2,201,397
基金等	754,678
価格変動準備金	161,447
危険準備金	286,000
一般貸倒引当金	5,220
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	△15,387
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	△84,729
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	595,972
負債性資本調達手段等	399,500
控除項目	△31,364
その他	130,059
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_6)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	439,305
保険リスク相当額 R_1	90,569
第三分野保険の保険リスク相当額 R_6	48,223
予定利率リスク相当額 R_2	103,496
最低保証リスク相当額 R_7^*	95,408
資産運用リスク相当額 R_3	206,413
経営管理リスク相当額 R_4	10,882
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1002.2%

*最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。
(注)上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

㊦ 有形固定資産明細表

a. 有形固定資産の明細

(平成21年度)

(単位：百万円、%)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	554,956	6,442	8,346 (2,804)	—	553,052	—	—
建物	440,426	11,324	3,812 (1,592)	23,719	424,219	430,676	50.3
リース資産	—	442	—	14	427	14	3.3
建設仮勘定	2,040	7,042	8,612	—	470	—	—
その他の有形固定資産	10,601	1,379	206	3,138	8,635	31,651	78.5
合 計	1,008,026	26,630	20,977	26,872	986,806	462,342	—

(平成22年度)

(単位：百万円、%)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	553,052	128	18,640 (3,801)	—	534,540	—	—
建物	424,219	11,446	6,792 (1,937)	23,712	405,160	447,981	52.5
リース資産	427	302	—	116	613	131	17.6
建設仮勘定	470	6,486	5,855	—	1,102	—	—
その他の有形固定資産	8,635	2,522	279	2,914	7,965	32,743	80.4
合 計	986,806	20,887	31,568	26,743	949,381	480,857	—

(平成23年度)

(単位：百万円、%)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	534,540	403	11,369 (3,701)	—	523,574	—	—
建物	405,160	7,118	10,202 (2,722)	23,382	378,693	458,565	54.7
リース資産	613	893	—	249	1,257	381	23.2
建設仮勘定	1,102	3,273	3,034	—	1,341	—	—
その他の有形固定資産	7,965	1,935	458	2,795	6,646	28,766	81.2
合 計	949,381	13,625	25,065	26,428	911,513	487,713	—

(注) 1. 土地、建物「当期増加額」「当期減少額」には、帳簿上の次の金額を含みます。
 ①建設仮勘定からの振り替え分(当期増加) ②圧縮損経理による減少分
 2. 「当期減少額」欄の()内には、減損損失の計上額を記載しています。
 3. 平成23年度末の賃貸等不動産残高は、680,254百万円です。

b. 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
不動産残高	977,742	940,803	903,609
営業用	242,102	239,462	231,798
賃貸用	735,641	701,341	671,810
賃貸用ビル保有数	192棟	185棟	174棟

24 その他の資産明細表

(平成21年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	償却累計額	平成21年度期末残高
繰延資産	39,057	81	550	35,237	3,819
その他	27,635	3,473	1,980	5,086	22,548
合計	66,692	3,555	2,531	40,324	26,368

(平成22年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	償却累計額	平成22年度期末残高
繰延資産	38,870	588	605	35,067	3,802
その他	27,211	3,009	3,439	5,093	22,118
合計	66,081	3,597	4,045	40,161	25,920

(平成23年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	償却累計額	平成23年度期末残高
繰延資産	33,443	85	581	30,136	3,306
その他	25,071	962	4,376	5,152	18,727
合計	58,514	1,048	4,957	35,289	22,034

25 公共関係投融資の状況(一般勘定)

(単位：百万円)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
公共債	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	公社・公団債	3,586	4,123	2,333
	小計	3,586	4,123	2,333
貸付	政府関係機関	4,056	3,382	2,619
	公共団体・公企業	—	—	—
	小計	4,056	3,382	2,619
合計	7,642	7,505	4,952	

(注)上記表の公共債・貸付欄にはそれぞれ各年度の国内向け新規引受額、新規貸出額を記入しています。

26 海外投融資の状況(一般勘定)

a. 資産別明細

●外貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
公社債	1,783,838	37.2	2,207,258	46.2	2,412,766	49.9
株式等	46,508	1.0	37,281	0.8	44,408	0.9
現預金・その他	48,784	1.0	34,880	0.7	41,377	0.9
外貨建資産計	1,879,131	39.2	2,279,420	47.7	2,498,552	51.7

●円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
公社債	389,874	8.1	329,197	6.9	291,216	6.0
現預金・その他	28,000	0.6	23,000	0.5	22,999	0.5
円貨額が確定した外貨建資産計	417,874	8.7	352,197	7.4	314,215	6.5

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

●円貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	103,005	2.2	91,459	1.9	74,957	1.6
公社債	1,816,764	37.9	1,522,286	31.9	1,428,575	29.6
株式等	550,094	11.5	524,709	11.0	506,533	10.5
その他	23,691	0.5	5,713	0.1	10,118	0.2
円貨建資産計	2,493,555	52.1	2,144,169	44.9	2,020,185	41.8

●合計

(単位：百万円、%)

区分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
海外投融資	4,790,561	100.0	4,775,787	100.0	4,832,952	100.0

b. 海外投融資の地域別構成

(平成21年度末)

(単位：百万円、%)

区分	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	779,676	17.0	778,867	19.5	809	0.1	8,139	7.9
ヨーロッパ	1,505,485	32.8	1,498,592	37.6	6,892	1.2	56,000	54.4
オセアニア	45,770	1.0	45,770	1.1	—	—	5,000	4.9
アジア	18,518	0.4	3,498	0.1	15,019	2.5	2,682	2.6
中南米	2,001,060	43.6	1,427,178	35.8	573,881	96.2	4,270	4.1
中東	—	—	—	—	—	—	168	0.2
アフリカ	—	—	—	—	—	—	420	0.4
国際機関	236,569	5.2	236,569	5.9	—	—	26,324	25.6
合計	4,587,080	100.0	3,990,477	100.0	596,602	100.0	103,005	100.0

(平成22年度末)

(単位：百万円、%)

区分	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	974,769	21.2	973,953	24.1	816	0.1	8,139	8.9
ヨーロッパ	1,551,979	33.7	1,544,808	38.3	7,171	1.3	50,000	54.7
オセアニア	26,859	0.6	26,859	0.7	—	—	5,000	5.5
アジア	13,996	0.3	—	—	13,996	2.5	—	—
中南米	1,799,559	39.1	1,259,552	31.2	540,007	96.1	3,559	3.9
中東	—	—	—	—	—	—	87	0.1
アフリカ	—	—	—	—	—	—	343	0.4
国際機関	233,245	5.1	233,245	5.8	—	—	24,329	26.6
合計	4,600,411	100.0	4,038,420	100.0	561,991	100.0	91,459	100.0

(平成23年度末)

(単位：百万円、%)

区分	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	702,431	15.1	701,631	17.1	799	0.1	5,000	6.7
ヨーロッパ	1,652,438	35.5	1,645,605	40.1	6,833	1.2	42,000	56.0
オセアニア	225,762	4.8	225,762	5.5	—	—	5,000	6.7
アジア	28,607	0.6	—	—	28,607	5.2	—	—
中南米	1,711,367	36.8	1,196,666	29.2	514,700	93.4	2,848	3.8
中東	—	—	—	—	—	—	6	0.0
アフリカ	—	—	—	—	—	—	267	0.4
国際機関	335,513	7.2	335,513	8.2	—	—	19,835	26.5
合計	4,656,121	100.0	4,105,179	100.0	550,941	100.0	74,957	100.0

(注) 1. 本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。

2. 中南米向け外国証券は、その大部分が中南米に設立されたSPC(特定目的会社)が発行する円建の債券、優先出資証券、オルタナティブ投資等であり、発行会社の国籍に基づき中南米に分類されているものの、実質的には日本や北米・ヨーロッパ地域への投資です。又、貸付は同地域に設立された本邦企業100%出資のSPC向け貸付(親会社の保証付)となっています。

c. 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
ユーロ	1,020,022	54.3	980,322	43.0	871,122	34.9
米ドル	494,000	26.3	920,525	40.4	824,206	33.0
豪ドル	312,267	16.6	296,273	13.0	703,501	28.2
英ポンド	37,930	2.0	68,405	3.0	71,214	2.9
中国元	12,262	0.7	11,413	0.5	26,516	1.1
韓国ウォン	2,649	0.1	2,472	0.1	1,984	0.1
その他	—	—	7	0.0	7	0.0
合計	1,879,131	100.0	2,279,420	100.0	2,498,552	100.0

27 証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資の状況

a. サブプライムローン

平成21年度、平成22年度、平成23年度ともにサブプライムローン関連商品への直接投資はありません。

b. 証券化商品等

(平成21年度)

平成21年度末のエクスポージャーはすべて日本国内のものであり、海外のものはありません。

(単位：億円)

平成21年度末	時価	含み損益	実現損益
証券化商品等合計	9,767	142	△30
CDO	3	△0	—
CMBS	161	△1	△30
RMBS	8,311	139	—
ABS	1,291	4	0

(注) 1. 上記は、金融安定化フォーラムの報告書(平成20年4月)を踏まえ記載しています。
2. 特別目的事業体、レバレッジド・ファイナンス、CDS、クレジットリンクノートの取引・残高はありません。

(平成22年度)

平成22年度末のエクスポージャーはすべて日本国内のものであり、海外のものはありません。

(単位：億円)

平成22年度末	時価	含み損益	実現損益
証券化商品等合計	9,496	211	△4
CDO	—	—	—
CMBS	110	△4	△4
RMBS	8,753	212	—
ABS	631	4	—

(注) 1. 上記は、金融安定化フォーラムの報告書(平成20年4月)を踏まえ記載しています。
2. 特別目的事業体、CDO、レバレッジド・ファイナンス、CDS、クレジットリンクノートの取引・残高はありません。

(平成23年度)

平成23年度末のエクスポージャーはすべて日本国内のものであり、海外のものはありません。

(単位：億円)

平成23年度末	時価	含み損益	実現損益
証券化商品等合計	10,768	352	—
CDO	—	—	—
CMBS	111	△4	—
RMBS	10,282	354	—
ABS	374	2	—

(注) 1. 上記は、金融安定化フォーラムの報告書(平成20年4月)を踏まえ記載しています。
2. 特別目的事業体、CDO、レバレッジド・ファイナンス、CDS、クレジットリンクノートの取引・残高はありません。

〈各種証券化商品の用語について〉

ABS：Asset Backed Securities (資産担保証券)
CDO：Collateralized Debt Obligation (債務担保証券)
CDS：Credit Default Swap (クレジット・デフォルト・スワップ)
CMBS：Commercial Mortgage-Backed Securities (商業用不動産担保証券)
RMBS：Residential Mortgage-Backed Securities (住宅ローン担保証券)

◆負債関係

① 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
保 險 金	死亡保険金	48,278	64,833	45,629
	災害保険金	1,920	6,498	1,654
	高度障害保険金	9,305	7,693	7,825
	満期保険金	2,259	2,063	2,724
	その他	0	0	0
	小計	61,763	81,089	57,834
年金		1,800	1,805	2,364
給付金		24,936	25,569	24,862
解約返戻金		14,750	14,262	10,117
保険金据置支払金		5,532	5,328	5,646
その他共計		109,386	128,789	101,514

② 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
責 任 準 備 金 (危 険 準 備 金 を 除 く)	個人保険	9,990,016	10,744,516	11,130,997
	(一般勘定)	(9,929,139)	(10,688,275)	(11,077,555)
	(特別勘定)	(60,876)	(56,241)	(53,441)
	個人年金保険	7,321,465	7,421,365	7,566,148
	(一般勘定)	(4,810,091)	(5,044,914)	(5,237,128)
	(特別勘定)	(2,511,374)	(2,376,450)	(2,329,019)
	団体保険	15,624	15,694	15,932
	(一般勘定)	(15,624)	(15,694)	(15,932)
	(特別勘定)	(—)	(—)	(—)
	団体年金保険	2,528,329	2,430,296	2,463,043
	(一般勘定)	(1,845,128)	(1,795,947)	(1,860,270)
	(特別勘定)	(683,201)	(634,348)	(602,773)
	その他	257,701	249,917	243,273
	(一般勘定)	(257,701)	(249,917)	(243,273)
(特別勘定)	(—)	(—)	(—)	
小計	20,113,136	20,861,790	21,419,394	
(一般勘定)	(16,857,684)	(17,794,748)	(18,434,160)	
(特別勘定)	(3,255,451)	(3,067,041)	(2,985,234)	
危険準備金	256,500	286,000	267,400	
合 計	20,369,636	21,147,790	21,686,794	
(一般勘定)	(17,114,184)	(18,080,748)	(18,701,560)	
(特別勘定)	(3,255,451)	(3,067,041)	(2,985,234)	

③ 責任準備金残高の内訳

(平成21年度末)

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	平成21年度末合計
残 高	19,742,833	370,303	—	256,500	20,369,636

(平成22年度末)

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	平成22年度末合計
残 高	20,478,219	383,570	—	286,000	21,147,790

(平成23年度末)

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	平成23年度末合計
残 高	20,998,590	420,804	—	267,400	21,686,794

④ 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高(契約年度別)

a. 責任準備金の積立方式・積立率

区 分		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び就業不能保障保険は含みません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

b. 責任準備金残高(契約年度別)

(単位：百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	183,382	4.00%～5.00%
1981年度～1985年度	763,919	5.00%～5.50%
1986年度～1990年度	2,781,573	5.50%
1991年度～1995年度	3,281,068	3.75%～5.50%
1996年度～2000年度	1,567,965	2.00%～2.75%
2001年度～2005年度	2,028,973	1.00%～1.50%
2006年度～2010年度	4,582,938	1.00%～1.50%
2011年度	1,124,861	1.00%～1.50%

(注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載しています。

2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

⑤ 法第二百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性

○第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

各第三分野保険のリスク特性を踏まえ、原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに、将来期間における保険事故発生率の悪化等の状況を想定し、将来の保険金・給付金等のお支払が確実に履行されるかを検証します。この検証を法令等に則り行い、責任準備金の積立が不十分であると認識される場合には、危険準備金、追加責任準備金の積立等の必要な措置を講じることとしています。

○負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

危険発生率は、予定発生率に対する支払指数を基準に算定しています。

支払指数の経過年数別の構造は、過去の保険事故発生率の実績の推移をベースに各経過年数で前年を下回らないものとしています。原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに、直近の保険事故発生率の実績*を基礎に、この経過年数別の構造を用いて、将来10年間における各契約区分の支払指数を設定しています。

上記方法で設定した支払指数を基準に、過去の実績から支払指数の変動するリスクを一定の確率(99%及び97.7%)でカバーする支払指数を算定し、危険発生率を設定しています。

*平成24年3月末以前の6ヵ月を超えない期間までに観測された実績を使用しています。

○テストの結果

平成23年度決算においてストレステストを実施した結果、不足が生じる区分はありませんでした。ストレステストは、以下のP、Aに対し、AがPを上回るかどうかにより不足の有無を検証します。

P：責任準備金算出に用いる予定発生率に基づき算出した将来10年間の給付額の合計額

A：前述の危険発生率(発生率の変動するリスクを99%の確率でカバーする水準)に基づき算出した将来10年間の給付額の合計額

AがPを上回る場合は、不足が生じると判定されます。

主要な保険種類についての、Pに対するAの比率の状況(将来10年間合計、1年目および10年目)は下表のとおりです。

●ストレステスト(発生率の変動するリスクを99%の確率でカバーする水準)の結果

	将来10年間合計		
		1年目	10年目
全区分合計	65.6%	54.6%	76.3%
うち総合医療特約区分	53.7%	46.8%	59.8%
うち特定疾病保障区分	72.0%	64.9%	82.6%
うち重度慢性疾患保障区分	69.0%	51.4%	109.6%
うち(新)介護保障区分	82.7%	62.2%	111.0%

なお、平成23年度決算では、第三分野保険の一部について新たに保険料積立金を積み増しており、既に積み増している保険料積立金と合わせた平成23年度末の残高は9,282百万円となっております。

⑥ 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

a. 責任準備金残高(一般勘定)

(単位：百万円)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
責任準備金残高(一般勘定)	147,904	181,225	177,455

(注) 1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。
2. 「責任準備金残高(一般勘定)」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

b. 算出方法、その計算の基礎となる係数

	最低保証付変額保険	最低保証付変額個人年金保険(一時払い) 最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)	最低保証付一時払変額個人年金保険(08)	新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)	変額個人年金保険(一時払い)
算出方法	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式(シナリオテスト方式)	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式(シナリオテスト方式)	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式(シナリオテスト方式)	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式(シナリオテスト方式)	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式(ファクターテーブル方式)
計算の基礎となる係数	予定死亡率				予定災害死亡率(0.000504)のみを使用
	割引率	平成8年大蔵省告示第48号に定める率*	平成8年大蔵省告示第48号に定める率*	平成8年大蔵省告示第48号に定める率*	平成8年大蔵省告示第48号に定める率
	期待収益率				
ボラティリティ	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、国内短期資産については0.3%(保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率)	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、国内不動産については18.4%(保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率)	平成8年大蔵省告示第48号に定める率	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、ヘッジ付外貨建債券については3.5%、国内不動産については18.4%、外国不動産については16.9%(保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率)	18.4% (保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率)

* 平成19年4月1日に締結した契約については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めるところにより、同告示第1項第2号イに定める予定死亡率を用いています。
平成19年4月2日以降に締結した契約については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めるところにより、同告示第1項第2号ロに定める予定死亡率を満年齢方式に修正して用いています。

⑦ 社員配当準備金明細表

(平成21年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成21年度 合計
前年度末現在	356,101	7,549	1,420	257	2,100	30	367,459
前年度剰余金からの繰入	11,010	1,703	29,962	1,554	△1	528	44,758
利息による増加	1,023	18	0	0	5	0	1,049
配当金支払による減少	42,995	1,247	30,343	1,629	270	508	76,994
当年度末現在	325,148 (318,612)	8,019 (6,192)	1,040 (220)	182 (98)	1,834 (1,826)	47 (21)	336,273 (326,973)

(平成22年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合計
前年度末現在	325,148	8,019	1,040	182	1,834	47	336,273
前年度剰余金からの繰入	25,337	1,950	31,866	1,961	△0	487	61,602
利息による増加	725	14	0	0	3	0	744
配当金支払による減少	41,108	1,192	31,625	2,263	239	466	76,896
当年度末現在	309,958 (302,168)	8,794 (6,245)	1,281 (241)	23 (-)	1,597 (1,591)	69 (19)	321,724 (310,266)

(平成23年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合計
前年度末現在	309,958	8,794	1,281	23	1,597	69	321,724
前年度剰余金からの繰入	20,396	2,330	30,043	4,248	△0	447	57,466
利息による増加	461	9	0	-	2	0	473
配当金支払による減少	39,741	1,215	30,555	3,911	221	484	76,129
当年度末現在	291,213 (283,788)	9,922 (6,807)	769 (251)	217 (-)	1,378 (1,372)	32 (18)	303,534 (292,238)

(注) ()内は積立配当金額です。

⑧ 引当金明細表

(平成21年度)

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	1,523	3,741	2,218	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	710	4,182	3,471	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金	13,813	21,237	7,423	「退職給付に係る会計基準」に基づき計上しています。	
価格変動準備金	123,247	142,647	19,400	保険業法第115条の規定により計上しています。	

(平成22年度)

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	3,741	5,220	1,479	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	4,182	2,907	△1,275	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金	21,237	20,478	△758	「退職給付に係る会計基準」に基づき計上しています。	
価格変動準備金	142,647	161,447	18,800	保険業法第115条の規定により計上しています。	

(平成23年度)

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	5,220	3,523	△1,697	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	2,907	534	△2,373	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金	20,478	21,072	594	「退職給付に係る会計基準」に基づき計上しています。	
価格変動準備金	161,447	161,447	—	保険業法第115条の規定により計上しています。	

⑨ 個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
繰入額	26,220	3,133	1,104
取崩額 (償却に伴う取崩額を除く)	21,653	5,744	3,095
繰入額	4,566	△2,611	△1,990

⑩ 特定海外債権引当勘定の状況

a. 特定海外債権引当勘定

平成21年度末、平成22年度末、平成23年度末は、期末残高がないため記載していません。

b. 対象債権額国別残高

平成21年度末、平成22年度末、平成23年度末は、期末残高がないため記載していません。

⑪ 借入金残存期間別残高

(平成21年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを含む)	合計
借入金	—	—	20,000	50,000	—	337,500	407,500

(平成22年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを含む)	合計
借入金	—	—	20,000	50,000	—	337,500	407,500

(平成23年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを含む)	合計
借入金	—	20,000	—	—	—	337,500	357,500

◆資本関係

① 基金の状況

払込期日	募集額	償却期間	利率	基金の目的
平成19年8月10日	500億円	5年以内	市場実勢金利(固定利率)	財産的基礎の充実
平成22年8月 5日	700億円	5年以内	市場実勢金利(固定利率)	
平成23年8月 9日	300億円	5年以内	市場実勢金利(固定利率)	
平成23年8月11日	700億円	6年以内	市場実勢金利(固定利率又は市場実勢金利に連動した変動金利)	
基金の総額(平成23年度末)		5,390億円(基金償却積立金の額3,190億円を含む)		

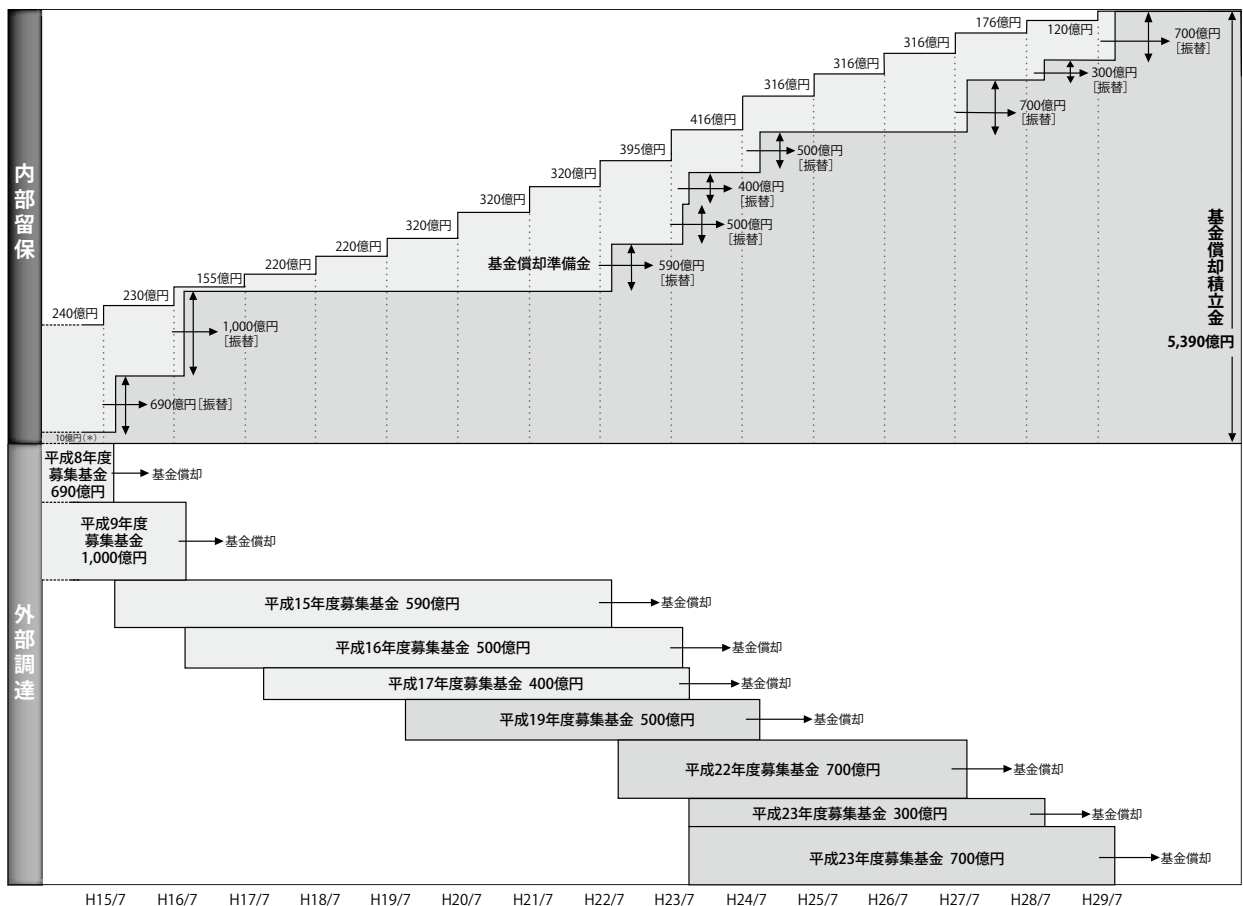
(単位: 百万円, %)

基金拠出者名	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
住友生命第3回基金流動化特定目的会社	70,000	31.81
住友生命第2回基金流動化特定目的会社	50,000	22.72
株式会社三井住友銀行	40,000	18.18
住友生命第4回基金流動化特定目的会社	30,000	13.63
株式会社みずほコーポレート銀行	15,000	6.81
住友信託銀行株式会社	10,000	4.54
三井住友海上火災保険株式会社	3,000	1.36
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,000	0.90

- (注) 1.基金拠出者は、平成23年度末時点における拠出額の多い順に記載しています。
 2.住友生命第2回基金流動化特定目的会社、住友生命第3回基金流動化特定目的会社および住友生命第4回基金流動化特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。
 3.住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となりました。

基金償却スケジュール

基金償却準備金の積立ならびに基金償却積立金への振替、基金償却については下図のとおり予定しています。



* 保険業法に定める最低基金総額10億円

(注) 上図とは別に、平成24年度に1,000億円の基金募集を予定しております。

◆保険関係収支

① 保険料明細表

(単位：百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
個人保険	1,812,159	2,226,713	1,786,252
（うち一時払）	616,604	1,050,110	619,192
（うち年払）	144,461	150,643	163,958
（うち半年払）	9,045	8,392	7,893
（うち月払）	1,042,048	1,017,566	995,207
個人年金保険	758,192	307,340	297,540
（うち一時払）	509,911	57,336	40,547
（うち年払）	41,863	43,274	47,873
（うち半年払）	2,718	2,649	2,766
（うち月払）	203,699	204,079	206,353
団体保険	102,504	99,814	98,453
団体年金保険	357,432	337,827	382,015
その他共計	3,059,184	2,998,823	2,589,857

(注) 年払には年1回払を、半年払には年2回払を、それぞれ含めた金額を記載しています。

② 保険金明細表

a. 金額

(平成21年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成21年度 合計
死亡保険金	273,509	6,160	53,403	—	—	5	333,078
災害保険金	4,823	21	88	—	69	—	5,002
高度障害保険金	14,403	25	3,897	—	—	—	18,325
満期保険金	297,863	14	—	7,225	1,548	—	306,652
その他	—	—	—	1,866	—	1	1,867
合計	590,600	6,220	57,389	9,092	1,617	6	664,926

(平成22年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合計
死亡保険金	272,922	6,414	51,691	—	3	4	331,036
災害保険金	5,623	18	78	—	82	—	5,802
高度障害保険金	14,091	29	3,879	—	—	—	18,001
満期保険金	255,524	10	—	1,152	1,176	—	257,863
その他	—	—	—	2,002	—	0	2,002
合計	548,162	6,472	55,649	3,154	1,262	5	614,706

(平成23年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合計
死亡保険金	271,693	6,963	51,257	—	—	5	329,920
災害保険金	7,870	51	214	—	123	—	8,260
高度障害保険金	13,663	72	3,884	—	—	—	17,619
満期保険金	245,517	11	—	1,111	952	—	247,594
その他	—	—	—	2,158	—	0	2,158
合計	538,745	7,098	55,356	3,270	1,076	5	605,552

b. 件数

(平成21年度)

(単位：件)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成21年度 合 計
死亡保険金	39,604	1,306	52,117	—	—	323	93,350
災害保険金	754	3	262	—	7	—	1,026
高度障害保険金	1,266	3	3,414	—	—	—	4,683
満期保険金	174,661	387	—	—	1,413	—	176,461
その他	—	—	—	—	—	10	10
合 計	216,285	1,699	55,793	—	1,420	333	275,530

(平成22年度)

(単位：件)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合 計
死亡保険金	41,268	1,371	51,007	—	1	311	93,958
災害保険金	837	3	217	—	9	—	1,066
高度障害保険金	1,208	5	3,456	—	—	—	4,669
満期保険金	153,289	310	—	—	1,246	—	154,845
その他	—	—	—	—	—	8	8
合 計	196,602	1,689	54,680	—	1,256	319	254,546

(平成23年度)

(単位：件)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合 計
死亡保険金	42,468	1,439	51,584	—	—	305	95,796
災害保険金	1,355	8	443	—	15	—	1,821
高度障害保険金	1,247	12	3,197	—	—	—	4,456
満期保険金	140,085	317	—	—	1,274	—	141,676
その他	—	—	—	—	—	5	5
合 計	185,155	1,776	55,224	—	1,289	310	243,754

③ 年金明細表

a. 金額

(平成21年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成21年度 合 計
—	188,993	710	91,671	5,624	—	287,000

(平成22年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合 計
—	198,754	684	95,266	5,671	—	300,377

(平成23年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合 計
—	208,350	645	96,647	5,655	—	311,299

b. 件数

(平成21年度)

(単位：件)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成21年度 合計
—	252,855	32,426	2,469,690	16,587	—	2,771,558

(平成22年度)

(単位：件)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合計
—	266,499	31,634	2,421,437	16,881	—	2,736,451

(平成23年度)

(単位：件)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合計
—	280,666	30,831	2,369,037	16,952	—	2,697,486

④ 給付金明細表

a. 金額

(平成21年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成21年度 合計
死亡給付金	5,147	23,393	5	—	241	—	28,789
入院給付金	57,390	968	123	—	—	131	58,614
手術給付金	34,149	792	—	—	—	—	34,942
障害給付金	4,604	14	40	—	5	—	4,664
生存給付金	134,512	308	—	—	1,512	—	136,334
その他	103	—	7	173,160	110	7	173,389
合計	235,908	25,478	178	173,160	1,870	138	436,735

(平成22年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合計
死亡給付金	11,012	26,999	6	—	200	—	38,218
入院給付金	59,915	945	124	—	—	116	61,101
手術給付金	34,401	778	—	—	—	—	35,179
障害給付金	4,808	16	66	—	13	—	4,905
生存給付金	122,743	333	—	—	1,415	—	124,492
その他	150	—	5	147,105	96	6	147,364
合計	233,032	29,072	202	147,105	1,726	123	411,261

(平成23年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合計
死亡給付金	15,482	28,900	5	—	208	—	44,597
入院給付金	61,664	890	125	—	—	114	62,794
手術給付金	34,384	748	—	—	—	—	35,132
障害給付金	4,697	17	77	—	2	—	4,793
生存給付金	104,046	236	—	—	1,135	—	105,419
その他	373	0	3	137,119	103	5	137,605
合計	220,648	30,793	212	137,119	1,449	119	390,343

b. 件数

(平成21年度)

(単位: 件)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成21年度 合計
死亡給付金	8,513	4,944	470	—	113	—	14,040
入院給付金	715,367	11,642	4,216	—	—	12,085	743,310
手術給付金	351,742	9,628	—	—	—	—	361,370
障害給付金	47,487	159	184	—	2	—	47,832
生存給付金	677,924	2,321	—	—	690	—	680,935
その他	212	—	848	642,480	97	171	643,808
合計	1,801,245	28,694	5,718	642,480	902	12,256	2,491,295

(平成22年度)

(単位: 件)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合計
死亡給付金	10,627	5,625	493	—	91	—	16,836
入院給付金	755,091	11,605	4,023	—	—	11,378	782,097
手術給付金	357,716	9,505	—	—	—	—	367,221
障害給付金	49,725	174	182	—	3	—	50,084
生存給付金	574,616	2,436	—	—	618	—	577,670
その他	285	—	426	649,392	82	167	650,352
合計	1,748,060	29,345	5,124	649,392	794	11,545	2,444,260

(平成23年度)

(単位: 件)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合計
死亡給付金	12,708	6,182	459	—	98	—	19,447
入院給付金	768,208	10,850	3,958	—	—	10,811	793,827
手術給付金	361,020	8,962	—	—	—	—	369,982
障害給付金	51,760	163	222	—	2	—	52,147
生存給付金	483,991	1,653	—	—	495	—	486,139
その他	555	1	313	553,100	97	124	554,190
合計	1,678,242	27,811	4,952	553,100	692	10,935	2,275,732

⑤ 解約返戻金明細表

(平成21年度)

(単位: 百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成21年度 合計
309,550	101,444	—	68,841	30,216	—	510,052

(平成22年度)

(単位: 百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合計
281,701	116,954	—	147,194	27,975	—	573,826

(平成23年度)

(単位: 百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合計
273,884	98,941	—	110,479	25,804	—	509,110

◆資産運用関係収支

① 資産運用収益明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利息及び配当金等収入	479,641	487,430	495,045
有価証券売却益	26,530	28,723	41,988
有価証券償還益	—	824	912
金融派生商品収益	—	15,374	—
為替差益	—	182	1,162
貸倒引当金戻入額	—	—	3,687
その他運用収益	474	450	617
合計	506,645	532,985	543,413

② 資産運用費用明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
支払利息	14,168	12,978	12,230
売買目的有価証券運用損	415	150	386
有価証券売却損	59,623	57,638	48,443
有価証券評価損	44,461	49,626	67,120
金融派生商品費用	64,796	—	48,787
為替差損	906	—	—
貸倒引当金繰入額	6,784	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	18,452	18,463	18,166
その他運用費用	23,528	18,724	18,710
合計	233,137	157,582	213,845

③ 利息及び配当金等収入明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
預貯金利息	43	27	35
有価証券利息・配当金	329,580	349,113	367,059
公社債利息	135,956	166,427	187,719
株式配当金	21,959	24,552	21,801
外国証券利息配当金	170,862	157,530	156,471
貸付金利息	75,391	68,623	63,727
一般貸付利息	55,951	50,310	46,430
不動産賃貸料	64,885	60,247	55,876
その他共計	479,641	487,430	495,045

④ 利息及び配当金等収入の分析(一般勘定)

(単位:百万円)

平成23年度	残高による増減	金利等による増減	純増減
利息配当金等収入	7,390	225	7,615
うち現預金・コールローン	37	△26	10
うち有価証券	15,258	2,687	17,946
うち貸付金	△5,908	1,012	△4,896
うち不動産	△2,474	△1,896	△4,370

⑤ 有価証券売却益明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国債等債券	9,961	11,974	928
株式等	10,415	14,027	10,273
外国証券	6,153	2,721	30,786
その他共計	26,530	28,723	41,988

⑥ 固定資産等処分益明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
有形固定資産	685	4,387	3,630
土地	135	2,416	2,174
建物	549	1,964	1,455
その他	—	6	—
無形固定資産	1	—	—
その他	442	4,130	1,105
合 計	1,128	8,517	4,735
うち賃貸等不動産	653	4,376	3,474

⑦ 有価証券売却損明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国債等債券	2,625	1,115	1,704
株式等	11,732	15,604	24,004
外国証券	45,264	40,918	22,735
その他共計	59,623	57,638	48,443

⑧ 有価証券評価損明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国債等債券	3,016	—	—
株式等	37,426	22,586	64,912
外国証券	4,018	27,040	2,208
その他共計	44,461	49,626	67,120

⑨ 貸付金償却額(一般勘定)

平成21年度以降実績がないため、記載していません。

10 賃貸用不動産等減価償却費明細表(一般勘定)

(平成21年度)

(単位:百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	639,344	17,996	322,810	316,534	50.5%
建物	637,383	17,894	321,098	316,284	50.4%
その他の有形固定資産	1,961	101	1,711	250	87.3%
無形固定資産	186	8	136	49	73.4%
その他	9,105	448	5,498	3,606	60.4%
合計	648,636	18,452	328,444	320,191	50.6%

(平成22年度)

(単位:百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	634,974	17,996	334,152	300,821	52.6%
建物	633,019	17,912	332,396	300,623	52.5%
その他の有形固定資産	1,954	84	1,756	197	89.9%
無形固定資産	166	7	124	41	75.0%
その他	9,247	458	5,636	3,611	61.0%
合計	644,388	18,463	339,914	304,474	52.7%

(平成23年度)

(単位:百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	617,451	17,665	338,849	278,602	54.9%
建物	615,672	17,605	337,203	278,469	54.8%
その他の有形固定資産	1,779	60	1,646	132	92.6%
無形固定資産	157	7	123	34	78.2%
その他	9,189	493	6,071	3,117	66.1%
合計	626,799	18,166	345,045	281,754	55.0%

11 固定資産等処分損明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
有形固定資産	2,847	2,759	6,060
土地	2,193	1,658	3,012
建物	462	846	2,727
その他	190	255	320
無形固定資産	49	382	431
その他	68	375	118
合計	2,965	3,517	6,610
うち賃貸等不動産	2,428	2,446	5,101

◆その他

① 減価償却費明細表

(平成21年度)

(単位：百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	256,280	8,876	139,532	116,747	54.4%
建物	217,511	5,824	109,577	107,934	50.4%
リース資産	442	14	14	427	3.4%
その他の有形固定資産	38,325	3,036	29,940	8,385	78.1%
無形固定資産	65,137	6,015	49,290	15,846	75.7%
その他	29,952	69	29,739	212	99.3%
合計	351,370	14,961	218,562	132,807	62.2%

(平成22年度)

(単位：百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	259,622	8,746	146,704	112,918	56.5%
建物	220,122	5,799	115,585	104,537	52.5%
リース資産	745	116	131	613	17.7%
その他の有形固定資産	38,754	2,830	30,987	7,767	80.0%
無形固定資産	69,228	5,301	52,305	16,923	75.6%
その他	29,622	63	29,431	191	99.4%
合計	358,474	14,111	228,441	130,032	63.7%

(平成23年度)

(単位：百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	256,858	8,763	148,863	107,995	58.0%
建物	221,586	5,777	121,362	100,223	54.8%
リース資産	1,639	249	381	1,257	23.3%
その他の有形固定資産	33,633	2,735	27,119	6,514	80.6%
無形固定資産	74,604	5,718	55,255	19,349	74.1%
その他	24,253	59	24,064	189	99.2%
合計	355,717	14,540	228,184	127,533	64.1%

② 事業費明細表

(単位：百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
営業活動費	151,181	143,695	126,367
営業管理費	63,473	62,460	59,888
一般管理費	166,891	168,328	165,059
合計	381,546	374,484	351,315

(注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、平成21年度4,649百万円、平成22年度4,618百万円、平成23年度3,944百万円です。

③ 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国税	13,247	12,856	11,445
消費税	9,148	8,824	8,042
地方法人特別税	3,727	3,690	3,088
印紙税	365	334	307
登録免許税	2	7	4
その他の国税	3	0	2
地方税	9,767	9,618	8,591
地方消費税	2,287	2,206	2,010
法人事業税	4,799	4,751	3,977
固定資産税	2,232	2,213	2,169
不動産取得税	0	0	—
事業所税	426	438	428
その他の地方税	21	9	5
合 計	23,015	22,475	20,037

④ リース取引

〈リース取引(借主側)〉

〔通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所得権移転外ファイナンス・リース取引〕

a. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	動産	その他	合計	動産	その他	合計	動産	その他	合計
取得価額相当額	7,972	—	7,972	6,015	—	6,015	11	—	11
減価償却累計額相当額	6,295	—	6,295	5,673	—	5,673	9	—	9
期末残高相当額	1,677	—	1,677	341	—	341	2	—	2

b. 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計
未経過リース料 期末残高相当額	1,384	359	1,743	355	3	358	1	0	2

c. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
支払リース料	1,787	1,407	356
減価償却費相当額	1,695	1,335	337
支払利息相当額	60	23	1

d. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法	取得価額相当額をリース期間定額法で償却した償却費
利息相当額の算定方法	発生ベースのリース料をリース期間で利息法により算定した利息額

◆保険契約高関係諸統計

1 保障機能別保有契約高

(単位：千件、百万円)

区 分		保有件数及び金額						
		平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
死亡保障	普通死亡	個人保険	8,262	115,626,802	8,304	108,660,230	8,255	102,276,076
		個人年金保険	—	—	—	—	—	—
		団体保険	23,764	33,479,674	23,421	32,559,816	22,929	32,366,910
		団体年金保険	—	—	—	—	—	—
		その他共計	32,027	149,106,477	31,725	141,220,047	31,185	134,642,987
	災害死亡	個人保険	(9,758)	(29,036,344)	(9,708)	(27,622,386)	(9,176)	(26,086,878)
		個人年金保険	(190)	(1,069,289)	(181)	(1,004,951)	(174)	(975,400)
		団体保険	(3,048)	(1,090,168)	(2,972)	(1,023,207)	(2,870)	(1,031,436)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(12,997)	(31,195,802)	(12,863)	(29,650,546)	(12,222)	(28,093,716)
	その他の条件付死亡	個人保険	(0)	(198)	(0)	(179)	(0)	(132)
		個人年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
団体保険		(73)	(59,075)	(72)	(56,835)	(71)	(57,436)	
団体年金保険		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
その他共計		(73)	(59,273)	(72)	(57,014)	(71)	(57,568)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	196	487,815	202	465,719	209	455,616
		個人年金保険	2,371	12,442,691	2,376	12,382,277	2,410	12,482,723
		団体保険	0	143	0	219	0	152
		団体年金保険	—	—	—	—	—	—
		その他共計	2,584	12,973,014	2,593	12,886,598	2,632	12,973,214
	年金	個人保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		個人年金保険	(2,616)	(1,705,903)	(2,634)	(1,705,215)	(2,682)	(1,722,119)
		団体保険	(9)	(681)	(9)	(661)	(9)	(631)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(2,641)	(1,712,282)	(2,660)	(1,711,600)	(2,707)	(1,728,448)
	その他	個人保険	—	—	—	—	—	—
		個人年金保険	244	877,582	258	915,968	272	964,193
団体保険		9	4,280	9	4,058	9	3,924	
団体年金保険		8,180	2,528,329	7,766	2,430,296	7,432	2,463,043	
その他共計		8,539	3,625,494	8,133	3,561,798	7,809	3,639,633	
入院保障	災害入院	個人保険	(5,909)	(38,484)	(5,779)	(37,718)	(5,632)	(36,787)
		個人年金保険	(183)	(864)	(170)	(805)	(160)	(757)
		団体保険	(1,664)	(1,571)	(1,605)	(1,484)	(1,550)	(1,412)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(8,210)	(41,178)	(7,991)	(40,251)	(7,756)	(39,194)
	疾病入院	個人保険	(5,861)	(37,430)	(5,738)	(36,860)	(5,598)	(36,093)
		個人年金保険	(179)	(847)	(167)	(789)	(157)	(742)
		団体保険	(9)	(37)	(7)	(33)	(7)	(32)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(6,503)	(38,573)	(6,349)	(37,927)	(6,176)	(37,104)
	その他の条件付入院	個人保険	(10,368)	(85,939)	(10,284)	(126,041)	(10,084)	(156,911)
		個人年金保険	(66)	(336)	(62)	(377)	(59)	(413)
団体保険		(58)	(16)	(58)	(13)	(57)	(13)	
団体年金保険		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
その他共計		(10,493)	(86,291)	(10,405)	(126,432)	(10,202)	(157,338)	

- (注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しています。
 2. 団体保険、団体年金保険の件数は、被保険者数を表します。
 3. 生存保障の「その他」欄の金額は責任準備金を表します。
 4. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
 5. 個人年金保険、団体保険の「満期・生存給付」欄は年金支払開始前契約の件数及びその年金支払開始時における年金原資、「年金」欄の金額は年金年額、「その他」欄は年金支払開始後契約の件数と責任準備金を表します。
 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
 7. 「その他の条件付」欄は成人病医療特約、交通災害保障特約、団体定期保険労働災害保障特約等、特定の疾病または災害による保障を表します。

(単位：件)

区 分		保有件数		
		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
		障害保障	個人保険	7,463,248
個人年金保険	47,858		45,321	43,474
団体保険	2,909,509		2,824,153	2,717,483
団体年金保険	—		—	—
その他共計	10,420,615		10,260,076	10,039,192
手術保障	個人保険	12,215,793	11,130,941	10,106,952
	個人年金保険	226,258	209,612	196,120
	団体保険	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—
	その他共計	12,442,051	11,340,553	10,303,072

② 年換算保険料

a. 保有契約

(単位：百万円、%)

区分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	1,425,036	△0.3	1,456,380	2.2	1,455,075	△0.1
個人年金保険	728,302	12.6	727,745	△0.1	732,474	0.6
合計	2,153,338	3.7	2,184,126	1.4	2,187,550	0.2
うち生前給付保障+医療保障等	491,758	2.4	499,993	1.7	504,174	0.8

b. 新契約(新契約+転換純増)

(単位：百万円、%)

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
個人保険	130,117	30.9	152,754	17.4	111,834	△26.8
個人年金保険	101,199	35.4	25,908	△74.4	27,583	6.5
合計	231,316	32.8	178,663	△22.8	139,418	△22.0
うち生前給付保障+医療保障等	48,531	11.9	43,827	△9.7	39,005	△11.0

(注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等)を計上しています。
 2. 生前給付保障の年換算保険料は、介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
 3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

③ 保有契約高及び新契約高

a. 保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

区分	平成21年度末				平成22年度末				平成23年度末			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	8,459	△0.4	116,114,618	△6.4	8,506	0.6	109,125,950	△6.0	8,464	△0.5	102,731,692	△5.9
個人年金保険	2,616	4.8	13,320,273	3.3	2,634	0.7	13,298,245	△0.2	2,682	1.8	13,446,916	1.1
団体保険	—	—	33,484,098	△1.2	—	—	32,564,094	△2.7	—	—	32,370,988	△0.6
団体年金保険	—	—	2,528,329	3.1	—	—	2,430,296	△3.9	—	—	2,463,043	1.3

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

b. 新契約高(新契約+転換純増)

(単位：千件、百万円、%)

区分	平成21年度						平成22年度					
	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	1,017	10.9	4,659,291	△11.9	5,291,466	△632,175	1,036	1.9	3,894,737	△16.4	4,751,004	△856,267
個人年金保険	222	13.6	959,197	12.1	987,051	△27,854	120	△45.6	518,106	△46.0	545,967	△27,860
団体保険	—	—	195,856	△11.5	195,856	—	—	—	118,438	△39.5	118,438	—
団体年金保険	—	—	2,021	208.4	2,021	—	—	—	3,261	61.4	3,261	—

区分	平成23年度					
	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	897	△13.4	3,373,260	△13.4	3,903,227	△529,967
個人年金保険	145	20.2	647,629	25.0	671,748	△24,119
団体保険	—	—	114,764	△3.1	114,764	—
団体年金保険	—	—	5,230	60.4	5,230	—

(注) 1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。
 2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含みます。
 3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
 4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

4 保有契約高の推移

(単位：千件、百万円、%)

区分	平成21年度末				平成22年度末				平成23年度末					
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比		
個人保険	死亡保険	終身保険	921	14.7	5,712,025	8.5	1,108	20.3	6,646,076	16.4	1,241	11.9	7,294,448	9.8
		定期付終身保険	1,461	△10.4	19,459,078	△23.2	1,354	△7.3	15,826,504	△18.7	1,614	19.2	21,596,074	36.5
		利率変動型積立終身保険	3,461	3.8	77,554,538	△1.3	3,506	1.3	74,481,420	△4.0	3,152	△10.1	62,754,823	△15.7
		定期保険	213	△13.0	2,885,341	△9.7	191	△10.2	2,677,978	△7.2	177	△7.5	2,519,378	△5.9
		その他共計	6,747	2.3	108,136,019	△6.0	6,946	2.9	101,980,390	△5.7	7,050	1.5	96,344,354	△5.5
	生死混合保険	養老保険	735	△7.8	3,186,279	△7.4	687	△6.5	2,981,086	△6.4	633	△7.8	2,753,018	△7.7
		定期付養老保険	292	△18.8	2,016,601	△14.9	236	△18.9	1,733,322	△14.0	182	△22.9	1,467,438	△15.3
		生存給付金付定期保険	244	△4.8	1,282,721	△12.3	237	△2.9	1,151,979	△10.2	233	△1.8	1,055,290	△8.4
		その他共計	1,658	△9.9	7,775,452	△11.4	1,512	△8.8	6,976,202	△10.3	1,371	△9.3	6,241,924	△10.5
	生存保険	保障付積立保険	33	△9.1	29,177	△10.0	30	△8.1	26,523	△9.1	28	△6.4	24,765	△6.6
その他共計		53	△10.6	203,146	△14.3	47	△11.0	169,357	△16.6	43	△8.9	145,413	△14.1	
計(1)	8,459	△0.4	116,114,618	△6.4	8,506	0.6	109,125,950	△6.0	8,464	△0.5	102,731,692	△5.9		
個人年金保険(2)	2,616	4.8	13,320,273	3.3	2,634	0.7	13,298,245	△0.2	2,682	1.8	13,446,916	1.1		
(1)+(2)合計	11,076	0.8	129,434,892	△5.5	11,141	0.6	122,424,196	△5.4	11,147	0.1	116,178,609	△5.1		
団体保険	団体定期保険	7,889	△1.9	6,542,576	△2.5	7,907	0.2	6,218,106	△5.0	7,751	△2.0	6,154,981	△1.0	
	総合福祉団体定期保険	3,840	△0.5	10,094,291	△0.8	3,767	△1.9	9,564,745	△5.2	3,687	△2.1	9,442,708	△1.3	
	団体信用生命保険	11,981	△2.1	16,788,699	△1.0	11,693	△2.4	16,725,825	△0.4	11,439	△2.2	16,721,234	△0.0	
	消費者信用団体生命保険	53	△3.1	19,344	△8.7	52	△2.7	17,655	△8.7	50	△2.5	15,672	△11.2	
	団体終身保険	0	△6.4	221	△8.5	0	△9.1	194	△12.3	0	△7.5	181	△6.8	
	心身障害者扶養者生命保険	59	△3.9	34,541	5.9	57	△3.9	33,289	△3.6	54	△3.9	32,132	△3.5	
	年金払特約	9	△0.9	4,424	△4.3	9	△0.5	4,277	△3.3	9	△1.4	4,077	△4.7	
計(3)	23,774	△1.8	33,484,098	△1.2	23,431	△1.4	32,564,094	△2.7	22,938	△2.1	32,370,988	△0.6		
(1)+(2)+(3)合計	34,850	△1.0	162,918,990	△4.7	34,572	△0.8	154,988,290	△4.9	34,086	△1.4	148,549,597	△4.2		
団体年金保険	企業年金保険	50	△2.1	59,332	△3.9	2	△95.6	349	△99.4	0	△57.2	225	△35.4	
	新企業年金保険	4,222	△12.1	504,089	△17.3	4,003	△5.2	235,908	△53.2	3,803	△5.0	84,874	△64.0	
	拋出型企業年金保険	2,736	0.7	855,080	△0.5	2,625	△4.1	829,115	△3.0	2,522	△3.9	822,172	△0.8	
	厚生年金基金保険	1,171	△2.3	304,471	8.3	1,135	△3.1	287,672	△5.5	1,105	△2.6	283,321	△1.5	
	国民年金基金保険	—	—	6	9.0	—	—	6	8.4	—	—	7	8.0	
	団体生存保険	—	—	26,857	△9.7	—	—	31,295	16.5	—	—	36,027	15.1	
	確定給付企業年金保険	—	—	743,239	28.0	—	—	1,004,487	35.1	—	—	1,179,757	17.4	
	確定拠出年金保険	—	—	35,250	17.1	—	—	41,460	17.6	—	—	56,656	36.7	
計	8,180	△6.7	2,528,329	3.1	7,766	△5.1	2,430,296	△3.9	7,432	△4.3	2,463,043	1.3		
財形保険	88	△6.2	184,434	△2.8	83	△5.5	180,681	△2.0	79	△4.9	178,137	△1.4		
財形年金保険	31	△4.2	73,232	△5.3	29	△3.9	69,176	△5.5	28	△4.2	65,055	△6.0		
医療保障保険	452	△8.3	257	△1.9	436	△3.7	243	△5.5	413	△5.2	236	△2.8		
就業不能保障保険	34	△8.2	881	△31.5	25	△25.2	600	△31.9	17	△30.7	327	△45.4		
災害・疾病関係特約	災害割増特約	2,111	△5.3	12,312,319	△7.7	2,007	△4.9	11,407,037	△7.4	1,917	△4.5	10,570,867	△7.3	
	災害保障特約	40	△12.5	52,524	△12.6	35	△12.8	45,702	△13.0	30	△14.2	39,152	△14.3	
	傷害特約	4,070	△3.9	16,626,567	△4.8	3,947	△3.0	15,881,320	△4.5	3,825	△3.1	15,116,246	△4.8	
	傷害損傷特約	3,302	2.9	170,236	3.0	3,368	2.0	173,803	2.1	3,395	0.8	175,236	0.8	
	総合医療特約	285	—	2,049	—	821	188.2	5,883	187.1	1,262	53.7	9,058	54.0	
	災害入院特約	5,064	△9.4	33,146	△9.1	4,293	△15.2	27,974	△15.6	3,620	△15.7	23,424	△16.3	
	疾病特約	5,129	△9.2	32,550	△8.8	4,360	△15.0	27,561	△15.3	3,688	△15.4	23,155	△16.0	
	成人病特約	2,697	△2.5	13,170	△2.6	2,588	△4.0	12,646	△4.0	2,465	△4.8	12,037	△4.8	
	その他の条件付入院特約	7,634	4.1	72,456	78.7	7,669	0.5	113,215	56.3	7,604	△0.8	144,820	27.9	
先進医療特約	1,882	46.3	—	—	2,370	25.9	—	—	2,757	16.3	—	—		

(注) 1. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険・就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。
 2. 心身障害者扶養者生命保険の件数は、計には含みません。
 3. 金額欄には主たる保障額を記載しています。
 a. 個人年金保険・団体保険(年金払特約)は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計を表します。
 b. 団体年金保険・財形保険は責任準備金を表します。
 c. 財形年金保険については、財形年金保険は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計、財形年金積立保険は責任準備金を表します。
 d. 医療保障保険は入院給付日額を表します。
 e. 就業不能保障保険は就業不能保険金月額を表します。
 4. 傷害損傷特約の金額は給付金額を、入院特約の金額は入院給付日額を表します。
 5. 災害保障特約には交通災害保障特約を含みます。
 6. 疾病特約には限定告知型医療特約を含みます。

⑤ 新契約高の推移(新契約+転換による増加)

(単位:千件、百万円、%)

区分		平成21年度				平成22年度				平成23年度				
		件数	前年度比	金額	前年度比	件数	前年度比	金額	前年度比	件数	前年度比	金額	前年度比	
個人保険	死亡保険	終身保険	171	55.1	806,656	92.6	240	40.5	1,260,421	56.3	183	△23.7	939,130	△25.5
		定期付終身保険	1	△1.7	49,410	△12.0	3	77.4	80,212	62.3	338	9967.9	8,113,562	10015.1
		利率変動型積立終身保険	568	2.1	12,146,401	△8.5	531	△6.5	10,882,298	△10.4	147	△72.2	2,429,346	△77.7
		定期保険	10	△15.2	266,891	△16.1	9	△14.3	246,366	△7.7	8	△10.6	209,337	△15.0
		その他共計	922	14.9	13,444,928	△5.5	948	2.8	12,636,954	△6.0	831	△12.3	11,840,093	△6.3
	生死混合保険	養老保険	36	△34.0	123,466	△33.4	33	△5.9	113,480	△8.1	16	△51.3	57,566	△49.3
		定期付養老保険	1	11.6	24,613	△2.6	1	△26.5	17,285	△29.8	1	△21.8	13,469	△22.1
		生存給付金付定期保険	30	10.4	138,095	5.7	28	△5.7	118,482	△14.2	25	△9.4	104,348	△11.9
		その他共計	88	△17.4	346,489	△15.9	82	△6.8	301,677	△12.9	61	△25.3	221,299	△26.6
	生存保険	保障付積立保険	5	△13.4	4,581	△15.1	5	3.7	4,751	3.7	4	△13.0	4,119	△13.3
		その他共計	5	△13.7	8,146	△24.2	5	△4.1	4,751	△41.7	4	△13.0	4,119	△13.3
	計(1)		1,017	10.9	13,799,564	△5.8	1,036	1.9	12,943,384	△6.2	897	△13.4	12,065,513	△6.8
	個人年金保険(2)		222	13.6	996,706	12.0	120	△45.6	553,752	△44.4	145	20.2	681,231	23.0
(1)+(2)合計		1,239	11.4	14,796,270	△4.8	1,157	△6.6	13,497,136	△8.8	1,043	△9.9	12,746,744	△5.6	
団体保険	団体定期保険	23	△44.4	21,719	3.0	56	139.1	14,868	△31.5	45	△18.9	37,619	153.0	
	総合福祉団体定期保険	60	△7.5	150,906	△22.0	66	10.1	103,471	△31.4	46	△29.4	76,323	△26.2	
	団体信用生命保険	32	134.6	23,230	246.7	0	△99.4	97	△99.6	1	799.5	821	739.1	
	消費者信用団体生命保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	団体終身保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	心身障害者扶養者生命保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	年金払特約	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計(3)	116	△4.2	195,856	△11.5	123	5.7	118,438	△39.5	94	△23.2	114,764	△3.1	
(1)+(2)+(3)合計		1,356	9.8	14,992,127	△4.8	1,280	△5.6	13,615,575	△9.2	1,137	△11.2	12,861,508	△5.5	
団体年金保険	企業年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	新企業年金保険	10	△54.4	133	134.7	5	△45.4	33	△74.9	0	△96.0	0	△97.9	
	抛句型企業年金保険	1	△82.2	9	△43.4	0	△81.9	0	△89.9	0	21.9	0	△94.5	
	厚生年金基金保険	3	21.0	-	△100.0	7	116.1	-	-	5	△25.6	2	-	
	国民年金基金保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	団体生存保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	確定給付企業年金保険	-	-	1,857	232.3	-	-	3,201	72.3	-	-	5,173	61.6	
	確定拠出年金保険	-	-	21	10.1	-	-	25	21.8	-	-	53	108.6	
計	15	△53.5	2,021	208.4	13	△11.4	3,261	61.4	6	△55.0	5,230	60.4		
財形保険	1	△10.7	108	65.4	1	△16.5	63	△41.6	1	△12.4	31	△50.7		
財形年金保険	0	△13.8	14	△44.0	0	15.3	16	14.6	0	△5.6	11	△28.8		
医療保障保険	0	239.9	2	1,024.4	0	54.0	1	△58.5	1	106.2	0	△46.7		
就業不能保障保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注) 1. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険・就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。

2. 金額欄には主たる保障額を記載しています。

a. 個人年金保険は年金支払開始時における年金原資を表します。

b. 団体年金保険・財形保険は第1回収入保険料を表します。

c. 財形年金保険については、財形年金保険は年金支払開始時における年金原資、財形年金積立保険は第1回収入保険料を表します。

d. 医療保障保険は入院給付日額を表します。

e. 就業不能保障保険は就業不能保険金月額を表します。

3. 個人保険・個人年金保険には転換による増加及び保障一括見直しによる増加を含みます。

⑥ 個人保険・個人年金保険種類別新契約の推移(新契約+転換による増加)

(単位: 千件、百万円、%)

区分	平成21年度			平成22年度			平成23年度					
	件数	占率	金額	件数	占率	金額	件数	占率	金額			
個人保険	終身保険	終身保険 (終身保険、バラ色人生、充実クラブW、ふるはーとW)	155	15.3	787,591	228	22.0	1,243,711	173	19.3	923,235	
		連生終身保険 (アンサンブル)	0	0.0	76	0	0.0	55	0	0.0	109	
		特定疾病保障終身保険 (リガード)	0	0.1	3,176	1	0.1	4,183	1	0.1	4,460	
		限定告知型終身保険 (千客万願)	14	1.4	15,264	11	1.1	12,038	9	1.0	10,840	
		一時払退職後終身保険	0	0.0	547	0	0.0	433	0	0.0	483	
			171	16.8	806,656	240	23.2	1,260,421	183	20.4	939,130	
	死亡保険	定期付終身保険 (Wステージ、(楽々)アンサンブル)	1	0.2	49,410	3	0.3	80,212	338	37.7	8,113,562	
		利率変動型積立終身保険 (ライブワン、Qバック)	568	55.9	12,146,401	531	51.3	10,882,298	147	16.5	2,429,346	
		定期保険	定期保険 (定期保険、インプレム新長期プラン、インプレムYOU、インプレムGP)	9	0.9	259,288	7	0.8	239,757	7	0.8	204,000
			特定疾病保障定期保険 (リガード)	1	0.1	6,860	1	0.1	6,037	0	0.1	4,874
	重度慢性疾患保障保険 (Vガード)		0	0.0	742	0	0.0	570	0	0.0	463	
			10	1.1	266,891	9	0.9	246,366	8	0.9	209,337	
	医療保険 (ドクター-KING、たよれる YOU)	170	16.7	99,809	163	15.8	102,195	152	17.0	89,392		
	定期特約	(16)	(1.6)	75,758	(14)	(1.4)	65,461	(13)	(1.5)	59,323		
	計	922	90.7	13,444,928	948	91.5	12,636,954	831	92.6	11,840,093		
	生死混合保険	養老保険	養老保険 (自由保険)	35	3.5	122,391	33	3.3	113,480	16	1.8	57,566
			特別養老保険 (一病息災)	0	0.0	1,074	—	—	—	—	—	—
				36	3.5	123,466	33	3.3	113,480	16	1.8	57,566
		定期付養老保険 (しあわせの保険)	1	0.2	24,613	1	0.1	17,285	1	0.1	13,469	
		生存給付金付定期保険 (記念日宣言)	30	3.0	138,095	28	2.7	118,482	25	2.9	104,348	
こども保険 (こどもすくすく保険)		20	2.1	60,313	19	1.9	52,429	18	2.1	45,915		
計		88	8.7	346,489	82	8.0	301,677	61	6.9	221,299		
生存保険	保障付積立保険	5	0.5	4,581	5	0.5	4,751	4	0.5	4,119		
	介護年金保障保険 (元氣らぶ)	0	0.0	3,565	—	—	—	—	—	—		
	計	5	0.6	8,146	5	0.5	4,751	4	0.5	4,119		
合計	1,017	100.0	13,799,564	1,036	100.0	12,943,384	897	100.0	12,065,513			
個人年金保険	定額個人年金保険 (新たなしめ年金)	14	6.6	63,192	16	13.4	68,489	11	8.2	51,526		
	生存保障重視型個人年金保険 (たのしみ1番)	101	45.5	469,362	103	85.9	481,286	132	91.3	627,166		
	予定利率変動型個人年金保険 (たのしみFA3つの納得)	3	1.7	15,890	0	0.4	2,031	0	0.3	1,517		
	変額個人年金保険	102	46.1	448,261	0	0.4	1,945	0	0.2	1,019		
	合計	222	100.0	996,706	120	100.0	553,752	145	100.0	681,231		

(注) 1. []は現在使用している主な販売名称を表します。
 2. 転換契約には保障一括見直し契約を含みます。
 3. ()内数値は、合計件数、合計占率には含みません。

⑦ 個人保険の異動状況の推移

(単位：千件、百万円、%)

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年始現在	8,496	124,088,951	8,459	116,114,618	8,506	109,125,950
新契約	627	5,291,466	651	4,751,004	536	3,903,227
更新	12	63,865	8	45,468	3	27,567
復活	32	519,259	33	478,864	26	350,975
転換による増加	389	8,508,097	385	8,192,379	361	8,162,285
死亡	36	307,541	38	312,127	40	311,004
満期	193	648,033	165	534,862	144	482,696
保険金額の減少	(179)	1,803,776	(152)	1,463,964	(147)	1,294,535
転換による減少	389	9,140,273	383	9,048,646	362	8,692,253
解約	389	6,380,888	352	5,435,668	340	4,987,204
失効	129	1,990,023	118	1,682,193	95	1,228,187
その他の増減	39	△2,086,486	26	△1,978,921	14	△1,842,432
年末現在	8,459	116,114,618	8,506	109,125,950	8,464	102,731,692
(増加率)	(△0.4)	(△6.4)	(0.6)	(△6.0)	(△0.5)	(△5.9)
純増加	△36	△7,974,333	46	△6,988,667	△41	△6,394,257
(増加率)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 金額は死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の数値の合計を表します。
 2. ()内数値は、年末現在及び純増加の数値に含みません。
 3. 転換による増加及び減少には、保障一括見直しによる増加及び減少を含みます。

⑧ 個人年金保険の異動状況の推移

(単位：千件、百万円、%)

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年始現在	2,496	(1,622,043)	2,616	(1,705,903)	2,634	(1,705,215)
新契約	220	(145,747)	119	(66,191)	143	(78,102)
復活	0	2,663	0	2,773	0	2,235
転換による増加	1	9,654	1	7,785	1	9,482
死亡	6	36,371	7	41,502	8	42,764
支払満了	10	36	14	49	16	54
金額の減少	(4)	11,473	(4)	11,012	(4)	9,754
転換による減少	7	37,509	7	35,646	7	33,601
解約	70	345,158	65	327,247	58	285,361
失効	6	28,104	5	26,473	4	22,007
その他の増減	△0	△113,126	△2	△136,621	△2	△141,250
年末現在	2,616	(1,705,903)	2,634	(1,705,215)	2,682	(1,722,119)
(増加率)	(4.8)	(3.3)	(0.7)	(△0.2)	(1.8)	(1.1)
純増加	120	427,588	17	△22,028	47	148,671
(増加率)	(31.2)	(50.4)	(△85.1)	(-)	(167.2)	(-)

(注) 1. 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計を表します。
 2. ()は、年始現在・新契約・年末現在の年金年額を表します。
 3. ()内数値は、年末現在及び純増加の数値に含みません。

9 団体保険の異動状況の推移

(単位：千件、百万円、%)

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年始現在	24,207	33,902,697	23,774	33,484,098	23,431	32,564,094
新契約	116	195,856	123	118,438	94	114,764
更新	11,624	16,424,706	11,460	16,114,505	11,309	15,299,792
中途加入	1,881	2,759,909	1,843	2,710,225	1,766	2,710,119
保険金額の増加	(566)	786,995	(592)	694,639	(628)	885,536
死亡	52	57,737	51	55,369	51	55,084
満期	11,758	16,595,002	11,563	16,307,830	11,514	15,491,522
脱退	2,197	2,283,500	2,080	2,305,111	2,042	2,216,426
保険金額の減少	(487)	651,891	(430)	905,688	(411)	453,086
解約	46	112,814	75	84,108	54	115,082
失効	1	6,990	1	6,289	0	2,711
その他の増減	1	△878,130	1	△893,415	0	△ 869,402
年末現在	23,774	33,484,098	23,431	32,564,094	22,938	32,370,988
(増加率)	(△1.8)	(△1.2)	(△1.4)	(△2.7)	(△2.1)	(△0.6)
純増加	△432	△418,598	△343	△920,004	△ 492	△ 193,105
(増加率)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 金額は死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主たる保障部分の数値の合計を表します。
 2. 件数は被保険者数を表します。
 3. ()内数値は、年末現在及び純増加の数値に含みません。

10 団体年金保険の異動状況の推移

(単位：千件、百万円、%)

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年始現在	8,770	2,451,770	8,180	2,528,329	7,766	2,430,296
新契約	15	2,021	13	3,261	6	5,230
年金支払	2,469	91,671	2,421	95,266	2,369	96,647
一時金支払	642	180,237	649	148,101	553	138,075
解約	462	68,841	162	147,194	124	110,479
年末現在	8,180	2,528,329	7,766	2,430,296	7,432	2,463,043
(増加率)	(△6.7)	(3.1)	(△5.1)	(△3.9)	(△4.3)	(1.3)
純増加	△590	76,558	△414	△98,032	△334	32,747
(増加率)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 「年始現在」「年末現在」の金額は責任準備金を表します。
 2. 「新契約」の金額は第1回収入保険料を表します。
 3. 件数は被保険者数を表します。

◆特別勘定に関する指標等

① 特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
	金額	金額	金額
個人変額保険	61,251	56,648	53,801
変額個人年金保険	2,526,030	2,392,426	2,345,959
団体年金保険	689,623	638,129	611,222
特別勘定計	3,276,905	3,087,203	3,010,983

② 個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定の状況

a. 運用概況

平成23年度の国内外の株式相場は、年度前半は欧州財政問題の深刻化や世界的な景気減速懸念から大幅下落しましたが、後半は欧州の財政問題に対する懸念後退や堅調な米国経済指標を受け上昇に転じ、年度でほぼ横ばいとなりました。日米の長期金利はリスク回避の動きや日米欧での金融緩和政策により低下（債券価格は上昇）しました。

こうした市場環境のなかで、個人変額保険特別勘定について

は、株式相場の戻り局面では株式の構成比の引下げを、逆に相場が下落した局面では構成比の引き上げを基本に運用を行いました。変額個人年金保険のうち自社で運用する特別勘定については、基本資産配分並みの構成比を基本としつつ、相場の見通しに応じて構成比の調整を行いました。変額個人年金保険のうち投資信託を主な投資対象とする特別勘定については、投資信託の組入れ比率を高位に保ちました。

b. 保有契約高

●個人変額保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人変額保険(有期型)	477	1,959	421	1,748	375	1,531
個人変額保険(終身型)	62,388	323,528	61,324	317,331	60,142	311,282
合 計	62,865	325,488	61,745	319,080	60,517	312,813

(注) 保有契約高には、定期保険特約部分を含みます。

●変額個人年金保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
変額個人年金保険	652,770	2,733,219	636,062	2,637,904	621,008	2,559,558

c. 特別勘定資産の内訳

●個人変額保険

(単位：百万円、%)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	1,068	1.7	—	—	2,100	3.9
有価証券	58,397	95.3	52,939	93.5	50,083	93.1
公社債	17,934	29.3	17,383	30.7	15,855	29.5
株 式	21,824	35.6	17,972	31.7	17,598	32.7
外国証券	18,639	30.4	17,583	31.0	16,629	30.9
公社債	6,660	10.9	5,256	9.3	5,271	9.8
株式等	11,979	19.6	12,327	21.8	11,357	21.1
その他の証券	—	—	—	—	—	—
貸 付 金	—	—	—	—	—	—
その他	1,784	2.9	3,708	6.5	1,617	3.0
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
合 計	61,251	100.0	56,648	100.0	53,801	100.0

●変額個人年金保険

(単位：百万円、%)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	84,830	3.4	872	0.0	108,416	4.6
有価証券	2,414,929	95.6	2,280,587	95.3	2,210,515	94.2
公社債	879,350	34.8	865,864	36.2	914,313	39.0
株 式	425,929	16.9	376,549	15.7	368,808	15.7
外国証券	341,713	13.5	323,753	13.5	241,132	10.3
公社債	253,288	10.0	219,781	9.2	166,205	7.1
株式等	88,424	3.5	103,972	4.3	74,926	3.2
その他の証券	767,936	30.4	714,419	29.9	686,260	29.3
貸 付 金	—	—	—	—	—	—
その他	26,270	1.0	110,966	4.6	27,027	1.2
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
合 計	2,526,030	100.0	2,392,426	100.0	2,345,959	100.0

d. 運用収支状況

●個人変額保険

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	金額	金額	金額
利息配当金等収入	1,181	1,148	1,149
有価証券売却益	761	1,054	504
有価証券償還益	1	10	—
有価証券評価益	20,367	11,177	11,868
為替差益	20	15	14
金融派生商品収益	106	222	195
その他の収益	34	9	3
有価証券売却損	3,534	2,755	1,517
有価証券償還損	—	0	—
有価証券評価損	8,944	11,987	11,412
為替差損	17	17	13
金融派生商品費用	68	83	119
その他の費用	0	0	0
収支差額	9,908	△1,207	674

(注) 平成21年度の有価証券評価益 20,367百万円には有価証券振戻益 16,965百万円が、有価証券評価損 8,944百万円には有価証券振戻損 831百万円がそれぞれ含まれています。平成22年度の有価証券評価益 11,177百万円には有価証券振戻益 8,112百万円が、有価証券評価損 11,987百万円には有価証券振戻損 3,401百万円がそれぞれ含まれています。平成23年度の有価証券評価益 11,868百万円には有価証券振戻益 8,585百万円が、有価証券評価損 11,412百万円には有価証券振戻損 3,064百万円がそれぞれ含まれています。

●変額個人年金保険

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	金額	金額	金額
利息配当金等収入	34,189	35,150	33,947
有価証券売却益	13,319	15,129	10,663
有価証券償還益	21	60	0
有価証券評価益	393,526	210,909	264,463
為替差益	988	1,197	661
金融派生商品収益	11,673	13,173	10,633
その他の収益	304	97	40
有価証券売却損	68,158	46,273	30,541
有価証券償還損	114	23	20
有価証券評価損	138,652	232,491	223,083
為替差損	480	964	705
金融派生商品費用	12,663	6,365	4,400
その他の費用	5,498	2,894	3,549
収支差額	228,456	△13,298	58,110

(注) 平成21年度の有価証券評価益 393,526百万円には有価証券振戻益 307,900百万円が、有価証券評価損 138,652百万円には有価証券振戻損 19,728百万円がそれぞれ含まれています。平成22年度の有価証券評価益 210,909百万円には有価証券振戻益 118,753百万円が、有価証券評価損 232,491百万円には有価証券振戻損 85,626百万円がそれぞれ含まれています。平成23年度の有価証券評価益 264,463百万円には有価証券振戻益 146,865百万円が、有価証券評価損 223,083百万円には有価証券振戻損 92,155百万円がそれぞれ含まれています。

e.有価証券等の時価情報

●売買目的有価証券

<個人変額保険>

(単位：百万円)

区分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	58,397	△4,710	52,939	△5,520	50,083	△5,064

<変額個人年金保険>

(単位：百万円)

区分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	2,414,929	△33,127	2,280,587	△54,709	2,210,515	△13,329

●金銭の信託の時価情報

<個人変額保険>

平成21年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

平成21年度以降期末残高がないため、記載していません。

f.デリバティブ取引の時価情報

●差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

<個人変額保険>

(単位：百万円)

区分	平成21年度末						平成22年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	—	△24	—	—	△24	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	△24	—	—	△24	—	—	—	—	—	—

区分	平成23年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	—	34	—	—	34
合計	—	—	34	—	—	34

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

<変額個人年金保険>

(単位：百万円)

区分	平成21年度末						平成22年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	△837	△150	—	—	△987	—	△1,097	16	—	—	△1,081
合計	—	△837	△150	—	—	△987	—	△1,097	16	—	—	△1,081

区分	平成23年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	—	1,470	—	—	1,470
合計	—	—	1,470	—	—	1,470

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

●金利関連

<個人変額保険>

平成21年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

平成21年度以降期末残高がないため、記載していません。

●通貨関連

<個人変額保険>

平成21年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

(単位：百万円)

区分	種類	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末				
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益		
		うち1年超			うち1年超			うち1年超				
店頭	為替予約											
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(米ドル)	66,933	—	△837	△837	40,928	—	△1,097	△1,097	—	—	—
	(ユーロ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(英ポンド)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(豪ドル)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(スイスフラン)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(加ドル)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(スウェーデンクローナ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(デンマーククローネ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(シンガポールドル)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(ニュージーランドドル)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計				△837				△1,097				—

(注) 1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
 2. 外貨建金銭債権債務等が為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。
 3. 差損益欄には、先物取引の契約額と時価との差額を記載しています。

●株式関連

<個人変額保険>

(単位：百万円)

区分	種類	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末				
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益		
		うち1年超			うち1年超			うち1年超				
取引所	株価指数先物											
	売建	673	—	△24	△24	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	609	—	34	34
合計				△24								34

<変額個人年金保険>

(単位：百万円)

区分	種類	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末				
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益		
		うち1年超			うち1年超			うち1年超				
取引所	株価指数先物											
	売建	8,086	—	△150	△150	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	2,376	16	16	25,243	—	1,470	1,470
合計				△150				16				1,470

●債券関連

<個人変額保険>

平成21年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

平成21年度以降期末残高がないため、記載していません。

●その他

<個人変額保険>

平成21年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

平成21年度以降期末残高がないため、記載していません。

個人変額保険、変額個人年金保険のうち最低保証付変額保険(年金受取型)については、別途事業年度末閲覧資料「平成23年度変額保険(特別勘定)・最低保証付変額保険(特別勘定)の概況」を作成し、本社・支社に備え置いています。

③ 団体年金保険特別勘定の状況

a. 団体年金保険特別勘定特約の受託状況

(単位：件、億円)

	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	件数	時価残高	件数	時価残高	件数	時価残高
第1特約	1,911	6,619	1,805	6,066	1,658	5,704
第2特約	1	246	1	290	1	338
合計	1,912	6,865	1,806	6,356	1,659	6,041

(注) 1. 件数は、各年度末に時価残高のある団体数です。

2. 特別勘定第1特約は、複数の団体年金のご契約資金を合同運用しています。特別勘定第2特約は、年金資産を個々のご契約ごとに単独運用しています。

b. 特別勘定第1特約(総合口)の状況

●基本ポートフォリオおよび平成23年度運用計画

(単位：%)

(単位：%)

	長期基本ポートフォリオ			
	構成比	レンジ	期待収益率	標準偏差
国内債券	31	16～46	1.60	3.56
国内株式	36	21～51	7.00	18.34
外国債券	13	3～23	3.00	10.57
外国株式	18	8～28	8.00	17.67
現預金等	2	—	1.50	0.72
合計	100	—	4.88	7.96

	平成23年度運用計画		
	計画構成比	期待収益率	標準偏差
国内債券	31	0.97	2.01
国内株式	34	8.72	17.92
外国債券	11	3.91	10.01
外国株式	22	13.11	20.36
現預金等	2	0.10	0.06
合計	100	6.58	10.17

●運用実績の推移

(単位：%)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	ファンド	ベンチマーク	超過収益	ファンド	ベンチマーク	超過収益	ファンド	ベンチマーク	超過収益
国内債券	2.22	2.04	0.18	2.20	1.81	0.39	2.91	2.94	△0.03
国内株式	31.06	28.47	2.59	△8.50	△9.23	0.73	0.89	0.59	0.30
外国債券	0.15	0.18	△0.03	△7.41	△7.54	0.13	4.74	4.99	△0.25
外国株式	45.07	46.75	△1.69	2.84	2.41	0.43	0.37	0.50	△0.13
現預金等	0.30	0.10	0.20	△0.21	0.09	△0.30	0.42	0.08	0.35
合計	18.96	17.70	1.26	△2.17	△2.54	0.36	1.75	2.29	△0.53

(注) 1. ファンドの各資産の実績は時間加重収益率、合計の実績はユニット価格伸び率を掲載しております。

2. 現預金等の時間加重収益率には、外国資産売買約定時の「外貨未収・未払金」に係る為替差損益の影響が含まれております。これは約定日の為替レートと資金受渡し時の為替レートを比べて変動した部分が現預金等の時間加重収益率として計上されるものです。

3. 合計のベンチマーク収益率は、各資産のベンチマーク収益率を各年度計画構成比で加重した値です。

●平成23年度運用状況

- ・平成23年度のパフォーマンスは1.75%となり、年度運用計画をもとにした複合ベンチマーク対比でアンダーパフォームしました。
- ・資産配分の面では、欧州債務問題のリスクを意識し特に第3四半期から第4四半期にかけて外国株式をアンダーウエイト、国内債券をオーバーウエイトとしたことが大きくマイナス寄与しました。
- ・個別資産の面では、国内株式のアウトパフォームがプラス寄与しました。

●資産別時価残高の推移

(単位：百万円、%)

	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	時価残高	構成比	時価残高	構成比	時価残高	構成比
国内債券	98,529	31.0	74,290	31.2	64,438	29.8
国内株式	115,912	36.5	80,353	33.7	75,067	34.7
外国債券	33,540	10.6	22,995	9.7	23,079	10.7
外国株式	62,774	19.8	52,945	22.2	43,556	20.1
現預金等	7,081	2.2	7,591	3.2	10,274	4.8
合計	317,836	100.0	238,173	100.0	216,414	100.0

◆経営諸指標

① 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新契約平均保険金	8,426	7,294	7,275
保有契約平均保険金	13,726	12,828	12,136

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含みません。

② 新契約率(対年度始)

(単位：%)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
個人保険	4.3	4.1	3.6
個人年金保険	7.7	4.1	5.1
団体保険	0.6	0.4	0.4

(注) 転換契約は含みません。

③ 解約失効率(対年度始)

(単位：%)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
個人保険	6.7	6.1	5.7
個人年金保険	2.9	2.7	2.3
団体保険	0.4	0.3	0.4

④ 個人保険新契約年間平均保険料(月払契約)

(単位：円)

平成21年度	平成22年度	平成23年度
130,200	134,876	137,650

(注) 転換契約は含みません。

⑤ 死亡率(個人保険主契約)

a. 件数率

(単位：%)

平成21年度	平成22年度	平成23年度
4.26	4.57	4.82

b. 金額率

(単位：%)

平成21年度	平成22年度	平成23年度
2.56	2.77	2.93

⑥ 特約発生率(個人保険+個人年金保険)

(単位:%)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
災害死亡 保障契約	件数	0.23	0.25	0.43
	金額	0.18	0.21	0.31
障害 保障契約	件数	0.27	0.29	0.29
	金額	0.09	0.10	0.09
災害入院 保障契約	件数	4.77	5.25	5.35
	金額	135	142	142
疾病入院 保障契約	件数	51.59	56.27	59.21
	金額	971	1,005	1,032
成人病入院 保障契約	件数	14.33	15.70	16.94
	金額	414	440	461
疾病・傷害手術 保障契約	件数	47.51	50.25	53.23
成人病手術 保障契約	件数	7.62	8.79	10.03

⑦ 事業費率(対収入保険料)

(単位:%)

平成21年度	平成22年度	平成23年度
12.5	12.5	13.6

⑧ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位:社)

平成21年度	平成22年度	平成23年度
9 (4)	9 (4)	9 (4)

(注) ()内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

⑨ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位:%)

平成21年度	平成22年度	平成23年度
87.1 (100.0)	90.9 (100.0)	93.9 (100.0)

(注) ()内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

⑩ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位:%)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
A-以上	85.3 (100.0)	85.3 (100.0)	84.0 (100.0)
BBB-以上	— (—)	— (—)	— (—)
その他 (格付なしを含む)	14.7 (—)	14.7 (—)	16.0 (—)
合計	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

(注) 1. 格付は、以下の方法により区分しています。
 a. スタンダード&プアーズ社(S&P社)の格付を使用し、同社の格付がない場合は「その他(格付なしを含む)」に区分しています。
 b. 各事業年度末時点の格付に基づいています。
 2. ()内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

11 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

平成21年度	平成22年度	平成23年度
159 (9)	110 (8)	89 (6)

(注) ()内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第三分野発生率	30.8	32.3	33.3
医療(疾病)	34.6	34.8	35.5
がん	35.3	37.7	39.4
介護	24.9	26.7	27.3
その他	24.8	29.0	31.3

(注) 1. 保険種類(特約)単位で主要な第三分野給付の属する区分に分類しています。
 2. 発生保険金額は、「保険金・給付金額等の支払額」「対応する支払備金繰入額」および「保険金支払に係る事業費等」の合計額としています。
 3. 経過保険料は、「年度始保有契約と年度末保有契約の年換算保険料の和半」等としています。
 4. 生前給付・医療保障と死亡保障等が組み込まれている保険種類(特約)については、死亡保障等に該当する部分を発生保険金額および経過保険料に含めています。

13 各種ローン金利

(単位：%)

貸付の種類	一般貸付 標準金利 (長期プライムレート)		貸付の種類	一般貸付 標準金利 (長期プライムレート)		貸付の種類	一般貸付 標準金利 (長期プライムレート)	
平成21年度	4月10日	2.30	平成22年度	4月 9日	1.65	平成23年度	4月 8日	1.70
	5月 8日	2.10		5月11日	1.60		5月10日	1.55
	6月10日	2.10		6月10日	1.45		6月10日	1.50
	7月10日	1.90		7月 9日	1.45		7月 8日	1.50
	8月11日	1.95		8月10日	1.40		8月10日	1.35
	9月10日	1.80		9月10日	1.45		9月 9日	1.40
	10月 9日	1.70		10月 8日	1.30		10月12日	1.40
	11月10日	1.85		11月10日	1.40		11月10日	1.40
	12月10日	1.65		12月10日	1.60		12月 9日	1.40
	1月 8日	1.65		1月12日	1.50		1月11日	1.40
	2月10日	1.65		2月10日	1.65		2月10日	1.40
	3月10日	1.60		3月10日	1.60		3月 9日	1.35

◆保険会社及びその子会社等の財産の状況

① 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成21年度末 (平成22年3月31日現在)	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)
	金額	金額	金額
(資産の部)			
現金及び預貯金	106,117	121,444	127,313
コールローン	252,500	433,800	375,700
買入金銭債権	462,598	390,037	353,742
有価証券	17,148,392	18,070,402	18,889,513
貸付金	3,443,939	3,171,361	2,887,447
有形固定資産	987,134	949,839	912,132
土地	553,081	534,568	523,603
建物	424,399	405,397	379,029
リース資産	427	613	1,330
建設仮勘定	471	1,104	1,341
その他の有形固定資産	8,753	8,155	6,826
無形固定資産	25,384	24,524	26,452
ソフトウェア	13,599	13,698	15,345
リース資産	—	—	89
その他の無形固定資産	11,784	10,826	11,017
代理店貸	29	3	5
再保険貸	407	187	214
その他資産	347,063	280,576	250,508
繰延税金資産	306,070	320,362	211,596
支払承諾見返	440	440	3,000
貸倒引当金	△7,924	△8,128	△4,058
資産の部合計	23,072,153	23,754,851	24,033,569
(負債の部)			
保険契約準備金	20,860,341	21,605,221	22,146,905
支払備金	119,744	128,789	101,548
責任準備金等	20,404,323	21,154,707	21,741,822
社員配当準備金	336,273	321,724	303,534
再保険借	343	144	136
その他負債	1,302,846	1,221,294	779,460
債券貸借取引受入担保金	628,242	488,275	83,609
その他の負債	674,604	733,019	695,851
退職給付引当金	22,209	21,559	22,303
役員退職慰労引当金	20	4	7
価格変動準備金	142,961	161,452	161,461
繰延税金負債	—	55	277
再評価に係る繰延税金負債	38,327	36,610	30,083
支払承諾	440	440	3,000
負債の部合計	22,367,490	23,046,783	23,143,636
(純資産の部)			
基金	199,000	210,000	220,000
基金償却積立金	170,000	229,000	319,000
再評価積立金	2	2	2
連結剰余金	404,345	378,775	336,733
基金等合計	773,347	817,777	875,735
その他有価証券評価差額金	44,901	△9,729	107,364
繰延ヘッジ損益	243	162	59
土地再評価差額金	△113,537	△104,263	△97,069
為替換算調整勘定	△292	△393	△428
その他の包括利益累計額合計*	△68,684	△114,223	9,926
少数株主持分	—	4,514	4,270
純資産の部合計	704,663	708,068	889,933
負債及び純資産の部合計	23,072,153	23,754,851	24,033,569

*平成21年度末の「その他の包括利益累計額合計」は、「評価・換算差額等合計」を示しています。

② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	平成21年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
	金額	金額	金額
経常収益	4,064,942	3,668,568	3,401,935
保険料等収入	3,092,641	3,010,164	2,644,607
資産運用収益	839,996	531,948	612,488
利息及び配当金等収入	479,119	486,392	494,444
有価証券売却益	26,885	28,723	41,988
有価証券償還益	—	824	912
金融派生商品収益	—	15,374	—
為替差益	—	182	1,162
貸倒引当金戻入額	—	—	3,687
その他運用収益	474	450	617
特別勘定資産運用益	333,517	—	69,676
その他経常収益	132,304	126,456	144,838
経常費用	3,905,155	3,514,864	3,200,373
保険金等支払金	2,026,441	1,998,995	1,894,710
保険金	681,629	614,695	605,565
年金	287,000	300,377	311,299
給付金	436,735	411,266	390,411
解約返戻金	511,081	573,826	509,199
その他返戻金等	109,993	98,830	78,234
責任準備金等繰入額	1,079,503	805,218	587,588
支払備金繰入額	—	19,403	—
責任準備金繰入額	1,078,454	785,070	587,115
社員配当金積立利息繰入額	1,049	744	473
資産運用費用	233,034	181,366	213,850
支払利息	14,168	12,978	12,230
売買目的有価証券運用損	415	150	386
有価証券売却損	59,624	57,638	48,448
有価証券評価損	44,461	49,626	67,120
金融派生商品費用	64,796	—	48,787
為替差損	906	—	—
貸倒引当金繰入額	6,784	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	18,452	18,463	18,166
その他運用費用	23,424	18,724	18,710
特別勘定資産運用損	—	23,783	—
事業費	387,781	376,336	355,776
その他経常費用	178,395	152,946	148,448
経常利益	159,787	153,704	201,561
特別利益	1,129	9,649	4,735
固定資産等処分益	1,129	8,517	4,735
貸倒引当金戻入額	—	1,132	—
特別損失	27,560	31,765	13,844
固定資産等処分損	2,988	3,532	6,615
減損損失	4,399	8,089	6,427
価格変動準備金繰入額	19,415	18,805	9
不動産圧縮損	100	—	13
社会及び契約者福祉増進助成金	657	646	778
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	692	—
税金等調整前当期純剰余	133,355	131,589	192,452
法人税及び住民税等	1,638	10,486	30,028
法人税等調整額	19,842	12,561	54,999
法人税等合計	21,481	23,048	85,028
少数株主損益調整前当期純剰余	—	108,541	107,423
少数株主損失	—	403	574
当期純剰余	111,874	108,944	107,998

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	平成21年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
	金額	金額	金額
少数株主損益調整前当期純剰余	—	108,541	107,423
その他の包括利益	—	△54,479	122,634
その他有価証券評価差額金	—	△54,308	117,219
繰延ヘッジ損益	—	△81	△102
土地再評価差額金	—	—	5,565
為替換算調整勘定	—	△101	△35
持分法適用会社に対する持分相当額	—	11	△13
包括利益	—	54,061	230,057
親会社に係る包括利益	—	54,445	230,527
少数株主に係る包括利益	—	△383	△469

③ 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	平成21年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
	金額	金額	金額
基金等			
基 金			
当期首残高	199,000	199,000	210,000
当期変動額			
基金の募集	—	70,000	100,000
基金の償却	—	△59,000	△90,000
当期変動額合計	—	11,000	10,000
当期末残高	199,000	210,000	220,000
基金償却積立金			
当期首残高	170,000	170,000	229,000
当期変動額			
基金償却積立金の積立	—	59,000	90,000
当期変動額合計	—	59,000	90,000
当期末残高	170,000	229,000	319,000
再評価積立金			
当期首残高	2	2	2
当期変動額			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2	2	2
連結剰余金			
当期首残高	352,354	404,345	378,775
当期変動額			
社員配当準備金の積立	△44,758	△61,602	△57,466
基金償却積立金の積立	—	△59,000	△90,000
基金利息の支払	△5,263	△4,910	△3,828
当期純剰余	111,874	108,944	107,998
連結の範囲の変更	—	271	2,883
土地再評価差額金の取崩	△9,860	△9,273	△1,628
当期変動額合計	51,991	△25,570	△42,041
当期末残高	404,345	378,775	336,733
基金等合計			
当期首残高	721,356	773,347	817,777
当期変動額			
基金の募集	—	70,000	100,000
社員配当準備金の積立	△44,758	△61,602	△57,466
基金利息の支払	△5,263	△4,910	△3,828
当期純剰余	111,874	108,944	107,998
基金の償却	—	△59,000	△90,000
連結の範囲の変更	—	271	2,883
土地再評価差額金の取崩	△9,860	△9,273	△1,628
当期変動額合計	51,991	44,429	57,958
当期末残高	773,347	817,777	875,735
その他の包括利益累計額*			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高	△162,188	44,901	△9,729
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	207,090	△54,630	117,093
当期変動額合計	207,090	△54,630	117,093
当期末残高	44,901	△9,729	107,364
繰延ヘッジ損益			
当期首残高	151	243	162
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	92	△81	△102
当期変動額合計	92	△81	△102
当期末残高	243	162	59
土地再評価差額金			
当期首残高	△123,398	△113,537	△104,263
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	9,860	9,273	7,194
当期変動額合計	9,860	9,273	7,194
当期末残高	△113,537	△104,263	△97,069
為替換算調整勘定			
当期首残高	△302	△292	△393
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	10	△101	△35
当期変動額合計	10	△101	△35
当期末残高	△292	△393	△428
その他の包括利益累計額合計*			
当期首残高	△285,737	△68,684	△114,223
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	217,053	△45,539	124,150
当期変動額合計	217,053	△45,539	124,150
当期末残高	△68,684	△114,223	9,926

(単位：百万円)

科 目	平成21年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	金額	金額	金額
少数株主持分			
当期首残高	—	—	4,514
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	—	4,514	△243
当期変動額合計	—	4,514	△243
当期末残高	—	4,514	4,270
純資産合計			
当期首残高	435,619	704,663	708,068
当期変動額			
基金の募集	—	70,000	100,000
社員配当準備金の積立	△44,758	△61,602	△57,466
基金利息の支払	△5,263	△4,910	△3,828
当期純剰余	111,874	108,944	107,998
基金の償却	—	△59,000	△90,000
連結の範囲の変更	—	271	2,883
土地再評価差額金の取崩	△9,860	△9,273	△1,628
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	217,053	△41,024	123,906
当期変動額合計	269,044	3,404	181,864
当期末残高	704,663	708,068	889,933

*平成21年度の「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」を示しています。

連結財務諸表の作成方針

平成21年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等 4社 連結される子会社及び子法人等は、スミセイ損害保険株式会社、スミセイ情報システム株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社(平成21年10月1日付でいずみエージェンシー株式会社と保険デザイナーズ株式会社が合併し社名変更)、Sumitomo Life Insurance Agency America, Inc.であります。 主要な非連結子会社及び子法人等は、スミセイ印刷株式会社、株式会社スミセイビルマネージメントであります。 非連結子会社及び子法人等については、総資産、経常収益、当期純損益及び剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連法人等数 3社 持分法適用関連法人等は、三井住友アセットマネジメント株式会社、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社であります。 持分法を適用していない非連結子会社及び子法人等並びに関連法人等(ジャパン・ペンション・サービス株式会社 他)については、それぞれ連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p> <p>3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。</p> <p>5. のれんの償却に関する事項 のれんについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等数 4社 連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、スミセイ情報システム株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、Sumitomo Life Insurance Agency America, Inc. です。 主要な非連結子会社及び子法人等は、スミセイ印刷株式会社、株式会社スミセイビルマネージメントです。 なお、当連結会計年度より、メディケア生命保険株式会社は営業を開始したため、連結の範囲に含めております。 当連結会計年度に重要性が低下したと認められるスミセイ損害保険株式会社並びに非連結子会社及び子法人等については、総資産、経常収益、当期純損益及び剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連法人等数 3社 持分法適用関連法人等は、三井住友アセットマネジメント株式会社、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社です。 持分法を適用していない非連結子会社及び子法人等並びに関連法人等(日本企業年金サービス株式会社(平成23年1月1日付でジャパン・ペンション・サービス株式会社が社名変更) 他)については、それぞれ連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p> <p>3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>4. のれんの償却に関する事項 のれんについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等数 13社 連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ サポート&コンサルティング、総合証券事務サービス株式会社、Sumitomo Life Insurance Agency America, Inc. です。 なお、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、株式会社スミセイ サポート&コンサルティング、総合証券事務サービス株式会社は、連結ベースの財務健全性基準の導入に伴い当連結会計年度末より連結の範囲に含めております。非連結子会社及び子法人等は、ありません。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連法人等数 3社 持分法適用関連法人等は、三井住友アセットマネジメント株式会社、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社です。 持分法を適用していない関連法人等(日本企業年金サービス株式会社 他)については、それぞれ連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p> <p>3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、株式会社シーエスエスとSumitomo Life Insurance Agency America, Inc.の決算日はそれぞれ3月25日と12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>4. のれんの償却に関する事項 のれんについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>

平成21年度(自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度(自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)																																																																																																		
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 親会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、22,037百万円です。連結子会社及び子法人等については、親会社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 親会社の退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日 企業会計審議会)に基づき当連結会計年度末において必要と認める額を計上しております。なお、当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)〔平成20年7月31日 企業会計基準委員会 企業会計基準第19号)を適用しておりますが、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度末の退職給付債務への影響はありません。親会社の退職給付債務に関する事項は、次のとおりです。</p> <p>①退職給付債務及びその内訳 イ. 退職給付債務</p> <table border="0"> <tr> <td>△316,779百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ. 年金資産</td> <td>212,931百万円</td> </tr> <tr> <td>うち、退職給付信託</td> <td>93,174百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)</td> <td>△103,848百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td> <td>96,638百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ)</td> <td>△7,210百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 前払年金費用</td> <td>14,026百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 退職給付引当金(ホ-ヘ)</td> <td>△21,237百万円</td> </tr> </table> <p>②退職給付債務等の計算基礎 イ. 退職給付見込額の期間配分方法</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ. 割引率</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適格退職年金</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>退職給付信託</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>翌連結会計年度から8年</td> <td></td> </tr> </table>	△316,779百万円		ロ. 年金資産	212,931百万円	うち、退職給付信託	93,174百万円	ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△103,848百万円	ニ. 未認識数理計算上の差異	96,638百万円	ホ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ)	△7,210百万円	ヘ. 前払年金費用	14,026百万円	ト. 退職給付引当金(ホ-ヘ)	△21,237百万円		期間定額基準	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率		適格退職年金	0.6%	退職給付信託	0.0%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数		翌連結会計年度から8年		<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 親会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、226百万円です。連結子会社及び子法人等については、親会社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 親会社の退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日 企業会計審議会)に基づき当連結会計年度末において必要と認める額を計上しております。親会社の退職給付債務に関する事項は、次のとおりです。</p> <p>①退職給付債務及びその内訳 イ. 退職給付債務</p> <table border="0"> <tr> <td>△316,356百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ. 年金資産</td> <td>207,825百万円</td> </tr> <tr> <td>うち、退職給付信託</td> <td>84,547百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)</td> <td>△108,531百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td> <td>103,178百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 未認識過去勤務債務</td> <td>△206百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)</td> <td>△5,559百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 前払年金費用</td> <td>14,918百万円</td> </tr> <tr> <td>チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)</td> <td>△20,478百万円</td> </tr> </table> <p>②退職給付債務等の計算基礎 イ. 退職給付見込額の期間配分方法</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ. 割引率</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>退職給付信託</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>翌連結会計年度から8年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ. 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>3年</td> </tr> </table>	△316,356百万円		ロ. 年金資産	207,825百万円	うち、退職給付信託	84,547百万円	ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△108,531百万円	ニ. 未認識数理計算上の差異	103,178百万円	ホ. 未認識過去勤務債務	△206百万円	ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△5,559百万円	ト. 前払年金費用	14,918百万円	チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	△20,478百万円		期間定額基準	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率		確定給付企業年金	2.0%	退職給付信託	0.0%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数		翌連結会計年度から8年		ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	3年	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 親会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、570百万円です。連結子会社及び子法人等については、親会社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 親会社の退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日 企業会計審議会)に基づき当連結会計年度末において必要と認める額を計上しております。親会社の退職給付債務に関する事項は、次のとおりです。</p> <p>①退職給付債務及びその内訳 イ. 退職給付債務</p> <table border="0"> <tr> <td>△314,213百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ. 年金資産</td> <td>213,405百万円</td> </tr> <tr> <td>うち、退職給付信託</td> <td>81,790百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)</td> <td>△100,808百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td> <td>92,316百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 未認識過去勤務債務</td> <td>△103百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)</td> <td>△8,595百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 前払年金費用</td> <td>12,477百万円</td> </tr> <tr> <td>チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)</td> <td>△21,072百万円</td> </tr> </table> <p>②退職給付債務等の計算基礎 イ. 退職給付見込額の期間配分方法</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ. 割引率</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>退職給付信託</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>翌連結会計年度から8年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ. 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>3年</td> </tr> </table>	△314,213百万円		ロ. 年金資産	213,405百万円	うち、退職給付信託	81,790百万円	ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△100,808百万円	ニ. 未認識数理計算上の差異	92,316百万円	ホ. 未認識過去勤務債務	△103百万円	ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△8,595百万円	ト. 前払年金費用	12,477百万円	チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	△21,072百万円		期間定額基準	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率		確定給付企業年金	1.0%	退職給付信託	0.0%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数		翌連結会計年度から8年		ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	3年
△316,779百万円																																																																																																				
ロ. 年金資産	212,931百万円																																																																																																			
うち、退職給付信託	93,174百万円																																																																																																			
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△103,848百万円																																																																																																			
ニ. 未認識数理計算上の差異	96,638百万円																																																																																																			
ホ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ)	△7,210百万円																																																																																																			
ヘ. 前払年金費用	14,026百万円																																																																																																			
ト. 退職給付引当金(ホ-ヘ)	△21,237百万円																																																																																																			
	期間定額基準																																																																																																			
ロ. 割引率	2.0%																																																																																																			
ハ. 期待運用収益率																																																																																																				
適格退職年金	0.6%																																																																																																			
退職給付信託	0.0%																																																																																																			
ニ. 数理計算上の差異の処理年数																																																																																																				
翌連結会計年度から8年																																																																																																				
△316,356百万円																																																																																																				
ロ. 年金資産	207,825百万円																																																																																																			
うち、退職給付信託	84,547百万円																																																																																																			
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△108,531百万円																																																																																																			
ニ. 未認識数理計算上の差異	103,178百万円																																																																																																			
ホ. 未認識過去勤務債務	△206百万円																																																																																																			
ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△5,559百万円																																																																																																			
ト. 前払年金費用	14,918百万円																																																																																																			
チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	△20,478百万円																																																																																																			
	期間定額基準																																																																																																			
ロ. 割引率	2.0%																																																																																																			
ハ. 期待運用収益率																																																																																																				
確定給付企業年金	2.0%																																																																																																			
退職給付信託	0.0%																																																																																																			
ニ. 数理計算上の差異の処理年数																																																																																																				
翌連結会計年度から8年																																																																																																				
ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	3年																																																																																																			
△314,213百万円																																																																																																				
ロ. 年金資産	213,405百万円																																																																																																			
うち、退職給付信託	81,790百万円																																																																																																			
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△100,808百万円																																																																																																			
ニ. 未認識数理計算上の差異	92,316百万円																																																																																																			
ホ. 未認識過去勤務債務	△103百万円																																																																																																			
ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△8,595百万円																																																																																																			
ト. 前払年金費用	12,477百万円																																																																																																			
チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	△21,072百万円																																																																																																			
	期間定額基準																																																																																																			
ロ. 割引率	2.0%																																																																																																			
ハ. 期待運用収益率																																																																																																				
確定給付企業年金	1.0%																																																																																																			
退職給付信託	0.0%																																																																																																			
ニ. 数理計算上の差異の処理年数																																																																																																				
翌連結会計年度から8年																																																																																																				
ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	3年																																																																																																			
<p>5. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p>	<p>5. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p>	<p>5. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p>																																																																																																		

平成21年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の親会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計の方法 親会社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理 親会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金の積立方法 親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算してしております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、親会社は、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上してしております。</p> <p>10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 親会社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p>	<p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の親会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計の方法 親会社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金の積立方法 親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算してしております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、親会社は、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上してしております。</p> <p>10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 親会社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>11. 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号)を適用してしております。 これに伴い、有形固定資産が1,148百万円増加し、その他の負債が1,978百万円増加しております。また、経常利益が117百万円減少し、税金等調整前当期純剰余が830百万円減少しております。</p>	<p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の親会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計の方法 親会社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替予約の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金の積立方法 親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算してしております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、親会社は、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上してしております。</p> <p>10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 親会社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>11. 当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会 企業会計基準第24号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第24号)を適用してしております。</p>

表示方法の変更

平成21年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
		<p>1. 保険業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 連結損益計算書において、従来、特別利益に表示していた貸倒引当戻入額を、当連結会計年度より資産運用収益に含めて表示しております。 (2) 連結基金等変動計算書において、従来、前期末から当期末までの残高の変動を記載しておりましたが、当連結会計年度より当期首から当期末までの残高の変動を記載しております。</p>

注記事項(連結貸借対照表関係)

平成21年度(平成22年3月31日現在)	平成22年度(平成23年3月31日現在)	平成23年度(平成24年3月31日現在)																														
<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、11,074百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりであります。</p> <p>貸付金のうち、破綻先債権額は、1,747百万円、延滞債権額は、9,326百万円です。</p> <p>上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額、21,801百万円、延滞債権額、64百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものであります。貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、ありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、ありません。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、463,250百万円です。</p> <p>3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,276,905百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>4. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>前連結会計年度末現在高</td> <td>367,459百万円</td> </tr> <tr> <td>前連結会計年度剰余金よりの繰入額</td> <td>44,758百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度社員配当金支払額</td> <td>76,994百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>1,049百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度末現在高</td> <td>336,273百万円</td> </tr> </table> <p>5. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式の総額は、16,410百万円です。</p> <p>6. 担保に提供している資産の額は、有価証券508,354百万円です。</p> <p>7. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、親会社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法</p> <p>8. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、612,818百万円です。</p>	前連結会計年度末現在高	367,459百万円	前連結会計年度剰余金よりの繰入額	44,758百万円	当連結会計年度社員配当金支払額	76,994百万円	利息による増加等	1,049百万円	当連結会計年度末現在高	336,273百万円	<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、7,318百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。</p> <p>貸付金のうち、破綻先債権額は、7百万円、延滞債権額は、6,943百万円です。</p> <p>上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、54百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。</p> <p>貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、6百万円です。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、361百万円です。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、481,419百万円です。</p> <p>3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,087,203百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>4. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>前連結会計年度末現在高</td> <td>336,273百万円</td> </tr> <tr> <td>前連結会計年度剰余金よりの繰入額</td> <td>61,602百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度社員配当金支払額</td> <td>76,896百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>744百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度末現在高</td> <td>321,724百万円</td> </tr> </table> <p>5. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式の総額は、14,420百万円です。</p> <p>6. 担保に提供している資産の額は、有価証券498,774百万円です。</p> <p>7. 親会社は、保険業法第60条の規定により基金を70,000百万円新たに募集いたしました。</p> <p>8. 親会社は、基金59,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、親会社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法</p> <p>10. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、476,429百万円です。</p>	前連結会計年度末現在高	336,273百万円	前連結会計年度剰余金よりの繰入額	61,602百万円	当連結会計年度社員配当金支払額	76,896百万円	利息による増加等	744百万円	当連結会計年度末現在高	321,724百万円	<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,095百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。</p> <p>貸付金のうち、破綻先債権額は、ありません。延滞債権額は、1,763百万円です。</p> <p>上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、49百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。</p> <p>貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、3百万円です。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、328百万円です。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、489,090百万円です。</p> <p>3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,010,983百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>4. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>321,724百万円</td> </tr> <tr> <td>前連結会計年度剰余金よりの繰入額</td> <td>57,466百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度社員配当金支払額</td> <td>76,129百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>473百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度末現在高</td> <td>303,534百万円</td> </tr> </table> <p>5. 関連法人等の株式の総額は、13,077百万円です。</p> <p>6. 担保に提供している資産の額は、有価証券492,054百万円です。</p> <p>7. 親会社は、保険業法第60条の規定により基金を100,000百万円新たに募集いたしました。</p> <p>8. 親会社は、基金90,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、親会社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の合計額を下回った額 3,005百万円</p> <p>10. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、153,445百万円です。</p>	当期首現在高	321,724百万円	前連結会計年度剰余金よりの繰入額	57,466百万円	当連結会計年度社員配当金支払額	76,129百万円	利息による増加等	473百万円	当連結会計年度末現在高	303,534百万円
前連結会計年度末現在高	367,459百万円																															
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	44,758百万円																															
当連結会計年度社員配当金支払額	76,994百万円																															
利息による増加等	1,049百万円																															
当連結会計年度末現在高	336,273百万円																															
前連結会計年度末現在高	336,273百万円																															
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	61,602百万円																															
当連結会計年度社員配当金支払額	76,896百万円																															
利息による増加等	744百万円																															
当連結会計年度末現在高	321,724百万円																															
当期首現在高	321,724百万円																															
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	57,466百万円																															
当連結会計年度社員配当金支払額	76,129百万円																															
利息による増加等	473百万円																															
当連結会計年度末現在高	303,534百万円																															

平成21年度(平成22年3月31日現在)	平成22年度(平成23年3月31日現在)	平成23年度(平成24年3月31日現在)
<p>9. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、2,936百万円です。</p> <p>10. その他の負債には、親会社の他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金407,500百万円を含んでおります。</p> <p>11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における親会社の今後の負担見積額は、46,540百万円です。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。</p> <p>12. 繰延税金資産の総額は、356,370百万円、繰延税金負債の総額は、40,344百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、9,956百万円です。繰延税金資産の発生の主原因別内訳は、保険契約準備金 154,622百万円、価格変動準備金 51,680百万円、退職給付引当金 44,999百万円及び有価証券評価損 37,002百万円です。 なお、当連結会計年度における税効果会計適用の法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税率等は16.1%です。その差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額△16.4%です。</p> <p>13. 親会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル等(土地を含む)を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は746,311百万円、時価は753,809百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。</p>	<p>11. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、3,602百万円です。</p> <p>12. その他の負債には、親会社の他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金407,500百万円を含んでおります。</p> <p>13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における親会社及び生命保険子会社の今後の負担見積額は、46,210百万円です。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。</p> <p>14. 繰延税金資産の総額は、350,453百万円、繰延税金負債の総額は、20,503百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、9,587百万円です。繰延税金資産の発生の主原因別内訳は、保険契約準備金 176,461百万円、価格変動準備金 58,363百万円、退職給付引当金 44,475百万円及び有価証券評価損 28,541百万円です。 なお、当連結会計年度における税効果会計適用の法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税率等は17.5%です。その差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額△16.0%です。</p> <p>15. 親会社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は709,540百万円、時価は686,813百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,556百万円をその他の負債に計上しております。</p>	<p>11. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、2,832百万円です。</p> <p>12. その他の負債には、親会社の他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金357,500百万円を含んでおります。</p> <p>13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における親会社及び生命保険子会社の今後の負担見積額は、45,420百万円です。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。</p> <p>14. 繰延税金資産の総額は、289,710百万円、繰延税金負債の総額は、69,056百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、9,334百万円です。繰延税金資産の発生の主原因別内訳は、保険契約準備金 147,662百万円、価格変動準備金 49,612百万円及び退職給付引当金 41,144百万円です。 繰延税金負債の発生の主原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 47,694百万円です。 なお、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の公布に伴い、従来の税効果会計適用の法定実効税率36.15%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものについては33.28%、平成27年4月1日以降のものについては30.73%に変更されております。 当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税率等の負担率は44.1%であり、法定実効税率36.15%との差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額△11.8%、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 21.0%です。 税率変更により、当連結会計年度末における繰延税金資産は32,056百万円、再評価に係る繰延税金負債は5,325百万円それぞれ減少し、法人税率調整額は40,421百万円増加しております。</p> <p>15. 親会社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は680,254百万円、時価は654,357百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,565百万円をその他の負債に計上しております。</p>

注記事項(金融商品関係)

平成21年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>親会社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。</p> <p>親会社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものには為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものには為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。</p> <p>貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引には、外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。</p> <p>為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。</p> <p>金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。</p> <p>なお、会計基準に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。</p> <p>親会社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理規程」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、関連する諸規程において、金融商品に関する資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」に分類し、リスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に諸規程を遵守することにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。</p> <p>市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュエーター・アット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたりリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々行っております。</p> <p>信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュエーター・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたりリスク・リミットと比較することで管理を行っております。</p>

平成21年度(自平成21年4月1日
至平成22年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	106,117	106,117	—
うち、その他有価証券	11,999	11,999	—
コールローン	252,500	252,500	—
買入金銭債権	462,598	463,625	1,026
うち、その他有価証券	317,613	317,613	—
有価証券※1	16,482,171	16,603,089	120,917
売買目的有価証券	3,115,510	3,115,510	—
満期保有目的の債券	2,228,854	2,216,999	△11,855
責任準備金対応債券	7,039,142	7,171,915	132,772
その他有価証券	4,098,663	4,098,663	—
貸付金	3,443,939		
貸倒引当金※2	△7,481		
	3,436,457	3,528,243	91,786
債券貸借取引受入担保金	628,242	628,242	—
借入金	407,500	429,219	21,719
デリバティブ取引※3	39,083	39,083	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,789	12,789	—
ヘッジ会計が適用されているもの	26,293	26,293	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における貸借対照表計上額は666,220百万円であります。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 親会社の金融商品の時価の算定方法

資産

- 現金及び預貯金・コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。
- 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。
- 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建てとみて時価算定を行っております。
- 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負債

- 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。
- 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	400,487	413,319	12,832
	外国証券(公社債)	649,795	657,986	8,191
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	18,916	18,811	△104
	外国証券(公社債)	1,159,655	1,126,881	△32,774
合計		2,228,854	2,216,999	△11,855

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	5,125,416	5,276,300	150,884
	外国証券(公社債)	112,378	114,612	2,233
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,715,397	1,697,851	△17,546
	外国証券(公社債)	85,951	83,151	△2,799
合計		7,039,142	7,171,915	132,772

平成21年度(自平成21年4月1日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	238,175	243,098	4,922
	公社債	519,548	529,957	10,408
	株式	488,962	656,192	167,230
	外国証券	1,238,184	1,277,774	39,589
	公社債	1,238,101	1,277,632	39,530
	株式等	83	142	58
	その他の証券	11,940	15,449	3,509
	譲渡性預金	12,000	11,999	△0
	買入金銭債権	74,854	74,514	△340
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	公社債	355,665	347,018	△8,647
	株式	616,939	507,981	△108,957
	外国証券	782,224	748,515	△33,709
	公社債	734,582	705,564	△29,018
	株式等	47,641	42,951	△4,690
	その他の証券	19,502	15,773	△3,728
	合計	4,357,997	4,428,276	70,278

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	105,124	184	—	—
コールローン	252,500	—	—	—
買入金銭債権	53,501	57,555	16,051	332,082
有価証券	688,046	2,522,366	2,808,815	6,017,305
満期保有目的の債券	65,537	526,974	229,969	1,389,662
責任準備金対応債券	315,390	1,135,186	1,306,770	4,277,602
その他有価証券	307,119	860,204	1,272,076	350,039
貸付金*	380,858	1,241,854	1,178,453	122,455
債券貸借取引受入担保金	628,242	—	—	—
借入金*	—	20,000	50,000	—

* 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

平成22年度(自平成22年4月1日)

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

親会社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

親会社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

親会社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理規程」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、関連する諸規程において、金融商品に関する資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」に分類し、リスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能確保し、各執行部に諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュアット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々行っております。信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュアット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しております。

平成22年度(自平成22年4月1日
至平成23年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	121,444	121,444	—
うち、その他有価証券	19,999	19,999	—
コールローン	433,800	433,800	—
買入金銭債権	390,037	391,312	1,274
うち、その他有価証券	287,134	287,134	—
有価証券※1	17,421,836	17,627,020	205,184
売買目的有価証券	2,926,647	2,926,647	—
満期保有目的の債券	2,097,116	2,091,441	△5,674
責任準備金対応債券	8,333,155	8,544,014	210,859
その他有価証券	4,064,915	4,064,915	—
貸付金	3,171,361		
貸倒引当金※2	△7,358		
	3,164,002	3,264,959	100,956
債券貸借取引受入担保金	488,275	488,275	—
借入金	407,500	427,676	20,176
デリバティブ取引※3	(31,327)	(31,327)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,347	4,347	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(35,675)	(35,675)	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は648,566百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 親会社の金融商品の時価の算定方法

資産

- 現金及び預貯金・コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。
- 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。
- 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均(ただし当連結会計年度においては、一部、東日本大震災の影響等に鑑み3月末日の市場価格)によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。
為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建てとみて時価算定を行っております。
- 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負債

- 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。
- 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	382,032	394,207	12,175
	外国証券(公社債)	746,127	758,384	12,256
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	135,742	134,366	△1,375
	外国証券(公社債)	833,214	804,482	△28,731
合計		2,097,116	2,091,441	△5,674

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	6,848,288	7,077,215	228,926
	外国証券(公社債)	116,499	119,827	3,327
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,324,063	1,304,669	△19,394
	外国証券(公社債)	44,303	42,303	△2,000
合計		8,333,155	8,544,014	210,859

平成22年度(自平成22年4月1日
至平成23年3月31日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	275,518	284,842	9,323
	公社債	511,726	522,098	10,371
	株式	387,507	519,288	131,780
	外国証券	1,002,172	1,024,139	21,966
	公社債	991,774	1,013,361	21,587
	株式等	10,398	10,777	378
	その他の証券	15,899	19,798	3,899
連結貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	20,000	19,999	△0
	買入金銭債権	2,300	2,291	△8
	公社債	208,941	205,182	△3,758
	株式	591,975	456,994	△134,980
	外国証券	1,347,933	1,299,468	△48,465
	公社債	1,331,653	1,284,913	△46,740
	株式等	16,280	14,555	△1,725
	その他の証券	22,502	17,945	△4,556
合計		4,386,479	4,372,049	△14,429

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	120,414	205	—	—
コールローン	433,800	—	—	—
買入金銭債権	31,002	30,951	6,211	313,495
有価証券	412,463	2,681,869	3,097,890	7,164,856
満期保有目的の債券	108,740	506,016	298,545	1,167,000
責任準備金対応債券	171,186	1,329,478	1,002,456	5,809,547
その他有価証券	132,536	846,374	1,796,888	188,308
貸付金*	398,881	1,155,777	993,149	124,780
債券貸借取引受入担保金	488,275	—	—	—
借入金*	—	20,000	50,000	—

* 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

平成23年度(自平成23年4月1日
至平成24年3月31日)

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

親会社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

親会社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

親会社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、関連する諸規程において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュエーション・アット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々ベースで行っております。信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュエーション・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

平成23年度(自平成23年4月1日
至平成24年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	127,313	127,313	—
うち、その他有価証券	33,997	33,997	—
コールローン	375,700	375,700	—
買入金銭債権	353,742	355,635	1,892
うち、その他有価証券	277,249	277,249	—
有価証券※1	18,316,758	18,900,072	583,313
売買目的有価証券	2,820,578	2,820,578	—
満期保有目的の債券	1,991,974	2,060,769	68,794
責任準備金対応債券	9,368,136	9,882,655	514,519
その他有価証券	4,136,068	4,136,068	—
貸付金	2,887,447		
貸倒引当金※2	△3,537		
	2,883,909	2,977,256	93,346
債券貸借取引受入担保金	83,609	83,609	—
借入金	357,500	371,328	13,828
デリバティブ取引※3	(106,420)	(106,420)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(13,284)	(13,284)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(93,136)	(93,136)	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は572,755百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 親会社の金融商品の時価の算定方法

資産

- 現金及び預貯金、コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。
- 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。
- 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建とみて時価算定を行っております。
- 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負債

- 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。
- 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	456,861	473,311	16,450
	外国証券(公社債)	1,369,403	1,423,225	53,821
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	46,382	45,420	△961
	外国証券(公社債)	119,326	118,811	△515
合計		1,991,974	2,060,769	68,794

② 責任準備金対応債券 (単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	9,163,239	9,682,171	518,931
	外国証券(公社債)	93,756	97,531	3,774
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	69,138	62,825	△6,313
	外国証券(公社債)	42,000	40,126	△1,874
合計		9,368,136	9,882,655	514,519

平成23年度(自平成23年4月1日
至平成24年3月31日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	254,345	266,764	12,418
	公社債	652,896	676,190	23,293
	株式	316,660	437,953	121,292
	外国証券	2,055,996	2,156,848	100,852
	公社債	2,049,153	2,149,661	100,507
	株式等	6,842	7,187	345
	その他の証券	14,629	18,011	3,382
連結貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	34,000	33,997	△2
	買入金銭債権	10,498	10,484	△13
	公社債	90,608	89,369	△1,238
	株式	484,106	398,618	△85,488
	外国証券	356,215	341,184	△15,031
	公社債	343,808	331,030	△12,778
	株式等	12,407	10,153	△2,253
	その他の証券	22,522	17,893	△4,629
合計		4,292,480	4,447,314	154,834

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	127,012	—	—	—
コールローン	375,700	—	—	—
買入金銭債権	28,852	13,069	1,858	297,981
有価証券	524,723	3,127,496	2,416,773	8,278,203
満期保有目的の債券	148,731	414,819	246,848	1,163,817
責任準備金対応債券	214,426	1,554,377	678,677	6,888,536
その他有価証券	161,565	1,158,298	1,491,247	225,849
貸付金*	308,141	1,163,036	827,502	110,189
債券貸借取引受入担保金	83,609	—	—	—
借入金*	—	20,000	—	—

* 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

注記事項(連結損益計算書関係)

平成21年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	平成22年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	平成23年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1. 親会社の有価証券売却益の内訳は、国債等債券 9,961百万円、株式等 10,415百万円、外国証券 6,153百万円です。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 2,625百万円、株式等 11,732百万円、外国証券 45,264百万円です。 有価証券評価損の内訳は、国債等債券 3,016百万円、株式等 37,426百万円、外国証券 4,018百万円です。	1. 親会社の有価証券売却益の内訳は、国債等債券 11,974百万円、株式等 14,027百万円、外国証券 2,721百万円です。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 1,115百万円、株式等 15,604百万円、外国証券 40,918百万円です。 有価証券評価損の内訳は、株式等 22,586百万円、外国証券 27,040百万円です。	1. 親会社の有価証券売却益の内訳は、国債等債券 928百万円、株式等 10,273百万円、外国証券 30,786百万円です。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 1,704百万円、株式等 24,004百万円、外国証券 22,735百万円です。 有価証券評価損の内訳は、株式等 64,912百万円、外国証券 2,208百万円です。
2. 親会社の売買目的有価証券運用損の内訳は、売却損 24百万円、評価損 390百万円です。	2. 親会社の売買目的有価証券運用損の内訳は、売却損 528百万円、評価益 378百万円です。	2. 親会社の売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入 34百万円、売却損 434百万円、評価益 13百万円です。
3. 親会社の金融派生商品費用には、評価益が 10,044百万円含まれております。	3. 親会社の金融派生商品収益には、評価益が 7,758百万円含まれております。	3. 親会社の金融派生商品費用には、評価損が 44,545百万円含まれております。
4. 親会社の退職給付費用の総額は、35,111百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。 イ. 勤務費用 11,526百万円 ロ. 利息費用 6,463百万円 ハ. 期待運用収益 △670百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 17,791百万円	4. 親会社の退職給付費用の総額は、29,814百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。 イ. 勤務費用 11,342百万円 ロ. 利息費用 6,329百万円 ハ. 期待運用収益 △2,395百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 14,641百万円 ホ. 過去勤務債務の費用処理額 △103百万円	4. 親会社の退職給付費用の総額は、32,445百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。 イ. 勤務費用 11,858百万円 ロ. 利息費用 6,327百万円 ハ. 期待運用収益 △1,232百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 15,596百万円 ホ. 過去勤務債務の費用処理額 △103百万円

平成21年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)																																				
<p>5. 親会社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>3,780百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>616百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>4,396百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。</p> <p>なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。</p> <p>また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。</p>	主な用途	種類	減損損失	賃貸不動産等	土地及び建物等	3,780百万円	遊休不動産等	土地及び建物等	616百万円		計	4,396百万円	<p>5. 親会社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。</p> <p>なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>7,517百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>511百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>8,029百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。</p> <p>なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。</p> <p>また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。</p>	主な用途	種類	減損損失	賃貸不動産等	土地及び建物等	7,517百万円	遊休不動産等	土地及び建物等	511百万円		計	8,029百万円	<p>5. 親会社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。</p> <p>なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>5,437百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>986百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>6,423百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。</p> <p>なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。</p> <p>また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。</p>	主な用途	種類	減損損失	賃貸不動産等	土地及び建物等	5,437百万円	遊休不動産等	土地及び建物等	986百万円		計	6,423百万円
主な用途	種類	減損損失																																				
賃貸不動産等	土地及び建物等	3,780百万円																																				
遊休不動産等	土地及び建物等	616百万円																																				
	計	4,396百万円																																				
主な用途	種類	減損損失																																				
賃貸不動産等	土地及び建物等	7,517百万円																																				
遊休不動産等	土地及び建物等	511百万円																																				
	計	8,029百万円																																				
主な用途	種類	減損損失																																				
賃貸不動産等	土地及び建物等	5,437百万円																																				
遊休不動産等	土地及び建物等	986百万円																																				
	計	6,423百万円																																				

注記事項(連結包括利益計算書関係)

平成21年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)																																																																		
	<p>1. 当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(平成22年6月30日 企業会計基準委員会 企業会計基準第25号)を適用しております。なお、前連結会計年度の包括利益は319,067百万円であり、少数株主に係る包括利益はありません。また、前連結会計年度のその他の包括利益の内訳は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>207,055百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td>92百万円</td> </tr> <tr> <td>為替換算調整勘定</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>持分法適用会社に対する持分相当額</td> <td>35百万円</td> </tr> </tbody> </table>	その他有価証券評価差額金	207,055百万円	繰延ヘッジ損益	92百万円	為替換算調整勘定	10百万円	持分法適用会社に対する持分相当額	35百万円	<p>1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果の金額は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>その他有価証券評価差額金:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期発生額</td> <td>97,535百万円</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>72,878百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果調整前</td> <td>170,413百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果額</td> <td>△53,193百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>117,219百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期発生額</td> <td>△11百万円</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>△153百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果調整前</td> <td>△165百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果額</td> <td>62百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td>△102百万円</td> </tr> <tr> <td>土地再評価差額金:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期発生額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>税効果調整前</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>税効果額</td> <td>5,565百万円</td> </tr> <tr> <td>土地再評価差額金</td> <td>5,565百万円</td> </tr> <tr> <td>為替換算調整勘定:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期発生額</td> <td>△35百万円</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>税効果調整前</td> <td>△35百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>為替換算調整勘定</td> <td>△35百万円</td> </tr> <tr> <td>持分法適用会社に対する持分相当額:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期発生額</td> <td>△12百万円</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>△0百万円</td> </tr> <tr> <td>持分法適用会社に対する持分相当額</td> <td>△13百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益合計</td> <td>122,634百万円</td> </tr> </tbody> </table>	その他有価証券評価差額金:		当期発生額	97,535百万円	組替調整額	72,878百万円	税効果調整前	170,413百万円	税効果額	△53,193百万円	その他有価証券評価差額金	117,219百万円	繰延ヘッジ損益:		当期発生額	△11百万円	組替調整額	△153百万円	税効果調整前	△165百万円	税効果額	62百万円	繰延ヘッジ損益	△102百万円	土地再評価差額金:		当期発生額	-	組替調整額	-	税効果調整前	-	税効果額	5,565百万円	土地再評価差額金	5,565百万円	為替換算調整勘定:		当期発生額	△35百万円	組替調整額	-	税効果調整前	△35百万円	税効果額	-	為替換算調整勘定	△35百万円	持分法適用会社に対する持分相当額:		当期発生額	△12百万円	組替調整額	△0百万円	持分法適用会社に対する持分相当額	△13百万円	その他の包括利益合計	122,634百万円
その他有価証券評価差額金	207,055百万円																																																																			
繰延ヘッジ損益	92百万円																																																																			
為替換算調整勘定	10百万円																																																																			
持分法適用会社に対する持分相当額	35百万円																																																																			
その他有価証券評価差額金:																																																																				
当期発生額	97,535百万円																																																																			
組替調整額	72,878百万円																																																																			
税効果調整前	170,413百万円																																																																			
税効果額	△53,193百万円																																																																			
その他有価証券評価差額金	117,219百万円																																																																			
繰延ヘッジ損益:																																																																				
当期発生額	△11百万円																																																																			
組替調整額	△153百万円																																																																			
税効果調整前	△165百万円																																																																			
税効果額	62百万円																																																																			
繰延ヘッジ損益	△102百万円																																																																			
土地再評価差額金:																																																																				
当期発生額	-																																																																			
組替調整額	-																																																																			
税効果調整前	-																																																																			
税効果額	5,565百万円																																																																			
土地再評価差額金	5,565百万円																																																																			
為替換算調整勘定:																																																																				
当期発生額	△35百万円																																																																			
組替調整額	-																																																																			
税効果調整前	△35百万円																																																																			
税効果額	-																																																																			
為替換算調整勘定	△35百万円																																																																			
持分法適用会社に対する持分相当額:																																																																				
当期発生額	△12百万円																																																																			
組替調整額	△0百万円																																																																			
持分法適用会社に対する持分相当額	△13百万円																																																																			
その他の包括利益合計	122,634百万円																																																																			

4 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成21年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
	金額	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純剰余(△は損失)	133,355	131,589	192,452
賃貸用不動産等減価償却費	18,452	18,463	18,166
減価償却費	15,407	14,404	14,884
減損損失	4,399	8,089	6,427
支払備金の増減額(△は減少)	△4,205	19,403	△27,240
責任準備金の増減額(△は減少)	1,078,454	785,070	587,115
社員配当準備金積立利息繰入額	1,049	744	473
貸倒引当金の増減額(△は減少)	5,690	203	△4,083
退職給付引当金の増減額(△は減少)	7,426	△638	613
価格変動準備金の増減額(△は減少)	19,415	18,805	9
利息及び配当金等収入	△479,119	△486,392	△494,444
有価証券関係損益(△は益)	△212,306	155,325	53,945
支払利息	14,168	12,978	12,230
為替差損益(△は益)	904	△185	△1,167
有形固定資産関係損益(△は益)	2,274	△1,614	2,566
持分法による投資損益(△は益)	△1,334	△1,355	△1,033
代理店貸の増減額(△は増加)	150	△94	△1
再保険貸の増減額(△は増加)	14	80	△26
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	173,369	69,167	47,968
再保険借の増減額(△は減少)	△414	22	△7
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	△101,247	13,527	30,882
その他	△57,435	4,666	3,255
小 計	618,468	762,262	442,983
利息及び配当金等の受取額	531,847	540,041	553,068
利息の支払額	△16,110	△13,232	△12,420
社員配当金の支払額	△76,994	△76,896	△76,129
その他	△657	△646	△778
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	15,981	△2,970	△10,568
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,072,536	1,208,559	896,154
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)	△12,204	△2,936	△15,683
買入金銭債権の取得による支出	△185,745	△49,342	△40,910
買入金銭債権の売却・償還による収入	164,833	126,686	80,328
有価証券の取得による支出	△5,064,671	△4,642,489	△4,209,813
有価証券の売却・償還による収入	4,298,817	3,431,018	3,398,945
貸付けによる支出	△240,515	△138,001	△172,779
貸付金の回収による収入	640,748	394,429	441,628
その他	△637,203	△321,076	△345,399
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△1,035,941	△1,201,710	△863,683
有形固定資産の取得による支出	(36,594)	(6,848)	(32,471)
有形固定資産の売却による収入	△13,125	△16,420	△9,574
有形固定資産の売却による収入	8,246	20,839	13,182
その他	△4,078	△6,479	△7,852
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,044,898	△1,203,771	△867,928
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入	102,500	—	—
借入金の返済による支出	△140,040	—	△50,000
基金の募集による収入	—	70,000	100,000
基金の償却による支出	—	△59,000	△90,000
基金利息の支払額	△5,263	△4,910	△3,828
その他	—	4,279	△254
財務活動によるキャッシュ・フロー	△42,803	10,368	△44,082
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	△9	△0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△15,168	15,146	△15,857
現金及び現金同等物期首残高	60,174	45,006	59,760
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	—	△392	4,229
現金及び現金同等物期末残高	45,006	59,760	48,132

注記事項(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成21年度(自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度(自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、現金及び無利息の預貯金であります。	1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、現金及び無利息の預貯金です。	1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、現金及び無利息の預貯金です。
2. 資金(現金及び現金同等物)の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりであります。	2. 資金(現金及び現金同等物)の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。	2. 資金(現金及び現金同等物)の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。
現金及び預貯金 106,117百万円	現金及び預貯金 121,444百万円	現金及び預貯金 127,313百万円
有利利息の預貯金 △61,110百万円	有利利息の預貯金 △61,683百万円	有利利息の預貯金 △79,181百万円
資金(現金及び現金同等物) 45,006百万円	資金(現金及び現金同等物) 59,760百万円	資金(現金及び現金同等物) 48,132百万円

連結財務諸表の適正性を確保するための体制の評価

当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として実施した財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果は以下のとおりです。

内部統制報告書

平成24年5月18日

住友生命保険相互会社

代表取締役社長

佐藤 義雄

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長佐藤義雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結基金等変動計算書を財務報告の範囲とし、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結される子会社及び子法人等並びに持分法適用関連法人等について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

全社的な内部統制及び全社的な観点で評価することが適切と考えられる決算・財務報告に係る業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社を対象とし、連結子会社13社及び持分法適用関連法人等3社は、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、対象に含めていません。

業務プロセス（全社的な観点で評価することが適切と考えられる決算・財務報告に係る業務プロセスを除く）に係る内部統制の評価範囲については、当社の経常収益（連結会社間取引消去後）が、連結経常収益の2/3を超えていることから、当社のみを「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「有価証券、一般貸付金、保険契約準備金」（直接的に関連する損益項目を含む）の他、「保険契約準備金」の計算に重要な影響を与える「保険料等収入」及び「保険金等支払金」を選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス及び金額的な重要性の大きい勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。

以上

（注）なお、当誌では、内部統制報告書の評価対象とした連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しております。

連結財務諸表及び内部統制報告書についての監査人の監査報告

当社は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記並びに平成24年3月31日を基準日として作成した内部統制報告書について、あずさ監査法人の監査を受けており、その監査報告書は以下のとおりです。

■監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書		平成24年5月18日
住友生命保険相互会社 取締役会 御中		
有限責任 あずさ監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河本 雅夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 敏夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰巳 孝久
<p><財務諸表監査> 当監査法人は、住友生命保険相互会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。</p> <p>連結財務諸表に対する経営者の責任 経営者の責任は、保険業法第110条第2項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見 当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命保険相互会社及び連結子法人等の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p><内部統制監査> 当監査法人は、住友生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした住友生命保険相互会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。</p> <p>内部統制報告書に対する経営者の責任 経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。 なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。</p> <p>監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。 内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見 当監査法人は、住友生命保険相互会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>		

(注)なお、当誌では、監査報告書及び内部統制監査報告書の監査対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

連結財務諸表の適正性に関する確認書


平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23年度に係る連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書）の適正性について、以下のとおり、確認しております。

確 認 書

平成 24 年 5 月 18 日

住友生命保険相互会社

代表取締役社長

佐藤 義・雄 

1. 代表取締役社長佐藤義雄は、当社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23年度に係る連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書）に記載した内容が、保険業法等の関係諸法令に準拠し、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

以上

⑤ 連結リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
破綻先債権額①	1,747	7	—
延滞債権額②	9,326	6,943	1,763
3カ月以上延滞債権額③	—	6	3
貸付条件緩和債権額④	—	361	328
合計(①+②+③+④)	11,074	7,318	2,095
(貸付金残高に対する比率)	(0.32)	(0.23)	(0.07)
(総資産に対する比率)	(0.05)	(0.03)	(0.01)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成21年度末が破綻先債権額21,801百万円、延滞債権額64百万円、平成22年度末が延滞債権額54百万円、平成23年度末が延滞債権額49百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

⑥ 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	平成23年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	2,298,816
基金等	813,398
価格変動準備金	161,461
危険準備金	267,467
異常危険準備金	—
一般貸倒引当金	3,523
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	139,690
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	△96,001
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	604,127
負債性資本調達手段等	345,500
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—
控除項目	△24,442
その他	84,090
リスクの合計額 $\{[(R_1^2+R_5^2)^{1/2}+R_8+R_9]^2+(R_2+R_3+R_7)^2\}^{1/2}+R_4+R_6$ (B)	639,284
保険リスク相当額 R_1	87,609
一般保険リスク相当額 R_5	—
巨大災害リスク相当額 R_6	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	48,429
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	—
予定利率リスク相当額 R_2	233,108
最低保証リスク相当額 R_7^*	89,052
資産運用リスク相当額 R_3	287,215
経営管理リスク相当額 R_4	14,908
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	719.1%

*最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。

(注) 上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

7 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(ソルベンシー・マージン比率)

(メディケア生命保険株式会社)

(単位: 百万円)

項目	平成22年度末	平成23年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	22,634	20,493
資本金等	22,475	19,601
価格変動準備金	5	14
危険準備金	15	67
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	138	810
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	558	1,005
保険リスク相当額 R_1	0	1
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	11	46
予定利率リスク相当額 R_2	0	6
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	540	967
経営管理リスク相当額 R_4	16	30
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	8,105.6%	4,074.7%

(注) 平成23年度末の数値は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。なお、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。平成22年度末の数値は、平成23年度における基準を平成22年度末に適用したと仮定し、平成23年3月期に開示した数値です。

子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(旧基準によるソルベンシー・マージン比率)

(メディケア生命保険株式会社)

(単位: 百万円)

項目	平成22年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	22,636
資本金等	22,475
価格変動準備金	5
危険準備金	15
一般貸倒引当金	—
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	138
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1
持込資本金等	—
負債性資本調達手段等	—
控除項目	—
その他	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	215
保険リスク相当額 R_1	0
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	11
予定利率リスク相当額 R_2	0
最低保証リスク相当額 R_7	—
資産運用リスク相当額 R_3	207
経営管理リスク相当額 R_4	6
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	21,052.6%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

8 セグメント情報

平成21年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)において、当社及び連結子会社は、生命保険事業以外に損害保険事業等を営んでいますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報の記載を省略しています。

平成22年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)及び平成23年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

組織の概要

総代	180
総代候補者選考委員	181
審議員	181
総代の構成	182
審議員の構成	182
社員の構成	182
組織図	183
組織の概況	184
取締役及び監査役	185
執行役員	185
沿革	186
住友生命サービス網	187
生命保険協会統一開示項目索引	190
五十音索引	192
保険業法施行規則に基づく索引	194

◆総代(都道府県別五十音順、敬称略 平成24年7月3日現在)

都道府県	氏名	職業
北海道	井深七七子	医療法人北翔会デイサービスセンター勸勤務
同	佐野博	株式会社佐野自動車工業代表取締役社長
同	堰八義博	株式会社北海道銀行代表取締役頭取
同	田中一弘	すみれ商事株式会社代表取締役社長
同	増田正二	帯広信用金庫理事長
同	山角浩司	北海電気工事株式会社常任監査役
青森県	白崎理喜	医師(医療法人芙蓉村上病院勤務)
同	三上正子	株式会社青森入浴ケアサービス代表取締役
岩手県	阿部久子	株式会社寿広代表取締役社主
同	菅野寛	株式会社岩手銀行専務取締役(代表取締役)
宮城県	後藤賢彦	株式会社JTB東北勤務
同	四竈亜衣	株式会社旅館かつらや常務取締役
同	鈴木勇	株式会社七十七銀行常務取締役
秋田県	西村幸彦	株式会社山二専務取締役
山形県	長谷川吉茂	株式会社山形銀行取締役頭取
福島県	熊田英記	東北アンリツ株式会社勤務
同	佐藤文隆	株式会社倉島商店専務取締役
茨城県	千葉良和	税理士
同	平井勝子	有限会社平井製作所専務取締役
栃木県	磯美枝子	塩那エンジニアリング株式会社専務取締役
同	早乙女哲	株式会社下野新聞印刷センター顧問
群馬県	齋藤一雄	株式会社群馬銀行代表取締役頭取
埼玉県	栗原正巳	株式会社武蔵野銀行取締役副頭取(代表取締役)
同	滝田公一	駒澤大学経営学部教授
同	檜崎礼仁	弁護士
同	山本阿津子	三井住友信託銀行株式会社勤務
千葉県	伊東正	ちばぎん証券株式会社代表取締役副社長
同	大山智子	株式会社アサツー ディ・ケイ勤務
同	小西吉郎	東京セキスイファミエス株式会社勤務
同	玉井雅俊	野村信託銀行株式会社勤務
同	那波明夫	歯科医師
同	山本和貫	千葉大学大学院融合科学研究科准教授
同	吉野圭子	ケイジー物流株式会社勤務
東京都	有馬利男	富士ゼロックス株式会社イグゼクティブアドバイザー
同	伊藤良則	アピコムコンサルティング株式会社監査役
同	大塚義治	日本赤十字社副社長
同	大橋仁	鹿島建設株式会社勤務
同	岡橋通恵	トップパン・フォームズ株式会社勤務
同	菊池真子	日立キャピタル株式会社勤務
同	北山禎介	株式会社三井住友銀行取締役会長
同	桐井隆	株式会社桐井製作所代表取締役社長
同	古賀あや	株式会社新聞トランスポートシステムズ代表取締役会長
同	後藤恵子	エーザイ株式会社勤務
同	柴照子	株式会社商船三井勤務
同	柴原一	税理士
同	下舞浩	株式会社日経映像専務取締役
同	田口伊津子	トキハソース株式会社代表取締役社長
同	徳永浩雄	首都大学東京大学院理工学研究科教授
同	中戸靖子	社会保険労務士
同	野島信明	東京ビジネスサービス株式会社代表取締役会長
同	肥口ふみ枝	司法書士
同	久野浩一	東レ株式会社勤務
同	村井利彰	株式会社ニチレイ代表取締役社長
同	矢代隆義	一般社団法人日本自動車連盟副会長(代表理事)
同	山川敦子	野村証券株式会社勤務
同	湯浅紀佳	弁護士
神奈川県	池田典義	株式会社アイネット代表取締役会長
同	石井利文	医療法人興生会相模台病院勤務
同	上野元	上野トランステック株式会社代表取締役専務
同	宇山知成	株式会社タウンニュース社代表取締役社長
同	大久保千行	株式会社横浜銀行副頭取(代表取締役)
同	小山陽子	主婦
同	土屋知里	川本工業株式会社勤務

都道府県	氏名	職業
神奈川県	春田薫	アマノ株式会社代表取締役会長
同	結城恵美	有限会社結城商事輸送代表取締役
同	渡部祐子	株式会社明電舎勤務
新潟県	岡村繁	株式会社リンコーコーポレーション顧問
同	鈴木邦子	株式会社北越代表取締役
同	目崎雅江	株式会社やまと食品取締役
同	矢澤健一	第四ジェーシービーカード株式会社代表取締役社長
富山県	片口巖	立山化成株式会社取締役
石川県	広崎邦夫	株式会社北國銀行常勤監査役
福井県	吉田哲也	株式会社福井新聞社代表取締役会長
山梨県	野口英一	株式会社山梨日日新聞社取締役会長兼社長
長野県	田中英子	主婦
同	中條功	株式会社長野銀行取締役頭取(代表取締役)
同	宮澤さと子	宮澤木材産業株式会社取締役
岐阜県	遠藤宏治	貝印株式会社代表取締役社長
同	小野泰代	株式会社ヤマ食取締役
同	片岡信恒	弁護士
静岡県	梅村充	ヤマハ株式会社代表取締役社長
同	漆畑真弓	東海木材株式会社専務取締役
同	大滝浩右	株式会社メンテックカンザイ代表取締役社長
同	宮城島安宏	元株式会社静岡新聞社顧問
愛知県	小原新一	司法書士
同	松原武	日本空調サービス株式会社取締役相談役
同	宮澤勝己	東海旅客鉄道株式会社取締役専務執行役員
同	宮田昌彦	朝日インテック株式会社代表取締役社長
同	築瀬悠紀夫	株式会社名古屋銀行取締役頭取(代表取締役)
同	山口真紀子	獣医師
同	渡辺修	アイカ工業株式会社代表取締役会長
三重県	井上正	株式会社三重銀行取締役相談役
同	木村敦子	医療法人こだま理事
同	中舎慶子	主婦
同	堀江幸恵	主婦
滋賀県	田村康広	滋賀トヨペット株式会社勤務
同	宮部里美	医療法人恒仁会近江温泉病院勤務
京都府	上田成之助	京阪バス株式会社代表取締役会長
同	衛藤照夫	株式会社ゆう建築設計事務所専務取締役
同	岡博章	株式会社日立製作所勤務
同	栗和田榮一	SGホールディングス株式会社代表取締役会長兼社長
同	洲崎博史	京都大学大学院法学研究科教授
同	武田厚子	武田病院グループ常務理事
同	徳永実代	中信ナイスカード株式会社勤務
同	実成尚子	株式会社キャリア総研代表取締役
同	藪内美樹	ファイナンシャル・プランナー
大阪府	赤崎弘美	川村義肢株式会社勤務
同	大川雅也	ヤンマー株式会社勤務
同	大坪文雄	パナソニック株式会社代表取締役会長
同	岡野幸義	ダイキン工業株式会社相談役
同	桑山レイ子	主婦
同	西條なおみ	有限会社南祥勤務
同	塩野元三	塩野義製菓株式会社代表取締役会長
同	志賀理	同志社大学商学部教授
同	重田朋代	株式会社エムアイティージャパン代表取締役社長
同	高山完圭	司法書士
同	竹中統一	株式会社竹中工務店取締役社長(代表取締役)
同	玉木信也	玉木技術士事務所代表
同	富山まどか	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会吹田病院勤務
同	中西竜雄	中西金属工業株式会社代表取締役社長
同	橋本妙子	株式会社大九松坂屋百貨店勤務
同	馬場良一	日本ペイント株式会社代表取締役専務執行役員
同	林誠一	司法書士・行政書士
同	藤澤まり	丸紅株式会社勤務
同	古川夫恵	株式会社イセト一勤務
同	村井謙一	不二製油株式会社勤務

都道府県	氏名	職業
大阪府	村上 健治	ダイワラック工業株式会社代表取締役会長
同	森 詳介	関西電力株式会社代表取締役会長
同	山内 直人	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
同	山岡あかね	山岡歯科医院勤務
同	山根 弘子	株式会社ヤマネ執行役員
同	横谷 薫	外務省勤務
兵庫県	賀屋 知行	株式会社神戸製鋼所顧問役
同	備 順子	税理士
同	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
同	宝官 優佳	大阪ガス株式会社勤務
同	増田 恵一	株式会社パナホーム兵庫勤務
同	山本 啓史	株式会社日建設計勤務
奈良県	植野 康夫	株式会社南都銀行取締役頭取(代表取締役)
和歌山県	三原 勝	和島興産株式会社常務取締役
鳥取県	杉原弘一郎	東京印刷株式会社代表取締役会長
同	水野 治郎	水野商事株式会社専務取締役
島根県	有澤 寛	山陰中央テレビジョン放送株式会社代表取締役社長
岡山県	野瀬 洋輔	株式会社カワニホールディングス代表取締役社長
同	原田満理子	主婦
同	三宅 馨	医療法人緑風会理事長
広島県	川西 祐二	株式会社トータテ代表取締役社長
同	小林 宏明	日東製網株式会社代表取締役 取締役社長
同	中西 正則	公認会計士
同	中本 祐昌	株式会社ウッドワン代表取締役社長
山口県	青木 淑子	株式会社扇屋取締役

都道府県	氏名	職業
山口県	国可 京子	株式会社国可代表取締役
徳島県	漆原 完次	四国放送株式会社代表取締役社長
同	近藤 宏章	総合ビル・メンテム株式会社代表取締役社長
香川県	遠山 誠司	株式会社香川銀行取締役会長(代表取締役)
愛媛県	陶山 啓子	愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻教授
同	中山 紘治郎	株式会社愛媛銀行会長(代表取締役)
同	畑田 達志	株式会社ハタダ代表取締役会長
高知県	稲田 良吉	弁護士
同	川崎 浩美	有限会社かわさき予備校専務取締役
同	四ノ宮 宏昭	有限会社蔵一代表取締役社長
福岡県	飯森 範親	指揮者
同	忍田 勉	株式会社カンサイ代表取締役社長
同	片山 修造	九電産業株式会社代表取締役社長
同	重松 香	司法書士
同	渋田 一典	株式会社福岡銀行顧問
同	本多 裕二	株式会社梅の花専務取締役
佐賀県	秋田 勝次	元財団法人佐賀商工会館勤務
長崎県	中川 安英	株式会社文明堂総本店代表取締役社長
熊本県	上田 裕子	株式会社AZUMA代表取締役社長
同	橋本 康子	合資会社金山本店代表社員
同	本松 賢	株式会社テレビ熊本代表取締役社長
大分県	吉田 祐一郎	吉伴株式会社代表取締役社長
宮崎県	小池 光一	株式会社宮崎銀行代表取締役頭取
鹿児島県	島津 公保	株式会社島津興業顧問
沖縄県	辺野 喜信	株式会社沖縄銀行代表取締役専務

◆総代候補者選考委員〈五十音順、敬称略 平成24年7月3日現在〉

井邊 博行	大建工業株式会社名誉理事	島田 京子	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団専務理事
井村 守宏	株式会社イムラ封筒代表取締役社長	田畑 彰守	名古屋大学大学院工学研究科准教授
勝井 良光	弁護士	長谷川 卓	凸版物流株式会社取締役
金井美智子	弁護士	槇山 愛湖	大阪商工会議所勤務
北村 雅史	京都大学大学院法学研究科教授	森本 佳樹	立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科教授

◆審議員〈五十音順、敬称略 平成24年7月3日現在〉

池田 守男	株式会社資生堂相談役	中尾 一和	京都大学大学院医学研究科教授
岡 素之	住友商事株式会社相談役	中村 絃子	ピアニスト
奥 正之	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長	林 良博	公益財団法人山階鳥類研究所所長
奥村 萬壽雄	財団法人全日本交通安全協会理事長	堀田 力	公益財団法人さわやか福祉財団理事長・弁護士
加藤 隆俊	公益財団法人国際金融情報センター理事長	松下 正幸	パナソニック株式会社代表取締役副会長
清田 瞭	株式会社大和証券グループ本社名誉会長	宮原 明	国際大学副理事長
河野 栄子	元株式会社リクルート代表取締役社長・会長	山田 隆持	株式会社NTTドコモ取締役相談役
橘木 俊詔	同志社大学経済学部教授	米倉 弘昌	住友化学株式会社代表取締役会長
田村能里子	画家	米沢富美子	慶應義塾大学名誉教授・物理学者
徳川 恒孝	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン会長	米山 高生	一橋大学大学院商学研究科教授

◆総代の構成(平成24年4月1日現在)

① 年齢別構成

年齢	構成比率
～29(歳)	0.0 (%)
30～39	8.5
40～49	22.0
50～59	31.1
60～69	32.8
70～	5.6
(平均年齢)	55.1 (歳)

② 地域別構成

地域	構成比率
北海道	3.4 (%)
東北	6.2
関東	27.7
中部	14.1
近畿	28.2
中国	6.8
四国	5.1
九州	8.5

③ 保険種類別構成(契約件数)

保険種類		構成比率	
個人保険	死亡保険	終身保険	17.2 (%)
		定期付終身保険	8.8
		利率変動型積立終身保険	31.4
		定期保険	1.0
		その他	0.0
	生死混合保険	養老保険	5.4
		定期付養老保険	1.0
		生存給付金付定期保険	4.1
	生存保険	その他	5.1
		保障付積立保険	0.0
	その他	0.0	
個人年金保険		26.0	

(注) 剰余金の分配(社員配当金)のない保険契約を除いています。

④ 職業別構成

職業	構成比率
会社員	19.8 (%)
主婦	3.4
大学教授	4.5
言論界・ジャーナリスト	4.5
弁護士・医師	4.5
自営業者	19.8
会社役員	29.9
その他	13.6

⑤ 社員資格取得時期別構成

社員資格取得時期	構成比率
～平成3年度	37.3 (%)
平成4年度～平成8年度	18.1
平成9年度～平成13年度	15.8
平成14年度～平成18年度	21.5
平成19年度～	7.3

◆審議員の構成(平成24年7月3日現在)

年齢別構成

年齢	人数
～59(歳)	1(名)
60～69	12
70～	7
合計	20(名)
(平均年齢)	68.4(歳)

◆社員の構成(平成24年3月31日現在)

① 年齢別構成

年齢	構成比率
～29(歳)	5.6 (%)
30～39	15.4
40～49	23.1
50～59	21.1
60～69	20.6
70～	14.1

② 地域別構成

地域	構成比率
北海道	3.2 (%)
東北	7.7
関東	28.0
中部	17.3
近畿	22.8
中国	6.5
四国	4.4
九州	10.1

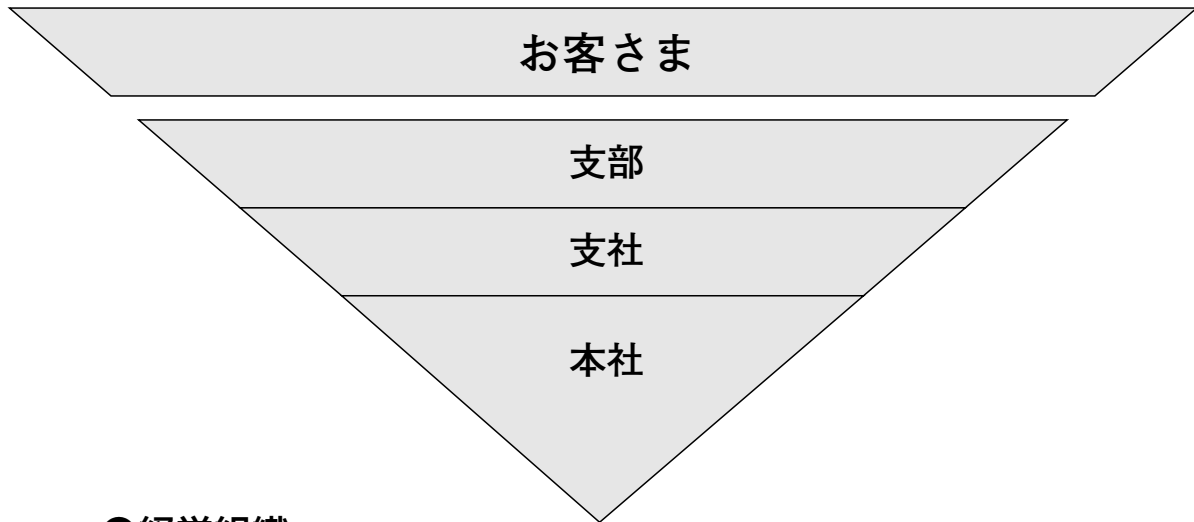
③ 保険種類別構成(契約件数)

保険種類		構成比率	
個人保険	死亡保険	終身保険	8.9 (%)
		定期付終身保険	16.2
		利率変動型積立終身保険	31.7
		定期保険	1.6
		その他	0.6
	生死混合保険	養老保険	6.4
		定期付養老保険	1.8
		生存給付金付定期保険	2.3
	生存保険	その他	3.2
		保障付積立保険	0.3
	その他	0.1	
個人年金保険		26.8	

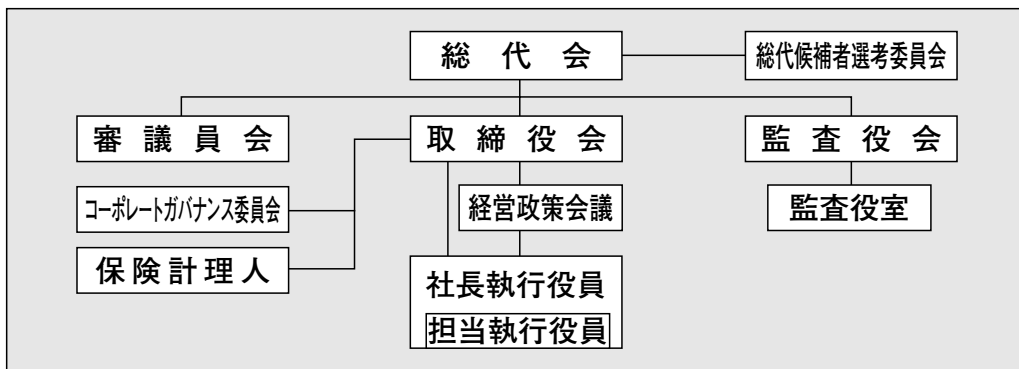
(注) 剰余金の分配(社員配当金)のない保険契約を除いています。

※社員の職業別構成及び社員資格取得時期別構成に関するデータは保有していません。

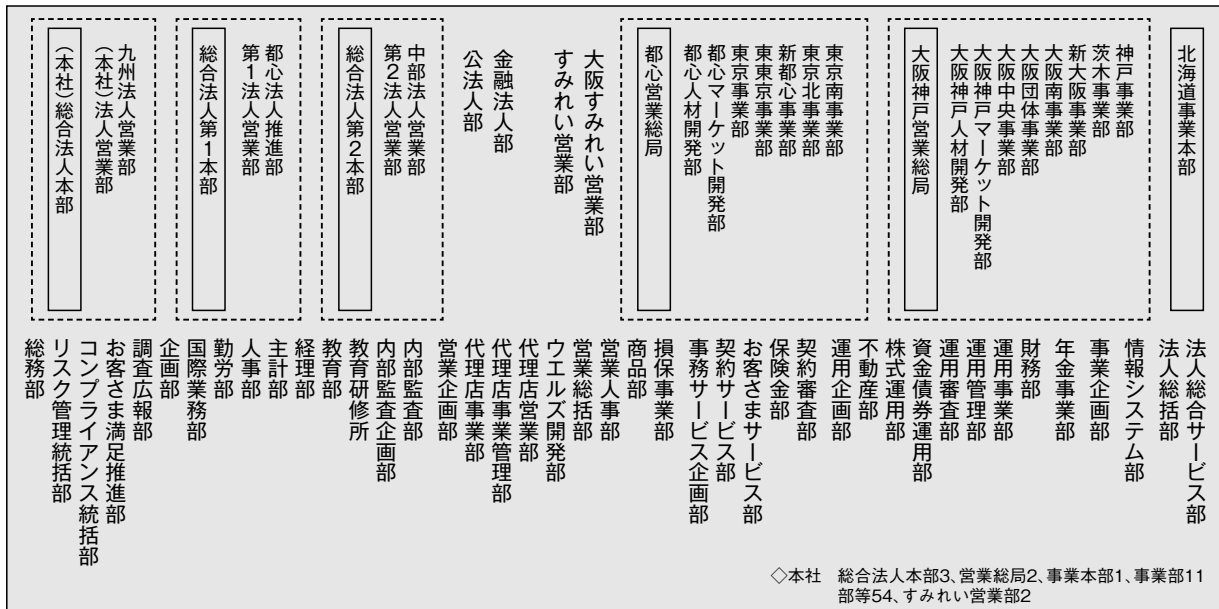
◆組織図(平成24年7月3日現在)



●経営組織



●本社



●支社・海外駐在員事務所

- ◇支社71
- ◇海外駐在員事務所4(ニューヨーク、ロンドン、ハノイ、北京)

◆組織の概況

支社・支部・海外駐在員事務所の状況

区分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
支社	73	73	71
支部	1,782	1,679	1,567
海外駐在員事務所	3	3	4
合計	1,858	1,755	1,642

(注) 上記の他、販売機能に重点を置いた組織として、本社組織である事業部を11店、支社傘下の組織である営業支社を6店設置しています。

従業員の在籍・採用状況

区分	平成21年度末 在籍数	平成22年度末 在籍数	平成23年度末 在籍数	平成21年度 採用数	平成22年度 採用数	平成23年度 採用数	平成23年度末	
							平均年齢	平均勤務年数
職 員	9,612名	9,790名	11,497名	794名	438名	1,911名	44歳 8ヵ月	13年11ヵ月
(男 子)	4,433	4,564	4,435	250	217	112	45歳 1ヵ月	19年 4ヵ月
(女 子)	5,179	5,226	7,062	544	221	1,799	44歳 6ヵ月	10年 6ヵ月
(総合職)	3,805	3,895	3,828	279	210	62	41歳11ヵ月	18年 6ヵ月
(一般職)	4,444	4,411	4,250	431	154	90	43歳 5ヵ月	13年 6ヵ月
営業職員	35,669	32,576	31,456	8,382	5,335	4,612	49歳 2ヵ月	13年 0ヵ月
(男 子)	946	888	812	60	37	28	51歳 3ヵ月	19年 0ヵ月
(女 子)	34,723	31,688	30,644	8,322	5,298	4,584	49歳 2ヵ月	12年10ヵ月

(注) 平成23年4月から派遣社員を新職種のオフィスパートナーとして雇用したこと等により、平成23年度末の在籍数、および平成23年度の採用数が前年比増となっております。

平均給与(職員)

(単位：千円)

区分	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
職 員	382	379	336

(注) 平均給与月額額は、各年3月中税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

平均給与(営業職員)

(単位：千円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
営業職員	235	237	241

(注) 平均給与月額額は、各年度の税込定例給与であり、賞与は含みません。



大正2(1913)年12月に完成した日之出生命の本店社屋

明治40(1907)年	5月	日之出生命保険株式会社設立 (当社の創業年月)
大正15(1926)年	5月	住友生命保険株式会社に社名変更
昭和22(1947)年	8月	国民生命保険相互会社設立
昭和27(1952)年	6月	住友生命保険相互会社に社名変更
昭和35(1960)年	10月	住友生命社会福祉事業団設立
昭和48(1973)年	3月	全国総合オンラインシステム稼働
昭和52(1977)年	12月	「スマセイ絵画コンクール」がスタート
昭和60(1985)年	6月	住友生命健康財団設立
昭和61(1986)年	2月 4月	「スマセイ安心だより」送付開始 「全国縦断チャリティコンサート」がスタート
平成2(1990)年	4月 12月	「いずみホール」をオープン 「創作四字熟語」スタート
平成5(1993)年	11月	「リガード」(特定疾病保障保険)発売
平成6(1994)年	2月	「リビング・ニーズ特約」発売
平成8(1996)年	2月	「Vガード」(重度慢性疾患保障保険)発売
平成9(1997)年	4月	新全国オンラインネットワークシステム 「あいネット21」全面稼働
平成11(1999)年	4月	介護保障商品の発売を開始 「ご契約重要事項のお知らせ」作成
平成12(2000)年	9月 11月	三井グループ・住友グループの金融各社 による確定拠出年金の運営管理機関「ジ ャパン・ペンション・ナビゲーター」設立 住友海上(現三井住友海上)との全面提携
平成13(2001)年	4月 7月 10月 11月	「LIVE ONE」発売 新本社ビル竣工 生保8社による企業年金事務・システム 受託会社「ジャパン・ペンション・サービ ス」設立 三井住友銀行・三井住友海上・三井生 命との全面提携について合意

平成14(2002)年	10月 12月	銀行等の窓口にて年金商品の販売開始 三井住友銀行・三井住友海上・三井生 命との全面提携に基づく、運用子会社5 社合併による新会社「三井住友アセッ トマネジメント」営業開始
平成15(2003)年	9月	「Q/バック」発売
平成16(2004)年	10月	アリコジャパン(現メットライフアリコ) との業務提携について合意
平成17(2005)年	4月 11月	「スマセイの千客万頼」発売 中国生命保険事業への進出
平成18(2006)年	4月 6月 8月 9月 12月	「指定代理請求特約」発売 外部専門家で構成する「保険金等支払 審議会」設置 携帯端末「Vite(ビット)」稼働 スマセイダイレクトサービスの創設 保険金等の支払に関する「相談窓口」 および「社外弁護士による無料相談制 度」開設
平成19(2007)年	5月 6月 8月 11月	創業100周年 「未来を築く子育てプロジェクト」開始 保険料入金のキャッシュレス化 「がん長期サポート特約」発売
平成20(2008)年	3月 5月	社外有識者で構成する「CS向上アドバ イザー会議」設置 社外取締役等で構成する「コーポレー トガバナンス委員会」設置
平成21(2009)年	2月 10月	「入院保障充実特約」発売 「救Q隊KING」「ドクターKING」発売 三井住友海上の個人向け・企業向け損 保商品の全面販売開始 保険デザイナーズ・いずみエージェン シーを合併し「いずみライフデザイナ ーズ」設立
平成22(2010)年	4月 7月 10月	三井生命との共同出資による生命保険 子会社「メディケア生命」営業開始 資産運用システムにクラウドコンピュー ティングの採用を決定 エンベディッド・バリューを開示
平成23(2011)年	3月 12月	新コーポレートブランドを展開 新主力商品「Wステージ」発売 「スマセイ未来応援活動」開始 ベトナム(ハノイ)に駐在員事務所設立
平成24(2012)年	3月 7月	「スマセイ・マイル」開始 新携帯端末「Sumisei Lief(スマセイ リーフ)」稼働

◆住友生命サービス網(平成24年7月3日現在)

本社・東京本社

	所在地	電話番号
本社	〒540-8512 大阪府大阪市中央区城見1-4-35	(06) 6937-1435
東京本社	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-1100

法人取引関係部門

	所在地	電話番号
(本社) 総合法人本部	〒540-8512 大阪府大阪市中央区城見1-4-35	(06) 6937-1851
総合法人第1本部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4700
総合法人第2本部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4700
法人総括部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4690
法人総合サービス部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4701
公法人部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4788
金融法人部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-6179
年金事業部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4766
代理店事業部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4980
代理店営業部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-5866

コールセンター

スミセイコールセンター	0120-307506
-------------	-------------

支社・事業部・サポートセンター・ご来店サービスセンター(SC)・営業総局・すみれい営業部・海外駐在員事務所
(平成24年7月3日現在)

※ご加入の生命保険に関するお問い合わせ、お手続きは187ページおよび最終ページに記載の
スミセイコールセンターへお願いします。

支社・事業部・サポートセンター・ご来店サービスセンター(SC)

名称	〒	所在地	電話番号
*北海道 サポートセンター	060-8528	札幌市中央区南2条東1-1-14 住友生命札幌中央ビル5F	(011) 222-3995
札幌支社	060-8528	札幌市中央区南2条東1-1-14 住友生命札幌中央ビル9F	(011) 222-3379
北海道CS 事業部	060-8528	札幌市中央区南2条東1-1-14 住友生命札幌中央ビル3F	(011) 241-3860
*旭川支社	070-0033	旭川市三条通9-1704-1 住友生命旭川ビル4F	(0166) 23-4778
*釧路支社	085-0015	釧路市北大通10-1-4 北陸銀行住友生命ビル4F	(0154) 23-6382
*北見支社	090-8722	北見市大通西4-4-1 住友生命北見ビル2F	(0157) 24-8032
*青森支社	030-0823	青森市橋本1-9-22 住友生命青森ビル8F	(017) 723-1513
*盛岡支社	020-0021	盛岡市中央通2-2-5 住友生命盛岡ビル4F	(019) 651-6713
*仙台総支社	980-6088	仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル13F	(022) 222-3982
*秋田支社	010-0001	秋田市中通2-2-32 住友生命秋田ビル1F	(018) 833-4179
*山形支社	990-0031	山形市十日町2-4-19 住友生命山形第2ビル4F	(023) 622-1444
*福島支社	963-8513	郡山市清水台1-4-7 住友生命郡山清水台ビル4F	(024) 922-5802
*栃木支社	320-0811	宇都宮市大通り1-4-24 住友生命宇都宮ビル7F	(028) 622-6545
*小山支社	323-0022	小山市駅東通り2-37-3 住友生命小山ビル4F	(0285) 25-9984
*群馬支社	371-8539	前橋市大手町2-6-17 住友生命前橋ビル5F	(027) 221-9190
*水戸支社	310-0021	水戸市南町3-4-10 住友生命水戸ビル4F	(029) 224-9113
*新潟支社	950-8505	新潟市中央区東大通1-2-30 第3マルカビル8F	(025) 243-1143
*長岡支社	940-8511	長岡市東坂之上町2-5-11 長岡STビル6F	(0258) 33-5518
*都心 サポートセンター	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル18F	(03) 5323-0601
*東京事業部	104-0028	中央区八重洲2-2-1 住友生命八重洲ビル8F	(03) 3272-8022
東東京事業部	101-0033	千代田区神田岩本町1 住友生命千代田ビル6F	(03) 5296-2052
新都心事業部	163-0209	新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル9F	(03) 3348-6833
東京北事業部	170-0013	豊島区東池袋3-4-3 池袋イーストビル3F	(03) 5992-5670
東京南事業部	108-0014	港区芝4-10-3 住友生命三田ビル5F	(03) 5232-1314
千住支社	120-0036	足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル5F	(03) 3882-1072
*東京西支社	190-0022	立川市錦町2-4-6 住友生命立川ビル3F	(042) 529-4505
武蔵野支社	180-0006	武蔵野市中町2-2-3 住友生命武蔵野ビル9F	(0422) 55-9677
*山梨支社	400-0031	甲府市丸の内3-32-11 住友生命甲府丸の内ビル7F	(055) 224-4313

名称	〒	所在地	電話番号
*千葉支社	260-8621	千葉市中央区中央1-1-3 住生りそな千葉ビル6F	(043) 227-3299
*北千葉支社	277-8507	柏市柏2-5-7 住友生命柏ビル2F	(04) 7167-3533
*埼玉中央支社	330-0845	さいたま市大宮区仲町3-13-1 住友生命大宮第2ビル4F	(048) 641-2223
熊谷支社	360-0044	熊谷市弥生2-44 住友生命熊谷ビル5F	(048) 521-4045
*埼玉西支社	350-1193	川越市脇田本町23-1 住友生命川越ビル6F	(049) 247-0501
*越谷支社	343-0816	越谷市弥生町14-22 住友生命越谷ビル5F	(048) 963-0703
*町田支社	194-0013	町田市原町田5-5-11 住友生命町田ビル5F	(042) 726-4314
*横浜支社	220-8530	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル13F	(045) 325-0012
川崎支社	210-8552	川崎市川崎区東田町11-28 住友生命川崎ビル3F	(044) 244-8473
南神奈川支社	244-0805	横浜市戸塚区川上町85-1 N&Fビル2 5F	(045) 823-5049
湘南支社	254-0035	平塚市宮の前1-1-13 住友生命平塚ビル4F	(0463) 21-1624
*長野支社	380-8557	長野市中御所岡田180-2 住友生命長野岡田町ビル5F	(026) 228-7194
*松本支社	390-0811	松本市中央2-6-1 住友生命松本ビル4F	(0263) 32-0355
*岐阜支社	500-8524	岐阜市金町5-24 住友生命岐阜ビル4F	(058) 265-1423
*静岡支社	420-0837	静岡市葵区日出町1-2 静岡住友ビル2F	(054) 254-5496
*浜松支社	430-0946	浜松市中区元城町115-1 住友生命浜松元城町ビル2F	(053) 454-4463
*沼津支社	410-0801	沼津市大手町3-6-18 住友生命沼津ビル4F	(055) 962-7324
*名古屋支社	450-8615	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル18F	(052) 582-4863
*愛知中央支社	461-8602	名古屋市中区葵3-15-31 住友生命千種ビル4F	(052) 936-2527
*愛知東支社	444-8517	岡崎市康生通南3-5 住友生命岡崎第2ビル4F	(0564) 21-2143
*三重支社	514-8566	津市栄町2-309 住友生命津ビル1F	(059) 227-0113
*富山支社	930-8504	富山市桜橋通り1-18 住友生命富山ビル2F	(076) 441-2373
*金沢支社	920-8632	金沢市南町4-55 住友生命金沢ビル6F	(076) 231-1283
*福井支社	910-0005	福井市大手3-4-7 住友生命福井ビル4F	(0776) 22-7469
*滋賀支社	520-0055	大津市春日町1-4 平和堂大津ビル5F	(077) 522-5303
*京都支社	600-8492	京都市下京区四条通新町東入ル 月鉾町62住友生命京都ビル5F	(075) 221-1845
*舞鶴SC	624-0924	舞鶴市職人11 住友生命舞鶴ビル2F	(0773) 75-4321
*大阪神戸 サポートセンター	541-0041	大阪市中央区北浜4-1-21 住友生命淀屋橋ビル9F	(06) 6223-9773

*にはお客さまサービスカウンターがございます。

名称	〒	所在地	電話番号
大阪中央事業部	541-0053	大阪市中央区本町4-4-24 住友生命本町第2ビル 4F	(06) 6244-9066
大阪団体事業部	542-0073	大阪市中央区日本橋2-9-16 日本橋センタービル3F	(06) 6632-3162
* 大阪南事業部	545-0051	大阪市阿倍野区旭町1-1-17 住友生命川崎阿倍野ビル 7F	(06) 6647-7733
南大阪支社	583-0024	藤井寺市藤井寺1-5-26 住友生命藤井寺ビル 4F	(072) 952-3660
新大阪事業部	532-0003	大阪市淀川区宮原4-1-14 住友生命新大阪北ビル4F	(06) 6395-8356
* 茨木事業部	567-0829	茨木市双葉町2-25 住友生命茨木ビル3F	(072) 633-1442
* 京阪支社	573-8533	枚方市大垣内町1-4-5 住友生命枚方ビル3F	(072) 843-7807
* 堺支社	590-0076	堺市堺区北瓦町1-3-17 NBF堺東ビル7F	(072) 238-7062
* 岸和田CS事業部	596-8567	岸和田市沼町35-22 住友生命岸和田ビル4F	(072) 423-4142
* 東大阪支社	577-0056	東大阪市長堂1-11-22 住友生命布施ビル3F	(06) 6787-0232
* 奈良支社	630-8543	奈良市油阪町出口1-14 住友生命奈良ビル2F	(0742) 26-5013
* 和歌山支社	640-8540	和歌山市本町4-6-1 住友生命和歌山ビル3F	(073) 431-3474
* 神戸事業部	651-0185	神戸市中央区東町126 神戸シルクセンタービル7F	(078) 391-3229
* 姫路支社	670-8552	姫路市東延末1-1 住友生命姫路南ビル2F	(079) 224-1883
* 明石支社	673-0898	明石市樽屋町1-29 日工住友生命ビル8F	(078) 917-1495
* 鳥取支社	680-8510	鳥取市今町1-103 住友生命鳥取ビル4F	(0857) 23-1823
* 松江支社	690-0003	松江市朝日町484-16 住友生命松江ビル4F	(0852) 22-2257
* 岡山支社	700-0904	岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル12F	(086) 225-3210

*にはお客さまサービスカウンターがございます。

名称	〒	所在地	電話番号
* 広島総支社	732-0827	広島市南区稲荷町4-1 住友生命広島ビル8F	(082) 261-5283
福山支社	720-0812	福山市霞町1-1-24 住友生命福山ビル8F	(084) 924-1168
* 山口支社	750-8502	下関市細江町1-2-7 住友生命下関ビル5F	(083) 231-3445
* 徳島支社	770-0911	徳島市東船場町2-21-2 阿波銀住友生命ビル5F	(088) 654-1503
* 高松支社	760-8566	高松市番町1-6-1 住友生命高松ビル7F	(087) 821-4443
* 松山支社	790-0003	松山市三番町4-11-1 住友生命松山三番町ビル6F	(089) 941-4423
* 新居浜支社	792-8575	新居浜市北新町9-16 住友生命新居浜ビル2F	(0897) 37-1133
* 高知支社	780-8559	高知市本町4-2-52 住友生命高知ビル8F	(088) 822-2103
* 福岡総支社	810-8572	福岡市中央区天神2-8-34 住友生命福岡ビル6F	(092) 721-5123
久留米支社	830-8540	久留米市日吉町14-33 住友生命久留米ビル2F	(0942) 33-9582
* 北九州支社	802-8550	北九州市小倉北区堺町1-9-10 アースコート堺町BLDG 9F	(093) 531-2883
* 佐賀支社	840-0816	佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル7F	(0952) 24-2373
* 長崎支社	850-8518	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル9F	(095) 826-3276
* 熊本支社	860-8587	熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル8F	(096) 355-2303
* 大分支社	870-0034	大分市都町1-1-23 住友生命大分ビル9F	(097) 535-1779
* 宮崎支社	880-8508	宮崎市高千穂通1-6-35 住友生命宮崎ビル4F	(0985) 26-1613
* 鹿児島支社	892-8546	鹿児島市山之口町3-31 住友生命鹿児島ビル5F	(099) 226-7268
* 沖縄支社	900-8513	那覇市久茂地2-9-7 住友生命那覇久茂地ビル4F	(098) 866-3023

営業総局

都心営業総局	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル17F	(03) 5323-6101
--------	----------	--------------------------------	-------------------

大阪神戸営業総局	541-0041	大阪市中央区北浜4-1-21 住友生命淀屋橋ビル1F	(06) 4707-2149
----------	----------	-------------------------------	-------------------

すみれい営業部

すみれい営業部	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル13F	(03) 3349-7762
---------	----------	--------------------------------	-------------------

大阪すみれい営業部	541-0053	大阪市中央区本町2-1-6 堺筋本町センタービル14F	(06) 6262-5345
-----------	----------	--------------------------------	-------------------

海外駐在員事務所

ニューヨーク駐在員事務所	565 Fifth Avenue 5 th Floor New York, NY 10017, U.S.A.	(212) 521-8340
ロンドン駐在員事務所	1st Floor, Dashwood House, 69 Old Broad Street, London EC2M 1QS, U.K.	(20) 7256-7630

北京事務所	100004 中華人民共和国北京市朝陽区 光華路七号漢威大厦17階1721单元	(10) 6561-6120
ハノイ駐在員事務所	Unit 405, 83B Ly Thuong Kiet Street, Hoan Kiem District, Hanoi, VIETNAM	(43) 946-0444

◆生命保険協会統一開示項目索引

このディスクロージャー資料は、保険業法第111条に基づき、また(社)生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

(注) *印は保険業法で開示することが定められている項目

I. 保険会社の概況及び組織*

1. 沿革	186
2. 経営の組織*	183
3. 店舗網一覧	187
4. 基金の状況*	14, 132
5. 総代氏名	180~181
(総代の役割)	58
(選考方法)	59
(主な保険種別・職業別・年齢別・社員資格取得時期別・地域別による構成)	182
6. 社員構成	182
7. 審議員氏名	181
(制度の趣旨)	59
(審議員の役割)	59
(職業・年齢)	181~182
8. 取締役及び監査役(役職名・氏名)*	185
9. 会計参与の氏名又は名称*	該当せず
10. 従業員の在籍・採用状況	184
11. 平均給与(内勤職員)	184
12. 平均給与(営業職員)	184
13. 総代会傍聴制度	58
(議事録)	61~63

II. 保険会社の主要な業務の内容*

1. 主要な業務の内容*	77
2. 経営方針	4

III. 直近事業年度における事業の概況*

1. 直近事業年度における事業の概況*	75~76
2. 契約者懇談会開催の概況	60
3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	24~27
4. 契約者に対する情報提供の実態	48, 72
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	36~38
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略	49
7. 新規開発商品の状況	32~33
8. 保険商品一覧	34~35
9. 情報システムに関する状況	41
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	50~56

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標*

V. 財産の状況*

1. 貸借対照表*	86~87
2. 損益計算書*	88
3. キャッシュ・フロー計算書*	該当せず
4. 基金等変動計算書*	89~90
5. 剰余金処分又は損失処理に関する書面*	90
6. 債務者区分による債権の状況*	
(破産更生債権及びこれらに準ずる債権)*	121
(危険債権)*	121
(要管理債権)*	121
(正常債権)*	121
7. リスク管理債権の状況*	
(破綻先債権)*	120
(延滞債権)*	120
(3カ月以上延滞債権)*	120
(貸付条件緩和債権)*	120
8. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況*	121
9. 保険金等の支払能力の充実の状況*	
(ソルベンシー・マージン比率)*	121
保険金等の支払能力の充実の状況(旧基準によるソルベンシー・マージン比率)*	123

10. 有価証券等の時価情報(会社計)*

(有価証券)*	105
(金銭の信託)*	107
(デリバティブ取引)*	107~110
11. 経常利益等の明細(基礎利益)	103
12. 計算書類等について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨*	104
13. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨*	該当せず
14. 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨*	該当せず
15. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容*	該当せず

VI. 業務の状況を示す指標等*

1. 主要な業務の状況を示す指標等	
(1) 決算業績の概況	75~76
(2) 保有契約高及び新契約高*	143
(3) 年換算保険料	143
(4) 保障機能別保有契約高*	142
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高*	144
(6) 異動状況の推移	147~148
(7) 社員配当の状況*	12, 81~85
2. 保険契約に関する指標等	
(1) 保有契約増加率*	144
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)*	154
(3) 新契約率(対年度始)	154
(4) 解約失効率(対年度始)*	154
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)*	154
(6) 死亡率(個人保険主契約)	154
(7) 特約発生率(個人保険)	155
(8) 事業費率(対収入保険料)	155
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数*	155
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合*	155
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合*	155
(12) 未収受再保険金の額*	156
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合*	156
3. 経理に関する指標等	
(1) 支払備金明細表	128
(2) 責任準備金明細表*	128
(3) 責任準備金残高の内訳*	128
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)*	129
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数*	130
(6) 社員配当準備金明細表*	130
(7) 引当金明細表*	131
(8) 特定海外債権引当勘定の状況*	
(特定海外債権引当勘定)*	131
(対象債権額国別残高)*	131

(9)保険料明細表	133
(10)保険金明細表	133～134
(11)年金明細表	134～135
(12)給付金明細表	135～136
(13)解約返戻金明細表	136
(14)減価償却費明細表	140
(15)事業費明細表*	140
(16)税金明細表	141
(17)リース取引	141
(18)借入金残存期間別残高	131
4.資産運用に関する指標等	
(1)資産運用の概況	
(年度の資産の運用概況)	16
(ポートフォリオの推移 (資産の構成及び資産の増減))*	111
(2)運用利回り*	112
(3)主要資産の平均残高*	111
(4)資産運用収益明細表*	137
(5)資産運用費用明細表*	137
(6)利息及び配当金等収入明細表*	137
(7)有価証券売却益明細表	138
(8)有価証券売却損明細表	138
(9)有価証券評価損明細表	138
(10)商品有価証券明細表*	112
(11)商品有価証券売買高	112
(12)有価証券明細表*	112
(13)有価証券残存期間別残高* …	112～113
(14)保有公社債の期末残高利回り	113
(15)業種別株式保有明細表*	114
(16)貸付金明細表*	118
(17)貸付金残存期間別残高	118
(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳*	119
(19)貸付金業種別内訳*	119
(20)貸付金用途別内訳*	120
(21)貸付金地域別内訳	120
(22)貸付金担保別内訳*	120
(23)有形固定資産明細表*	
(有形固定資産の明細)*	124
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)*	124
(24)固定資産等処分益明細表*	138
(25)固定資産等処分損明細表*	139
(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表	139
(27)海外投融資の状況	
(資産別明細)*	125～126
(地域別構成)*	126
(外貨建資産の通貨別構成)	127
(28)海外投融資利回り*	112
(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	125
(30)各種ローン金利	156
(31)その他の資産明細表	125
5.有価証券等の時価情報(一般勘定)	
(有価証券)	115
(金銭の信託)	116
(デリバティブ取引)	117

VII. 保険会社の運営*

1.リスク管理の体制*	68～71
2.法令遵守の体制*	65～66
3.法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性*	129
4.指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第五十五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第五十五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	28
5.個人データ保護について	67
6.反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	66

VIII. 特別勘定に関する指標等*

1.特別勘定資産残高の状況*	149
2.個人変額保険及び個人変額年金保険 特別勘定資産の運用の経過	149
3.個人変額保険及び個人変額年金保険の状況*	
(1)保有契約高	149
(2)年度末資産の内訳*	149～150
(3)運用収支状況*	150
(4)有価証券等の時価情報	151
(有価証券)	151
(金銭の信託)	151
(デリバティブ取引)	151～152

IX. 保険会社及びその子会社等の状況*

1.保険会社及びその子会社等の概況*	
(1)主要な事業の内容及び組織の構成* …	78～79
(2)子会社等に関する事項*	
(名称)*	80
(主たる営業所又は事務所の所在地)*	80
(資本金又は出資金の額)*	80
(事業の内容)*	80
(設立年月日)*	80
(保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)*	80
(保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)*	80
2.保険会社及びその子会社等の主要な業務*	
(1)直近事業年度における事業の概況*	78
(2)主要な業務の状況を示す指標*	
(経常収益)*	78
(経常利益又は経常損失)*	78
(当期純剰余又は当期純損失)*	78
(包括利益)*	78
(総資産)*	78
(ソルベンシー・マージン比率)*	78
3.保険会社及びその子会社等の財産の状況*	
(1)連結貸借対照表*	157
(2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書*	
(連結損益計算書)*	158
(連結包括利益計算書)*	158
(3)連結キャッシュ・フロー計算書*	173
(4)連結基金等変動計算書*	159～160
(5)リスク管理債権の状況*	
(破綻先債権)*	177
(延滞債権)*	177
(3カ月以上延滞債権)*	177
(貸付条件緩和債権)*	177
(6)保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)*	177
(7)子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)*	178
子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(旧基準によるソルベンシー・マージン比率)*	178
(8)セグメント情報*	178
(9)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨*	該当せず
(10)代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	174、176
(11)事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容*	該当せず

◆五十音索引

(あ行)		コールセンター	187
いずみホール	52	告知義務	36
インターネットによるサービス	40,72	ご契約者懇談会	26,59,60
WELL'S (ウェルズ)	40	個人情報保護に関する基本方針	67
運用環境(一般勘定)	16	個人情報保護	67
運用状況(一般勘定)	16	こども絵画コンクール	21,52
運用方針(一般勘定)	16	コンプライアンス(法令等順守)	65
運用利回り(一般勘定)	112		
ALM	16,69	(さ行)	
営業拠点数	184	サービス網	187~189
沿革	186	財団・事業団の活動	52,53
エンブレムGP	43	三利源	11
エンベディッド・バリュー	15	サンゴ礁保全プロジェクト	54
お客さまの声(苦情・お褒め・ご満足)	25	CSR経営方針	2
お客さまへの情報提供	38,72	CS向上アドバイザー会議	25
お客さま満足度アンケート	26	CS向上委員会	24
オペレーショナル・リスク	71	資産運用リスク	70
お役に立った保険金・給付金	10,133~136	支社等所在地	188~189
		市場リスク	70
(か行)		システムリスク	71
海外事業への取組み	47	執行役員	185
会社概要	3	実質資産負債差額	13
解約+失効の状況	10	指定代理請求特約	33,35
格付の状況	13	支払管理態勢	29~31
確定給付企業年金(DB)	43	事務リスク	71
確定拠出年金(DC)	44	社員の構成	182
監査役(会)	64,185	社会貢献活動	50~56
がん長期サポート特約	33	新先進医療特約	32,35
がんへの取組み	51	主要な業務の内容	77
勧誘方針	66	従業員数	3,184
基金の状況	14,132	少子化対策	50
基金拠出者	132	情報技術の活用	41
基金償却準備金	132	情報リスク	71
基金償却積立金	132	剰余金処分に関する決議	90
基金等変動計算書	89	審議員	181
基礎利益	3,11,103	審議員会	59
逆ざや	12	新契約価値	15
教育制度	49	新契約の状況	10,143
金融機関窓販への取組み	47	信用リスク	70
クーリング・オフ制度	36	ストレステスト	69
経営管理体制	64	スミセイ環境方針	54
経営政策会議	64	スミセイダイレクトサービス	40,72
経営の要旨	2	スミセイハーモニー	49
経営方針	4	スミセイ・ヒューマニー活動	52,56
経常利益	3,11,88,103	スミセイマイル	22,39
コーポレートガバナンス委員会	64	スミセイ未来応援活動	22,39

Sumisei Lief(スミセイライフ)……………39,41	(は行)
住友財団 …………… 53	配当金(社員配当金) …………… 12,81~85
住友生命グループ行動憲章 …………… 8	バラ色人生 …………… 33
住友生命健康財団 …………… 53	反社会的勢力との関係を遮断し排除するための基本方針 … 66
住友生命公式 Facebookページ…………… 6	東日本大震災への対応 …………… 7
住友生命社会福祉事業団 ……………52,53	不動産投資リスク …………… 70
生命保険契約者保護機構 …………… 45	ブランドビジョン …………… 2
生命保険協会統一開示項目索引 …………… 190~191	ブランド戦略 …………… 6
生命保険の知識と制度 ……………36~37	不良債権 …………… 14,120
生命保険料控除 …………… 37	紛争解決機関 …………… 28
責任準備金 …………… 3,14,128~129	法人向け商品ラインアップ …………… 42
千客万頼 …………… 33	保険業法施行規則に基づく索引 ……………194
全国縦断チャリティコンサート …………… 52	保険金等支払管理態勢 ……………29~31
相互会社のしくみ …………… 58	保険種類一覧 …………… 34
総資産 …………… 3, 14, 86	保険の森 …………… 40
総代会 …………… 58	保険引受リスク …………… 69
総代会開催結果、質疑応答(要旨) ……………61~63	ほけん百花 …………… 40
総代名簿 …………… 180~181	保険料等収入 ……………3,11,88
組織図 ……………183	保有契約価値 …………… 15
ソルベンシー・マージン比率 … 3,13,121~123	保有契約の状況 …………… 10,143~144
損益計算書 …………… 88	ボランティア活動(スミセイ・ヒューマニー活動) …52,56
(た行)	本社等所在地 ……………187
大規模災害等への対策 …………… 71	(ま行)
貸借対照表 ……………86~87	未来診断 …………… 39
Wステージ未来デザイン …………… 32	未来を強くする子育てプロジェクト …………… 50
団体年金保険特別勘定の状況 ……………153	メディケア生命 …………… 40
注意喚起情報 …………… 38	(や行)
中期経営計画 …………… 5	有価証券残高 …………… 3, 14, 112~113
直近事業年度における事業の概況 ……………75~76	ユニバーサルデザインカレンダー …………… 53
直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 … 3	4つの先進の価値 …………… 6
ディスクロージャー …………… 72	(ら行)
デメリット情報の提供 ……………36~38	来店型保険ショップ …………… 40
当期純剰余 ……………3,11,88	リスク管理体制 ……………68~71
ドクターKING …………… 33	利息及び配当金等収入 …………… 11,88,137
特別勘定に関する指標等 …………… 149~153	流動性リスク …………… 70
取締役 ……………185	連結貸借対照表 ……………157
取締役会 …………… 64	連結損益計算書 ……………158
(な行)	連結基金等変動計算書 …………… 159~160
内部監査体制 …………… 64	連結キャッシュ・フロー計算書 ……………173
内部統制基本方針 …………… 65	連結ソルベンシー・マージン比率 ……………177
内部統制システムの整備 …………… 65	(わ行)
内部留保 …………… 13	ワーク・ライフ・バランス…………… 48
日本郵政グループへの取組み …………… 47	
認知症ケア分野への支援 …………… 51	
年換算保険料 …………… 10,143	

◆保険業法施行規則に基づく索引

※下記の項目は条文及び別表を要約したものです。

保険業法施行規則 第59条の2 第1項(単体決算関係)

1. 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

- イ. 経営の組織 183
- ロ. (株式会社に関する条文につき省略)
- ハ. 基金拠出額の多い順に5以上の基金拠出者に関する次に掲げる事項 132
 - (1) 氏名(基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称)
 - (2) 各基金拠出者の基金拠出額
 - (3) 基金の総額に占める各基金拠出額の割合
- ニ. 取締役及び監査役の氏名及び役職名 185
- ホ. (会計参与設置会社に関する条文につき省略)

2. 保険会社の主要な業務の内容 77

3. 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

- イ. 直近の事業年度における事業の概況 75~76
- ロ. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 3
 - (1) 経常収益
 - (2) 経常利益又は経常損失
 - (3) 当期純剰余又は当期純損失
 - (4) 基金(保険業法第56条の基金償却積立金を含む。)の総額
 - (5) (株式会社に関する条文につき省略)
 - (6) 総資産額及び特別勘定又は積立勘定として経理された資産額
 - (7) 責任準備金残高
 - (8) 貸付金残高
 - (9) 有価証券残高
 - (10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)
 - (11) (株式会社に関する条文につき省略)
 - (12) 保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した額に占める社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合
 - (13) 従業員数
 - (14) 保有契約高
 - (15)~(18) (保険金信託業務を行なう場合に関する条文につき省略)
- ハ. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項(別表)

■主要な業務の状況を示す指標等

- 1. 新契約高及び保有契約高 143
- 2. 保障機能別保有契約高 142
- 3. 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 144

■保険契約に関する指標等

- 1. 保有契約増加率 144
- 2. 個人保険の新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 154
- 3. 解約失効率 154
- 4. 月払契約の個人保険新契約平均保険料 154
- 5. 社員配当の状況 12.81~85
- 6. 再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 155
- 7. 再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 155
- 8. 再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 155
- 9. 未収受再保険金の額 156
- 10. 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの発生保険金額の経過保険料に対する割合 156

■経理に関する指標等

- 1. 責任準備金明細表 128
- 2. 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率 129
- 2の2. 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法及びその計算の基礎となる係数 130
- 3. 社員配当準備金明細 130
- 4. 引当金明細 131
- 5. 特定海外債権引当勘定 131
- 6. 個別特定海外債権残高 131
- 7. 固定資産等処分益及び固定資産等処分損 138, 139
- 8. 事業費明細 140

■資産運用に関する指標等

- 1. 主要資産の平均残高 111
- 2. 資産の構成及び資産の増減 111
- 3. 運用利回り 112
- 4. 資産運用収益明細 137
- 5. 資産運用費用明細 137
- 6. 利息及び配当金等収入明細 137
- 7. 有価証券残高 112
- 8. 有価証券残存期間別残高 112
- 9. 商品有価証券残高 112
- 10. 業種別保有株式の額 114
- 11. 貸付金残高 118
- 12. 国内企業向け企業規模別貸付金残高 119
- 13. 業種別貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合 119
- 14. 使途別貸付金残高の合計に対する割合 120
- 15. 担保別貸付金残高 120
- 16. 有形固定資産の残高 124
- 17. 不動産残高及び賃貸用ビル保有数 124
- 18. 海外投融資残高 125~126
- 19. 海外投融資の地域別構成 126
- 20. 海外投融資利回り 112

■特別勘定に関する指標等

- 1. 特別勘定資産残高 149
- 2. 個人変額保険特別勘定資産 149
- 3. 個人変額保険特別勘定の運用収支 150

■保険金信託業務に関する指標
(保険金信託業務を行なう場合に関する条文につき省略)

二. 責任準備金の残高として別表に掲げる事項(別表)

契約年度別責任準備金残高	129
責任準備金残高の内訳	128

ホ. (損害保険会社に関する条文につき省略)

4. 保険会社の運営に関する次に掲げる事項

- イ. リスク管理の体制 68~71
- ロ. 法令遵守の体制 65~66
- ハ. 法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性 129
- ニ. 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 28
 - (1) 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合 生命保険会社が生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称
 - (2) 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合に関する条文につき省略
- ホ. (損害保険会社に関する条文につき省略)

5. 保険会社の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- イ. 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成しない場合に限る。)及び剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書 88~92
- ロ. 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 120
 - (1) 破綻先債権に該当する貸付金
 - (2) 延滞債権に該当する貸付金
 - (3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸付金
 - (4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金
- ハ. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 121
- ニ. 債権について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額 121
 - (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (2) 危険債権
 - (3) 要管理債権
 - (4) 正常債権
- ホ. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率) 121
- ヘ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 105~110
 - (1) 有価証券
 - (2) 金銭的信託
 - (3) デリバティブ取引
 - (4) 金融等デリバティブ取引
 - (5) 先物外国為替取引
 - (6) 有価証券関連デリバティブ取引
 - (7) 金融商品取引法第28条第8項第3号イ若しくは第4号イに掲げる取引又は外国金融商品市場における同項第3号イに掲げる取引と類似の取引
- ト. 貸借引当金の期末残高及び期中の増減額 131
- チ. 貸付金償却の額 138
- リ. 公衆の縦覧に供する書類について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 104
- ヌ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 該当せず

6. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 該当せず

保険業法施行規則 第59条の3 第1項(連結決算関係)

1. 保険会社及びその子会社等(保険業法第111条第2項に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。)の概況に関する次に掲げる事項

- イ. 保険会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 78~79
- ロ. 保険会社の子会社等に関する次に掲げる事項 80
 - (1) 名称
 - (2) 主たる営業所又は事務所の所在地
 - (3) 資本金又は出資金の額
 - (4) 事業の内容
 - (5) 設立年月日
 - (6) 保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
 - (7) 保険会社の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

2. 保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

- イ. 直近の事業年度における事業の概況 78
- ロ. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 78
 - (1) 経常収益
 - (2) 経常利益又は経常損失
 - (3) 当期純剰余又は当期純損失
 - (4) 包括利益
 - (5) (株式会社に関する条文につき省略)
 - (6) 総資産額
 - (7) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

3. 保険会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項


- イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結基金等変動計算書 157~160, 173
- ロ. 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 177
 - (1) 破綻先債権に該当する貸付金
 - (2) 延滞債権に該当する貸付金
 - (3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸付金
 - (4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金
- ハ. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率) 177, 178
- ニ. 保険会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の業種を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの 178
- ホ. 保険会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 該当せず

4. 事業年度の末日において、重要事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 該当せず

お手続き・お問い合わせ先一覧

詳細は当社ホームページ (<http://www.sumitomolife.co.jp>) でご確認ください。

(平成24年6月現在)

		契約者貸付 保険ファンド 配当金などのご利用	住所変更 □座変更	名義変更	入院給付金 手術給付金 のご請求	契約内容の ご照会 等
 スミセイ ダイレクト サービス	インターネット	○	○	○	○	○
	パソコン 携帯電話	○	—	—	—	○
	電話による 自動取引サービス (スミセイカンタッチアンサー)	○	電話による自動取引サービス 0120-834914 携帯電話・PHSからは 06-6612-8349			
	カード(提携ATM)	○	<ATM提携先金融機関> ゆうちょ銀行、三井住友銀行、セブン銀行、全国265の信用金庫、京都中央信用金庫、大垣共立銀行、沖縄銀行、四国銀行、常陽銀行、東京都民銀行、南都銀行、北越銀行、北陸銀行、北海道銀行、北國銀行、三重銀行、武蔵野銀行			
スミセイコールセンター		○	○	○	○	○
ご来店窓口						

スミセイダイレクトサービス

月～土曜日 午前8時～午後11時45分 日曜日 午前8時～午後8時(祝日・年末年始(12/31～1/3)除く)

■インターネット(パソコン・携帯電話)

<http://www.sumitomolife.co.jp>

■電話による自動取引サービス(スミセイカンタッチアンサー)

0120-834914 (携帯・PHSからは(06)6612-8349)

iモード・EZweb・Yahoo!
ケータイは公式メニュー
またはQRコードから
アクセス!



スミセイコールセンター

0120-307506

月～金曜日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時 (日・祝日・年末年始(12/31～1/3)を除く)

まずコンピューター音声でご用件の番号をご案内いたします。ご用件の番号を入力いただきますと、担当者が対応させていただきます。

- ※証券番号をあらかじめお確かめのうえお電話願います。
- ※プライバシー保護のため、契約者等ご本人さまからのお電話をお願いします。
- ※担当者の対応途中に自動音声とプッシュホン操作による本人確認を実施させていただく場合がございます。

※金融機関を通じてご加入のお客さまは、下記番号をご利用ください。担当者が直接対応させていただきます。

0120-506154

※郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を通じてご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。

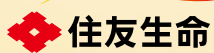
0120-506873

ご来店窓口

月～金曜日 午前9時～午後3時30分(土日・祝日・年末年始(12/31～1/3)除く)

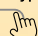
- ※店頭でお手続きいただく際は、ご本人と確認できる運転免許証などの証明書をご持参ください。
- ※お手続きの内容によっては事前にご用意いただく書類が必要な場合がございます。ご来店前にスミセイコールセンター宛にお電話でご確認ください。
- ※最寄のご来店窓口については、P.188～189をご覧ください。

あなたの未来を強くする



本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
〈ホームページ〉 <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 

営承P339

2012年7月調査広報部作成

